

平成 12 年

小樽市議会会議録(1)

第 1 回定例会

小 樽 市 議 会

平成12年 第1回定例会 会期及び会議日程
小樽市議会

会期 2月28日～3月24日(26日間)

月 日 (曜 日)	本 会 議	委 員 会
2月28日 (月)	提案説明	
29日 (火)	休 会	
3月 1日 (水)	〃	
2日 (木)	〃	
3日 (金)	〃	
4日 (土)	〃	
5日 (日)	〃	
6日 (月)	代表質問	
7日 (火)	〃	
8日 (水)	〃	
9日 (木)	休 会	予算及び地方分権に関する特別委員会
10日 (金)	〃	〃
11日 (土)	〃	
12日 (日)	〃	
13日 (月)	〃	予算及び地方分権に関する特別委員会
14日 (火)	〃	〃
15日 (水)	〃	〃
16日 (木)	〃	〃
17日 (金)	〃	〃
18日 (土)	〃	
19日 (日)	〃	
20日 (月)	〃	
21日 (火)	〃	学校適正配置等調査特別委員会
22日 (水)	〃	総務・経済・厚生・建設各常任委員会
23日 (木)	〃	
24日 (金)	討論・採決等	

平成12年
小樽市議会 第1回定例会会議録目次

○2月28日(月曜日) 第1日目

1.出席議員.....	1
1.欠席議員.....	1
1.出席説明員.....	1
1.議事参与事務局職員.....	2
1.開 会.....	3
1.開 議.....	3
1.会議録署名議員の指名.....	3
1.日程第1 会期の決定.....	3
1.日程第2 議案第1号ないし第97号.....	3
○市長提案説明.....	3
1.日程第3 「休会の決定」.....	13
1.散 会.....	13

○3月 6日(月曜日) 第2日目

1.出席議員.....	15
1.欠席議員.....	15
1.出席説明員.....	15
1.議事参与事務局職員.....	16
1.開 議.....	17
1.会議録署名議員の指名.....	17
1.日程第1 議案第1号ないし第98号.....	17
○市長提案説明(議98).....	17
○質疑並びに一般質問 新野議員.....	17
○質疑並びに一般質問 高階議員.....	31
1.散 会.....	52

○3月 7日(火曜日) 第3日目

1.出席議員.....	5 3
1.欠席議員.....	5 3
1.出席説明員.....	5 3
1.議事参与事務局職員.....	5 4
1.開 議.....	5 5
1.会議録署名議員の指名.....	5 5
1.日程第1 議案第1号ないし第98号.....	5 5
○質疑並びに一般質問 武井議員.....	5 5
○質疑並びに一般質問 佐野議員.....	7 2
1.散 会.....	8 9

○3月 8日（水曜日） 第4日目

1.出席議員.....	9 1
1.欠席議員.....	9 1
1.出席説明員.....	9 1
1.議事参与事務局職員.....	9 2
1.開 議.....	9 3
1.会議録署名議員の指名.....	9 3
1.日程第1 議案第1号ないし第98号.....	9 3
○質疑並びに一般質問 斉藤（裕）議員.....	9 3
○質疑並びに一般質問 新谷議員.....	1 0 8
採 決（議98）.....	1 2 4
予算及び地方分権に関する特別委員会設置・付託.....	1 2 4
常任委員会付託.....	1 2 4
1.日程第2 請願・陳情.....	1 2 4
学校適正配置等調査特別委員会付託（陳32～36）.....	1 2 4
常任委員会付託.....	1 2 5
1.日程第3 休会の決定.....	1 2 5
1.散 会.....	1 2 5

○3月24日（金曜日） 第5日目

1 . 出席議員.....	1 2 7
1 . 欠席議員.....	1 2 7
1 . 出席説明員.....	1 2 7
1 . 議事参与事務局職員.....	1 2 8
1 . 開 議.....	1 2 9
1 . 会議録署名議員の指名.....	1 2 9
1 . 日程第 1 議案第 1 号ないし第 9 7 号及び第 1 0 0 号並びに請願、陳情、調査	1 2 9
予算特別委員長報告.....	1 2 9
議案第 1 号・第 6 8 号・第 6 9 号修正案及び関連する議案第 1 0 0 号の趣旨説明.....	1 3 5
○ 討 論 北野議員.....	1 3 6
○ 討 論 前田議員.....	1 3 7
○ 討 論 武井議員.....	1 3 9
採 決.....	1 4 0
総務常任委員長報告.....	1 4 1
○ 討 論 新谷議員.....	1 4 2
採 決.....	1 4 4
経済常任委員長報告.....	1 4 5
○ 討 論 西脇議員.....	1 4 6
○ 討 論 大竹議員.....	1 4 7
採 決.....	1 4 7
厚生常任委員長報告.....	1 4 8
○ 討 論 中島議員.....	1 5 0
採 決.....	1 5 1
建設常任委員長報告.....	1 5 2
○ 討 論 古沢議員.....	1 5 3
採 決.....	1 5 4
学校適正配置等調査特別委員長報告.....	1 5 4
○ 討 論 北野議員.....	1 5 6
○ 討 論 松本（光）議員.....	1 5 7
○ 討 論 佐々木（勝）議員.....	1 5 7
○ 討 論 斉藤（陽）議員.....	1 5 8
○ 討 論 大畠議員.....	1 5 9
採 決.....	1 6 0
1 . 日程第 2 議案第 9 9 号、第 1 0 1 号、第 1 0 2 号.....	1 6 0
○ 市長提案説明（議 9 9）.....	1 6 0

○質 疑	高階議員.....	1 6 2
採 決.....		1 6 6
1 . 日程第 3	意見書案第 1 号ないし第 6 号及び決議案第 1 号.....	1 6 6
○提案説明	古沢議員.....	1 6 6
○討 論	新谷議員.....	1 6 7
採 決.....		1 6 8
1 . 閉 会.....		1 6 9

議 事 事 件 一 覧

議案

- | | | |
|-----|-------|-------------------------------------|
| 議案第 | 1 号 | 平成12年度小樽市一般会計予算 |
| 議案第 | 2 号 | 平成12年度小樽市港湾整備事業特別会計予算 |
| 議案第 | 3 号 | 平成12年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計予算 |
| 議案第 | 4 号 | 平成12年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計予算 |
| 議案第 | 5 号 | 平成12年度小樽市国民健康保険事業特別会計予算 |
| 議案第 | 6 号 | 平成12年度小樽市交通災害共済事業特別会計予算 |
| 議案第 | 7 号 | 平成12年度小樽市土地取得事業特別会計予算 |
| 議案第 | 8 号 | 平成12年度小樽市駐車場事業特別会計予算 |
| 議案第 | 9 号 | 平成12年度小樽市老人保健事業特別会計予算 |
| 議案第 | 1 0 号 | 平成12年度小樽市住宅事業特別会計予算 |
| 議案第 | 1 1 号 | 平成12年度小樽市簡易水道事業特別会計予算 |
| 議案第 | 1 2 号 | 平成12年度小樽市中央通地区土地地区画整理事業特別会計予算 |
| 議案第 | 1 3 号 | 平成12年度小樽市小樽築港駅周辺地区土地地区画整理事業特別会計予算 |
| 議案第 | 1 4 号 | 平成12年度小樽市介護保険事業特別会計予算 |
| 議案第 | 1 5 号 | 平成12年度小樽市融雪施設設置資金貸付事業特別会計予算 |
| 議案第 | 1 6 号 | 平成12年度小樽市物品調達特別会計予算 |
| 議案第 | 1 7 号 | 平成12年度小樽市病院事業会計予算 |
| 議案第 | 1 8 号 | 平成12年度小樽市水道事業会計予算 |
| 議案第 | 1 9 号 | 平成12年度小樽市下水道事業会計予算 |
| 議案第 | 2 0 号 | 平成12年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計予算 |
| 議案第 | 2 1 号 | 平成11年度小樽市一般会計補正予算 |
| 議案第 | 2 2 号 | 平成11年度小樽市港湾整備事業特別会計補正予算 |
| 議案第 | 2 3 号 | 平成11年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計補正予算 |
| 議案第 | 2 4 号 | 平成11年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計補正予算 |
| 議案第 | 2 5 号 | 平成11年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算 |
| 議案第 | 2 6 号 | 平成11年度小樽市駐車場事業特別会計補正予算 |
| 議案第 | 2 7 号 | 平成11年度小樽市老人保健事業特別会計補正予算 |
| 議案第 | 2 8 号 | 平成11年度小樽市住宅事業特別会計補正予算 |
| 議案第 | 2 9 号 | 平成11年度小樽市中央通地区土地地区画整理事業特別会計補正予算 |
| 議案第 | 3 0 号 | 平成11年度小樽市小樽築港駅周辺地区土地地区画整理事業特別会計補正予算 |
| 議案第 | 3 1 号 | 平成11年度小樽市病院事業会計補正予算 |
| 議案第 | 3 2 号 | 平成11年度小樽市水道事業会計補正予算 |

議案第	33号	小樽市行政手続条例の一部を改正する条例案
議案第	34号	小樽市食品衛生優良店舗等審査会条例案
議案第	35号	小樽市都市計画審議会条例案
議案第	36号	小樽市情報公開条例の一部を改正する条例案
議案第	37号	小樽市電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案
議案第	38号	小樽市職員定数条例の一部を改正する条例案
議案第	39号	小樽市職員給与条例の一部を改正する条例案
議案第	40号	小樽市介護保険円滑導入基金条例案
議案第	41号	小樽市介護給付費準備基金条例案
議案第	42号	小樽市手数料条例の一部を改正する条例案
議案第	43号	小樽市特別会計設置条例の一部を改正する条例案
議案第	44号	小樽市福祉に関する事務所設置条例の一部を改正する条例案
議案第	45号	小樽市特別養護老人ホーム条例案
議案第	46号	小樽市老人デイサービスセンター条例案
議案第	47号	小樽市福祉医療助成条例の一部を改正する条例案
議案第	48号	小樽市融雪施設設置資金貸付条例案
議案第	49号	小樽市旅館業法施行条例案
議案第	50号	小樽市公衆浴場法施行条例案
議案第	51号	小樽市興行場法施行条例案
議案第	52号	小樽市食品衛生法施行条例案
議案第	53号	小樽市温泉法施行条例案
議案第	54号	小樽市医療法施行条例案
議案第	55号	小樽市歯科技工士法施行条例案
議案第	56号	小樽市あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行条例案
議案第	57号	小樽市柔道整復師法施行条例案
議案第	58号	小樽市臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行条例案
議案第	59号	小樽市薬事法施行条例案
議案第	60号	小樽市理容師法施行条例案
議案第	61号	小樽市美容師法施行条例案
議案第	62号	小樽市クリーニング業法施行条例案
議案第	63号	小樽市栄養改善法施行条例案
議案第	64号	小樽市墓地及び火葬場条例の一部を改正する条例案
議案第	65号	小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例案
議案第	66号	小樽市産業廃棄物等処分事業設置条例の一部を改正する条例案
議案第	67号	小樽市浄化槽の保守点検業者の登録等に関する条例の一部を改正する条例案

議案第	68号	小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案
議案第	69号	小樽市介護保険条例案
議案第	70号	小樽市中小企業等振興条例の一部を改正する条例案
議案第	71号	小樽市火入れに関する条例の一部を改正する条例案
議案第	72号	小樽都市計画特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案
議案第	73号	小樽市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案
議案第	74号	小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例の一部を改正する条例案
議案第	75号	小樽交通記念館条例の一部を改正する条例案
議案第	76号	小樽市道路占用料条例の一部を改正する条例案
議案第	77号	小樽市準用河川管理条例案
議案第	78号	小樽市普通河川管理条例案
議案第	79号	小樽市都市公園条例の一部を改正する条例案
議案第	80号	小樽市建築物における駐車施設の附置に関する条例の一部を改正する条例案
議案第	81号	小樽市建築基準法施行条例の一部を改正する条例案
議案第	82号	小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案
議案第	83号	小樽市港湾施設管理使用条例の一部を改正する条例案
議案第	84号	小樽市入港料条例の一部を改正する条例案
議案第	85号	小樽港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の一部を改正する条例案
議案第	86号	小樽港港湾区域内の水域及び地域占用条例の一部を改正する条例案
議案第	87号	小樽港港湾区域内の工事に関する条例の一部を改正する条例案
議案第	88号	小樽市水道事業給水条例の一部を改正する条例案
議案第	89号	小樽市下水道条例の一部を改正する条例案
議案第	90号	小樽市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例案
議案第	91号	小樽市消防団条例の一部を改正する条例案
議案第	92号	小樽市火災予防条例の一部を改正する条例案
議案第	93号	小樽市消防手数料条例案
議案第	94号	小樽市危険物の規制に関する条例案
議案第	95号	小樽市防災会議条例の一部を改正する条例案
議案第	96号	工事請負契約について
議案第	97号	市道路線の変更について
議案第	98号	平成11年度小樽市一般会計補正予算
議案第	99号	小樽市特別職に属する職員の給与の特例に関する条例案
議案第	100号	小樽市老人医療助成条例の一部を改正する条例案
議案第	101号	小樽市議会委員会条例の一部を改正する条例案
議案第	102号	小樽市議会会議規則の一部を改正する規則案

報告

報告第 1 号 専決処分報告（交通事故に係る損害賠償額）

報告第 2 号 専決処分報告（交通事故に係る損害賠償額）

修正案

議案第 1 号修正案 「平成12年度小樽市一般会計予算」に対する修正案

議案第 6 8 号修正案 「小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案」に対する修正案

議案第 6 9 号修正案 「小樽市介護保険条例案」に対する修正案

意見書案

意見書案第 1 号 「年金改正法案」の撤回と国庫負担増を求める意見書（案）

意見書案第 2 号 介護保険制度の緊急改善を求める意見書（案）

意見書案第 3 号 季節労働者の雇用と生活安定を求める意見書（案）

意見書案第 4 号 アレルギー性疾患対策の早期確立を求める意見書（案）

意見書案第 5 号 老人医療費の負担増などの撤回を求める意見書（案）

意見書案第 6 号 酒類販売業免許制度等に関する意見書（案）

決議案

決議案第 1 号 職員の不祥事再発防止と綱紀粛正を求める決議（案）

請願

請願第 1 2 号 介護保険における「移送サービス」実施方等について

請願第 1 3 号 市道桜 1 号線及び 2 号線のロードヒーティング敷設方について

請願第 1 4 号 認可外保育所の補助金増額方等について

請願第 1 5 号 市道堺学校下通線のロードヒーティング敷設方等について

陳情

陳情第 2 9 号 市道桜17号線の除排雪方について

- 陳情第 3 0 号 人種差別撤廃のための条例制定方について
- 陳情第 3 1 号 村山訪朝団を弾劾する意見書提出方について
- 陳情第 3 2 号 「小樽市中学校適正配置計画実施計画（案）」見直し方について
- 陳情第 3 3 号 「小樽市中学校適正配置計画実施計画（案）」白紙撤回方について
- 陳情第 3 4 号 「小樽市中学校適正配置計画実施計画（案）」見直し方について
- 陳情第 3 5 号 「小樽市中学校適正配置計画実施計画（案）」見直し方について
- 陳情第 3 6 号 「小樽市中学校適正配置計画実施計画（案）」見直し方について
- 陳情第 3 7 号 国民健康保険料の大幅な引き下げ方について

平成12年 第1回定例会会議録 第1日目
小樽市議会

平成12年2月28日

出席議員（34名）

1番	横田久俊	2番	前田清貴
3番	成田晃司	4番	大竹秀文
5番	松本光世	6番	中村岩雄
7番	松本聖	8番	斉藤裕敬
9番	大畠護	10番	中島麗子
11番	新谷とし	12番	古沢勝則
13番	見楚谷登志	14番	新野紘巳
15番	次木督雄	16番	久未恵子
17番	小林栄治	19番	佐藤利次
21番	佐々木勝利	22番	渡部智
23番	武井義恵	24番	北野義紀
25番	西脇清	26番	高階孝次
27番	岡本一美	28番	吹田三則
29番	中畑恒雄	30番	松田日出男
31番	佐々木政美	32番	高橋克幸
33番	斉藤陽一良	34番	秋山京子
35番	佐野治男	36番	佐藤利幸

欠席議員（2名）

18番	八田昭二	20番	佐久間潤子
-----	------	-----	-------

出席説明員

市長	山田勝麿	助役	小坂康平
収入役	中松義治	教育長	石田昌敏
水道局長	須貝芳雄	総務部長	佐藤真
企画部長	高橋康彦	財政部長	鈴木忠昭
経済部長	藤島豊	市民部長	木谷洋司
福祉部長	田中昭雄	保健所長	山本稔
環境部長	大津寅彦	土木部長	松村光男

建築都市部長	上 楽 喜久雄
小樽病院	高 木 成 一
事務局長	
学校教育部長	奥 村 誠
監査委員	内 藤 洋
事務局長	
総務部秘書課長	長 川 修 三

港湾部長	兵 藤 公 雄
消 防 長	多 賀 俊 春
社会教育部長	厚 谷 富 夫
総務部総務課長	磯 谷 揚 一
財政部財政課長	貞 原 正 夫

議事参与事務局職員

事務局長	藤 田 喜 勝
庶務係長	片 岡 義 一
調査係長	渡 辺 章
書 記	辻 英 明
書 記	斉 藤 繁 幸
書 記	中津川 晃

事務局次長	須 貝 則 彦
議事係長	佐 藤 誠 一
書 記	木 谷 久美子
書 記	笹 原 晶 子
書 記	中 崎 岳 史

開会 午後 1時00分

○議長（松田日出男） これより平成12年小樽市議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に横田久俊議員、中島麗子議員を御指名いたします。

日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期を本日から3月24日までの26日間といたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第1号ないし第97号」を一括議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市長。

（市長 山田勝麿登壇）（拍手）

○市長（山田勝麿） ただいま上程されました各案件の提案理由の説明を申し上げる前に、一言申し述べさせていただきます。

最初に、花園小学校1年生の笠寺愛さんが1月27日の午後から行方不明となり、お父さん、お母さん、PTAの方々をはじめ、多くの市民の皆さんによる必死の搜索もかなわず、翌28日、花園グリーンロードの雪山の下で発見されました。幼い命を失いましたことは、まことに残念であり、痛ましい事故であります。心から愛さんの御冥福をお祈りいたします。

次に、職員の不祥事についてであります。

経済部観光課職員による雪あかりの路実行委員会経費着服と、その後発覚いたしました銭函3丁目駐車場収入金の横領という重ねての不祥事の発生につきましては、市民の信頼を裏切るものであり、まことに申しわけなく、心からおわびを申し上げます。

公務員は、全体の奉仕者として全力を挙げて職務に専念する義務を負っており、その行動が公務の信用に影響を及ぼすことを十分自覚しなければなりません。今後、職員1人1人がいま一度このことを思い起こし、市民に不信や疑念の念を抱かせるような行為はもちろん、市民の信頼を裏切るような事態が1件たりとも発生しないよう、職員の綱紀粛正及び服務規律の保持に努めてまいります。今後、市民の皆さんに対し、信頼回復に努めるとともに、現在、再発防止のためのチェック体制の見直しなどを進めており、適正な事務処理に最善を尽くしてまいりたいと考えております。なお、この件につきましては、できるだけ早い機会に私の責任を明らかにするとともに、関係職員につきましても厳正に処分したいと考えております。

それでは、平成12年第1回定例会の開会に当たり、市政執行における所信と予算編成の基本的な考え方について申し述べ、議員並びに市民の皆さんの御理解と御協力をいただきたいと思います。

私は、昨年4月市長就任以来、市民の皆さんから寄せられました期待にこたえるため、市民の声に率直に耳を傾け、多くの方々の御意見を聞きながら、市民の視点に立った行政を推進すべく努力をしてまいりました。

多くの方々の御意見や私に寄せられた「市長への手紙」を拝見して、市民の皆さんが本当に心の底からこの小樽

を愛し、地域の発展を願っていることがひしひしと伝わってまいりました。このことは大変心強く思いますとともに、市民の皆さんとともに、小樽市のはつらつとした未来を切り開いていかなければならないと決意を新たにしたところであります。

我が国の経済は、これまでになく長い景気低迷の状況にあります。国による経済新生対策など積極的な景気浮揚対策が講じられてきたことにより、やや持ち直しの傾向が見られるものの、個人消費の回復の足取りが鈍いなど、まだ本格的な経済回復に至っていない状況にあり、いましばらくは厳しい経済情勢が続くものと予想されます。

本市の市税収入の動向を見ましても、大幅な伸びを期待できる状況にはないことから、依然として厳しい財政状況にあると言わざるを得ません。また、少子・高齢化も全道各市に先駆けて急速に進んでおり、人口も減少幅が小さくなっているとはいえ、残念ながら減少傾向はとまっておりません。20代から30代の働き盛りの年齢層が少ないといった人口構造になっており、このことが出生にも影響を与えているものと思われまます。

こうした状況の中で、今後の小樽の活力あるまちづくりを目指していく上で、地場産業の振興や港湾の利用促進、また人口の定住化、福祉の充実などが大きな課題であり、これらの課題解決に向けて、諸施策を積極的に推進していかなければならないものと考えております。

国においては、21世紀に向け、中央省庁を1府12省庁に再編する準備を進めており、実施まであと1年を切りました。また、地方においても、本年4月からの、いわゆる地方分権一括法の施行により、本格的な地方分権がスタートすることとなり、地方自治体をめぐる環境は大きく変化しようとしています。

このたびの地方分権一括法による法改正により、地方自治体の事務の相当部分を占めていた機関委任事務の制度が廃止され、また国の地方自治体に対する関与のあり方も見直されるなど、地方自治体と国との関係を上下・主従の関係から対等・平等なものへと改められました。

地方分権のための法整備は今始まったばかりであり、地方分権を実現するための体制整備という面では、決して十分なものとは思いませんが、地方自治の担い手として、今後も真の地方分権の実現に向けた努力を続けていかなければならないものと考えております。

こうした中で、地方分権に対応した新しい時代にふさわしい小樽を築いていくためには、新たな意識のもと新しい小樽をつくるという気概を持って、市民感覚を忘れることなく市民の立場に立ったサービスの向上に努めることが重要なことと考えております。

「市民の心を大切にしたい、市政の推進」を目指すことは私の基本的なテーマであり、前例を躊躇することなく、固定観念を打破し、知恵を出し合えるような組織づくりが求められています。

また同時に、市民と行政が相互の信頼感に支えられ、それぞれの役割を踏まえながら、政策の形成と実行をともに協力して行うパートナーシップの関係を展開することも重要ではないかと考えております。

本市のまちづくりの指針となる総合計画「市民と歩む 21世紀プラン」がスタートして3年目となります。今年は13年度から進める第2次実施計画を策定する年に当たり、事務事業評価システムの手法を導入し、これまでの事業の見直しや成果を踏まえながら、策定作業を進めてまいりたいと考えております。この計画は、言うまでもなく21世紀における本市のまちづくりを方向づける大事な計画であります。将来都市像として掲げた「未来と歴史が調和した安心、快適、躍動のまち」の実現を目指し、社会経済環境の変化に対応すべく第2次実施計画を策定し、総合計画の着実な推進に全力を傾けてまいりたいと思います。

私としましては、以上申し上げましたことを十分念頭に置きながら、市民の皆さんとともに知恵を出し合い、小樽の持つ恵まれた自然環境や歴史と伝統に根ざした文化・建造物などの大切な財産を最大限活用するとともに、少子・高齢化や情報化に対応した市民サービスの充実など市民生活の向上を一層図るとともに、新しい時代にふさわしい魅力あふれるまちづくりに向け、確かな歩みを進めてまいりたいと考えております。

平成12年度の予算編成に当たりましては厳しい財政状況の中、収支の改善につながる各施策について広範な検討を行い、一般事務経費、管理経費については従前以上の節減を図るとともに、新規事業については費用対効果の検討、既存事業の見直しなどにより、その財源確保に努めました。そして、私が市民の皆さんに約束してまいりました公約と、21世紀プランの着実な推進を基本として緊急度や優先度、必要性などを見きわめ、特に市民要望の強い事業を念頭に置きながら予算計上に努めたところであります。

また、財政構造の硬直化の改善は急務でありますので、新行政改革実施計画を着実に実行し、健全財政の確保に努力してまいりたいと考えております。

以下、平成12年度予算の事業概要につきまして、「21世紀プラン」の施策の大綱に沿って御説明申し上げます。

まず最初は、教育文化にかかわる「はぐくみ 文化・創造プラン」についてであります。これまでも教育環境の充実に向けて施設や設備の改善、新たな教育機器の導入などを進めてまいりましたが、新年度は、幸小学校と潮見台中学校の大規模改造、緑小学校と長橋中学校の屋内体育館の床整備を実施してまいります。

また、中学校全校でインターネットが使用できるよう回線の整備を行うほか、不登校児童・生徒への指導や相談業務を充実するため、適応指導教室にふれあい協力員を配置するほか、小中学校の校外学習に係る経費の助成を増額いたします。

社会教育におきましては、望洋台地区に放課後児童クラブを新設します。また、美術館の収蔵庫を整備するほか、室内水泳プールの耐震補強と配水管の改修工事を行います。さらに、2000年が「子ども読書年」に制定されたことにより「子ども図書館まつり」を開催するほか、小樽公園運動場の夜間照明と勝納艇庫浮桟橋の補修を行います。

次に、市民福祉の向上を図る「ふれあい 福祉・安心プラン」であります。乳幼児医療の助成につきましては、本年4月から通院の対象年齢の上限を2歳から3歳に引き上げ、子育てのための負担の軽減を図ることとしました。

また、老朽化が著しい高島・赤岩両保育所を統合し、（仮称）新赤岩保育所の建設に着手します。新年度は、用地の取得と測量、地質調査などを実施します。

高齢者のための施策といたしましては、介護保険制度の4月スタートに向けた準備を急いでいるところでありますが、保健、医療、福祉が十分な連携を図りながら、この制度の円滑な実施に努めてまいります。

介護保険導入に伴う負担増の緩和のため、ホームヘルプサービスを利用している低所得者の利用者負担を軽減するほか、社会福祉法人が低所得者に対して利用者負担の減免を行った場合に、その法人に対し助成します。

また、現在ホームヘルプサービス、デイ・サービスなどを受けている方で、介護認定で自立の認定を受けた方への対応として、引き続きサービスが受けられるよう、市独自の高齢者生活支援事業を実施します。

さらに、自力で除雪が困難な高齢者世帯を対象に実施している除雪サービス事業費を増額し、事業の充実に努めてまいります。

障害者のための施策といたしましては、介護保険の対象にならない、64歳以下の重度身体障害者もしくは心身障害者などへホームヘルパーを派遣するとともに、身体障害者へのデイ・サービスを引き続き実施し、自立と社会参

加への促進を図ります。また、機能訓練事業につきましては、新たに地域参加型を2カ所開設いたします。コミュニティ活動の中心的な役割を担っている町内会活動への支援として、総連合町会補助金のうち新たに組織割分を増額します。

次に、生活環境の整備を図る「うるおい 生活・快適プラン」についてであります。ロードヒーティングにつきましては、長橋線と桜台線の2カ所で整備を進め、冬期間の交通安全と円滑な道路交通の確保に努めてまいります。

河川整備につきましては、当面、市内24河川の老朽箇所等をおおむね5年間を目標として計画的に整備してまいります。新年度は浜中川ほか8河川を整備します。

市営住宅の整備につきましては、(仮称)勝納住宅の建設に着手し、新規定住者の確保を図るとともに、老朽団地の建替えや用途廃止に伴う現入居者の移転先を確保してまいります。規模は中層耐火構造5階建て89戸で、新年度は用地取得などを行います。

除雪につきましては、除雪路線の第3種路線のうち住居が密集し、道路も狭隘で通常の除雪が困難な路線の排雪を、年1回から2回にふやします。なお、この対象路線は、古くから居住している高齢者の比率も高く、排雪の要望の強い路線であります。

また、市民の皆さんの雪処理の苦労を少しでも和らげるため、融雪施設の設置に要する資金の貸し付けを行います。100万円を限度とし、無利子で償還期間は5年以内といたします。

毎日の市民生活に密接に関係するごみの処理につきましては、平成9年度から建設を進めてきました桃内最終埋立処分場は6月から試運転を行い、7月から供用開始いたします。これと同時に、瓶や缶、ペットボトルなどの資源物分別収集を全市に拡大するほか、事業系一般廃棄物の埋立処分を有料化するとともに、廃棄物処理手数料等の改定を行うこととし、これらについてきめ細かな市民への啓発活動を実施いたします。

消防につきましては、救急搬送時の傷病者の救命率向上を図るため、高度な救急技術を有する救急救命士1名の養成を行うこととし、これにより救急救命士は11名となります。

次は、産業振興の「ゆたかさ 産業・活力プラン」であります。地域商業の振興策として、これまでも各種の支援策を実施してまいりましたが、新年度は「活力ある商店街づくり推進事業」の中に「いきいき市場づくり推進事業」を新設し、魅力ある市場づくりを支援してまいります。

また、商業環境変化対応特別資金(商店いきいき資金)を新設し、売上高が減少している商店などに運転資金の融資を行っていくほか、商店街振興組合連合会が実施する商店街活性化事業など、新事業展開のための補助金を増額いたします。

さらに、若者の地元定着の促進につきましては、労働者地元定着事業や若年労働者就職ガイダンス事業などを引き続き実施するとともに、新たに高校2・3年生を対象に就労体験を行うインターンシップ事業を実施いたします。

なお、現在、地場産業振興会議の中で、商工業の振興について具体的な検討を行っておりますので、その検討結果を踏まえて必要な施策を講じてまいりたいと考えております。観光面では、道道小樽・定山溪線の通年開通などによる小樽観光への影響調査を実施するほか、観光小樽を広く紹介するための観光ビデオを新たに作製いたします。また、農業におきましては、補助対象をハウスや附帯施設設備などに限定していた施設栽培促進事業費補助金の対象を拡大いたします。

次は、都市基盤の整備を図る「にぎわい 都市・形成プラン」であります。市街地整備関係では、中央通地区土

地区画整理事業を引き続き推進してまいります。新年度は、移転補償、仮舗装工事、埋設管架設工事などを実施いたします。また、「街なか活性化計画」に基づき、民間主体の組織が調査・研究するタウンマネジメント構想に対し、策定費を補助いたします。

交通関係では、北海道新幹線（仮称）新小樽駅周辺地域振興計画を策定し、新駅を中心とした交通アクセスの分析や、中長期的な視点に立った地域づくりなどの方針を検討していきます。

また、旧手宮線跡地の全体延長約1.8キロメートルのうち、中央通から浅草線までの約0.3キロメートルの不動産鑑定を行います。

港湾整備につきましては、港町埠頭公共上屋新築事業に着手するほか、小樽港縦貫線整備事業を引き続き進め、新年度は、平磯岬ルート部分の起点及び終点の擁壁工事、移転補償などを行います。さらに、平成9年度より工事を進めてまいりました築港臨海公園整備事業につきましては、新年度は散策路の整備を行い、これをもって全面供用開始となります。

最後に、緊急地域雇用特別交付金事業としては、小樽市例規集のデータベース化、小樽観光ガイドブックの英語版の作成、点字図書館の蔵書テープの整理、ホームヘルパー養成研修など17事業を実施します。これらの事業の実施により、新規雇用として実人員で177人、延べ7,148人が見込まれております。

また、少子化対策臨時特例交付金事業としては、中央保育所の改修、銭函保育所の増築等、地域子育て支援センター建設、民間保育所施設整備、保育所維持補修、私立幼稚園施設整備、母子生活支援施設・相愛の里の整備を行います。これらの整備により、1保育園で零歳児、産休明け保育が可能になるほか、20名の定員増と定員の弾力的運用による40名程度の受け入れを図り、合わせて60名程度の待機児童の解消が見込まれております。

次に、平成12年度の予算編成に関連して、地方自治体の財政運営の指針となります地方財政計画の概要について説明申し上げます。

平成12年度の地方財政計画の規模は、平成11年度に比べ0.5%増の88兆9,300億円程度となり、経費全般について徹底した節減合理化に努めても、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が依然として低迷する一方で、公債費の累増が見込まれるほか、景気対策への取り組み、生活関連社会資本の整備、介護保険制度の実施をはじめとする少子・高齢社会に向けた地域福祉施策の充実等に対処する必要があることから、平成11年度に引き続き大幅な財源不足が生じることとなりました。

このうち通常収支の不足額9兆8,673億円については、地方交付税での補てん措置として一般会計から7,500億円を交付税特別会計に繰り入れるとともに、6兆6,873億円を交付税特別会計借入金などで措置し、なお不足する2兆4,300億円については、建設地方債の増発により補てんすることとし、恒久的な減税に伴う地方財政への影響額3兆5,026億円については、国のたばこ税の一部移譲や法人税の地方交付税率の引き上げ、地方特例交付金及び減税補てん債の発行などにより補てんすることとなりました。

次に、平成12年度一般会計予算の主なものについて説明申し上げます。

まず、歳入についてありますが、市税につきましては固定資産税で増額となるものの、恒久的減税や景気の低迷が続く中で市民税が減収となるため、対前年度当初予算比で2.6%の減と見込みました。

地方交付税につきましては、国の交付税総額の伸びを基本に事業費補正など、本市の特殊財政需要を考慮して積算した結果、対前年度比1.1%の増となりました。

市債につきましては、対前年度比28.3%の減となりますが、これは主にコミュニティ施設取得事業費及び廃棄物処理施設建設事業費の減によるものであります。なお、市債の導入に当たりましては、従前同様、より有利な資金の導入に努めてまいりたいと考えております。

次に、性質別経費の主なものについて、前年度当初予算と比較して説明申し上げます。

まず、歳出総額の48%を占める義務的経費につきましては、人件費で退職給与の増により1.1%、公債費では市債の元利償還金の増により5.2%、それぞれ増となりましたが、扶助費では介護保険への移行などにより6%の減となったため、合計では0.9%の減となりました。

建設事業につきましては、コミュニティ施設の取得や廃棄物処理施設建設事業費、港湾改修事業費などの減により33.1%減となりました。

維持補修費につきましては、除雪費の通年計上などにより46.5%の増となりました。

貸付金につきましては、制度融資の貸付金の減などにより5.6%の減となり、繰出金につきましては、老人保健事業会計に対する繰出金で減となりましたが、介護保険事業会計に対する繰出金の新設や病院事業会計に対する繰出金の増などにより20.5%の増となりました。

次に、特別会計及び企業会計の主なものについて説明申し上げます。

平成12年度におきましては、介護保険の施行に伴い介護保険事業特別会計を、融雪施設の設置資金を貸し付けるために融雪施設設置資金貸付事業特別会計を新たに設置いたしました。

国民健康保険事業におきましては、医療費等の伸び率を過去の実績などを勘案し算定した結果、単年度で11億4,972万円の収支不足が見込まれますが、この収支不足額につきましては、一般会計から5億9,000万円を繰り入れし、なお不足する財源は財政調整交付金に計上いたしました。

また、医療費適正化対策の一環として新たに総合健康指導事業を実施するほか、加入者の健康増進を図るための各種保健事業を引き続き推進するとともに、保険料収納率の向上に一層努めてまいります。

病院事業におきましては、一般会計からの繰入金を前年度当初予算より3億2,680万円増額し、平成12年度の資金収支は平成11年度当初予算より約6億6,000万円の改善となる見込みであります。今後の事業経営に当たりましても、診療収入の増収など、一層の収支改善に努めるとともに、公的病院として高度医療の推進と患者サービスの向上を図ってまいります。

水道事業におきましては、長期的かつ安定的な水の供給を図るため、配水管整備事業及び天神浄水場の改良事業並びに老朽施設等更新事業を引き続き実施してまいります。資金収支の見通しは、平成12年度末で約6億3,500万円の資金余剰となる見込みであり、今後の事業経営に当たりましても、常に経済性を発揮するとともに、市民サービスの向上に努めてまいります。

下水道事業におきましては、中央下水終末処理場の設備更新のほか、汚水や雨水などの排水管布設工事を進めるとともに、東南地域開発事業を引き続き実施してまいります。平成12年度は26億円を一般会計から繰り入れし、資金収支の均衡を図ることとしたところでありますが、今後の事業運営に当たりましては、能率的な経営のもとに健全な運営を確保するため、一層の企業努力を進めてまいります。

産業廃棄物等処分事業におきましては、平成11年11月末に建設残土処分地が完工し、平成12年4月から供用開始してまいります。

以上の結果、平成12年度の財政規模は、一般会計では 717億 2,169万 2,000円、特別会計では 546億 9,891万 2,000 円、企業会計では 306億 3,217万 2,000円の合計 1,570億 5,277万 6,000円となり、前年度当初予算と比較いたしますと、一般会計で 1.5%減となったものの、特別会計が 7.0%、企業会計が 0.8%それぞれ増となったことにより、全会計では 1.8%の増となりました。

また、政策的経費を盛り込んだ平成11年第2回定例会補正後の予算と比較いたしますと、一般会計で 4.3%の減、特別会計で 5.9%の増、企業会計で 0.1%の減となり、全会計では 0.1%の減となりました。

次に、議案第21号から議案第32号までの平成11年度各会計補正予算について説明申し上げます。

このたびの補正予算の主なものといたしましては、一般会計では、指定寄付金に対応する社会福祉事業資金基金等の各積立金、介護保険料の軽減措置などのために創設する介護保険円滑導入基金の積立金、被保険者の負担の軽減などの財政支援のための国民健康保険事業会計への繰出金などのほか、決算見込みに伴う所要の補正を計上いたしました。

以上に対する財源といたしましては、国・道支出金、諸収入等の補正を計上したほか、決算見込みに伴う繰越金、市債等の所要の補正を計上するとともに、減債基金繰入金を減額計上いたしました。

以上の結果、一般会計における補正額は、歳入歳出ともに15億 5,090万 6,000円の増となり、財政規模は 779億 1,125万 6,000円となりました。

なお、債務負担行為の補正につきましては、新光共同調理場厨房設備借上料の減額補正を計上し、塩谷漁港一般関連道整備道直轄負担金、同受託事業費、落の下通線道路改良事業費、星置川通線道路改良事業費につきましては、年度内にその支出が終わらない事業費を繰越明許費とすることといたしました。

次に、特別会計、企業会計につきましては、港湾整備事業では、荷捌地整備工事の減に伴う中央地区再開発事業費の減のほか、所要の補正を計上いたしました。

国民健康保険事業では、老人保健拠出金の減額及び平成10年度の収支不足額の確定に伴う一般会計借入金償還金の減額を計上し、一般会計からの繰入金の増額及び平成11年度の単年度収支不足見込み額を一般会計借入金で措置するための所要の補正を計上いたしました。

老人保健事業では、医療給付費の増に伴う所要の補正を計上いたしました。

青果物卸売市場事業、水産物卸売市場事業、駐車場事業、住宅事業、中央通地区土地区画整理事業、小樽築港駅周辺地区土地区画整理事業で決算見込み等に伴う所要の補正を計上いたしました。

病院事業では診療収入等の減額、退職給与金の増額のほか、国庫補助金及び一般会計繰入金を増額するなど決算見込みに伴う所要の補正を計上し、水道事業では退職給与金の増に伴う所要の補正を計上いたしました。

次に、議案第33号から議案第97号までについて説明申し上げます。

議案第33号 行政手続条例の一部を改正する条例案につきましては、地方分権一括法による地方自治法等の一部改正に伴い事務処理特例により適用される北海道の条例等を行政手続の対象にするとともに、民法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第34号 食品衛生優良店舗等審査会条例案につきましては、地方分権一括法による地方自治法の一部改正に伴い、事務処理特例により北海道の条例が適用されるため、食品の製造販売行商等衛生条例を廃止するとともに、同条例に規定していた審査会の設置条例を制定するものであります。

議案第35号 都市計画審議会条例案につきましては、地方分権一括法による都市計画法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第36号 情報公開条例の一部を改正する条例案につきましては、地方分権一括法による地方自治法の一部改正に伴い、機関委任事務制度が廃止されることによる所要の改正を行うものであります。

議案第37号 電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、民法の一部改正に伴い、禁治産者の用語を改めるものであります。

議案第38号 職員定数条例の一部を改正する条例案につきましては、地方分権一括法による農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第39号 職員給与条例の一部を改正する条例案につきましては、職員の昇給制度を変更するものであります。

議案第40号 介護保険円滑導入基金条例案につきましては、介護保険の円滑な実施を図るため、新たに基金を設置するものであります。

議案第41号 介護給付費準備基金条例案につきましては、介護保険の保険給付に要する費用等の財源に充てるため、新たに基金を設置するものであります。

議案第42号 手数料条例の一部を改正する条例案につきましては、地方分権一括法による地方自治法の一部改正に伴い、規則等で定めていた手数料を条例で定めるものであります。

議案第43号 特別会計設置条例の一部を改正する条例案につきましては、介護保険事業及び融雪施設設置資金貸付事業を特別会計で運営するものであります。

議案第44号 福祉に関する事務所設置条例の一部を改正する条例案につきましては、地方分権一括法による社会福祉事業法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第45号 特別養護老人ホーム条例案、及び議案第46号 老人デイ・サービスセンター条例案につきましては、いずれも介護保険法の施行による老人福祉法の一部改正に伴い、利用対象者を変更するとともに、利用料金制を導入するものであります。

議案第47号 福祉医療助成条例の一部を改正する条例案につきましては、通院に係る乳幼児医療助成対象者の範囲を拡大するものであります。

議案第48号 融雪施設設置資金貸付条例案につきましては、融雪施設の設置資金の貸付制度を新たに設けるものであります。

議案第49号 旅館業法施行条例案、議案第50号 公衆浴場法施行条例案、議案第51号 興行場法施行条例案、議案第52号 食品衛生法施行条例案、議案第53号 温泉法施行条例案、議案第54号 医療法施行条例案、議案第55号

歯科技工士法施行条例案、議案第56号 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行条例案、議案第57号 柔道整復師法施行条例案、議案第58号 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行条例案、議案第59号 薬事法施行条例案、議案第60号 理容師法施行条例案、議案第61号 美容師法施行条例案、議案第62号

クリーニング業法施行条例案及び議案第63号 栄養改善法施行条例案につきましては、いずれも地方分権一括法による地方自治法の一部改正に伴い、書類の添付等の義務を条例で定めるものであります。

議案第64号 墓地及び火葬場条例の一部を改正する条例案につきましては、地方分権一括法による地方自治法の一部改正に伴い、過料の規定を改正するものであります。

議案第65号 廃棄物の減量及び処理に関する条例案につきましては、廃棄物の減量及び適正処理等に必要な基本事項を定め、廃棄物の処分手数料等の改定を行うとともに、地方分権一括法による地方自治法の一部改正に伴い、届け出等の義務を条例で定めるほか、所要の改正を行うものであります。

議案第66号 産業廃棄物等処分事業設置条例の一部を改正する条例案につきましては、地方分権一括法による地方公営企業法の一部改正に伴い、適用条項を改正するほか、埋立処分の規模の変更等規定を整理するものであります。

議案第67号 浄化槽の保守点検業者の登録等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、浄化槽清掃業の許可期間を定めるとともに、浄化槽点検業等の手数料を改定するほか、地方分権一括法による地方自治法の一部改正に伴い、書類の添付等の義務を条例で定める等、所要の改正を行うものであります。

議案第68号 国民健康保険条例の一部を改正する条例案につきましては、介護保険法の施行による国民健康保険法等の一部改正に伴い、保険料の賦課に関する基準等を定めるとともに、財政原則の特例措置を設けるほか、所要の改正を行うものであります。

議案第69号 介護保険条例案につきましては、介護保険法の施行に伴い、市が行う介護保険の実施に関し、必要な事項を定めるものであります。

議案第70号 中小企業等振興条例の一部を改正する条例案につきましては、中小企業基本法の一部改正等に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第71号 火入れに関する条例の一部を改正する条例案、議案第72号 都市計画特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案、議案第73号 地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案、及び議案第74号 小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例の一部を改正する条例案につきましては、いずれも地方分権一括法による地方自治法の一部改正に伴い、書類の添付等の義務を条例で定めるものであります。

議案第75号 交通記念館条例の一部を改正する条例案につきましては、記念館の開館期間を設定するものであります。

議案第76号 道路占用料条例の一部を改正する条例案につきましては、地方分権一括法による地方自治法の一部改正に伴い、書類の添付等の義務を条例で定めるとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第77号 準用河川管理条例案につきましては、地方分権一括法による地方自治法の一部改正に伴い、規則で定めていた占用料等を条例で定めるものであります。

議案第78号 普通河川管理条例案につきましては、地方分権一括法による国有財産特別措置法の一部改正に伴い、普通河川の管理について必要な事項を定めるものであります。

議案第79号 都市公園条例の一部を改正する条例案につきましては、地方分権一括法による地方自治法の一部改正に伴い、過料の規定を改正するものであります。

議案第80号 建築物における駐車施設の附置に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、地方分権一括法による地方自治法の一部改正に伴い、書類の添付義務を条例で定めるものであります。

議案第81号 建築基準法施行条例の一部を改正する条例案につきましては、建築基準法の一部改正に伴い、一定の複数建築物に対する制限の特例等を設けるとともに、地方分権一括法による地方自治法の一部改正に伴い、届け

出等の義務を条例で定めるものであります。

議案第82号 市営住宅条例の一部を改正する条例案につきましては、地方分権一括法による公営住宅法及び地方自治法の一部改正に伴い、市営住宅監理員の設置規定を設けるとともに、過料の規定を改正するものであります。

議案第83号 港湾施設管理使用条例の一部を改正する条例案、及び議案第84号 入港料条例の一部を改正する条例案につきましては、地方分権一括法による地方自治法の一部改正に伴い、過料の規定を改正するものであります。

議案第85号 小樽港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の一部を改正する条例案、議案第86号 小樽港港湾区域内の水域及び地域占用条例の一部を改正する条例案、及び議案第87号 小樽港港湾区域内の工事に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、いずれも地方分権一括法による地方自治法の一部改正に伴い、書類の添付等の義務を条例で定めるものであります。

議案第88号 水道事業給水条例の一部を改正する条例案につきましては、地方分権一括法による地方自治法の一部改正に伴い、過料の規定を改正するものであります。

議案第89号 下水道条例の一部を改正する条例案、及び議案第90号 下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、地方分権一括法による地方自治法の一部改正に伴い、届け出等の義務を条例で定めるとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第91号 消防団条例の一部を改正する条例案につきましては、民法の一部改正に伴い、禁治産者等の用語を改めるとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第92号 火災予防条例の一部を改正する条例案につきましては、消防法施行令の一部改正に伴い、立入検査等の対象施設の名称変更及び追加を行うものであります。

議案第93号 消防手数料条例案につきましては、地方分権一括法による地方自治法及び消防法の一部改正に伴い、危険物の規制に関する政令で定めていた手数料を条例で定めるものであります。

議案第94号 危険物の規制に関する条例案につきましては、地方分権一括法による地方自治法の一部改正に伴い、届け出等の義務を条例で定めるものであります。

議案第95号 防災会議条例の一部を改正する条例案につきましては、地方分権一括法による災害対策基本法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第96号 工事請負契約につきましては、手宮公園競技場全天候型改修工事その2の請負契約を3億 6,644万 6,237円をもって阿部・エルベック・羽角共同企業体と締結するものであります。

議案第97号 市道路線の変更につきましては、市道銭函・山手線の起点を変更するものであります。

以上、概括的に説明申し上げましたが、何とぞ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松田日出男） 日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。議案調査のため、明2月29日から3月5日まで6日間休会いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 御異議なしと認め、さように決しました。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 1時48分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 松 田 日 出 男

議 員 横 田 久 俊

議 員 中 島 麗 子

平成12年 第1回定例会会議録 第2日目
小樽市議会

平成12年3月6日

出席議員（34名）

1番	横	田	久	俊	2番	前	田	清	貴
3番	成	田	晃	司	4番	大	竹	秀	文
5番	松	本	光	世	6番	中	村	岩	雄
7番	松	本		聖	8番	斉	藤	裕	敬
9番	大	畠		護	10番	中	島	麗	子
11番	新	谷	と	し	12番	古	沢	勝	則
13番	見	楚	谷	登	14番	新	野	紘	巳
15番	次	木	督	雄	16番	久	末	恵	子
17番	小	林	栄	治	19番	佐	藤	利	次
21番	佐	々	木	勝	22番	渡	部		智
23番	武	井	義	恵	24番	北	野	義	紀
25番	西	脇		清	26番	高	階	孝	次
27番	岡	本	一	美	28番	吹	田	三	則
29番	中	畑	恒	雄	30番	松	田	日	出
31番	佐	々	木	政	32番	高	橋	克	幸
33番	斉	藤	陽	一	34番	秋	山	京	子
35番	佐	野	治	男	36番	佐	藤	利	幸

欠席議員（2名）

18番	八	田	昭	二	20番	佐	久	間	潤	子
-----	---	---	---	---	-----	---	---	---	---	---

出席説明員

市	長	山	田	勝	磨	監	査	委	員	木	野	下	智	哉
助	役	小	坂	康	平	収	入	役		中	松	義	治	
教	育	長	石	田	昌	水	道	局	長	須	貝	芳	雄	
総	務	部	長	佐	藤	企	画	部	長	高	橋	康	彦	
財	政	部	長	鈴	木	経	済	部	長	藤	島	豊		
市	民	部	長	木	谷	福	祉	部	長	田	中	昭	雄	
保	健	所	長	山	本	環	境	部	長	大	津	寅	彦	

土 木 部 長	松 村 光 男
港 湾 部 長	兵 藤 公 雄
消 防 長	多 賀 俊 春
社会教育部長	厚 谷 富 夫
総務部総務課長	磯 谷 揚 一
財政部財政課長	貞 原 正 夫

建築都市部長	上 楽 喜久雄
小 樽 病 院 事 務 局 長	高 木 成 一
学校教育部長	奥 村 誠
監 査 委 員 事 務 局 長	内 藤 洋
総務部秘書課長	長 川 修 三

議事参与事務局職員

事 務 局 長	藤 田 喜 勝
庶 務 係 長	片 岡 義 一
書 記	木 谷 久美子
書 記	笹 原 晶 子
書 記	中 崎 岳 史

事 務 局 次 長	須 貝 則 彦
議 事 係 長	佐 藤 誠 一
書 記	辻 英 明
書 記	斉 藤 繁 幸
書 記	中津川 晃

開議 午後 1時00分

○議長（松田日出男） これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に成田晃司議員、新谷とし議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第98号」を一括議題といたします。

まず、本日新たに提案されました議案第98号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市長。

（市長 山田勝麿登壇）

○市長（山田勝麿） ただいま追加上程されました議案第98号について、提案理由の説明を申し上げます。

平成11年度一般会計補正予算につきましては、除雪費におきまして不足が見込まれるため、所要見込額を計上いたしました。

何とぞ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松田日出男） 次に、質疑並びに一般質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。

（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 14番、新野紘巳議員。

（14番 新野紘巳議員登壇）（拍手）

○14番（新野紘巳議員） 西暦2000年、ミレニアムに当たりましての平成12年小樽市議会第1回定例会に、自由民主党を代表いたしまして各般にわたり御質問をさせていただきます。

最初に、総合的な財政見通しについてであります。

山田市長にとって初めての本格的予算編成であります。このたびの平成12年度予算についての全体像をまずお伺いをいたしたいと存じます。

予算とは申すまでもなく向こう1年間の施策の内容をあらわすものでありますが、それと同時に、自治体の首長としての政治姿勢を具体化するものとして、経済、福祉、教育などをはじめ広い分野において期待され、多くの地域住民が大変注目をするものであります。

国におきましても、12年度の後半に日本経済を本格的な軌道回復させるための『日本経済の新生』に向けて果敢に取り組むことを主眼に置き、予算が審議されているところであります。景気が停滞しているときほど行政サイドの予算に期待が寄せられますが、また一方では財政的にその限界もあり、国会においてもその議論がなされているところであります。そんな中での首長としての決断の難しさが深いものと推察をいたすところであります。

今回の予算案におかれましても、本市は単年度収支の均衡がなかなか図れないといった厳しい財政状況にあります中で、新市長山田カラーを随所にうかがうことができ、新しい形での積極的予算とも言えるのではないかと、我が自由民主党といたし、まずもって高く評価をいたしたいと存じます。

山田市長の強い御意志で病院問題への新たなる取り組みは代表的なものであります。また、乳幼児医療費助成の拡大や融雪施設設置資金貸付制度の創設をはじめ、学校施設の改修や総連合町会への補助金の増額など、大小さまざまな予算が細かく配慮されていると考えております。

そこでお伺いをいたします。まず、この平成12年度小樽市予算において山田市長として何を強調されたいとお考えなのか、その点をお聞きをいたしたいと存じます。

また、気になるのは今後の市の財政見通しであります。この4月から地方自治史上の大きな改革、「地方分権一括法」が施行されます。私どもはこの分権の理念に基づいた真の地方の自立へとつながることを願っているところではありますが、それだけに今後予想される自治体間の競争にどうしても突入することとなり、それに打ち勝っていく都市づくりがテーマになると思います。そのためにも現在の市の財政状況の改善が必要とされることは明確であります。そしてまた、一方での行政サービスの低下は極力回避したいという現実的問題もあるのは当然のことと考えている次第であります。

そこで、今後の市の公債費の増加についてはどう推移していくのでしょうか。歳入に期待できる要素はあるのでしょうか。また、それらを含めまして総合的な観点でこれからの市の財政見通しについて、この2000年ミレニアムに当たり改めて市長はどのようなお考えか、お伺いをいたしたいと存じます。

次に、経済対策について何点かお伺いいたします。

我が国の経済は、バブル経済崩壊に伴う資産市場の低迷や不良債権問題などにより長期にわたる停滞を余儀なくされ、厳しい局面となっているところであります。私は、早期に本格的な景気回復に向けた各諸施策などが好転するような対策が必要と考えます。

本市の商業の分野でも、昨年3月のマイカル開業という大きなインパクトの中で市内の商業地図が大きく変わり、多くの商業者の方々の御努力にもかかわらず、現実には大変厳しい状況であります。そんな中で、つい先日、株式会社崎屋の会社更生法申請のニュースが報道されました。市内に2店舗を持つ小樽市として、さまざまな点で大変心配なことでもあります。さらにまた、丸井今井のアネックス館の閉館についても承知をしているものですが、これらの現状に対し、市長の御所見を伺いたいと存じます。

次に、これからの小樽の産業振興の具体策づくりと銘打ってスタートした「地場産業振興会議」についてお聞きをいたします。

この会議は山田市長の肝いりであり、期待されるところでありますが、発足以来の経過と、どんな方向性が見えているのか。また、現在どんな状況にあるのかについてお知らせをいただきたいと存じます。

次に、観光問題についてお尋ねいたします。

小樽観光は年々入り込み客数が増加をし、大変喜ばしいことであります。11年度はマイカル小樽の集客効果もあったのか、上半期だけで582万人を数え、目下の冬期観光も好調と伝えられ、今期は1,000万人達成の記録に大いに期待をしているところです。

これまで本市の課題でありました通年型観光や宿泊滞在型観光は、ここ数年の相次ぐホテルオープンで受け入れ体制も着実に進展し、宿泊客の増加にもつながってきたものと考えます。特にまた、冬期間の入り込み増対策として先月開催された『小樽雪あかりの路』は、多くの市民の手によって成功いたし、訪れた人々に感動を与えたことは、まことに喜ばしい次第であります。

しかし、この新たなイベントにかかわって、元市職員による不祥事があったことは大変に残念なことであります。このイベントは、冬の小樽観光に大きな明かりをともしてくれた大変すばらしい役割を果たしたものと思っております。

そこでお尋ねをいたしますが、まず市長は今後この雪あかりの路をどのように継続され、発展させていかれるのか、御決意のほどをお聞かせ願いたいと存じます。

また、本市観光は多くのリピーターに支えられており、道内外の観光地間の競争も激化していく中で、絶えず魅力ある観光資源の開発や施設整備を進める必要があるとともに、観光客の滞在時間の長期化に結びつく魅力ある散策ルートづくりが重要なことと言われておりますが、今後どのようなお考えで取り組みをなされるのか、お伺いをいたします。

次に、港湾問題で臨港道路小樽港縦貫線平磯岬ルートについてお伺いいたします。

この道路は国の直轄事業として整備を進めており、小樽市が事業費の3分の1を負担していくものであります。昨年の第2回定例会において「海上ルート」を再検討することが明らかにされ、その後の11月17日の地元説明会において「見直しルート案」が提示され、基本合意が得られたものと承知をいたしております。

この道路は近年、交通量の増加が著しく、特に東小樽交差点付近の安全交通を守るなどの諸問題解決のためにも、早期完成を心待ちにしているものであります。この見直しルートによって船浜地区に新たな移転対象が約20件ほど増え、全体では30戸を超える見込みであり、地域住民にとっては大きな影響が出ることとなりました。

そこでまず、この地区の移転対象者への補償交渉について、既に契約を終えられたものも含め、現在の状況についてお聞かせをお願いします。

また、移転対象の中にはレストランや事業所などがあり、一般住宅と違った要素があります。いろいろと要望が出されていると思いますが、市はどのようにお考えか、お伺いをいたします。

あわせて、この見直しルートについての漁業や海域の環境への配慮が十分なされたのでしょうか。また、事業費も相当軽減されるとお聞きをしておりますが、一体この見直しルートの総事業費はいかほどになるのでしょうか、お尋ねをいたします。

環境問題について御質問をいたします。

今日の環境問題は、ダイオキシン、廃棄物など地域規模のものから、地球温暖化やオゾン層破壊というような地球規模のものに至るまで極めて広範囲で、かつ21世紀に向け、その解決が急がれるところであります。この問題はさまざまな要因が絡み合い、その解決には多種多様なアプローチが求められており、環境問題解決に向けた効率的なシステムづくりには国においても積極的に取り組んでおると承知をしております。

私たちは、ここで改めて20世紀に直面した環境問題から得た教訓をもとに、環境の世紀とも言うべき21世紀に立ち向かわなければなりません。これからの人間生活の環境においては、これまでになくドラマチックな対応を迫られ、待ったなしの変革が求められると考えます。

そこで、市としては今後これらの環境配慮の一層の高度化についてはどう推進を図っていくおつもりか、お伺いをいたします。

介護保険についてお伺いをいたします。

いよいよ介護保険がこの4月からスタートします。非常に複雑でわかりづらく、初めての制度でもありまして、お年寄りの方はどう利用したらよいのか戸惑っているのが実態であろうと思います。また、行政の措置から選択肢のある契約へ、そして少子・高齢化をにらんでのサービスに見合った負担など、理念はよいのですが、今までの福祉とは本人負担の面でギャップがあるように思います。その穴を埋め、円滑に介護保険制度を導入するため、国は

特別対策として予算化をしたところであります。

小樽市もこのたびの新年度予算で保険料の軽減、低所得者対策、自立認定者への生活支援対策の実施を盛り込まれたことは、我が党としても高く評価をいたしているところであります。保険料の軽減は、65歳以上の1号被保険者の保険料については半年は徴収せず、その後の1年間は2分の1に軽減するもので、比較的わかりやすいのですが、低所得者対策が具体的にどうなるのか、はっきりしていないと思います。

所得税非課税世帯で訪問介護、すなわちホームヘルパーの継続利用者は、利用者負担金を10%から3%に軽減し、市民税非課税世帯で特に生計困難な方は、社会福祉法人が提供する「ホームヘルプ」、「デイサービス」、「特別養護老人ホーム」などのサービスを利用した場合に、それに当たる当該法人が利用者負担を2分の1減免したとき、法人に対し助成をすることとなっております。よって、当然法人の負担も出てきますので、できるところ、できないところもあると思いますが、市内の法人で実施を決めた法人があるのでしょうか。状況をお知らせください。

また、自立支援対策であります。自立といっても何らかの生活支援が必要な病弱な方などであると考えますが、判定基準はどのようになっているのでしょうか。申し込み手続の窓口は介護保険と別になるのでしょうか。お尋ねいたします。

続いて、在宅でサービスを受けるためのケアプランづくりについてお伺いします。

在宅介護支援専門員（ケアマネジャー）が、国での介護報酬決定作業のおくれと、訪問調査や介護支援センター業務とのふくそうなどでおくれぎみで、間に合うのかどうか心配されていますが、現在までの要介護認定の申請、認定審査会での判定、ケアプランづくりの進捗状況についてもお伺いいたします。

次に、「高齢者保健福祉計画」についてであります。国は平成12年度を初年度に、平成16年度を目標とする「ゴールドプラン21」の策定を掲げております。そこで、小樽市も「介護保険事業計画」を包含する「高齢者保健福祉計画」の策定を急いでいるとお聞きをしておりますが、この市の計画はいつごろ発表する御予定でしょうか。その内容には、特に特別養護老人ホームなどの具体的な施設整備計画はあるのでしょうか。お伺いいたします。

次に、高齢者の住宅改造についてであります。このたびの介護保険の在宅サービスで、住宅の段差解消や階段の手すりなどの改修に20万円を限度として出ることとされております。この制度の有効利用が期待されるところでありますが、以前から検討していた「相談支援チーム」については介護保険のスタートにあわせ実施されるのでしょうか。また、その相談のシステムについてもお伺いをいたします。

この項の最後に、2号被保険者の介護分保険料についてお伺いします。

2号被保険者については、国保の医療費分の保険料に介護分の保険料が上乘せされることから、かなりの負担増となり、収納率の低下が心配されるところであります。お聞きしているところによりますと、介護保険特別対策のうち、医療保険者対策の一環として収納対策給付金が交付されるということですが、1号被保険者については介護保険料の軽減措置がなされていることから、2号被保険者の負担軽減にも配慮した効果的な使い方を検討してもよいのではないのでしょうか。市長の御見解をお示しください。

次に、少子化対策についてお伺いします。

平成11年3月に策定した「小樽市児童育成計画」に当たって実態調査を行っておりますが、その結果によると、理想とする子供の数より実際の子供数が少ない理由として、「仕事と育児の両立が難しい」という理由が挙げられております。また近年、少子化が進んでいるにもかかわらず保育需要が高まっており、地域差はありますが、待機児童

が発生している状況であります。

そこで、今定例会の市長提案説明において、少子化対策臨時特例交付金事業として、保育所の増改築により零歳児保育や産休明け保育の実施と待機児童の解消について示されておりますが、その具体的内容についてお聞かせください。

また、地域子育て支援センターの建設が計画されておりますが、その目的と事業内容などについてもあわせてお伺いをいたします。

次に、保育料についてであります。「エンゼルプラン」の中で保育料の適正化の推進が必要とされておりますが、小樽市の保育料の現状と今後の方針についてお聞かせ願います。

この項の終わりになりますが、今、国では保育所の規制緩和措置について検討を進められ、待機児童の解消などの課題について各地方公共団体が柔軟に対応ができるようにと、保育所の設置認可などについて見直しを行うとお聞きしておりますが、その内容についてと、小樽の保育所の規制緩和についてはどう取り組むおつもりか、市長のお考えをお伺いします。

次に、病院について伺います。

市立病院に対してこれまでも多くの市民から、「安心して医療を受けられる施設の改修」と、「救急医療や高度医療」に対する要望が出されるなど、熱い期待が寄せられているところであります。平成11年度には市民の代表から成る「市立病院新築検討懇話会」の設置をはじめ、平成12年度予算ではまた並々ならぬ決意と判断により、病院会計への支援として一般会計繰出金を3億円ほど上乗せするなど、病院の新構想を公約に掲げられた山田市長の熱意を大きく評価いたすものであります。

そこで、平成12年度の予算を見ますと、平成11年度最終補正予算と比較してみても9億4,000万円ほど改善され、もう少しで資金的収支の均衡が図れそうな予算であり、我が党は市長が決断的指針を示されたものとして期待をいたし、また敬意を表する次第であります。しかし、将来、病院改築がなされたとしても、不採算部門を抱える経営では、一般会計の支援なしでの安定した経営は難しいものと感じます。また今後、一般会計がどこまで支援できるのか、そして続けることができるのかと、病院会計の収支に不安を感じるところであります。

そこでお伺いをいたします。12年度予算で示された6,400万円ほどの単年度資金不足額については、病院が全力を挙げ収支改善のための対策を検討した上での数値だと思います。この予算についての受け止め方、その考え方を聞かせ願います。

また、病院については、議会にも特別委員会が設置され、新築に向かって熱い議論が交わされているところでありますし、昨年末に設置された「市立病院新築検討懇話会」でも新たな展開が誕生いたし、積極的な努力と姿勢をうかがうことができますが、先日の新聞報道によりますと、外部の経営診断などの議論が交わされたようでもあります。そこで、この懇話会の目指すものは何なのか。また、その期間はどの時期までとするのか。そして、改めて目的などについても聞かせください。

雪対策についてお伺いをいたします。

私は昨年、平成11年第1回定例会で、自由民主党を代表して、この雪関係について質問させていただきましたが、再度伺います。

本市は多雪地帯であり、特に一昨年においては11月から根雪となり、予想以上の積雪量で、過去10カ年において

一番多い748センチメートルの降雪を記録いたし、市民の生活や経済活動に影響を及ぼしたところであります。本年は今日現在、3月6日で5メートル5センチの降雪量とお聞きをしておりますが、市民が冬の快適な生活と産業活動の確保にかかわる雪処理のニーズはますます高まるものと考えております。

現状では、道路などの公共施設分や、市内の事業所及び市民の排雪する雪処理の雪捨て場は陸上と海上にあります。陸上での適地が少ないため、港の一部をやむを得ず利用しているのが実態であると思います。しかしながら、海洋環境面から見ますと決して好ましくないと思われますことから、恒久的な処理施設として大規模融雪槽の検討をされていると伺っておりますが、実現に至らないのはどのような課題があるのか、お聞かせください。

次に、今議会に上程されている平成12年度の予算案を見ますと、新設された融雪施設設置資金貸付事業特別会計において、融雪施設設置資金貸付金として2億円が計上されています。この貸付金制度につきましては、昨年第1回定例会において代表質問をさせていただき、「前向きに検討している」との答弁をいただいたもので、早速山田新市長が実行に向けて取り組まれたことに対し、我が自民党は大いに評価をいたしているところでございます。

少子・高齢化が進展する中であって、住宅の敷地内の雪処理は大変な労力を要するものであり、この制度を活用することによって家庭の除排雪作業が軽減化され、安全で快適な市民生活に大きく期待を寄せられるものと考えます。そこで改めて伺いますが、この制度の創設の目的や趣旨、そしてその効果見込みなど、制度の概要についてお聞かせください。

河川整備事業についてお尋ねいたします。

一昨年の7月と9月の2度にわたり、銭函、張碓地区を中心に大雨による災害に見舞われましたが、市の管理河川としては13年ぶりの被災であったとお聞きをいたしております。

近年の河川整備につきましては、自然豊かな川づくりを目指した取り組みが注目されているところであります。市内でも、北海道が管理する蘭島川の「水辺の楽校」や、勝納川の「河川再生事業」の実施が予定されているところでありますが、それらはいずれも所要の治水対策が図られた上での施策であると考えます。

一方、本市が管理する普通河川につきましては、昭和37年の台風9号による大災害を契機に、市街地を中心に大規模な復旧工事や改修工事が行われましたが、近年ではかつてのような大きな被害の発生もなく推移しており、一昨年の災害により改めて治水対策の大切さが浮き彫りになったものと思います。

そうした中で、このたびの新年度予算案では対前年比2倍の河川整備事業費が計上されておりますが、これは河川状況について市が改めて認識を新たにしたものと思い、その措置であるかと思いますが、お伺いをいたします。

また、治水対策として、河川整備事業につきましては、これまでも継続して取り組まれてきたところと存じますが、依然として数多くの河川に改修の必要な箇所があると思われます。それらを一度に整備することは到底困難なものと考えますが、市は今後この事業をどのように進めてまいるのか、あわせてお聞きをいたします。

水道事業についてお尋ねいたします。

当市の水道は創設以来80年以上の歴史ある事業であると承知をしており、普及率も99.8%ということで大変喜ばしい次第であります。水道事業は、市民が生活していく上で最も重要である飲料水の供給というライフラインとしての役割を果たし、良質で安定給水を継続していかなければなりません。そしてまた、水源につきましても、長年、不安定な河川表流水から、朝里ダムの完成により水源の安定が確保されているところであると考えます。

そこで、本市における今後の水道事業は「拡張から更新の時代」とお聞きしており、平成12年度予算案でも天神

浄水場、銭函浄水場の改良工事が予定されておりますが、この両浄水場の改良工事は今後何年計画で進めるのか。また、事業費、事業内容についてお伺いいたします。

あわせて、水道事業創設から昭和33年度までに布設された配水管は約264キロとお聞きをしており、老朽化のため漏水等が原因で水道水の安定供給上の支障を来す心配があるものと考えていますし、円滑な給水の確保と有収率の向上を図る上からも、そしてまた地震、事故などあらゆる災害に対しても、安定した水の供給のために管路の整備が不可欠であると思いますので、お伺いをいたします。

従来から配水管整備事業として老朽管の更新を推進していると存じますが、11年度末での老朽管と言われる残存延長と、12年度以降に予定されるその解消計画はどうなっているのでしょうか。お答えください。

続いて、下水道事業についてであります。下水道事業は、家庭や工場から出る汚水の排除と、都市化に伴う雨水の処理、河川などの水質保全への貢献など、市民の快適な生活環境を実現する上で重大な役割を担っていることは承知をしております。

当市では、この重要な基盤整備事業として、昭和45年に中央地区の一部を供用開始して以来、順次処理区域の拡大を推進し、平成10年度末の普及率は約95%に達したとお聞きしており、さらに今年4月には長年待ち望んでいた塩谷と張碓地区においても下水道処理が供用開始と伺っておりますが、いずれもこの地域の一部ということですが、塩谷、張碓両地区の今後の処理区域の拡大の計画についてお示しいただきたいと存じます。

最後の質問になりますが、教育の一端について触れさせていただきます。

最近、青少年が被害者や加害者となる痛ましい事件が多発しております。このことは青少年を取り巻く環境と青少年の心に目には見えない著しい変化が起きてきているものと思わざるを得ません。昨今のこのような社会現象を見るにつけて、人はどのように成長していくのであろうかと改めて問い直してみなければなりません。

この世に生をうけたときから、家族、友達、学校、地域、社会におけるそれぞれの発達、発展の過程において心のふれあいや心身の切磋琢磨があり、人間性が培われ、成長していくものであると考えているところであります。文部大臣の諮問機関である「中央教育審議会」においても、「新しい時代を拓く心を育てるために」、もう一度足元を見直そうとの考えから、生きる力を身につけ、新しい時代を切り拓く積極的な心と、正義感、倫理観に基づく思いやりの心など、豊かな人間性をはぐくむことが重要なことと考えられております。

私は今、社会全体のモラルの低下を問い直すとともに、なすべきことを一つ一つ実行していくための第一歩として、もう一度家庭を見直すとともに、地域社会の力を生かすことや、心を育てる場としての学校を見直そう等々の方向性が示されることが必要であると思っております。このことについて教育長としてどのような御見解をお持ちなのか、お伺いをします。

次に、平成12年度における教育費についてお尋ねいたします。

さきに平成12年度予算の事業概要の説明がありました。ところで、一般会計では対前年度当初比較マイナス1.5%という中であって、教育費は37.4%の増となっております。山田市長の教育に対する熱意が伝わってまいっているものでありますが、そこでこの予算を執行する教育委員会としては、この市長の熱い思いにこたえるため、平成12年度の主な事業について、今後を含めてどのように推進を図っていられるのか、教育長のお考えをお聞かせを願います。

以上、再質問をいたしませんので、明確な御答弁をいただきたいと思います。御清聴ありがとうございました。

(拍手)

○議長(松田日出男) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 市長。

(市長 山田勝麿登壇)

○市長(山田勝麿) 新野議員の御質問にお答えいたします。

まず初めに、平成12年度予算についてであります。昨年4月に市長に就任をさせていただいて以来、私は多くの市民の皆様から直接あるいは「市長への手紙」などを通じて、たくさんの御要望とともに貴重な御意見をお聞きしてまいりました。それらの声に少しでも多くおこたえしていくためには、より一層の財源確保が必要でありますので、私といたしましては、具体的な政策予算の編成に入る前に、事務経費や管理経費の徹底した縮減策を検討するよう指示をしていましたところであります。

現在の細分化された行政システムの中では、これらの経費の削減についてはおのずと限界もありましたが、各部の努力により一定程度の成果はあったものと考えており、今後とも組織機構や事務事業の見直しをさらに進めてまいりたいと考えております。

また、今回の予算編成に当たりましては、公約の実現を念頭に置きながら、乳幼児医療費助成の拡大や小中学校の大規模改造をはじめとする教育環境の整備充実、融雪施設設置資金の融資制度の創設など、市民要望の強い事業を中心に予算化に努めたところであります。さらに、病院事業につきましては、今後、少しでも早く市民の皆様に再編へのスケジュールをお示しするため、一般会計からの繰出金を大幅に増額し、単年度収支の改善を図ることとしたものであります。

次に、今後の財政見通しについてであります。現状の厳しい景気動向を勘案いたしますと、市税及び地方交付税に当面大きな伸びは期待できないものと考えております。

一方、歳出面においてあります。公債費は今後の市債発行額にもよりますが、現在の発行状況等を勘案いたしますと、平成15年度までは増加が続くものと考えており、また少子・高齢化の進展とともに福祉、医療関係費の増嵩も予想されるところであります。また、地方分権の推進を裏づける税財源の再配分が期待される反面、介護保険制度施行に伴う公費負担の動向など不透明な要素もありますが、今後とも行政コストの削減に精いっぱい努力をしてまいります。当分の間は総体的に見て厳しい財政運営が続くものと考えております。このようなことから、今年中には中期の「財政健全化計画」を策定し、一定の目標を掲げながら、将来にわたって健全な財政運営ができるよう、収支の改善に努めてまいりたいと考えております。

次に、経済対策について何点かお尋ねがありましたが、まず現在の商業環境についてであります。日本経済が長期にわたり低迷する中、本市経済も大きくこの影響を受け、大変厳しい状況にあります。特に商業の分野におきましては、長引く景気の低迷による個人消費の落ち込み、またライフスタイルの変化や消費行動の変化、さらには大型店の開業などにより、厳しい局面にあると考えております。

長崎屋につきましては、2月13日の会社更生法申請以降、情報の収集に努めるとともに、長崎屋小樽店との話し合いを重ねながら、2月23日、市といたしまして店舗の存続要請、従業員及び納入業者対策、特別相談窓口の設置など4項目にわたる当面する対策を決定し、取り組みを進めております。

また、丸井今井アネックス館につきましては、これまで丸井今井再開発ビルの管理会社等と協議を続けてまいりましたが、2月末をもって休館という大変残念な結果となりました。

それぞれが本市の中心商店街にとって核となる施設であることから、今後ともの確な情報収集に努めるとともに、関係者との協議を積極的に進めながら、できる限りの支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、「地場産業振興会議」についてであります。昨年12月28日に産学官から成る委員15名で発足し、これまで3回の会議を開催してきたところであります。この会議の目的につきましては、産学官が連携して地場の既存企業に対する具体的な振興策をつくり上げること、さらには、これからの小樽を支える大切な要素として新規産業を立ち上げるということを考えております。今後はこの会議で選定された事業課題別のワーキンググループを立ち上げ、事業化へ向けて検討を進めることとしております。

なお、振興会議は、ワーキンググループとの連携を図るとともに、既存企業への具体的な支援策等について検討、協議を続けていく予定となっております。

次に、観光について何点かお尋ねがありました。まず小樽雪あかりの路についてであります。第2回目となりました今年は2月11日から20日まで開催され、本市ならではの歴史、文化や情緒など、その魅力が前回にも増して十分に引き出されたことや、スノーキャンドル会場が新たに天狗山、メルヘン交差点、ばるて築港地区などに広まり、その地域における特色を生かした演出も見られ、また一方で、多くの飲食店が参加した「湯気のおもてなし」など新たな企画も取り入れたことにより、多くの市民をはじめ道内観光客や全国各地からのツアー客などに好評を得たものと考えております。市といたしましては、今後、市民はもとより、広く参加・体験型のイベントとして確立させ、全市的な冬まつりとして定着するよう、関係者とともに企画の充実や運営体制の強化などに一層努めてまいりたいと考えております。

次に、魅力ある散策ルートづくりについてであります。市といたしましては、これまでも年々増加する修学旅行生を主な対象として、各地域の特性を生かした回遊散策モデルコースを設定し、各種の参加・体験学習を取り入れたガイドマップの作成を行ってまいりました。このことが道内外の学校はもとより、一般の観光客からの引き合いにつながり、効率的に、また安心して回遊できる手引書として好評を得ているものと考えております。現在、さらに旅行代理店の助言なども受けながら、広く観光客の多種多様な要望にこたえられるような新たなパンフレットづくりを進めているところであります。

また、「小樽観光誘致促進協議会」におきましては、市との連携を図りながら、インターネットを活用した各観光拠点間などの回遊を意識した、本市観光の魅力情報を提供すべく取り組んでいる最中であり、今後とも官民一体となって観光客が長く滞在していただけるような魅力ある散策ルートづくりを積極的に進めながら、滞在型観光の確立に向け一層の努力をしてまいりたいと考えております。

次に、臨港道路小樽港縦貫線について何点かお尋ねがありました。

まず、船浜地区の移転対象者への補償交渉の状況についてであります。平成11年度に予定しておりました12件はすべて契約を完了しております。また、今回の見直しに伴って新たに対象となる方々には、昨年の12月に市が代替地等に関する意向確認調査を行っております。国としては新年度早々に用地測量や家屋調査を行い、補償額の算定が終わり次第、交渉を始めると伺っております。

次に、新たな移転対象者からの要望等についてであります。レストランや事業所などは一般の住宅と違い、移

転先には立地条件や用途的な制約などがありますが、市としては要望の実現に向けて国と協議をしながら、誠意を持って対応してまいりたいと考えております。

次に、漁業や海域の環境への配慮についてであります。今回の見直しは地元の皆様の御理解と御協力のもとに実現したものであります。見直しルートは従来の案に比べ海上部の延長を大幅に削減し、ほぼ現道に沿った線形となっており、漁業や東小樽海水浴場などの海域環境への影響を軽減する計画になっております。

次に、見直しルートの総事業費についてであります。現在、国において補償額や工事費の算定を行っており、関係機関との協議の面で確定していない部分もありますが、暫定2車線完成までの総事業費としましては約80億円が見込まれていると伺っております。

次に、環境問題についてであります。環境対策が地球規模という大きな課題である一方で、私たちの毎日の生活や事業活動と直接関係する要素が大きい。私たちの日常生活や事業活動のありようを見直すことが重要であると考えております。大量消費・大量廃棄型の生活様式を見直し、環境負荷の少ない生活や事業活動を実現するため、日進月歩とも言われる環境情報をわかりやすく伝え、市民や事業者が正確な知識を持ち、それが自主的な行動に結びつくような仕組みづくりが必要と考えております。市としては、新年度にその第一段階の取り組みとして、地球にやさしい小樽市民ルールとも言えるべきものを市民参加のもとで策定し、市民にその実践行動を働きかけていきたいと考えております。

次に、介護保険について何点かのお尋ねがありましたが、初めに社会福祉法人が行う利用者負担の減免についてであります。国の特別対策を受け小樽市も助成することとしており、現在、該当する法人に意向を打診しているところであります。ただ、法人としても財政負担が伴うことから苦慮しているところが多く、まだ決断するまでには至っていない状況でありますので、法人の意志を確認次第、利用者等に周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、要介護認定で「自立」と判定された方への支援についてであります。従来のサービス水準を下回らないよう、ホームヘルパー派遣、デイサービス、短期宿泊の事業を実施することとしております。対象者については、認定結果が「自立」であっても、個々に心身の状態や家事能力、家庭環境や居住環境など違いがありますので、要介護認定の際の訪問調査を参考に、また必要に応じて補足調査をしながら、個々の状態に見合ったサービスの提供を考えております。

なお、申し込み手続は高齢福祉課が窓口となりますが、最寄りの在宅介護支援センターでも相談を受けることといたしております。

次に、ケアプランづくりの進捗状況についてであります。2月末現在で要介護認定の申請は約3,600件で、このうち2,600件が介護認定審査会で審査・判定を済ませております。3,600件のうち約1,600件は施設入所者でありますので、ケアプランの必要な在宅のサービス対象者は約2,000件と見込んでおります。これに対応するケアマネジャーは、基準が1人50件でありますので、40人を必要としますが、現在19カ所の介護支援事業所でこの数を確保したところであります。

なお、初めての作業経験と、国などの介護報酬決定のおくれなどマイナス要素もありますので、市としてもさらにケアマネジャーの増員等を働きかけるとともに、作成資料となる情報の提供を行い、ケアプランづくりが円滑に行われるよう、4月1日の介護保険制度が円滑にスタートできるよう努力してまいりたいと考えております。

次に、「高齢者保健福祉計画」についてであります。2月末に策定委員会から意見等をいただきましたので、これらを整理し、今議会のできるだけ早い機会に報告したいと考えております。

また、施設整備につきましては、平成16年度までの計画期間中に必要量として特別養護老人ホーム1カ所などの整備を計画に盛り込む予定にしております。

次に、高齢者のための住宅改造についてであります。高齢者が住みなれた住宅で安心して暮らせるよう居室等を改造することは、日常生活動作の向上、また介護の負担軽減のためにも大切なことと考えております。このため、こうした改造の相談があったときには、必要な助言をし、改造案を提示する「高齢者等住宅改造支援チーム」を4月から発足させることにしました。相談は高齢福祉課や在宅介護支援センターなどを窓口として受付をし、福祉部、建築都市部、保健所職員などで構成するチームが対象者の家庭を訪問し、改造内容、範囲、方法を検討し、改造案を提示することにしております。

次に、2号被保険者の介護分保険料に係る特別対策についてであります。国の特別対策として「収納対策給付金」につきましては、その交付目的が原則的には、介護分保険料が上乗せされることにより収納率が低下する懸念があることから、制度の啓発や徴収体制の強化などの取り組みに対する財政支援とされ、当市には約4,200万円ほどの交付が見込まれております。その具体的な使途については各保険者の裁量にゆだねるとの厚生省の見解もありますので、ただいまの御提言につきましては、今後、確定賦課時までには国や道とも協議をしながら、さまざまな角度から検討してまいりたいと考えております。

次に、少子化対策について何点かお尋ねがありました。

まず、少子化対策臨時特例交付金事業における待機児童の解消についてであります。中央保育所、新光保育園、銭函保育所及び相愛保育所の増改築を行い、20名の定員増と、特に待機児童の多い低年齢児の保育スペースを確保し、その入所の拡充を図ることにより、待機児童を解消してまいりたいと考えております。また、零歳児、産休明け保育については、龍徳保育園での実施を計画しております。

次に、地域子育て支援センターについてであります。最近の核家族化の進行に伴い、子育ての知恵や知識が継承されにくいことや、家族の支援を得ることが難しくなっていること等により、子育てに不安を感じている母親が多くなっております。このようなことから、母親の育児に関する不安や心理的負担の軽減を図り、地域の子

育て家庭に対する育児支援を目的として設置するものであります。事業内容につきましては、育児相談や幼児サークルの支援、また母親や子供同士の交流事業等を計画しているところであります。

次に、保育料についてであります。平成元年以来据え置いており、平成6年度には人口対策の一環として、第2子目の保育料を2,000円軽減するとともに、第3子目を無料としたところであります。このようなことから軽減率は年々高まっており、平成10年度では38.1%と道内では最高の軽減率となっております。

なお、国は平成12年度の保育料の基準を引き上げる等の改正を行ったところでありますが、国が示した徴収基準に沿って改定を行った場合は保護者の負担が増加するところでありますが、市としては平成12年度は保育料の改定を据え置くこととしております。

今後の方針につきましては、保育所制度を維持していく上からも適正・公平な保護者負担は重要なことですので、慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、保育所の規制緩和措置についてであります。現段階での情報によりますと、1点目は、これまで自治体

と社会福祉法人を原則としている設置、経営を、社会福祉法人以外の民間にも認めるということであります。2 点目は、現在30人とされている定員を、低年齢児を多く受け入れる等の一定の要件を満たす場合には20人に引き下げることです。3 点目は、自己所有が原則とされている土地・建物について、賃貸方式を認めるということが主な内容となっております。

なお、厚生省では、このたびの規制緩和措置を踏まえ、今年度中に関連省令、通知等を改正する予定と聞いておりますので、この内容等詳細について明らかになり次第、市としての対応について検討してまいりたいと考えております。

次に、病院についてであります。病院の予算編成に当たりましては、一般会計としての一定の負担と病院の経営努力を加えたことで、資金不足を約 6,400万円ほどに抑えたものとなり、病院改築のための一定の判断基準である単年度収支の均衡を図れる可能性のある予算になったものと考えております。

なお、今後予想される診療報酬改訂の動きや介護保険の導入など不確定な要素はありますが、より一層の経営努力により単年度収支の均衡を目指してまいりたいと考えております。

次に、懇話会についてであります。目的は、「市立病院新築検討懇話会設置要綱」において、新しい市立病院が将来、地域医療に果たすべき役割やその規模等について審議し、市民が望む理想的な病院像の策定に資することです。これまで2回の懇話会が開催され、外部の経営診断が必要との決定や、現施設の調査等が実施されました。さらに、12年度いっぱいを検討期間として新しい病院像が示されるものと考えており、12年度末には懇話会より提言をいただけるものと考えております。

次に、雪対策についてであります。まず雪捨て場についてであります。現在は陸上と海上で確保しておりますが、排雪量の多くは海上で処理をしております。御指摘の海域環境の保全や円滑な港湾活動の確保のため、流出防止さくを設置しておりますが、雪捨てのピーク時には受け入れ不能となる状況も生じております。この解消を図る処理方法として、先進地の大規模融雪槽の事例なども参考にして、色内埠頭の下水処理水利用の検討をしてきておりますが、夜間の排雪量に対し、融雪処理能力が大幅に不足することや、建設場所、輸送道路の問題、さらには建設費、運転経費が多額となるなど多くの課題がありますので、当面は陸上の堆雪場の確保とあわせて、今後引き続き多様な検討が必要であると考えております。

次に、融雪施設設置資金貸付事業についてであります。国の豪雪地帯に指定されている本市におきましては、宅地空間が少ない住宅地が多く、高齢化率も高いことから、屋根の雪や宅地内の雪処理に大変な御苦労をされている世帯が多いものと考えております。このため、融雪槽やロードヒーティング等を住宅敷地内に設置し、雪処理の負担軽減と快適な居住環境の確保の一助として、設置費の 100万円を限度とする無利子貸付制度を創設しようとするものであります。

次に、河川整備についてお尋ねがありました。

まず、河川の現状認識についてであります。市内には小規模な無名川を含めて大変多くの河川があり、そのほとんどが市が管理する普通河川となっております。これらの河川のうち、郊外部の河川のは半分は原始河川で、護岸なども未整備の状態にありますが、近年、宅地開発等の拡大により河川整備に関する住民要望が増加しております。また、既成市街地におきましても、既設護岸の老朽化の進行や道路等の排水施設整備に伴う流入負荷の変化に伴い、河川改修の必要な箇所が増加しております。こうした現状を踏まえ、市民の生命、財産を守るため、従来にも増し

て治水対策の強化を図ることとしたものであります。

次に、今後の河川整備の進め方についてであります。これまでも各年度の施行箇所の選定に当たりましては、その都度、緊急度や優先度を勘案しながら判断してまいりましたが、近年、改修の必要な箇所が増加し、短期間でそれらのすべてに対応することが困難な状況となっております。このため今後につきましては、現時点での調査に基づき、早期に改修が必要と判断される浜中川、銭函川など24河川の老朽箇所や未整備箇所について、当面5カ年で一定の予算枠を設けながら計画的に整備を進めることとしたものであります。

なお、河川は流水と地形、地質条件等によって状況に変化が生じ、新たな危険箇所の発生なども考えられますことから、随時、計画の点検作業を行いながら進める必要があるものと考えております。

次に、水道事業についてお尋ねがありましたが、まず天神及び銭函浄水場の改良工事についてであります。機械・電気・計装設備が耐用年数を超え、故障が増加する傾向にあり、管理に苦慮している状況であります。このことから、両浄水場とも電気棟の増築、機械・電気・計装設備の更新を目的に、天神浄水場は事業費約36億円で、工事期間を平成5年度から平成16年度までの12カ年を予定し、銭函浄水場につきましては事業費約8億円で、工事期間を平成11年度から平成15年度までの5カ年を予定し、安全で安定した水の供給を図るとともに、災害に強い施設づくりを推進する考えであります。

次に、配水管整備事業についてであります。安定した水の供給を図るため昭和46年度から管路整備を進めており、平成11年度で老朽配水管 264キロメートルのうち約73%の 194キロメートルを布設替えし、残存延長は約70キロメートルであります。今後の計画であります。平成12年度は国道5号の4車線化など道路改良に伴う配水管の布設替えを主に行い、平成13年度以降は老朽度の高い管路から年次計画により布設替えを進めてまいりたいと考えております。

次に、塩谷、張碓地区の下水道整備についてであります。塩谷地区については地形上、3カ所の中継ポンプ場を経て中央下水終末処理場に送る計画で、平成12年度には一番小樽寄りの塩谷第3中継ポンプ場が稼働し、市営塩谷A団地からオタモイ寄りの区域で供用開始いたします。塩谷サービスセンター前の塩谷本通り沿いの区域は、平成15年度を目途に塩谷第2中継ポンプ場を完成させ、直ちに供用開始を予定しております。その後、塩谷第1中継ポンプ場の区域であります塩谷駅方面を整備する予定であります。

次に、張碓地区の今後の計画であります。和宇尻中央通、礼文塚通の街路事業や国道5号の拡幅計画にあわせて整備を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 教育長。

○教育長(石田昌敏) 新野議員の御質問にお答えします。

まず、青少年の現状についてですが、近年の凶悪な事件の発生を憂慮しております。御指摘のように、家庭・学校・地域を含め、子供をはぐくむ教育力は衰弱している状況にあり、現状に対する厳しい分析と、学校・家庭・地域社会の連携の強化を図ることを通して、子供たちの生きる力の再生を図らなければならないと考えております。

教室からの抜け出し、徘徊、奇声を上げ教師の指導に従わないという、いわゆる「学級崩壊」の報道は、ベテラ

ン教師の自信をも打ち砕き、教職員は授業やクラス経営に誇りを持てなくなっている状況も見られます。このような状況を抜け出すため、家庭教育を見直し、家庭教育への支援を強める必要があると考えます。

子供は、乳幼児期の親子のきずなの形成期における家族とのふれあいを通じ、基本的な生活習慣、生活能力、豊かな情操、他人に対する思いやり、善悪の判断など基本的な倫理観、社会的マナー、自制心や自立心を培っていくものであり、家庭教育に関する学習機会を充実するため、父親の参加を求めることや、母子保健等の機会を通して家庭教育ノートの活用を図るほか、PTAとも協力して親に対する相談体制の充実を進めていきたいと考えております。

また、将来の完全学校週5日制の実施に備え、学校外体験活動の推進や、社会人や地域人材の活用による学校教育の活性化について検討するなど、心豊かな子供たちをはぐくむための心の教育の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、平成12年度の主な事業内容と今後の事業の進め方についてであります。初めに学校教育関係では、小中学校の大規模改造事業として幸小学校の外壁及び屋上の改修ほか、潮見台中学校の外壁及び天井の改修等を行うとともに、屋内体育館整備事業として桂岡小学校の屋内体育館暖房設備の改善と、緑小学校及び長橋中学校の屋内体育館床の整備を行ってまいりたいと考えております。今後におきましても、校舎の老朽度を見ながら、引き続き整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、情報教育を進める観点で、中学校全校の電話回線をインターネット時代に対応するよう、アナログ回線からデジタル回線に切り替えるとともに、次年度以降、コンピューターの更新も考慮しながら、情操教育の充実に向けて環境整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、適応指導教室に、これまでの専任指導員2名に加えて、新たに「ふれあい協力員」2名を配置して、不登校児童・生徒へのきめ細かな指導や相談業務の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、校外学習等助成事業につきましては、校外学習交通費助成事業と団体鑑賞助成事業のほか、平成14年度実施の新学習指導要領に基づく移行措置として、「総合的な学習の時間」を平成12年度から計画されておりますので、当該経費について助成したく計上したところであります。

次に、社会教育関係では、手宮公園陸上競技場のトラック及び助走路等を全天候型に改修するとともに、写真判定塔を設置することにより、今後とも全道規模の大会開催はもとより、日常の練習においても利用しやすい環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、駅前室内水泳プールについては、平成12年度に配水管と耐震強化の整備を行い、次年度以降におきましても引き続き施設改修を行ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（松田日出男） 新野議員の質疑並びに一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時17分

再開 午後 3時00分

○議長（松田日出男） 休憩前に引き続き会議を再開し、質疑並びに一般質問を続行いたします。

（「議長、26番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 26番、高階孝次議員。

（26番 高階孝次議員登壇）（拍手）

○26番（高階孝次議員） 今年2000年、20世紀締めくくりの年とともに、新しいミレニアムの始まりです。しかし、我が「小樽丸」はどこへ向かうのか、いま一つはっきりしません。小樽丸の針路を念頭に置きながら、日本共産党を代表し質問します。

まず最初に、市長の政治姿勢についてお尋ねします。

市長は、保守であれ、革新であれ、はたまた「市民党」であれ、憲法、地方自治法の遵守は当然のことです。かじ取りに迷うことはありません。憲法、地方自治法こそ羅針盤です。羅針盤が指し示す方向に勇気を持って進んでいただきたい。

まず、憲法から。憲法は、「50年もたつと時代おくれ」、「現実合わなくなった」、「アメリカの押しつけ憲法」などと言われてきました。このほど国会に「憲法調査会」がつくられ、去る2月16日、17日から、向こう5年間をめどに論議を開始しました。我が党は現憲法の民主的・平和的条項は時代おくれどころか、むしろ先駆的なもの。世界にも、また21世紀にも十分通用すると思います。

次は、地方自治法です。我が党は、地方自治は国民主権、平和主義、基本的人権、議会制民主主義と並んで、憲法の五原則の1つと考えます。昨今、「地方分権時代」と言われ、地方自治法の大幅な改正が行われました。それでも地方自治体及びその長の責務は「住民の安全、福祉、健康を保持すること」これには変わりありません。吉野川可動堰の、あるいはこの前の芦浜原発を引き合いに出すまでもなく、国といえども地方自治体の長や住民の意志を無視することはできません。憲法や地方自治法こそ羅針盤です。そのような認識で市政に当たってほしいと願うものですが、市長のお考えをお尋ねします。

次は、具体的な点でお尋ねします。

1つは、「21世紀プラン」です。市長は機会あるごとにプランの遂行を強調されます。策定以来、はや3年目を迎えました。昨今の激動する社会経済情勢にうまく対応できているのか疑問です。私も「総合計画審議会」の一員でした。「築港再開発は地元商店に大きなダメージを与えこそすれ、小樽の活性化にはならない」、「国の借金政策をうのみにしては、市財政は取り返しのつかないことになる」、「経済や財政などの目標値を示さないのは無責任だ。初めから逃げ道をつくっている」、「経済波及効果、雇用効果の大きい福祉の重視を」などと意見を述べました。我が党は議会でもこれに反対しました。

例えば、「将来人口16万人は努力目標だからこれでいいのだ」これでは済まされません。総合計画にはいろいろな目標がありますが、こうしたものが現実から大きく乖離しているということから、この際に大幅な軌道修正、方向転換が必要ではないかと思いますが、お答えください。

次は、築港再開発についてです。市長は年末年始のあいさつで、「人口減は歯止めがかからない、若者の流出、雇用不安、少子・高齢化の進行、市財政は厳しい」と決まり文句のようにあいさつされておられました。これを聞くたびに「築港再開発は小樽活性化の起爆剤たりえたのか」と、いぶかるのは私一人ではないはずです。いかがでしょう、お答えください。

次は、市民参加の市政についてです。市長公約の病院の懇話会、「地場産業振興会議」などがいよいよスタートしました。市にはこのような審議会、市独自のものだけでも60くらいあります。広く市民の声を聞き、市政に反映させることは、民主主義のイロハです。決してポピュリズム、大衆迎合の非難は当たりません。問題は審議会を行政の隠れみのに使うことです。どこへ行っても同じ顔触れ、これはいかかなものではないでしょうか。審議会の構成は性別、年齢、階層を広く網羅し、会議も公開してこそ市民参加の市政と言えるのではないのでしょうか。お答えください。

次は、綱紀粛正についてです。職員の不祥事が相次ぐのは極めて残念です。そのたびに信頼回復、再発防止を誓うのですが、さっぱり効果がありません。当の本人が悪いことは言うまでもありませんが、たとえだれかが不心得を起こしても、二重、三重にチェックされる、未然に防ぐというのが役所のシステムではないのですか。上に立つ者がしっかりしなければ、下が緩むというのは世の常です。監督責任は大きいです。こう相次ぐのは役所に巣くっている体質に問題があるからではないですか。江戸時代の「よらしむべし、知らしむべからず」のおごりはないのか。京都や新潟の警察を笑ってはおれません。なれ合い、事なかれ主義、秘密主義、失敗してもだれも責任をとらない、謝れば一件落着、この繰り返しでは困ります。どこに問題があるのか、その原因を徹底解明するとともに、不祥事根絶にどうこれから対処されるのか、市長の決意を伺います。

次は、市民を二の次にする今のような姿勢というのは、今回の「モービルベイ」の入港の問題にもあらわれております。海保からバース手配の要請が来る、市長が最終的に入港の許可をする、こういう情報は市民はマスコミを通じて知らされ、いつも後回しです。ところが、しかるべき団体にはもう真っ先にそのことが知らされて、そうした団体は早々と歓迎行事を取り組む。市民の安全、命と財産を預かる市長の仕事からいっても、まず市民にそのことを知らせ、市民の合意を取りつけるということを最優先にすべきでないのか。強く改善を求めます。お答えください。

次は、財政問題について伺います。

第1は、今後の景気の見通しについてです。小渕首相は、「二兎を追う者一兎も得ず」と景気回復を最優先に、財政再建は二の次。すぐにも景気が回復するかのような言いぶりです。人によっては「アブ、ハチ取らず」、こういうふうに言う人もおります。景気の動向は財政に深いかかわりがありますので、最初に伺います。

新年度予算では国と地方合わせて148兆円の規模、そのうち借金払いに充てられる分が37兆円、残り111兆円が事業費です。一方、収入を見ると、税金などで96兆円、足りない分52兆円は新たに国債発行、借金で賄うということです。その結果、借金の残高は645兆円、GDPの1.3倍、国民1人当たり510万円になります。途方もない借金を抱えるのに、小渕首相をはじめ宮沢大蔵大臣、堺屋経企庁長官は「回復の兆しが見える」、「秋ごろには好転する」。相変わらずのんきというか、無責任な態度であります。GDPの60%を占める個人消費が冷え込んだまま、一向に回復を見せない。まさに前途多難と見るべきではないでしょうか。市長は今後の景気回復についてどのように見られておられるか、お尋ねをいたします。

次は、市の新年度予算についてです。一般会計は前年度2定比伸び率4.3%の減、約31億円の落ち込みですが、全会計では4月スタートの介護保険、融雪融資特会などがあって1,570億円と、ほぼ前年度並みです。市長は福祉、教育、生活環境整備に力を入れたと言います。なるほど、我が党が要求した乳幼児医療費助成1歳拡大、雇用特別交付金、少子化対策特例交付金の積極的な活用、学校の校舎の改築などなど実現されたものもあります。しかし、何もかにも結構というわけにはいきません。

財源を見ると、国の借金政策に振り回され、借金依存の体質は変わらず、財源の不足分は減債基金14億 6,300万円の取り崩しです。ちなみに11年度を見ますと、当初48億円の借金をします。年度末には結局61億円と、これが例年並みに膨れ上がる見込みであります。市長は従来同様、「より有利な資金の導入に努める」と、この間の提案説明で言われております。いつまでたっても、これでは財政再建はできないのではないかと。お答えください。

市が財政再建の切り札としている「地方行革」は、いよいよ最終年度を迎えます。計画どおり進んでいるのか、その財政効果はどうか、焼け石に水ではないのか。市長は「13年度以降も続ける」と言いますが、どういう「やり方」をするのか、お答えください。

次に、市が導入を考えている「事務事業評価システム」についてです。その導入の目的は何か。平成13年以降の地方行革の布石にするのではないのか。三重県の例を見ると、「評価」に基づき福祉、暮らしの切り捨ての根拠にしています。その導入の意図について最初にお尋ねします。

次は、市長が約束した「財政再建計画」、これはいつ提示するのか。先ほどの質問の中にも今年度中という話がありましたが、市長はしきりに「財政再建が急務」と言われますが、その割に借金は相変わらずですし、「無駄遣い」は改められていません。今度は地方分権をかさに、さらに人件費の抑制、市民サービスの切り詰め・切り捨ての「地方行革」を強行するのか。むしろ経済波及効果、雇用効果の拡大につながる福祉、教育に文字どおり力を入れ、個人消費を温めてこそ財政再建、景気回復につながると考えます。

4月から介護保険がスタートするのにホームヘルパーを減らす、学校や保育所の統廃合、300人を超えて待機者がいるのに特養ホームはなかなかつくらない、これは納得できません。我が党は、石狩湾新港や平磯線、望洋パークタウンの開発を3～4億円に拡大していく、小樽港の再開発、中央通、築港再開発は抜本的に見直すことを主張してきました。市は財政再建の案をいつ、そしてどういう内容をもって提示するのか、お答えください。

次は、「地方分権」について基本的な点でお尋ねします。

「地方分権一括法」の施行に伴い、地方自治法をはじめ多くの法令が改正され、来る4月1日から施行されます。市長は「これからは地方分権の時代」を強調されます。そこで伺います。

第1は、地方分権の意図、ねらいについてであります。憲法第8章に地方自治がうたわれ、これを実のあるものにするよう、これまでの国と地方の関係、指揮監督の上下関係から対等、平等、協力の関係に改めるといいます。そのこと自体結構ですし、今回の案についても改正についても全くプラスの面はない、こういう乱暴なことは言いませんが、しかし、中身は大変問題があると思います。

新自由主義を標榜する学者やエコノミストにあおられて、「何でも国が背負うから大変な借金を抱え込むのだ」、「できるだけ仕事を地方や民間に回せ」、「これからの政府というのは小さな政府を目指すべきだ」、ここに地方分権の根っこがあると思います。国と地方の関係が対等、平等になる、そんなきれいな事では済まされません。地方分権の意図、ねらいについてまずお尋ねします。

次は、地方統制の問題です。「国の機関委任事務は廃止され、地方に移されますが、そのうちの45%が法定受託事務」で、国の統制がかなり強く残ります。そのほか「自治事務」。これも助言、勧告、資料提出要求、協議、是正要求など、形や程度には差がありますが、国の関与、かわりができるような仕組みになっております。こんなふうになっているのが地方分権の実際の中身ではないでしょうか。住民が願う地方自治、地方主権とおよそほど遠いものではないかと思いますが、市長の見解を伺います。

次は、地方分権と地方行革との関連です。これまで国は機会あるごとに地方行革を自治体に押しつけてきました。市が今進めている「地方行革」、これもそうです。国は景気対策に名をかりた大企業奉仕、無駄使いの大型公共事業を、借金を財源に地方に押しつけ、地方はどこでも火の車です。それなのに今度は地方分権を盾に、財源を移すことなく、借金の穴埋めは自前でやれと、それぞれの自治体が単独でできなければ市町村合併してやれ、こういう言い方であります。

このように国が責任を持つべき仕事を、お金の裏づけもなく押しつけますから、地方はいや応なし、人件費の抑制、福祉・教育の切り捨て、いわば身銭を切って地方行革をやらざるを得なくなっています。こんな状態ですから、お金がない自治体は結局公共料金を上げるとか、増税をしなければならない。必置規制も緩和・廃止したのだから、民間にそれを任せれば負担も軽くなるなんて、こんな調子ですから、これから財源移譲なんていっても期待できるものではないと思います。地方自治、地方分権どころか、本音は国の責任転嫁、地方行革の押しつけではないか、このように見ますが、いかがでしょうか。

次は、雇用問題についてお尋ねします。

昨今の雇用状況は極めて深刻です。全国の完全失業率が 4.7%、最悪です。本市も例外ではありません。職安の資料によりますと、有効求人倍率は0.32。全国が 0.5ですから、その半分以上ということになりますか。特に高校卒業者の内定率は、工業とか水産高校はほぼ全国並みとしても、商業とか双葉高校は最悪の状態。せっかく高校へ進学したのに、こんな状況では、その生徒たちの人生を台無しにしてしまいます。「不況、不景気だから仕方がない」とは言っておられません。不況の長期化、効果の上がない景気対策も自公政権の責任です。それなのに政府は大企業には「リストラ」を奨励し、おまけにリストラをすれば助成金まで出す、これが例の「産業再生法」ではなかったですか。国民は踏んだり蹴られたりです。

日本の代表的な経営者のトヨタの奥田氏、ソニーの盛田氏は、「こんなやり方を続けているなら日本経済は台無しになってしまう」、こう警告しております。輸出一辺倒、国際的大競争に勝つためにはコストの引き下げは、資本の有機構成から見ますと、そのしわ寄せは可変資本に当たる労働者の賃金の引き下げ、労働強化に向けられ、これが内需・個人消費を冷え込ませ、ますます外の輸出に頼らなければならない。これがよくいうところの「悪魔のサイクル」です。構造的なものであります。このサイクルを断ち切らない限り、日本経済そのものがだめになってしまいます。

昨年11月、我が党は「異常なリストラ解雇の横行を抑え、雇用の拡大・創出を」、このように題する緊急提案を公表いたしました。この中では、これまでの判例法や制定法、ILO、OECDなど世界の流れを取り入れたものです。詳細は略しますが、その中で新しい「解雇規制法案」だとか、「企業組織再編に伴う労働者保護法案」だとか、3つ目には「サービス残業根絶特別措置法案」など3つの法案、これを提案しました。今日の「ルールなき資本主義・日本」のもとで、傍若無人なリストラ解雇から労働者、国民の暮らしと権利を守るものと確信するものです。このリストラと抱き合わせの国の雇用対策を抜本的に改めるよう国に要求すべきです。市長の見解を伺います。

次は、市独自の雇用対策について何点が伺います。

国の緊急雇用特別交付金は、いろいろな条件がありますが、新たな雇用創出に問題があります。しかし、当面はそれを満度の活用を求めるとともに、これはあくまで3年間という時限の措置ですから、国に引き続き継続を求め

る。国がそこで打ち切るなんていうことがあっても、市は独自にこれを継続すべきと考えますが、いかがですか。

次は、官公需を地元企業を優先に拡大する、この問題です。議会でもよく論議されますが、市はその方針だと言います。しかし、実際には大手がどんどん割り込んでくる。「地元業者と共同体を組んでいるから」、こういうふうにも言いますが、その中身がよくわかりません。地元業者の声をよく聞いて、これをぜひ生かしてもらいたいと思います。官公需を地元に拡大することは、同時に市民の雇用の機会創出・拡大に大きな力になることは間違いありません。お答えください。

次は、財政難から地方行革で人件費の削減、人減らしに市は躍起となっておりますが、雇用対策にこれは逆行します。「地方行革、職員OBの天下りは取りやめ」、「少人数学級のための教員を増やす」、「消防力基準にまだ満たない消防職員を増やす」、「介護保険開始に伴うヘルパーは必要であり、福祉の職員を増やす」。少子化対策を言うならば、「保育所の職員を増やす」。市が率先して職員を増やすべきです。正職員、臨時、嘱託、これを問わず職員を増やして市が雇用の創出の機会を図ることをやるべきだと思います。いかがですか。

同じような趣旨から、市の公共事業を請け負う業者、市の補助金・交付金を受けている各団体についても積極的に働きかけ、協力を求めるべきです。特に156億円の税金を投入したOBC、マイカルについては高卒者の就職は皆無に等しいと、こう言われております。若者の流出をストップさせる、雇用創出は築港再開発事業のまさにうたい文句であったわけですから、この点からも強くOBCやマイカルに要求すべきです。それぞれお答えください。

次は、中小企業対策についてお尋ねします。

中小企業は事業所数で98.9%、従業員数では78%、まさに日本経済の主役です。大企業のない本市においてはなおさらであります。今日の中小企業の危機は、日本経済の土台を取り崩すと言っても過言ではありません。ところが、自公の政権の中小企業対策はどうなっているのでしょうか。口先だけは中小企業は重要だ、その支援を強調しますけれども、やることは逆です。

昨年の臨時国会を政府は「中小企業国会」と銘打って、36年ぶりに「中小企業基本法」を改正しました。ところが、「基本法」の理念である大企業との格差をなくする、これは踏みにじられてしまいました。中小企業予算の削減、大幅な規制緩和、大企業の横暴、勝手は野放しにし、一層中小企業を苦境に追い込むことになりました。

具体的に幾つか例を挙げますが、中小企業の予算は新年度は20億円、額では増えております。しかし、一般歳出に占める比率は0.41%から0.4%低下する。ベンチャーは別扱いのようですけれども、既存の中小企業対策というのは大幅に切り捨てられる。

規制緩和もこれは大変です。大店法の廃止、小売酒販免許の緩和、小売米穀店は免許制から届け出制へ、医薬品販売の緩和。これからは書籍の再販制度の見直しをはじめ、理容師、美容師、司法書士、税理士、弁護士に至るまで、101項目に及ぶ公的資格制度の見直しがメジロ押しです。

以上のように、国の中小企業対策は中小企業の振興どころか、これを滅ぼすことになると思いますが、市長はいかがお考えですか。

昨年11月、我が党は中小企業の問題についても、「中小企業は日本経済の主役、それにふさわしい本格的対策」と題する中小企業対策を発表しました。これは中小企業の予算の抜本的な増額、2つには中小企業の経営に役立つ支援、3つは大企業・大銀行の横暴を抑え、中小企業の事業活動を守るルールの確立、この3つが柱となっております。詳細は略します。この柱に沿って市の中小企業対策についてお尋ねします。

1つは、融資制度についてです。市の中小企業予算が、主に商工業の振興費ですけれども、年間大体50億円前後です。このように推移しておりますが、その90%が制度融資であります。十分これが活用されていればいいのですけれども、10年度末の決算を見ますと5億円が不用額、使わないで残っているわけです。こうなりますと、この制度が効果があったのか疑問であります。市は「冬あったか資金」だとか、今度は「商業観光変化対応特別資金」、「生き生き資金」と、こうネーミングされておりますけれども、時宜にかなった制度だと思います。マイカルの影響など、売り上げが10%から30%ダウンした商業者を対象とする。せっかくこういういい名前がついているわけですから、それが本当に利用される、助けるものになってほしいと思いますが、聞くところによりますと、結局、最終的に融資を判断するのは相変わらず金融機関。こういうことであれば、せっかくの制度が生かされないわけあります。この生き生き資金でいえば、マイカルの影響を重視し、緊急の措置だということであれば、もっと借りやすい条件にすべきでないでしょうか。いかがですか。

この際、さらに注文いたします。旭川などでは実施しておりますけれども、万が一こげついた場合には市も一部その負担を負う、こういうことをはっきりさせれば、貸し渋りなんかも緩められるのではないかと思います。

また、市にはノウハウを持った専門家が職員の中に大分おられるようであります。我が党は「暮らしの緊急資金」、「駆け込み緊急資金」など「直貸し」の制度を市が実施すべきでないかと。市はそういうノウハウを持った者が職員の中にいないからということで、それを理由に断ってきているわけでありましたが、そういう専門家もいるわけですから、ぜひこれは実施していただきたい、こう思います。

次は、「中小企業支援センター」についてです。市は中小企業対策を行政の正面に据えて、予算の増額とともに、商業を含め広く地場産業を対象とし、製品の検査、技術研修、製品開発、販売開拓など施策を強化するため、既存の中小企業センター、これを発展的に解消して、中小企業支援センターという形で本市の商工業振興の核とすべきではないかと思いますが、いかがですか。お答えください。

次は、中小企業の企業活動を守るルールをつくる問題です。これは主に国の施策として行われておりますが、大企業の横暴から中小企業を守る法律、これがあるのですけれども、余り効果を上げていない。これを立ち入って検査し、監督する、その体制が十分でない。こういうことについても、国に任せないで市ができることは、相当地元業者が大手のもとで働いているわけですから、こういう面からも絶えず指導すべきでないかと思います。

今急がれるのは、金融機関の貸し渋り解消の問題です。単なる物的担保主義を改めて、中小企業の経営全体を総合的に評価して融資をする、こういうこともすべきだと思います。信用金庫など地域に根差した金融機関の育成、政府系金融機関の融資を利用しやすいように改善する、こういうことを関係機関に強く要求すべきです。

このほか、無担保・無保証人制度の拡大だとか、金融安定化特別保証制度の拡充だとか、市が積極的に働きかけを行うべきだと思います。中小企業を弱肉強食の自由競争にさらして、それに勝てなくて落ちこぼれるのは仕方がないのだ、これでは地域経済の活性化や、ひいては日本経済の再建はできません。市長は経済、その道の専門家ですから、積極的な答弁を期待するものであります。

次は、「地域活性化」問題でお尋ねいたします。

まず、「長崎屋」の問題です。長崎屋は会社更生法の手続を東京の地裁に申請して、事実上倒産という格好になりました。長崎屋は小樽の表玄関、小樽駅前再開発のキーテナントとして市が誘致したものであります。これから空洞化した中心市街地の活性化に取り組むという矢先ですから、大変なことです。当分営業は続けるというものの、

これからの中央通りの再開発、ひいては小樽の全体のまちづくりの上からも影響ははかり知れないと思います。

我が党は市や長崎屋に要請もし、そこに入っているテナントの皆さんの声も聞きました。長崎屋はもちろんのこと、地元関連業者、納入業者、従業員、こうしたものに対する対策を急いで講ずるべきである、こういうふうにあります。

次は、大型店の出店についてお尋ねします。大店法は、今年5月廃止されます。それにかわる、いわゆるまちづくり三法があるとしても、大型店の出店はさらに容易になってしまいます。一方、自治体の中にはこうした動きを見越して、独自に出店の規制、事前の協議・調整を図るよう、条例や要綱をつくっているところもあります。例えば滑川市の「まちづくり条例」、川崎市の「大型小売店舗出店に関する要綱」などがそれです。

市長は日ごろ、「小樽には大型店はこれ以上進出する余地はない」、こう言っておりますが、現状では出店を規制するものがなくなってしまいます。大型店依存はだめだということは、マイカルの問題や長崎屋の問題で明らかです。だから、地元の中小企業を育てるといふ、その対策の意味からも、大型店にどう対処するかというのは、大変大事な問題だと思います。この問題について市はどのように対処されるのか、お答えください。

次は、中央通の再開発事業についてです。このところ共同ビル、共同再建を予定したものが、地権者の合意が得られないということで単体の再建になってしまう、こういう報告が聞かれます。この事業は単なる用地買収方式ではなくて、道路の拡幅も含めた、中央通の拡幅も含めた沿道土地区画整理事業の手法で進められています。こんなふうに歯ごたえ、こんな状態になってしまいますと、あの中央通、小樽の中心でありますけれども、虫食い状態になってしまって、当初予定したような魅力ある中心街、都市景観の形成、小樽の顔づくりができないのではないかと、こういうふうに思いますが、今後の見通しについて伺います。

次は、中心街活性化事業を進める上で、その中核となるタウンマネジメント機関（TMO）についてお尋ねします。TMOは商工会議所を中心に進めるといいます。新年度予算ではTMOの構想策定補助金が計上されております。現時点での進捗の状況はどうなっているのか。市民参加は名ばかりで、一部の者で進めるといふことになるかと、またマイカルの二の舞いになってしまいます。市民参加を保障する、そのための例えば大垣市の「マイスター倶楽部」、これは学ぶべきところが多いと思います。学生や商業者、自治体の職員、80人くらいが集まって中心市街地活性化基本計画、TMO構想の策定に参加し、市民参加のまちづくりシステムの重要性について提案しております。

大垣だけではありません。高崎市では、高崎経済大学がこれに加わって、名前も「高崎活性剤本舗」、薬屋の名前になっていますが、これが有名です。本市は小樽商大があるわけですから、その手をかりない手はないと思います。お答えください。

次は、築港駅舎の無償譲渡に関する住民監査請求についてお尋ねします。監査委員は請求を棄却した理由として、「市の財政は、平成10年度決算では単年度収支は赤字だが、実質収支は黒字」。暗に余裕がないとは言えない、こういう言い分ようです。また、「財政の実態を判断する数値基準というのではないのだ」と。私たちがよく使う財政力指数だとか経常収支比率、これも何か当てにならないと、こういう言い方の方であります。

また、駅舎の無償譲渡について、「駅は55ヘクタール、まちづくりの拠点である望洋パークタウンなど周辺地区住民が利用する。広場、道路など公共施設も隣接している。この事業については国も道も認可した。手続も適正に行われた。」Rだってそれ相当の負担をしている。だから公益性があるのだ」と、こんなふうに言いたいようであります。

さらに、25日の特別委員会では、監査委員の答弁を要約すると、「事業はまだ70～80%の進捗、効果はこれからだ」と、再三これを繰り返されており、「築港駅の利用客の増加は、周辺の整備が進んだからだ」と。マイカルのためということはちょっと言わなかったのですけれども、周辺の整備ということは事実上マイカルのことではないかと思います。それは「築港駅はマイカル駅なのだ」と、こういうふうに言っていると同じことではないでしょうか。財政問題では、寄付できないほどの財政事情ではない、こういうことであります。

そこでお尋ねするのですが、マイカルの効果について、現在70～80%の進捗。100%になると計画どおり効果上がるのだと見ているようですが、本当の効果というのは足し算だけしたらだめだと思います。このマイカルのためにマイナスの面があるわけです。今度、「生き生き資金」をつくるというのも、そういうことなのですね。地元業者がそのあおりを食らって、ひどい状態になっている。地元業者を助けなければならないということでありますから、足し算だけではだめだと思います。地元商業、あるいは長崎屋の問題、アネックス店がだめになる、こういうことも総合的に判断すべきでないでしょうか。

地方自治法第 232条の2の解釈の問題ですが、監査委員の見解は極めて恣意的です。これはいろいろな行政実例を見ても、寄付する場合でも、公益性があると判断する場合でも、これは客観的な根拠がなければならない。別な言い方をすれば、市民のだれが見てももっともだと、こういうものでなければならない。ところが、極めてお金の使い方や公益性の判断というのは恣意的だと、こういうふうに私は思います。余裕があるといって、7億1,000万円の駅をつくってJRにくれてやる。市民感情からいえば、その先に福祉や医療、教育に回してほしい、病院の改築の方が先でないのか、これが市民感情ではないでしょうか。

財政認識で大きな違いがあります。市長、行革懇 - 地方行革を進めている市の行革懇ですね、それから市の財政のいろいろな資料。先ほど新野議員の質問の中にも、与党の方からの質問ですよ、財政が厳しいということを触れておりますし、市長の先ほどの答弁にも財政が厳しいということを言っているわけです。大方の人が財政が大変なのだと、こういう状況なのです。決して7億円もJRにくれてやるような財政に余力があるなんていうふうに見るのは非常におかしいのではないかと私は思います。

監査委員自身も決してそれを100%否定しているわけではないのですけれども、市長や議会から独立した機関ですから、そしてまた木野下委員は外部監査ということで、余りそういうことにとらわれない客観的な、第三者的な立場に立てる方なのですが、どうもその判断というのは理事者に追従した格好になっている。極めて残念であります。その辺のところをひとつ、公益性や財政の問題でお答えください。

次は、港湾問題についてお尋ねします。

最初は、小樽港と石狩湾新港の逆転についてです。96年、一般貨物の取扱量は、小樽港が217万トン、これに対し石狩湾新港が250万トン、逆転しました。また、去年は輸出入総額は、小樽港が327億7,000万円、石狩湾新港が348億6,000万円、今度はお金の面でも逆転しております。

もともと石狩湾新港というのは小樽港の補完港、副港、こうしてスタートしたものです。将来これは逆転するのではないかと、議会でも大変心配して論議が続けられてきました。そのたびに理事者は、機能分担が守られるのだと、管理組合議会には小樽からも議員が入っている、小樽の意向は十分ここでは反映できるのだ、チェックできる、こういう言い方をしてきたのですが、どうでしょう。本末転倒というか、主客転倒といえますか、こういう状態になっております。

コンテナ船が新港に奪い取られたというのは91年です。94年に新港は開港、一人前の港になります。97年には釜山との間に定期コンテナ船が開通する。今回の逆転というのは当然の帰結と言えましょう。

この間、市のあいまいな態度がこういうことをもたらしたと言わざるを得ません。海運貨物が停滞する中で、物流の拠点港は太平洋側は苫小牧だと、日本海側は新港だと、小樽港はレジャー港に、こういう道央圏の港湾構想というのが前からあるのですけれども、これに毅然たる態度をとれなかった。そればかりでない。小樽港の后背地は狭いのだと言っているながら、大事な臨港地区をマイカルに売り渡してしまう。やることがレジャー港をみずから追認している、こういうことになっているのではないのでしょうか。

小樽港のとらの子とも言えるフェリー新潟便6便が苫小牧に奪われてしまいました。これにも一応は抵抗しますが、最後は泣き寝入りです。その上、石狩湾新港の建設には87年以来23年間に60数億円、負担金をつぎ込んできました。自分の首を締めることであります。事ほどさように行政の対応が今日の結果を招いたと言わざるを得ません。いかがでしょうか、お答えください。

今後の対応です。市は今までどおりの政策を続けるのか、機能分担は守られるのか、新港に血税を注ぎながら当てもない本港の整備にお金をつぎ込む、市財政はますます悪化する。二またをかける、そんなやり方をまだ続けるのか。我が党は、「新港の新規工事はストップし、小樽港の整備を優先させるべきだ」、このように主張してきました。逆転の事態になっても施策の見直しをしないのか、お答えください。

次は、調整役だった北海道の態度について伺います。フェリー新潟便が半分苫小牧へ移ったときに、小樽港は400万トン、お金で7,000万円減ってしまう、こう見込まれました。小樽港の強い反対に調整役の道は、その代償になるかわかりませんが、小樽港の振興に力を入れるということを約束したわけです。ところが、目に見えて何が小樽港の振興になったのか、道がそういうことを約束を守ったのか、「カラ手形」ではなかったのかと。具体的に振興策があるというならば示してください。お答えください。

次は、平磯線の改修の問題です。我が党は、「平磯海上ルートは事実上マイカルの道路だ、築港再開発の第2ラウンドだ」と、見直しを強く要求し、見直されることになりました。市長の言をかりますと、「国の事業といえども要求すれば変えることができる」、こういうふうに言っておられたようです。こんな調子で道路に限らず、大型プロジェクトも見直ししてほしいものです。

見直しによって規模は小さくなるわけですが、先ほど総事業費は80億円という話がありましたが、工事の期間、道路の規模の裏づけになっている交通量、これについてはどうなるのか。港湾関連とマイカルとの関連の内訳も一緒に示してほしいと思います。

次は、港の問題の最後ですけれども、「モービルベイ」の問題です。入港許可に至る経過を見ると、従来の対応とどうも変わっていない、こんなふうに思います。新ガイドライン法、戦争法が制定されたわけですから、もっと緊張してこれに対処するのと思うと、どうも同じような対応でしかない。どこか変わった対応をしたというのであれば教えてください。

外務省の回答は、いまだかつて一度も事前協議がなかったのに、事前協議がないのだから、これは核の持ち込みなんかないのだと。核の持ち込みというのは、アメリカの資料で、密約で持ち込まれていることはもう常識になっております。米総領事は昨年、米艦の入港のときに、海軍の高官が答えたのをそのままオウム返しにしているだけです。大変失礼な話だと思います。

市長は米艦の入港についてはケース・バイ・ケースだ、こういうふうについて答えておられました。これはケース・バイ・ケースですから、断らないというのではなくて、断ることもあるのだという意味ですから、どんな場合に断るつもりであるのか、具体的にお示しいただきたいと思います。

これからアメリカと協力する後方支援というのは、昔でいうと兵たん活動ですから、戦争行為の一環で、こんなことになると小樽は攻撃されかねません。攻撃を受けても、また受けそうになっても、平時から小樽は平和な商業港を貫くのだと、小樽には核兵器廃絶平和宣言、こういうものがあるのだということを絶えず内外に知らせることが1つの大きな防波堤になると思います。

地方分権のところにも関連するわけですが、自治体というのは最後は国の言いなりにならざるを得ない仕組みになっているわけです。政府の考え方では、「その自治体が非核宣言をしようとして、地方議会で決議を上げようとして、住民が要求しようとして、自治体はこれを拒否できないのだ」と、こういうことであります。自治体の長である市長が憲法と地方自治法を遵守するのだ、それには体を張るのだというのであれば、これはそれで結構であります。大いに市民はバックアップすると思います。しかし、そういうことがないのであれば、きちんと非核平和条例なり、あるいは無防備の地域条例なりつくって対応すべきでないか。

周辺事態法第9条は「法令及び基本計画に従う」というふうになっております。小樽が平和条例を持っている場合に、条例も法令の1つであるというふうに政府は言っておりますから、こうした不当な米艦の入港を断ることができると思います。

次に、最後ですが、泊原発3号機の増設の問題に関連してお尋ねします。

この間の2月22日に三重県の北川知事が、県内に予定されておりました芦浜原発について、原発に対する国民の不信、不安が高まる中、住民の同意と協力は得られない、計画を白紙に戻す、こういうことを表明されました。これは昨年の東海村の臨界事故など、たび重なる原発の事故から、今回の知事の態度になったのかと思います。大変評価できるものだと思います。

ところが、小樽では原子力の二法の制定を突破口にして、一時中断しておりました「意見を聴く会」、これを早急に開くということで動き出しております。これを5カ所やりまして、終わった段階では泊原発3号機にゴーサインを出す、こういうことでないでしょうか。原発の安全性そのものも問題ですし、そこでたかれるMOX燃料、いうところの「プルサーマル計画」というのも、これは安全性が確立しておりません。

泊原発を同じ管内に抱える小樽市としては、いつまでも道任せでは許されないと思います。市民の命と財産を預かる市長としては、原子力の防災対策の強化はもちろんのことでありますけれども、今、道が進めようとする「意見を聴く会」、道民の合意はしばらく得られないということで延期を申し入れる、ひいては3号機の増設、これは取りやめるよう道に強く要求すべきだと思います。お答えください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。(拍手)

○議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市長。

（市長 山田勝麿登壇）

○市長（山田勝麿） 高階議員の御質問にお答えいたします。

まず、憲法と地方自治法についてであります。言うまでもなく日本国憲法は我が国の最高法規であり、地方自治法はすべての地方行政に関する法律の基本であって、地方自治行政の執行に当たりましては、憲法や地方自治法をはじめとした各法令の規定を遵守することは当然であります。

地方自治法につきましては、時代の変遷に合わせてこれまでも何度か改正をされてきており、今回も大きな改正があったわけではありますが、これからも「あるべき自治の姿」としての「地方自治の本旨」をより一層促進するための改正がなされていくものと考えております。

次に、「21世紀プラン」についてであります。この「21世紀プラン」の策定に当たりましては、御承知のとおり、広く市民の皆さんから貴重な御意見や御提言をいただくとともに、市内各界各層の方々より構成された審議会で時間をかけて十分御議論いただき、本市の将来都市像とその実現に向けた中長期的な市政の展開方向や主要施策を指針として明らかにしたものであります。本年は第2次実施計画の策定の年に当たり、第1次実施計画の進捗を点検するとともに、情勢の変化に対応しながら、実施期間内に新たに必要となる事業や、見直しの必要が生じた場合には、その緊急性や事業効果を勘案し、弾力的に対応してまいりたいと考えております。

次に、各種会合での私のあいさつの内容についてであります。低迷する日本経済や小樽市の現状について総括的に認識をお示ししたものであります。築港地区の再開港については、近年の経済社会情勢の厳しい環境の中で、計画全体が未達成ではあります。雇用や集客による観光客の増加など経済的な効果はあるものと考えており、一定の評価はできるものと考えております。

次に、審議会などの委員の選任についてであります。それぞれの審議会の性格に合わせて、各種団体からの推薦や、学識経験者などから幅広く選任しているところであります。一方、昨年発足しました「市立病院新築検討懇話会」におきましては、15名の委員のうち5名を市民公募しており、広く市民の声を取り入れ、開かれた市政の発展を図る努力もいたしております。

また、会議の公開につきましては、それぞれ合議制機関としての自主的な判断を尊重いたしたいと考えております。

次に、観光課職員の不祥事についての御質問であります。綱紀の厳正な保持や公務員としての倫理観は職員1人1人の自覚にまつところが大きく、研修や庁達などを通じ、繰り返し注意を喚起しているところであります。しかしながら、今回の不祥事においては、チェック体制が全くなされていなかったことが最大の原因であります。このことから、早急にチェック体制の見直しを図るとともに、管理監督する立場にある管理職の自覚を促し、十分指導してまいりたいと考えております。

また、これまでも職場内研修の1つとして職場ミーティングを行ってきておりますが、この中でも仕事の進め方など、職員間の意思疎通が十分図られるよう徹底してまいりたいと考えております。

次に、「モービルベイ」の入港についてであります。経過につきましては、1月6日、海上保安部からパース

手配の依頼がありましたので、すぐに在札幌米総領事館に事実関係と入港目的を確認し、核搭載の有無を外務省及び領事館に文書をもって照会したものであります。外務省からは1月20日、総領事館からは1月26日に回答があり、非核三原則が守られていると判断し、あわせて出入航時の安全性と港湾機能の支障の有無を勘案した結果、1月26日、バースの使用を認めたものであります。したがって、それ以前に小樽市がいかなる団体等にも最終判断を示した経過はございませんので、御理解願いたいと思います。

次に、財政問題についてであります。まず今後の景気見通しについてであります。2月の月例経済報告や最近の株価の動向を見ますと、総体として少しずつではありますが改善の方向にあるのではないかと感じております。また、経済企画庁が1月にさまざまな業種の労働者の方々500人に初めて調査した現実の景気認識におきましても、2～3カ月後には改善を見込むとの回答がやや優勢であったようであり、今後に対する期待感が出てきているようにも思われます。

しかしながら、依然として個人消費の回復が思わしくないことや、企業間において好不調の格差があることを考えますと、多くの国民が景気の回復を実感としてとらえるまでには、いましばらくの時間がかかるのではないかと考えております。

いずれにいたしましても、政府におきましては、「経済の新生」を最優先の課題として取り組むこととしておりますので、財政、金融両面にわたる継続的な政策により、着実に景気の回復が図られることを期待いたしております。

次に、新年度予算において、市債の面からお尋ねがありましたが、現状の厳しい経済情勢や減税等の影響により、地方税や地方交付税が伸び悩んでいるため、近年の地方財政対策では、当面その財源不足を地方債で賄い、将来の税収で補てんする方式をとらざるを得ない状況にあります。

国の政策に振り回されているのではという御指摘であります。一地方自治体としては交付税や起債を含めたこれらの財政措置の中で対応せざるを得ないのが現実であります。しかしながら、市としてはこれまでも市民福祉の向上の観点から事業選択を行っており、政策面で単に国に追従してきているとは考えておりませんし、市債の発行につきましても、その都度慎重に判断をしてきております。

なお、平成12年度当初予算におきましては、市債の発行額が11年度より大幅に減少することから、全会計での残高も減少する見込みであり、今後とも後年度負担を十分考慮し、事業選択に努めてまいりたいと考えております。

次に、行政改革についてであります。現在のところ項目数での実施率は73.1%であり、ほぼ計画どおりに進捗しているものと考えております。

財政効果につきましては、平成10年度までの目標金額約22億6,000万円に対し、実績は約22億1,000万円で、達成率は約98%となっております。平成11年度の財政効果につきましては、決算額が確定した段階で御報告したいと思っております。

平成13年度以降につきましても、地方分権による行政のあり方や、さらに市民ニーズの変化も念頭に置きながら、社会経済情勢の変化や多様化する行政需要に即応し、最小の経費で最大の効果が上げられるような行政改革を行ってまいりたいと考えております。

次に、「事務事業評価システム」についてであります。地方自治体が行う政策や事業を事前または事後に評価し、その政策や予算に反映することによって効率的な行政の推進を目指す「事務事業評価システム」が近年、特に

注目され、多くの自治体で取り組みがされております。

本市におきましては、まずこのシステムを「21世紀プラン」の実施計画の各事業を対象に事業を分析して、その成果を順次把握し、それを適切に管理、評価するシステムをつくり上げていこうとするものであります。この制度を導入することにより、市民ニーズを把握し、事業の必要性やサービスの充足度などの分析を行い、効果の薄い事業や効率の悪い事業を継続的に見直しをするなど、効率的・効果的に事業を推進していこうとするものであります。

次に、いわゆる「財政健全化計画」についてであります。平成12年度予算における減債基金の取り崩し状況や今後の11年度予算の決算見通しなどを踏まえた上で、今年中に策定してまいりたいと考えております。

なお、いろいろな例を挙げて御意見があったわけではありますが、健全化を進めるためには、庁内が一丸となって事務事業の見直しにも一層取り組まなければならないと考えており、また各事業選択に当たりましては、緊急度や優先度等を十分に見きわめながら、その内容について検討してまいりたいと考えております。

次に、地方分権についてであります。憲法第92条に地方自治の基本原則として規定されている「地方自治の本旨」を実現するためには、その前提として地方分権が確立されている必要があります。各地域にはそれぞれ地域の特性があり、行政に対する住民ニーズは多種多様で、それらの要望にこたえるためには、きめ細かな行政を行う必要がありますが、国の行う行政は統一的、マクロ的にならざるを得なくなり、やはり地域に密着した自治体はその事務を処理することとする方が望ましいものであります。

従来は多くの事務を機関委任事務として、国や都道府県の包括的な指揮監督のもと、自治体の執行機関を国の機関として位置づけて、その処理に当たらせてきましたが、そこでは自治体が主体的に事務処理をする余地はなく、地域特性を考慮するよりも、統一的な事務処理が要求されておりました。このたびの法改正では、国と地方自治体との役割分担を明確にし、機関委任事務制度を廃止するとともに、国や都道府県による市町村に対する関与についても見直しが行われました。これらのことにより、憲法に規定する「地方自治の本旨」という考え方がより前進することになるものと思っております。

次に、自治体に対する国の関与などについてであります。関与につきましては今回の法改正でかなり改善されたものと考えております。このたびの地方自治法の改正によりまして、「関与の法定主義」、「関与の基本原則」などについて規定されたほか、関与の手続や国地方係争処理委員会の設置についても規定されました。

自治事務に対する関与につきましては、原則として「助言または勧告」、「資料の提出の要求」及び「是正の要求」に限られ、基本的には「代執行」ではなく、その他の関与は法律で定める例外的な場合にのみ認められることとされております。

法定受託事務につきましては、その事務の性質から関与の範囲も自治事務よりは広がっておりますが、従前の機関委任事務の処理についての包括的な指揮監督権や、市町村長が行った機関委任事務に係る処分を都道府県知事が取り消すことができるというような広範な関与から考えますと、相当程度改善されたものと思われます。

次に、行政改革についてであります。財政問題は国にとっても地方にとっても大きな問題となっております。当市の財政が厳しい状況にあることは繰り返し申し上げておりましたが、当市の行政改革は財政の健全化という面からだけではなく、時代の変化に対応し、市民のニーズに即応できるような行政の再構築を目指しているものであることを御理解いただきたいと思います。

また、地方分権により市町村の事務が増加する一方で、今回の改正では地方税財源の充実に確保については見送ら

れたという事実もありますので、全国市長会としては地方分権を支える税財源の充実強化について国に強く要請しているところであります。

次に、雇用対策について何点かお尋ねがありましたが、まず国の雇用対策についてであります。これまでに実施された「緊急経済対策」等、各種の政策効果に下支えされ、景気は緩やかながら回復に向けた動きが続いていると発表されております。雇用情勢は、有効求人倍率が幾らか上昇したものの、依然として失業率が高く、厳しい状況にあり、雇用の創出・安定化は緊急課題であると考えております。国の緊急雇用対策や経済新生対策などの諸施策が具体化していく中で、雇用の拡大や就業の創出が一層図られていくことを期待するものであります。

次に、市の雇用対策についてであります。緊急地域雇用特別交付金は国の雇用対策の一環として実施されている事業で、本市におきましては11年度では3事業を実施し、12年度では17事業の実施を予定しております。この事業の実施に当たりましては、国の基準に基づき、できるだけ多くの雇用創出を図るよう努めておりますが、継続が必要な事業については今後も検討してまいりたいと考えております。

次に、官公需の地元業者優先拡大についてであります。本市の工事等の発注に当たりましては、地元企業の育成を図るため、市内業者で施工可能なものについては、すべて市内業者発注に努めてきたところであります。また、一部市内業者で対応できない工事等であっても、地元業者を含めた共同企業体の施工として発注し、地元企業の受注拡大に努めてきたところであります。今後とも地元企業優先を基本として発注に努めてまいりたいと考えております。

次に、雇用対策として臨時、嘱託を含めた職員の雇用についてであります。行政改革は時代に即応した簡素で効率的な行政を推進し、新しい時代にふさわしい行政の再構築を目指し、進めてきております。したがって、これまでも単に人員削減のみではなく、介護保険など新たな行政需要に対しては必要な職員を採用し、適正な職員配置に努めてきているところであります。

次に、関係団体の雇用拡大についてであります。これまでも小樽公共職業安定所等、関係機関と連携し、市内の各企業や団体などを訪問し、雇用の拡大について依頼してきたところであります。また、依然として厳しい雇用状況が続いていることから、2月には再度、小樽商工会議所及び会員の方々に要請いたしました。今後とも機会あるごとに関係各機関と連携し、雇用の拡大に努めてまいりたいと考えております。

次に、OBCの雇用についてであります。マイカル小樽の開業時の調査結果では3,800人を超える雇用が創出されており、大きく雇用の拡大につながったものと考えております。しかし、現状の厳しい経済状況であります。雇用の実態把握に努めながら、新規卒卒者の採用等を中心に今後とも要請をしてまいりたいと考えております。

次に、中小企業対策について何点かお尋ねがありました。

まず、国の政策についてであります。昨年の臨時国会において、中小企業を取り巻く環境の変化にかんがみ、21世紀に向けた中小企業に関する施策の総合的な推進を図るため、「中小企業基本法」等の改正が行われたものと理解しております。現在、国においては、融資制度の充実や成長が期待される企業への支援など施策の展開がなされており、それらを活用することにより中小企業の育成、発展が図られていくものと考えております。

次に、商業環境変化対応資金についてであります。この資金は、長引く消費の低迷や大型店の進出などで売り上げの減少を余儀なくされている事業者の方々を対象に、本市制度融資の中で最も低利な利率を採用するとともに、信用保証協会の保証づけが必要とされたケースについては、その保証料の半額を市が助成するなど、利用しやすい

内容に配慮したものであります。

また、返済が滞った場合の市の一部負担や直貸しにつきましては、回収にかかわる問題等、種々の課題があり、現状では困難であると考えております。

次に、中小企業支援センターの設置についてであります。本市の商工業の振興に当たりましては、現在、経済部商工課と中小企業センターが緊密に連絡をとりながら進めているところであります。

商工業の振興のための核的な組織づくりにつきましては、昨今の経済社会情勢や商工業者のニーズに的確に対応できるよう、今後の検討課題としたいと考えております。

次に、中小企業を守るルールについてであります。厳しい金融環境の中で、国においては中小企業などに対する、いわゆる貸し渋り対策の一環として、中小企業金融公庫では担保となる資産が乏しい企業に対する融資の創設など、政府系金融機関における融資の拡充や、無担保・無保証人制度による貸付限度額が750万円から1,000万円に拡大されたところであります。さらには、中小企業金融安定化特別保証制度の保証額の拡大と、適用期間の1年延長などが図られることとなっており、企業活動に必要な資金の活用が円滑に行われるよう配慮されているものと理解しております。

次に、地域の活性化について何点かお尋ねがありましたが、まず長崎屋の会社更生法申請に係る対策についてあります。市といたしましては直ちに長崎屋に対し、「小樽店」、「奥沢店」の存続や、両店に勤務する従業員の雇用の安定、納入業者等への対応について要請を行うとともに、市内取引業者への融資の円滑化を図るため、金融機関等にお願いしたところであります。また、商工会議所と中小企業センターに特別相談窓口を開設するとともに、マルタル資金の別枠活用による融資の充実を図ったところであります。

市といたしましては、特に小樽店は駅前ゾーン商店街の核となる施設として重要な役割を果たしていると認識しており、今後とも可能な限り支援をしてまいりたいと考えております。

次に、大型店出店規制についてであります。御質問にもありますように、本年5月をもっていわゆる「大店法」が廃止され、6月からは改正都市計画法、大店立地法、中心市街地活性化法のまちづくり関連三法により、地域の特性を生かしたまちづくりが進められることとなっております。今後は大店立地法の中で、生活環境への影響など社会的規制の側面から、出店に対する新たな調整の仕組みが定められております。市といたしましては、今後の社会経済情勢の推移を十分見きわめなければなりませんが、本市の商業環境を考えたとき、現在のところ大型店が出店する、進出する状況にはないものと考えております。

次に、中央通地区土地区画整理事業の今後の見通しについてであります。平成11年1月に区域内に残る地権者宅地の再配置、いわゆる仮換地指定を行い、現在、地権者による建物解体、引き続き再建が順次進められていくことから、空地の解消がなされるものと考えております。今後も建物の外観形成の支援や歩行者にやさしい街路築造などの導入に向けて北海道と協議を進め、建物と街路が一体となった街並みや空間が創出されるよう努めてまいりたいと考えております。

また、事業スケジュールであります。一般移転補償契約を平成14年度までに、街路築造工事は平成13年度から始まり、15年で終了する予定となっており、事業は順調に進むものと考えております。

次に、「TMO構想策定」事業の進捗状況についてであります。商工会議所ではTMO構想の策定のため、昨年の12月にその調査研究を行う「小樽まちづくり研究会」の設置を決め、現在、「小樽まちづくり研究会」の事業

内容、スケジュール等について検討を行っております。当研究会の事業推進に当たっては、通産省の支援事業である「商業タウンマネジメント計画策定事業」の導入について、関係機関に対し要望を行っているところであります。

また、策定に当たっては広く市民が参加すべきとのことでありますが、「小樽まちづくり研究会」の委員として、市民、まちづくり団体や学識経験者、商店街等から幅広く人選を考えており、市民の声が構想に生かされるよう、今後とも商工会議所と協議を行ってまいりたいと考えております。

次に、港湾問題について何点かお尋ねがありました。

まず、石狩湾新港との貨物量などの比較についてであります。新港の実績については、港湾施設整備の進捗に伴い、石油製品等の集荷や外貿定期コンテナ航路の誘致に努めた結果と受け止めております。一方、小樽港の実績は、前年を若干下回っておりますが、貨物によっては増加傾向を示しているものもあり、外航船の入港隻数は過去最高の1,500隻強を記録しております。さらには、港町埠頭の全面供用を契機に新たな航路の誘致や、より一層の集荷に努め、小樽港における貨物の増大を図ってまいりたいと考えております。

次に、両港の港湾整備についてであります。小樽港と新港はそれぞれの特性を生かしながら、道央圏の日本海側の流通拠点港として発展していくことが必要であると考えております。両港の整備に当たっては、社会経済情勢を踏まえ、今後の貨物動向や施設の必要性、優先度などを十分検討しながら対応してまいりたいと考えております。

次に、道の「振興策」についてであります。苫小牧東港区へのフェリー機能導入に伴い、小樽港の振興策をはじめ、道内各港湾の均衡ある発展を図ることを目的に4項目の要望をいたしております。要望の中には時間を要するものもありますが、実現に向け引き続き道と協議を続けております。

次に、平磯線についてであります。今回のルートの見直しにつきましては、ほぼ現道に沿った線形となっており、当面、平成15年度の暫定2車線完成を目指し、これに要する総事業費は約80億円が見込まれると伺っております。

また、道路の規模の根拠となります4車線の計画交通量は、1日当たり約1万2,100台であります。その内訳としては、港湾関連で57%、そのうちマイカル関連として25%の交通量を見込んでおります。

次に、「モービルベイ号」の小樽港入港についてであります。入港目的を平時における休養・親善と確認いたしましたので、米艦船入港に当たってのこれまでの小樽市の考え方であり入出港時及び接岸時の安全性、港湾機能の支障の有無とあわせて、核兵器搭載の有無を外務省及び在札幌米国総領事館に照会し、判断したものであります。したがって、入港目的から照らし、これまでの対応と同様であります。

次に、米艦船の入港についての対応であります。いわゆる周辺事態における協力要請に際しての御質問に対し、現状ではどのような事態が発生し、どのような協力要請があるのか想定できないとの観点から、ケース・バイ・ケースで対応したいとお答えしております。私は市民の平和と安全を守る立場でありますので、協力内容が市民生活にどのような影響を及ぼすか、その時々事態に対応して判断してまいりたいと考えております。

また、平時における米艦の入港につきましては、先ほど申し上げましたように、これまでの判断基準に沿って慎重に判断してまいります。

次に、非核平和条例や無防備地域条例についてであります。昭和57年に核兵器廃絶平和都市宣言が決議され、昭和60年以来、平和事業を実施しており、現段階で非核平和条例を制定することは考えておりません。

また、無防備地域条例につきましては、無防備地域の定義等、その具体的な内容を承知しておりませんので、今

後調査してみたいと思います。

次に、泊原発 3 号機の増設に関連した御質問ですが、昨年 9 月の東海村での臨界事故を契機に、国において原子力防災新法の制定や安全委員会の事故調査委員会報告がなされました。また、道においては、泊原発への立入調査や原子力防災体制の見直しを進めているところであります。

また、3 号機の増設につきましては、道としては 3 月 18 日から札幌市や泊村など道内 5 カ所において、「北海道エネルギー問題委員会」の報告書の説明も含めて「道民の御意見を聴く会」の開催を予定しており、広く道民の意見を聞いた上で、地元 4 町村の意向も把握し、現在開催されている道議会での議論を十分踏まえて総合的に判断し、対処するとのこととあります。市としては、これらの推移を見守りたいと考えております。

以上であります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 監査委員。

○監査委員（木野下智哉） 高階議員の御質問にお答えいたします。

今回の住民監査請求につきましては、地方自治法第 232 条の 2 について、築港駅舎の無償譲渡を、財政事情が厳しく、公益上の必要もないので、違法な財産処分として、市長に対し損害回復の措置を求めるものであります。

まず、財政状況につきましては、市の人口構成や地理的な特殊性などを背景に厳しいものでありますが、なお市の活性化のための投資的経費の支出をしており、それらの予算執行及び財政運営の結果として実質収支において黒字であったことから、財政上の余裕がないとは断定できないと判断したものであります。

また、公益上の必要については、築港周辺をまちづくりの重要拠点とした開発計画による利益を公益であると判断し、整備基本計画の内容、整備の状況、譲与の手続きを確認し、市長及び議会の裁量権行使に違法性はなかったと判断したものです。

なお、築港周辺においてマイカル効果が大きいとは言えますが、計画推進の途上であることから、現段階でマイカルだけの駅とは言えないと考えております。

市内の消費動向は、全国的な景気低迷による消費の冷え込みの影響と、マイカルの影響があったことは否定できません。しかし、札幌市への消費の流出をあそこで止め、また後志や道内外からの集客効果があったことも否定できないと考えております。

以上でございます。

(「議長、26番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 26番、高階孝次議員。

○26番(高階孝次議員) それでは、何点が再質問いたします。

質問が多岐にわたっておりますので、全面について言うわけにもいきませんから、多くはまたの機会に譲りたいと思いますが、財政の問題で1つは、質問の中でも触れましたけれども、市長は従前同様に「有利な」といいますが、「良質の資金の導入」、わかりやすい言葉でいえば借金ですけれども、これは続けていくということをお話をされました。歴代の市長も大体そういうことでこられたと思うのですが、その積み重ねが大変大きな借金を背負うということになったわけであります。そのところを改めなければならないのではないかというふうにお話したのですけれども、どうもそこは改めるということにはならないようであります。もう一度お考えをそういう点で伺っておきたいと思います。

それから、財政再建の案は今年中に示すと。大変期待もします。時期は今年中と。中身が問題なのですが、我が党は今まで市が進めてきたような大規模プロジェクトとでもいいますが、これを抜本的に見直すべきだと。公共事業そのものは否定はしません。生活型、あるいは福祉型と。これから介護保険が始まるわけですし、特養などの施設も足りないというのであれば、そういう方向に方向転換すべきでないのかと。これは地元の業者もできる仕事ですし、また市民もそこで働くという人も出てくるということで、何重にも効果があるのではないかと、こういうふうに思います。

マイカルの問題でもこの論議は重ねましたけれども、目に見えて地元の業者が仕事にありついたらとか、そこで働けたとかという話が聞こえてこなかった。大体大きいところはそうではないかと思うので、その切替えによって財政の再建を図るべきだと、こういうことをうるさく言ってきているわけですが、そういう我が党の考え方については市長はどうお考えか。

それから、これは質問ではないですけれども、分権のところで財源の移譲が問題だと、これから強く国に要求していくと、こういうふうに言われますので、その点はしつこくはやりません。ただ、現状では兵糧攻めに遭っているわけですから、これでいろいろなことをやれやれといっても、自治体は結局は自分のところで身銭を切るよりしようがないですね。そういうところにいかざるを得ないのだと。だから、財政の移譲については、機会あるごとにぜひ要求してもらいたい。これは答えなくてもいいです。

それから、雇用のことに関係して、中小事業を含めてですけれども、日本の経営者のトップであるこういう方々が、今のやり方では日本の経済そのものがだめになってしまう、土台が崩れてしまう、こういうふうに言われているわけですね。これは単に気分的に言っているのではなくて、資本主義経済というものの仕組みの上から、そういう矛盾が出てくるのだということを言っているのだらうと思うのです。そういう矛盾を解決する仕事が政府にあったり、地方自治体にあったりするというふうには私は思います。ところが、何でも成り行き任せと、自由にやっていればいいのだと、そういうことにはならないので、行政の役割というのはそういうところにあるのではないかと。

これは、これまでの近代史をひもといてみれば、はっきりしているのではないですか。労働運動がなぜ盛んになって今日に至るのか、あるいは、それぞれの国が社会保障制度というものに力を入れなければならないのかというのは、そうした矛盾を資本主義の枠を崩さない中で何とか手当てしなければならないということで生まれて

きたいろいろな手だてだと思うのですよ。これを全部 - 全部というのはちょっとオーバーですけども、否定するような動きに流れているということが問題なので、行政の役割というのはそういうところにあるのではないかと、ということを改めてお尋ねします。

それから、監査委員から今お答えいただいたわけですけども、監査の結果報告されたものに書かれていることを、違うことを言えるわけではないですよ、それを繰り返されておられたのですけども、財政のことで言いますと、ただ最後の年度の帳じりがこういうことになって余裕がないとは言えないと。ずっと何年も単年度収支は赤字なのですね。たまたまあの年については、10年ですか、実質収支が黒になったと、こう言うのですけども、実質収支を黒にするためには、先ほどから市長とも言い合っておりますけれども、借金してもこれは収入になるわけですよ。そういうことは伏せていて、ただ最後の数字だけがプラスとかマイナスだったとかというだけで地方自治体の財政というのは論じられないのではないかと。

片方には一般会計に匹敵するような、全会計でいえば倍ぐらいになりますけれども、こういう借金を抱えていることは一切触れないで、財政に余裕があるなんていうふうな言い方をされたのでは、数字に詳しい木野下委員についてはいかがかなと思って今聞きました。

それから、公益性の問題についても、何もマイカルだけではないと、こういうふうに言われますけれども、現状ではかなりマイカルですよ。しかし、周辺の人も利用するのだと、一般の市民も利用するのだ。まさにそうですけども、そういうことでいえば、ほかの駅もみんなそうなので、これからは小樽駅が何かするか、南樽駅が何かするか、どこかに駅できたといったら、みんな駅舎を市がつくってやらなければならないという乱暴な論理になっていくわけですね。だから、そういう点からも、築港マイカルの開発については公益性があるのだと、財政上余裕があるなんていうことを言われても、そうかなというふうにはどうも。立場が違うので、反対党だからそう言っているというのではなくて、市民の皆さんに聞かせても、いかがなものかというのが市民の皆さんの素直な見方ではないかなと思うので、その点いかがですか。

公益性と財政の認識の仕方については、市長もう一度答弁してください。

それから、平磯線のことについて見直されたというのは、よかったと思うのですが、それでも80億円というふうになっているのですね。これは暫定2車線で80億円ですから、計画どおりこれが4車線になる、あるいは立体交差なんていうふうになっていくと、何か途方もないお金がかかるのかなと、こういうふうに思いますね。

これは先ほど交通量の話もありましたけれども、あの海に飛び出したルートのときの交通量と同じ交通量という見方をしているのです。苫小牧に新潟便6便も持っていかれてしまって、なお交通量が増えるのだ、貨物が増えるのだという乱暴なことを言わないで、それはやはり減るわけですから、400万トン減るわけですから、そういうことも現実の問題としてあるわけですから、本当に港湾の道路となれば、それに限定すべきだ。

石狩湾新港ができたときに湾岸道路 - 今、湾岸道路と言ったら皆さん笑われましたけれども、あのころは湾岸道路と言ったのです。しかし、それはつくられないと。札幌バイパス、これを無料にしてそれを使ってください。国道の4車線を急いでやってくれと言ったら、これもバイパスを使ってくれ。最近は4車線を始めるようになりましたけれども、ずっとそういうふうに言ってきたわけなのです。ところが、そういう約束は全くほごにしてしまう。

私は、港湾の振興策、何か4点ほど要求していると、こう言うのですから、この道路全部を道に引き取ってもらったらいいいのではないですか。小樽市は負担なくて済むのですよ。道道にして現道を少しまづいところは手直し

するということで、マイカルに来る道路は無料になったバイパスでも使えばいいのではないかと、そういうふうに思いますが、いかがでしょう。

○議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市長。

○市長（山田勝麿） 最初に、財政問題から御質問ありましたけれども、有利な資金導入ということで前からお話し申し上げておりますけれども、やはり今、一般財源がこういう厳しい状況の中で、一定程度の借金をしないと事業ができないといいますが、財政、予算を組めないという状況の中で、これを大きく改めるということについては、そう簡単にいかないだろうと、こういうふうに思っております。

それから、公共事業の関係、福祉型という話ですけれども、国の方も12年度予算の編成に当たっては、少しそういう方向に向いてきたのかなという感じはしますので、そのこと自体についてはやはり否定すべきものではないなというふうに思っております。

それから、雇用の問題につきましては、なかなか一地方自治体だけでこの問題を解決するというのは非常に難しい問題だろうと思いますし、やはりこういう景気の状況といいますが、経済状況の中では、国がきちっとこういったものの対策を打ち出すべきだろうと。それに基づいてまた市も、それに沿った形で対応が考えられるのかなと思いますので、この問題につきましてはもう少し、いろいろな高度なお話もありましたので、少し勉強させてもらわないと的確なお答えができないだろうと思います。

それから、平磯線の関係につきましては、交通量というものをやはりきちっと押さえた中で、次期の4車線化なりというものを考える必要があるだろうと。ただ、減るだけでなく、今後また定期航路の誘致等もあって増える可能性もないわけではございませんので、一概にこれもまた減るということも断定できないのかなと思いますし、それから4項目の問題につきましては、平磯線の問題も入っておりまして、これは財政支援といいますが、そういったことの要求のように記憶しておりますので、さらにまた道の方といろいろな面で協議をしてまいりたいと思っております。

それから、監査委員への質問のときに質問を聞いていなかったものですから、大変申しわけないです、ちょっと後でもう1回質問したいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 監査委員。

○監査委員（木野下智哉） 財政運営についてですが、地理的な行政の効率性、また景気の低迷、高齢化の進行などから、道内の類似都市に比較しても厳しい財政構造になっておることは間違いなくと思います。ただし、今回、まちづくりなどの投資経費として、一般会計及び特別会計の合計で約136億3,000万円を決済しております。ということは、投資的経費も行政を行う上には必要ではないかと私は思っております。そういう意味と、あと例の再開発計画ですか、自体が公益性あるものだと判断したわけです。

それでよろしいですか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市長。

○市長（山田勝麿） ちょっと質問の趣旨をはっきり理解しているかわかりませんが、財政状況については非常に厳しいのは間違いないわけでごさいますて、そういう厳しい中で一定の判断をして進めてきたものと、こういうふうに思っております。

（「議長、26番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 26番、高階孝次議員。

○26番（高階孝次議員） 今、監査委員の答弁でしたけれども、ああそうですかというふうには私たちはありません。せっかく、常任の監査ではございませんけれども、外から入られた監査委員で、いろいろ客観的に物が見れる立場だということに大いに期待したわけですが、なかなかそういうことになっていないと。市長と監査委員の財政についての見方が、この辺のときは余裕があったというものではないのです。もうバブルはじけてから、ずっとこれは年々深刻な状態になってきているわけですね。そういう食い違いというのは、これは大きいと思うのですよ。この辺がはっきりしたので、これは次の手続ということになっていくのかなと私は思います。そういうやりとりをここでやるつもりはありませんので、そういうことだけは一つはっきりさせておきたいと思います。

それから、市長に伺いますけれども、今の財政の問題やら、それから地方分権の問題やら、最近のいろいろな国の動きを見ておきますと、自公あるいは自民党の政権のバックになっているのがいわゆる自由主義経済を標榜する学者なのですね。エコノミストなのですよ。先ほどもちょっと質問の中で触れましたけれども、何かケインズ主義に基づくような財政の動きというのは、これはもうとんでもないことになると。ますます国はいろいろなものを背負わなければならないと。これを全部身軽になって切り捨てて、市場の原理というのですか、自由競争というのか、市場競争にすべて任せればいいのだと。

政府というのは、できるだけ小さい政府でなければならないと、こういうことを言って、橋本さんなんかはそれにすっぴりのっかって、政治生命なくしたとは言わないけれども、総理大臣やめざるを得なくなったのですね。その後を受けた小渕内閣、いろいろあの大臣は好き勝手なことを言っていますよね。小さな政府だと。堺屋さんはやはりそういうことをなお言っておりますけれども、片方ではどんどん金をつぎ込むのですね。これは小さな政府ではないですよ。

それだけ、護送船団方式という昔のスタイルではないですけども、財政が物すごくいろいろなことに関与しているわけですね。自由に何でもやらせるというのではないと。一体この人方は何をやっているのかというふうに私は思います。今、何をやっていいかわからないという状況ではないでしょうか。

その辺を、国がやるから、ただそれに従っているというわけではないというふうに市長は言われましたけれども、こうしたいろいろな、あえて御用学者とは言いませんけれども、名前を挙げてもいいですよ。中谷巖さんだ

とか、竹中平蔵さんとか、戦略会議の重要メンバーですよ。こういう人方がしょっちゅうテレビに出てきてやっていますよね。きのう言っていることと今日言うことが違う。それに振り回されているという状況なので、こうした自由主義経済学者たちの言うことについてどうなのでしょう。

仮に自由に任せたとしても、資本主義の営みというのは、これは最後は寡占、独占に行くのですよ。自由競争なんかできなくなっていくのです。大企業や大銀行が全部合併しているわけでしょう、この競争の中で。これが資本主義の一つの流れですよ。そういうことをきちんと見きわめる必要があるのではないかと。それに振り回されない

で、きちんと。市長は経済にお詳しいのですから、振り回されないで、ちゃんと主体性を持って、小樽市民のためにきちんと責任を果たしてほしいということを最後にお尋ねします。

○議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市長。

○市長（山田勝麿） 経済の専門家ではありませんので、そういう的確なお答えできませんけれども、いろいろな学者の方がいろいろ言われているのは幾らか知っております。ケインズ経済学がどうのこうのという話も何か言われているような学者もいらっしゃいますけれども、いわゆる現状としましては、やはり多くの企業が厳しい状況、大企業が見舞われていると。この中で言われていますのは、リストラが成功した企業はうまくいっているとか、それに失敗した企業が今大変な状況にあるとかという、いろいろな話は聞きますけれども、その実態はよくわかりませんので、私からお答えできませんけれども、やはり何といっても今の状況としましては、景気の回復ということが一番でありますから、このことがやはりどう今後推移するのか。

宮沢大蔵大臣の話を聞きますと、来年度以降、これ以上の公共投資はできないのではないかと、これが最後ではないかなんていうお話もありまして、一体どうなるのか、我々としても先行き全く不透明でございまして、何とか早く、一日も早く景気が回復して、財政も安定するような方向に行ってほしいなと思いますし、私としてもそういった厳しい財政状況の中できちっとした財政運営はしなければならぬと、将来を見越した財政運営をしなければならぬなということは肝に命じております。

○議長（松田日出男） 以上をもって本日の質疑並びに一般質問を終結いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 4 時 44 分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 松 田 日 出 男

議 員 成 田 晃 司

議 員 新 谷 と し

平成12年 第1回定例会会議録 第3日目
小樽市議会

平成12年3月7日

出席議員（34名）

1番	横	田	久	俊	2番	前	田	清	貴
3番	成	田	晃	司	4番	大	竹	秀	文
5番	松	本	光	世	6番	中	村	岩	雄
7番	松	本		聖	8番	斉	藤	裕	敬
9番	大	畠		護	10番	中	島	麗	子
11番	新	谷	と	し	12番	古	沢	勝	則
13番	見	楚	谷	登	14番	新	野	紘	巳
15番	次	木	督	雄	16番	久	末	恵	子
17番	小	林	栄	治	19番	佐	藤	利	次
21番	佐	々	木	勝	22番	渡	部		智
23番	武	井	義	恵	24番	北	野	義	紀
25番	西	脇		清	26番	高	階	孝	次
27番	岡	本	一	美	28番	吹	田	三	則
29番	中	畑	恒	雄	30番	松	田	日	出
31番	佐	々	木	政	32番	高	橋	克	幸
33番	斉	藤	陽	一	34番	秋	山	京	子
35番	佐	野	治	男	36番	佐	藤	利	幸

欠席議員（2名）

18番	八	田	昭	二	20番	佐	久	間	潤	子
-----	---	---	---	---	-----	---	---	---	---	---

出席説明員

市	長	山	田	勝	麿	助	役	小	坂	康	平				
収	入	役	中	松	義	治	教	育	長	石	田	昌	敏		
水	道	局	長	須	貝	芳	雄	総	務	部	長	佐	藤	眞	
企	画	部	長	高	橋	康	彦	財	政	部	長	鈴	木	忠	昭
経	済	部	長	藤	島	豊	市	民	部	長	木	谷	洋	司	
福	祉	部	長	田	中	昭	雄	保	健	所	長	山	本	稔	
環	境	部	長	大	津	寅	彦	土	木	部	長	松	村	光	男

建築都市部長	上 楽 喜久雄
小樽病院 事務局 長	高 木 成 一
学校教育部長	奥 村 誠
監査委員 事務局 長	内 藤 洋
総務部秘書課長	長 川 修 三

港湾部長	兵 藤 公 雄
消 防 長	多 賀 俊 春
社会教育部長	厚 谷 富 夫
総務部総務課長	磯 谷 揚 一
財政部財政課長	貞 原 正 夫

議事参与事務局職員

事務局 長	藤 田 喜 勝
庶務係 長	片 岡 義 一
調査係 長	渡 辺 章
書 記	辻 英 明
書 記	中 崎 岳 史

事務局次長	須 貝 則 彦
議事係 長	佐 藤 誠 一
書 記	木 谷 久美子
書 記	笹 原 晶 子
書 記	中津川 晃

開議 午後 1 時 00 分

○議長（松田日出男） これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に佐々木勝利議員、高橋克幸議員を御指名いたします。

日程第 1「議案第 1 号ないし第 98 号」を一括議題とし、昨日に引き続き質疑並びに一般質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。

（「議長、23 番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 23 番、武井義恵議員。

（23 番 武井義恵議員登壇）（拍手）

○23 番（武井義恵議員） 新谷市政 3 期 12 年間の業績を受け継いで、1 年が経過しようとしている山田市政が、初めて通年予算の編成をされた平成 12 年第 1 回定例議会に当たり、民主党・市民連合を代表して質問をいたします。

まず、市長の政治姿勢についてお尋ねいたします。

山田市政も間もなく 1 カ年を迎えようとしておりますが、これが山田カラーだという確たる姿勢がそろそろ市民に見えてきてよいのではないかと思います。確かに、市の一般会計は、1998 年度決算までの 6 年間、赤字決算が続くなど、財政に余裕のない状況が続いただけに、市長の思い切った政治手腕が見られないのは残念ですが、このようにときにこそ市長の真価が問われると思いますので、以下幾つかをお尋ねいたします。

まず、4 月からの地方分権一括法施行に伴って、何点かお伺いいたします。

私が申すまでもなく、一括法は中央集権から地方分権への移行を目指し、475 本の法律が一括改正されたもので、各自治体は機関委任事務の自治事務化などに伴って条例の整備が求められ、本市も 48 本の条例が改定されました。道内の町村の調査によりますと、役場が自前で条例制定作業を行った町村は 27%にとどまり、民間に委託した町村が 52%、両者共同で行ったのが 21%となっている調査結果が報告されております。これは、「分権の趣旨が生かされていない」と指摘されておりますが、本市はいかなる方法をとったのか、お答えください。

次に、臨時行政改革推進審議会の最終答申で、抜本的な地方分権の必要を説き、その中で、「国は外交、安全保障をはじめ、国の存立にかかわる課題により重点的に取り組む体制を築く一方、地域の問題は住民の選択と責任のもとで、地方自治体が主体的に取り組めるようにする必要がある」と述べられております。

このことから見て、2 月 3 日入港の米ミサイル巡洋艦モービルベイの入港はいかがでしょう。ただいま申し上げた最終答申の意にも反するのではないのでしょうか。

確かに、今回の入港に際しては、記載内容はどうであれ、小樽方式に従って初めて「外務省北米局」並びに「札幌米国総領事」から文書回答があったことは評価いたしますが、米国総領事の文書中、「特定の艦船に関しては核兵器の搭載の有無については論議しない」とあります。ここでいう「特定の艦船」とは、どのような艦船を指すのが不明確であり、このような回答には、市長は「ノー」と答えることこそ、地方分権を口で言うだけでなく、治を図る行為であると思いますが、いかがでしょうか。

函館の 85 歳の福田芳枝さんが、先日道新に投稿しておりましたが、その内容は、憲法改正論に触れながら、「主要な港では、親善に名をかりた米軍艦の入港」と指摘しておりました。このおばあさんの訴えにもこたえるべく市長は、「ノー」と答えるべきであったと思いますが、いかがですか。お答えください。

次に、都市計画審議会委員の選出方についてお尋ねいたします。

新年度から開かれる都市計画審議会のその委員の選考について、企画部、消防本部、環境部の3名を減らし、市民代表として推薦された3名を加えるとのことですが、もう一步進んで、これら3名を公募をしてはいかがでしょうか。それこそ地方分権の施行の年にふさわしいと思いますが、いかがですか。

また、地方分権の推進の中で、自立的な地方行政体制の確立には、地方制度の見直しや地方自治体の自己改革を進める必要があると指摘し、市町村の自主的合併が推進されていくことが望ましい。この場合にあっては、国としてはあくまでも地方主導で、地域の実情や特色を反映した自治体形成ができるような支援措置を講ずるべきであるとして、市町村の合併推進方針を打ち出しております。全国的に農協の合併、ごみの広域収集などに見られるように、着々と市町村合併の機運が高まってきているように思いますが、市長はこの問題についてどのような御見解を抱いておられるか、お示してください。

次に、交通記念館のあり方についてお尋ねいたします。

道の交通企画室交通企画課によりますと、小樽市交通記念館の役割について次のように述べています。「交通資料の展示とともに、交通に関する調査研究などを行う」としてありますが、調査研究の分野まで取り組みがされているのでしょうか。また、今後どのような調査研究がされる計画か、その基本計画をお示してください。

今、交通記念館は入場者数が激減しておりますが、目玉となるC62などの導入に積極的に取り組むべきだと思いますが、いかがですか。

これと関連して、今年度の予算に、手宮線340メートルの調査費100万円が予算化されておりますが、手宮線を細切れに買おうということなんでしょうか。せっかくアンケートをとったのは、全線対象であっただけに、理解できません。340メートルをどのように活用するのか、将来展望を明らかにしてください。

次に、財政問題について何点かお伺いいたします。

まず、平成12年度予算編成方針についてであります。

予算編成方針の中で、「本市の財政は平成10年度決算で6年連続して単年度収支が赤字となるとともに、11年度も依然として厳しい財政状況にある」と位置づけ、さらに「一般会計における12年度の市債の元利償還金が、11年度に比較して4億円程度増加することや、他会計への繰出金も増加すると見込まれることなどから、平成12年度においては、平成11年度以上の収支不足が予想される」としてあります。

そういうことを前提にして、まず「財政状況の改善につながる各施策については、広範な検討を行う」ことを指示しております。広範な検討の結果、いかなる施策が財政状況の改善につながるようになったのか、検討結果をお示してください。

次に、これに関連して、全会計で約1,500の歳出項目中、約400項目で経費を節減し、その結果、総額7,000万円コストダウンしたとのことですが、市民へのサービス低下にはならないのでしょうか。特に、この対象400項目で突出した項目と額はいかほどになったのか、お答えください。

次に、歳入に対する人件費や市債償還に充てる公債費などの割合を示す経常収支比率は、1998年度で96.7%で、道内34市の中で5番目に悪い状態であり、新年度予算編成では、「市債発行額の縮減のために事業の一層の厳選に努める」としてありますが、厳選の結果、どのような事業がその目玉になったのかお伺いいたします。

また、「財源確保のため既存事業の見直し」とあるが、具体的に見直す内容をお示してください。

経費の積算に当たって、「時間外勤務手当の削減」には、業務内容を十分に精査し、人件費総額の圧縮に努めるとのことですが、今までは観光課などで時間外が突出しているように見受けられましたが、どのような職種が該当するのか、お答えください。

また、山田市長は、新年度予算案について、「厳しい環境の中、特に市民要望の強い施策を実現した」としておりますが、市民の要望の強い施策とはどのような内容を示すのか、お聞かせください。

市は、97年度から4カ年の新行政改革実施計画の中で、職員数の5%削減に取り組んでおりますが、当初予算時点の人件費では、99年度が前年比0.4%減、2000年度が同じく1.4%にとどまっております。市民に我慢を強いるからには、行革で汗を流しながら行政運営に市民の理解を求めなければならないと思いますが、行政改革全体について、市長の御見解をお伺いして、次の項にまいりたいと思います。

次に、歳出の重点項目の1つである分別収集について質問をいたします。

山田市長は昨春の就任早々、分別収集は2000年度に全市に拡大することを明言し、それに従って7月から家庭系資源ごみ4品目の分別収集を全市で実施することにいたしました。市長のその意気込みを示すかのように、新年度予算案には実施と啓発の費用4,190万円が盛り込まれております。環境部は、当初、全市の分別収集を、新たな大規模リサイクル施設が稼働する予定の2003年を目途にさせていただきに、リサイクル推進に向け業務体制の強化を図るなど、大変であったと思います。行革の折からにもかかわらず、地球環境の整備に努力された市長に敬意を表するとともに、市長のリサイクルに対する決意のほどをお伺いしたいと思います。

現在、市内のごみの排出量は、98年度で家庭系と事業系を合わせて約10万8,000トン、そのうち10万トン前後は伍助沢最終処分場に埋め立てられており、7月から稼働する予定の桃内の最終処分場は、15年間使うこととしておりますが、埋立能力約66万トンから逆算すると、6年の寿命となりますが、市長は資源ごみ分別収集でどれくらい新処分場の延命を考えておられるか、お聞かせください。

また、モデル地区でも、資源ごみの推定排出量のうち実際に分別収集したのは30%程度とのこと、これが全市となると、収集率に不安を抱かざるを得ません。しかし、一度実施に踏み切ったものは、途中でやめるわけにもいかないと思います。したがって、粘り強い努力が必要だと思います。そのためには、対策委員も配置せねばならないと思いますが、いかがでしょうか。お答えください。善通寺市では、1年以上も各ステーションに指導員を配置したと伺っているだけに、対策がなまぬるいように思いますが、いかがでしょうか。

次に、ごみ処理広域化計画についてお尋ねいたします。

1997年12月に策定された道のごみ処理広域化計画は、全道を32ブロックに分け、各ブロックに協議会を発足させ、3月末までに広域化への基本計画を策定することになっております。既に南空知など、3ブロックを除く29ブロックが、基本計画の策定を終えているか、または策定の目途が立っていると報じられています。

本市も、1市5町村をもって北後志地域廃棄物処理連絡協議会を発足させて2カ年が経過しようとしているところであります。そこでお尋ねいたしますが、当ブロックは基本計画の策定は終わっているのでしょうか。お答えください。もし、基本計画の策定が終わってありましたら、広域処理の目標年次をいつに定めておられるのかについてもお答えください。

全道的には、基本計画で広域処理の目標年次などを定めておりますが、ごみ処理施設をどの市町村に建設するかを明記していないブロックが多いと言われております。北後志ブロックは、建設する市町村は明記されているので

しょうか。お聞かせください。

また、周辺自治体と共同でごみ処理などに当たる場合、既に一部事務組合をつくっている市町村もあるとのことですが、自治省は、事務組合より構成自治体への権限の強い広域連合が望ましいとして、今後は事務組合の新設は認めない方針とのことですが、北後志ブロックはどちらの立場をとっておられるのか、またとらうとしておられるのかについてもお答えください。

全道各ブロックでは、広域化方針に合意しても、「総論賛成・各論反対」が多いと伺っております。今後の広域化協議は、市町村単位の地域のエゴや利害を克服し、柔軟な姿勢でごみの減量化・リサイクル化を考える必要があると思いますが、市長の御感想をお聞かせください。

次に、循環型社会についてお尋ねいたします。

ごみを減らし再利用を進める「循環型社会基本法」の政府原案がこのほど明らかになりました。資源を有効に使い、環境を保護するには欠かせない法律ではありますが、廃棄物の減量に必要な生産者の責任規定にあいまいさが残り、実効性に乏しいように思いますが、市長の御見解はいかがでしょう。御感想をお聞かせください。

原案では、生産者の責任として、対象を「リサイクルや処分が適当なもの」としております。それだけで、生産者がどんな製品にどこまで責任を持つかなど、肝心な点が明らかになっておりません。しかも、適当と認める権限が業界を所管する省庁にゆだねられた場合、産業界寄りの判断から、越智金融担当相のように、検査に手心を加えるような目こぼしとなる可能性も否定できないと思いますが、市長はどのようにお考えになっておられますか。

これでは、ごみを効果的に減らすことができないとは到底思われません。循環型社会の実施のためには、拡大生産者責任を基本法の中に盛り込むことが、是非必要だと私は思います。循環型社会は、きれいな環境を次の世代に引き継ぐために欠かせないものであります。したがって、このような大事な法案を国民的論議をせずに、わずか数カ月で法案にまとめようとしているところに、根本的な誤りがあると思いますが、市長の御意見をお聞かせください。

次に、介護保険についてお伺いいたします。

4月からの介護保険制度実施を控え、小樽市の新年度予算案に新設された71億 1,642万 9,000円の特別会計中、市の負担分、すなわち一般会計繰入金は10億 679万 3,000円に上り、その上年度途中で補正も予想されている現状であります。このように、当初から補正含みの当初予算案となった理由を、まずお聞かせください。恐らく保険料算定の基準とした新年度末までのサービス利用者数をつかみ切れないことだと思いますが、いかがですか。

小樽は高齢者が多い上、札幌に近い地の利から、道内の他市町村と比べ、「小樽は経営上魅力がある」として、訪問介護などへの民間業者の進出が相次いでいると伺っております。このように、民間業者の参入増は高齢者にとって朗報と言える反面、適正な利用を妨げるおそれもあると指摘されておりますが、いかがでしょうか。単価の高いサービスの提供や利用回数を限度額までふやすことで、収益増を図るなどの可能性はないのでしょうか。お答えください。

また、市は65歳以上の介護保険料の基準額を、厚生省の計算式に基づき 3,090円とする試算を1月末に示しました。施設は、現状から見て在宅利用者を 3,400名とした上で、サービス提供の整備状況をもとに試算したものであります。この想定以上にサービスの利用量がふえれば、市の負担増に直結するか、または保険料を上げざるを得ないのではないかと、私は以前から指摘してまいりましたが、現時点ではどのようになるとお思いになりますか。お考えのほどをお示しく下さい。

もし保険料が上がれば、収納率は下がることが当然予想されます。今後介護保険特別会計の収支が悪化した場合、高齢者福祉の全体のサービスが低下にならないよう、長期的な展望に立った施策を望んでやみません。市長の決意のほどをお聞かせください。

次に、「抑制」禁止についてお尋ねいたします。

4 月から始まる介護保険制度の対象施設で、原則禁止される「抑制」をめぐり、各施設側から「4 月からの実施は無理だ」との声が上がっておりますが、小樽の現状をどうとらえておられるか、お聞かせください。

これは、厚生省がいまだに抑制の具体的な基準を示していないからではないでしょうか。この省令は、昨年 3 月、事故やけがの防止を理由に、お年寄りをベッドなどに縛る抑制について、「緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束、その他入所者の行動を制限する行為を行ってはならない」としたものであり、その対象は、特別養護老人ホームや老人保健施設、療養型病床群などの施設とされております。ここでいう「緊急事態」とは、また「何が抑制に当たるのか」の基準が示されていないため、抑制のとらえ方は各施設でまちまちであると聞いております。しかし、人権にもかかわる問題であるだけに、避けて通るわけにもいきません。その上、4 月以降、明らかに省令違反の抑制が行われれば、介護保険指定施設の取り消しもある得るわけであります。市はどのような対応を考えておられるのか、お聞かせください。

特に、療養型病床群の場合、国の配置基準によると、夜間は患者 50 人を職員 2 ～ 3 名で受け持つ場合が多く、「痴呆などがある患者を抑制しないで診ることは、現在の職員配置では無理だ」と関係者は打ち明けております。また、「抑制を廃止するには職員の研修も必要であり、4 月実施は到底間に合いそうもない」とも関係者は申しておりますが、小樽市は職員の研修も含め、どのような対応をしておられるのかお聞かせください。

「ベッドの周囲をさくで囲み、おりにくくする」「点滴中にベッドに腕を縛る」「栄養補給のチューブを引き抜かないためのつなぎ服の着用」「車いすにベルトで固定する」などの行為を抑制とするのか、抑制に当たらないのか。各施設によって見解が異なっているとのことであります。小樽市の適切な指導はどうなっているのでしょうか。お答えください。

次に、水道・下水道関連についてお尋ねいたします。

まず、当別ダムの規模縮小についてお伺いいたします。

道が石狩管内当別町に計画中の当別ダムから水道水の調達を予定しておりました札幌市は、2 月 4 日までに当別ダムからの受水量を、当初計画の 1 日 17 万トンの 70% 減の 5 万トンにする考えを、給水事業を行う石狩西部広域水道企業団にお伝えしたとのことであります。その理由は、人口増の鈍化などで将来の水需要が計画を下回る見込みと、景気低迷の影響で業務用の水需要も落ち込んでおります関係から、計画を下方修正せざるを得なくなったと述べております。札幌市がこのような事業規模の縮小をしたために、設計をやり直さざるを得なくなり、完成年度の 2006 年も大幅なおくれが見込まれるとのことであります。

そこで、2 ～ 3 お伺いいたしますが、現在計画中の当別ダムからの札幌市の受水減に伴って、小樽、石狩並びに当別町、3 市町の負担がふえた場合、これに肩がわりする方針を 2 月 9 日までに札幌市が固めたとのことですが、3 市町の負担がふえるのは当然ではないでしょうか。同ダムは、水道施設の建設費約 750 億円のうち、同企業団の負担分約 249 億円の 80% は、4 市町が主として受水量に応じて分担し、残る 2 割は道が負担すると取り決めになっております。当初の分担率が約 60% の札幌市が、受水量を計画から 70% 減らした場合、単純計算しても、札幌市は

分担率40%となることから、当然他の3市町の負担割合が増加することは目に見えているのではないのでしょうか。この当別ダムの縮小についての見直しは、今後どのように進んでいくのか。また、分担率の変更により、仮に小樽市の負担割合がふえる場合は、どのように対応していくのか、お答えください。

小樽市としては、当然札幌市に分担金が他の3市町に及ばないよう、嚴重に申し入れるべきだと思いますが、いかがですか。市長のお考えのほどをお聞かせください。

次に、アスベストに関連してですが、環境、通産、厚生、3省庁の専門家会議で、2月5日までに2001年度から本格施行する特定化学物質排出量管理促進法に基づき、工場や事業所に排出量報告を義務づける有害化学物質354種を最終決定いたしました。その中に、発がん性物質アスベストを新たに追加いたし、本年度中にも政令で定めることになりました。

そこで、私も過去幾度か質問してまいりましたが、依然として本法律外というものの、アスベスト水道管が2,500メートル使用されております。毎年500メートルずつ取り替えるとしても、平成16年度までに完了すると先日の私の質問にお答えになっておりますが、少し手ぬるいのではないのでしょうか。早急な改良をするべきだと思いますが、御見解をお示しください。

また、無落雪などの排水を污水管に接続していることについてであります。水道局は12月までに、船浜町、若竹町、桜、望洋台などで1,579件の調査をしたところ154件で、すなわち約1割が污水管に接続しているとのことであります。このことは、余分な流入水を処理することになり、下水処理の維持管理費が増大し、コスト高になっていると思われます。ついては、融雪施設設置資金貸付金が2億30万円を予算化しており、今後さらに污水管への接続がふえることが予想されますので、業者の指導も含め、融資の条件にもすべきだと思いますが、お考えをお聞かせください。

次に、雪捨て場確保についてお尋ねいたします。

市は陸上に雪捨て場の確保ができないため、海上投棄を緊急避難措置として、20年余り経過しているにもかかわらず、新年度予算にも融雪施設関連費は計上されておられません。しかし、海上投棄もここ2～3年は増加傾向にあり、平成9年の海上投棄量に比し、平成10年には何と168%にもなっております。小樽海上保安も、「基本的にはやめてほしい。自治体の投棄を特例とする根拠もない」と言っているだけに、早急に対策が求められていると思います。市長の御見解をお示しください。

次に、議案第76号 小樽市道路占用料条例の一部を改正する条例案に関連し質問いたします。

同条例は、分権一括法による地方自治法の一部改正に伴い、書類の添付、義務及び許可標識票等の掲示義務に関する事項で、条例に定めるものであります。したがって、今後はすべての道路占用物には、市民が一目でわかる許可標識票を掲示することが義務づけられると理解しておりますが、間違いはないのでしょうか。市の財政も厳しい折から、不法な占用物の点検などをして、占用料を完全徴収すべきだと思いますが、今後の対策についてお答えください。

次に、ロードヒーティング対策についてお尋ねいたします。

新谷市長は、第1期、第2期にわたって146路線、179カ所のロードヒーティングを行ってまいりました。山田市長は、昨年商大通りなど6カ所で、今年は桜台線ほか1線660平方メートルを行うことになっております。山田市政になって、極端にヒーティング路線が減少したのは、更新をすることが大きな原因になっていると思われます。

が、更新も含めた計画を第3期計画として示すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

市では、市の広報や町会などの除雪対策の説明会で十分説明していることは認めますが、それにもかかわらず、市民からの陳情・請願が数多く上がってきております。したがって、市民の納得できる姿勢を示すべきだと思いますが、いかがですか。お答えください。

次に、市立病院問題についてお尋ねいたします。

昨春、市長は市立病院と第二病院の統合・新築を公約に掲げて、新任後は両病院の収支改善に努めてまいりました。しかし、新病院の建設費用は200億円を超す規模が予想されております。したがって、市財政が逼迫する中ですから、その大半が国からの起債を頼みとするほかはないと思います。しかし、起債認可の最低条件は、病院事業会計の単年度黒字であることではないでしょうか。それには、病院全体が一丸となって努力しなければなりません。

しかし、小樽病院発行の「病院だより」には、次のような内容のものがシリーズで掲載されております。その内容は、「民間病院は、そもそも採算のとれない事業はやりません。これに対し、地方公営企業としての自治体病院は、本来地方公共団体が一般行政事務として行うべき仕事を、効率性の見地や技術上の理由から肩がわりして行ったり、もともと採算をとることが困難な医療活動でも、公共的な必要性から、採算を度外視してでも行ったりしています」と述べています。また、不足額については、一般会計繰入金で補うべきものでありますが、平成10年度の不足額の算出では、15億円になるにもかかわらず、10億円を少し超える程度であったと分析されております。しかし、「一般会計からの繰り出しにも限度がありますので、病院会計の赤字問題は今後も続くものと思います」と結んでおります。この文章は、公立病院の宿命というものをずばり指摘していると思います。

しかし、一般市民がこれを読んだ場合、職員の努力はどうなったのか、行革はどうしたのかという疑問が出てくるのではないのでしょうか。全国の公立病院でも立派に黒字経営になっている病院もあるのですから、もっと市民にわかりやすく、真剣に取り組むべきだと思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

次に、「市長への手紙」のうち、病院関係についてのみお尋ねいたします。

手紙の内容は、「病院だより」第6号によると次のとおりです。「第二病院のことですが、看護婦が無帽で勤務していますが、非常に醜いです。市立病院は全部帽子をかぶって勤務しております。規則にはなくても、小樽市の病院ですから、市立病院と同じに看護婦らしくしていただきたいと思います。これはたくさんの人の声です。開業医でないのですから、小樽市民の病院を頭に入れておいてください。そして一日も早く合併を希望しています」と結んでいます。

私も、このナースキャップについては再三取り上げたところ、「現在は試行です」との答弁に終わっておりますが、その試行はいつまで続くのか、お答えください。

また、市長はこのお手紙に返事をお書きになっているのでしょうか。もし返事をお書きの場合は、どのように回答されたかも含めて御答弁ください。

市長は、両病院の統合について、まず単年度収支の改善が第一と述べられております。新年度の予算を見ると、前年度より2億9,020万円増額し、13億7,080万を繰り入れておりますが、この額の根拠と新年度で増額した繰入金を今後も続けられる見通しがあるのかどうかあわせ、お答えください。

先ほど職員の認識と責任感について述べましたが、これでは市民が望む病院にはならないと思います。むしろ市立病院自体が必要なのかどうかまで切り込んだ論議が必要だと思います。国立療養所も身売りの計画が進められて

いる現在、公立病院はどうしても必要であることは歴然としています。そのために、新年度の単年度黒字を目指した市長の決断で、統合・新築に一步踏み出した感じがいたします私ですが、市長はいかがでしょうか。お伺いいたします。

さらに、踏み込んだ新築の時期や場所なども含めた基本計画を打ち出すべきだと思いますが、いかがですか。前向きの御答弁をお願いいたしまして、次にまいります。

最後に、教育長にお尋ねいたします。

最初に、小中学校の適正配置についてであります。

教育委員会は、教育指導上及び学校運営上の観点から、1 学級の生徒数40人、全学年の学級数の標準は12学級から18学級と定められているが、本市の状況は、学校数では中学校17校中15校が標準に満たない学校となっている。このような観点から、石山、東山、住吉の各中学校3校の通学区域に住む生徒は、2001年4月から、全学年一斉に隣接中学に通学する適正配置計画案を、本年1月17日までにまとめ、公表いたしました。

そこで、何点かお伺いいたしますが、小学校も通学距離は別として、児童数や学校数は中学校と同条件で適正配置計画をお考えになっておられるのかどうか、お答えください。

また、今後18学級を超えるような学校があった場合は、新設校を建てることを基本とするのかもあわせ、お答えください。

当初の行革案では、小学校の適正配置も、中心部を対象にしての計画を発表いたしておりましたが、小学校はいづろ実施計画案をまとめるお考えなのでしょうか。父兄や生徒の心構えもあるので、その時期を明らかにしてほしいと思いますが、計画は進んでいるのかも含め、お答えください。

また、小中学校の適正配置実施方針の一部改正により、中学校においては、3年間の学年進行で行っていたものが、全学年一斉に行うことに改められたため、「変更先の中学校に合わせて制服やジャージを新調するのは、経済的に大変だ」との父兄の嘆く声が聞こえてまいります。対案はあるのでしょうか。お答えください。

特殊学級配置計画については、石山、住吉両中学校と協議して、適切な対応に努めるとありますが、いずれか1校にするのか、それとも通学なども考慮して他校に設置をも考えているのか、明らかにしてください。

特に、特殊学級生徒であるだけに、通学にも大変だと思いますので、負担にならないように配慮すべきだと思います。また、施設の改善なども当然あるかと思うので、これらのことも含め、お答えください。

さらに、「中学生は多感な年ごろで、受験も控えているだけに、新しい学校になじめるかどうか」との指摘も強いのですが、修学旅行なども含め、生徒の動揺や不安を十分に解消するよう、市教委に求める声も多いと伺っておりますが、これらの声はどうおこたえになるのか、心の通った答弁をお願いいたします。

また、校舎やグラウンドの跡地利用については、検討委員会を設置して有効活用に努めるとのことですが、検討委員会のメンバーをどのように選ぶのかとあわせて、遊休地として民間にも売るのはどうかも含め、基本的な考え方を明らかにしてください。

さらに、「今回の実施計画案の対象とならなかった小規模校についても、教育上及び学校運営上の観点から、学校教育環境の整備についての検討は必要であり、今般の中学校適正配置の実施状況を見守りながら検討していく」とのことではありますが、これは北西部地区の生徒に警告とも読み取れる文意になっています。したがって、これは対象地区生徒の不安を一層かき立てるものではないでしょうか。くれぐれも注意をすべきだと思いますが、教育長

の見解をただしたいと思います。

適正配置特別委員会で審議された結果、アンケートをとるに至った中学校適正配置については、そのアンケート調査の結果を十分審議した上で、取り組みに反映させるべきだと思います。いかがでしょうか。教育委員会の取り組みの姿勢について、明確にお答えください。

最後になりますが、先般、文部省で30人学級についての展望を示しておりましたが、小樽市の展望はいかがでしょうか。30人学級を実施すると、140名の教員増と10億円余の資金が新たに必要とのことらしいですが、資金問題で足踏みをしているのでしょうか、御見解を求めます。

以上、再質問を留保して、私の質問を終わります。（拍手）

○議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市長。

（市長 山田勝麿登壇）

○市長（山田勝麿） 武井議員の御質問にお答えいたします。

まず、地方分権一括法に伴う条例の改正作業についてであります。本市におきましては、昨年6月に総務部に地方分権の担当職員を配置し、国や道などからの情報の収集と整理に当たらせるとともに、関係各部と緊密に連携を図ってきたところであります。関係部においては、総務部からの情報やまたそれぞれの所管が他都市との情報交換を行いながら、条例の原案を作成し、今定例会に関係条例の改正について御提案したところであります。

次に、モービルベイの入港についてであります。今回の米艦船の入港目的を、平時における休養・親善と確認いたしましたので、これまでの小樽市の判断基準であります入・出港時及び接岸時の安全性、港湾機能の支障の有無等をあわせて、核兵器搭載の有無を、外務省及び在札幌米国総領事館に照会し、不安はないものと判断いたしましたものであります。

次に、都市計画審議会の委員の選出についてであります。21世紀を間近に控え、都市づくりに対する市民ニーズは、今後ますます多様化するものと考えられます。審議会における市民の参加は、さまざまな意見を市政運営に反映できる機会として重要な役割を果たすことから、今回の委員の選考につきましては、都市計画にかかわる分野について、全市的な見地から幅広く御意見を伺うことができる方を委員として選任する予定であります。

なお、委員の公募につきましては、今後の検討課題とさせていただきたいと考えております。

次に、市町村合併への推進についてであります。市町村合併は、住民サービスの充実と安定、広域的観点に立った効率的なまちづくり、行財政運営の効率化と基盤の強化などに大きな効果があるものとされています。

一方、複数の街が1つになることから、さまざまな組織や制度が統一され、行政効率の向上を図ろうとする中で、住民の意向が反映されにくくなることや、中心部と周辺部の地域格差の発生、市町村における独自の風土や郷土への愛着心が失われるのではないかなど、数多くの懸念材料があることから、今後において自然的、地理的条件も含めて、慎重に検討すべきものと考えております。

次に、交通記念館における調査研究の現状と今後の見通しについてであります。交通記念館の主な事業の1つに、「記念館資料について調査及び研究を行うこと」があり、現在学芸員が1名配置されており、展示資料の管理、来館者への対応、イベントの準備などの仕事をしております。館の経営状況が厳しいことから、必要最小限の人員

で館を運営しており、学芸員が記念館の資料について調査研究を行う環境は、決して十分とは言えない状況であります。今後、北海道の発展に果たした鉄道の役割やそれにかかわった人々の足跡などについて、調査・研究を行うと伺っております。

次に、交通記念館の展示資料の充実についてであります。入館者の増加を図る上で、展示資料を充実させることは大変大事なことを考えております。C62の記念館への導入は、JRの意向もありますが、現状では難しいものと考えております。

次に、旧手宮線についてであります。旧手宮線につきましては、本市の歴史的遺産であるとともに、まちづくりに貢献し得る市民の貴重な財産であることから、全線を公共・公益的な活用を図るべきであると考えております。

しかしながら、当面はイベント等での活用や中心市街地の魅力づくり等に期待される中央通から浅草線間の用地処理の手法や時期等について、具体的にJR北海道と協議してまいりたいと考えており、本定例会に予算計上している不動産鑑定料については、協議の際の参考資料とするものであります。

また、この区間の当面の活用方法につきましては、現在イベント等で利用されていることでもあり、今後庁内で十分検討してまいりたいと考えております。

次に、財政問題について、平成12年度の予算編成方針についてお尋ねがありましたが、単年度収支の均衡が図れず、厳しい財政状況が続いておりますので、このたびの予算編成に当たりましては、まず収支の改善につながる施策として何が考えられるのか、改めて十分に検討することから始めたものであります。管理経費の縮減を中心とした経常経費の見直しなどにより、一定の財政効果はあったと考えておりますが、財政状況の一層の改善を図るためには、これらの内部経費の削減とともに、歳入歳出両面にわたる見直しがさらに必要でありますので、今後とも引き続き、それらについて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、経費の削減内容についてであります。主なものとしたしましては、一律の事務経費の削減により、およそ1,000万円の節約を図ったほか、消防団本部の移転に伴う嘱託職員の減や公用車の減車、職員研修のうち市内宿泊研修の廃止や、庁内の事務スペースを中心とした清掃回数等の削減により、およそ1,200万円の縮減を図っております。

市民サービスの低下への御心配がありましたが、今回はそのようなことに極力つながらないように、管理経費を中心とした削減に努めたところであります。

次に、事業の厳選と見直しについてであります。後年度負担の増加を抑えるためには、施策の厳選と既存事業の見直しは避けられないものと考えております。しかしながら、市民サービスに直接かわりのある継続事業が多い現状の中では、具体的にその見直しをするのは大変難しい作業であり、このたびの編成におきましても、それぞれの経費の圧縮を中心とせざるを得なかったところであります。

また、目玉事業ということでありますが、私といたしましては、特に病院問題について新たな取り組みをさせていただいたと考えておりますが、雪対策としての融資制度や乳幼児医療助成の拡大などにつきましても、限られた財源のやりくりの中で予算計上することができたものと考えております。

さらに、既存事業の見直しにつきましては、今後実施する「事業評価システム」等の新しい取り組みの結果を踏まえながら、総合的な観点で進めてまいりたいと考えております。

次に、時間外勤務手当の削減についてであります。これにつきましては、人件費の圧縮という面に加え、職員

の健康管理の上からも、その適正な執行を求めたものであります。

なお、例に挙げられました観光課をはじめ、港湾部工務課や財政課など、例年かなりの時間外勤務を要するところもありますが、予算編成では特定の部署を想定したのではなく、すべての部署における取り組みを求めたものであります。

次に、市民要望の強い施策ということではありますが、これまでさまざまな機会を通じてお聞きした中では、冬の雪対策、子育て支援策としての医療費助成の拡大、教育予算の充実や商工業事業者に対する支援といった要望が多かったと認識しております。財源に限りがありますので、すべてに十分な措置ができたとは考えておりませんが、融雪施設設置資金の貸付制度の創設や、少子化対策臨時特例交付金の積極的な活用による保育所の整備などに加え、乳幼児医療助成の1歳拡大や学校校舎の大規模改修、商業者に対する新たな融資制度の創設など、現状の中では最大限の予算化に努めたところであります。

次に、行政改革についてであります。平成11年度は新たに第二病院の診療報酬業務の民間委託、第二病院の看護婦寄宿舎の廃止、介護保険制度導入のための体制の強化、職員独身寮の廃止、旅費の見直しなどを行ったほか、前年度に引き続き職員数の削減、市税の収納率向上対策、一般事務費等の見直しなどを行いました。この結果、現在までの項目数での実施率は73.1%になっており、財政効果につきましては、平成10年度までで目標額約22億6,000万円に対し、実質額約22億1,000万円で、達成率は98%になっております。

平成11年度の財政効果額につきましては、年度途中でもありますので、金額が確定しておりませんので、確定後に報告したいと思います。

なお、行政改革全体につきましては、ほぼ計画どおりに進捗しているものと考えておりますし、また行政改革の実施計画にない事項につきましても、あらゆる機会を通じて、経費の節減や事務事業の見直しに努めているところでありますので、御理解をいただきたいと思います。

次に、資源物の分別収集についてであります。本市のごみがふえ続ける中で、その中に多量に含まれる資源物の回収は、資源の有効利用や環境保全の面等から、またこの7月から全面供用開始する新埋立処分場の計画埋立期間を確保する点からも、ごみの減量対策の重点課題として認識しております。市民の皆さんの御理解と御協力を得て、この事業が市民生活の中に定着するよう、全力で対応してまいりたいと考えております。

次に、新処分場の埋立期間延命対策についてであります。現リサイクルセンターでの資源化による埋立量の減量効果は、1,200トンから1,500トン程度にとどまる見込みであります。したがって、本格的資源リサイクル施設及び焼却処理施設等の中間処理による減量対策により、施設整備後の埋立量を大幅に減少させ、新処分場の計画埋立期間の15年は確保したいと考えております。

次に、分別収集への指導員等の配置についてであります。これまで開催してきた説明会で、市民の皆さんが高い関心を持ち、その実施に意欲的であるとの報告を受けており、市民の皆さんがみずからの責任を理解していることがうかがわれ、心強く感じているところであります。市民の皆さんの取り組みに大いに期待をするところでありますが、事業開始後、状況の把握に努め、必要に応じて職員等による指導体制についても検討したいと考えております。

次に、ごみ処理広域化計画の策定についてであります。協議会の幹事会において検討を進めており、3月末に取りまとめることとしております。目標年次については、本市や北後志衛生施設組合の焼却施設の機能とダイオキ

シン第3次規制との関連等の議論経過から、平成14年度着工、17年度供用開始を目途とし、また建設地については、収集運搬経費に直結することでもあり、運搬距離、運搬ごみ量との関係などの側面から検討を行いました。具体的には12年度に取り組む実施計画の中で方向づけをすることとしております。

次に、広域処理の場合の事業主体についてであります。北後志ブロック6市町村長会議では、広域連合により事業を推進することについて意見交換を行っております。小樽市としては、協議会での方向づけを待って、議会とも相談しながら、施設整備計画と並行して進めてまいりたいと考えております。

次に、広域化に伴う市町村間の調整についてであります。事業の円滑な推進のためには、6市町村全体が一致協力して対処することが必要であります。利害を有する方々の考え方や意見・要望などを誠意をもってお聞きし、施設整備についての理解を求めることが必要であると考えております。

次に、循環型社会基本法についてであります。この法案は基本的枠組み法案として循環型社会構築の基本理念を定めるとともに、今後プログラム規定とされている推進すべき施策については、各個別法において規制、誘導、啓発、助言等の措置を具体的に実施することにより、排出者に係る措置などについて実効性ある対処がされると承知をしております。

なお、所管省庁の権限については、法律による行政の原則で、厳正に対応されるべきものと考えております。

次に、法案の取りまとめの経過についてであります。この法案が政治課題として具体的に示されたのは、昨年11月11日の経済対策閣僚会議報告での経済新生対策においてでありました。この報告に先立って、例えば産業構造審議会の地球環境部会と、廃棄物・リサイクル部会の合同基本問題小委員会報告や中央環境審議会廃棄物部会での審議等を経て、取りまとめたものと理解しております。

次に、介護保険について何点かのお尋ねがありましたが、初めに、介護保険事業の当初予算についてであります。この介護保険制度は新しい制度であり、その予算執行に当たっては、サービスの利用動向を含め、制度施行後の状況を見なければわからない不確定要素が多いことから、必要に応じ補正予算を組むことがあろうかと考えております。

なお、サービスの利用者算定につきましては、実態調査の結果をもとに、国から示された手順により算定したものであります。

次に、民間事業者の参入についてであります。サービス提供事業者がふえることでサービスの選択肢が広がり、利用者にとってメリットがある反面、不要なサービス等を押しつけられないか、こういった心配の声があることは承知をしております。利用者からの苦情等に速やかに対応するとともに、そのようなことがないよう、指導機関である北海道と十分連携を図って対応してまいりたいと考えております。

次に、見込みよりサービスの利用がふえた場合についてであります。サービスの利用量がふえると、市の負担や保険料がふえる仕組みとなっております。ただ、サービス量や収支予測については、国から示された手順に従って平成12年度から3年分について推計をしたものであり、また初めての制度でもありますので、現時点では、施行後の推移を見ながら対応をしたいと考えております。

次に、介護保険事業特別会計における長期的な施策についてであります。この事業の収支を悪化させず、長期的かつ安定的に高齢者福祉全体のサービス水準を維持していくためには、常日ごろから健康づくりと生きがいづくりなどの介護予防対策が重要な役割を果たすものと考えております。したがって、この視点から高齢者保健福祉計

画や介護保険事業計画の策定を進めており、この計画を着実に推進してまいりたいと考えております。

次に、介護保険施設などでのいわゆる「抑制」についてであります。市内の施設でも、入所者の安全上、車いす利用の際、滑り落ち防止のためベルトで固定したり、点滴時の抑制などはあると承知しておりますが、いずれも生命や身体保護上、やむを得ず家族の同意を得て行っていると聞いております。

次に、指定の取り消しに対する対応についてであります。身体拘束は家族の同意を得て、緊急やむを得ない場合に限り行われていると聞いておりますが、省令違反の事態が生じないよう、北海道や北海道国民健康保険団体連合会などとも連携し、各施設への指導や要請に努めてまいりたいと考えております。

次に、療養型病床群における痴呆患者の抑制と看護職員の研修についてであります。身体的拘束は、厚生省令の基準どおり、患者さんや他の患者さんの生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合に限定されているものと考えております。

なお、身体的拘束は、患者さんの全身衰弱や精神的苦痛を与えることも指摘されておりますので、今後介護施設における研修を通じて、職員にこれらのことが徹底されるよう指導してまいりたいと考えております。

次に、抑制の見解と指導についてであります。どのような場合が身体的拘束に該当するかは、現在のところ明確に定められておりませんが、御指摘のありましたいずれのケースも、緊急やむを得ない場合に限定して行われなければならないと考えております。いずれにいたしましても、介護施設における身体的拘束につきましては、今後国や道など関係機関の意見をお聞きしながら、各施設の指導をしてまいりたいと考えております。

次に、水道・下水道のお尋ねであります。まず当別ダムの見直しについては、今年度から厚生省において補助事業の計画の妥当性を検討し、継続見直し等を行う「再評価システム」が導入されたことにより、当別ダムに参画している石狩西部広域水道企業団事業も該当するため、現在各構成団体の受水量の見直しについて取りまとめている段階であります。各構成団体の受水量確定後に、ダムの見直し案について建設省の理解が得られれば、北海道がダム計画の変更を行うと聞いております。

また、分担率の変更による各構成団体の負担割合についてであります。企業団事業の変更が厚生省において認められた後、各構成団体の受水量によって分担率が変更され、負担割合が明確になるものと考えております。

なお、各構成団体の影響につきまして、札幌市は、「各構成団体に影響を及ぼさないよう最善の努力をしていく」と考えと聞いておりますし、企業団としても、各構成団体が納得のいく結論を得るよう調整を図っていく方針と聞いております。

次に、石綿セメント管、いわゆるアスベスト管の解消についてであります。平成11年度末までに約51.5キロメートルのうち約49キロメートル布設替えを終了し、95%の進捗率であり、残存延長は約2.5キロメートルというのが現状であります。平成12年度は、国道の4車線化等、道路改良に伴う布設替えが集中しているところから、500メートル程度の更新を行いたいと考えております。

なお、平成13年度より道路改良に伴う工事が減少するところから、早期解消を図ってまいりたいと考えております。

次に、融雪施設設置資金貸付事業における融雪水の排水処理についてであります。貸し付けに当たりましては、融雪水の流末処理を、地下への自然浸透方式または雨水側溝等への排水方式、もしくは両方式併用とすることを条件とするとともに、業者への指導を徹底してまいりたいと考えております。

次に、雪捨て場についてであります。本市においては、市街地の近くでの広い土地の確保ができず、小規模な適地に雪捨て場が分散しており、その容量も30万立方メートル程度で、多くは海上投棄に頼らざるを得ない現状となっております。一方、海上処理については、海域環境や港湾活動等との関連で課題も多く、可能な方策を検討しているところであります。

御指摘の融雪施設関連費についても、色内埠頭の下水処理水利用を検討しておりますが、排雪量に対して融雪処理能力が大幅に不足することや、建設費及び運転管理費が多額になるなど、多くの解決すべき課題があります。いずれにいたしましても、現状の海上処理については、減らす方向の検討が必要であり、新たな陸上堆雪場の確保等もあわせて検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、道路占用に係る標識票の表示についてであります。本市では、地下埋設物等、占用物件の性質上表示できないものや北電やN T Tの電柱等の公衆の用に供するものを除き、他の占用者には許可標識票等を交付し、それを占用物件に表示することを義務づけているところであります。

また、占用料についてであります。無許可の占用物につきましては、改めて占用を許可して占用料を徴収する場合と、その占用物を撤去させる場合があると思いますが、いずれにいたしましても、当面全市的な点検作業が必要であると考えております。

次に、ロードヒーティングについてであります。脱スパイクタイヤの推進にあわせて計画的に整備が進められた結果、平成10年度までに幹線道路を中心として、緊急を要する路線のロードヒーティング整備はほぼ終え、現在それらの路線の再点検による最小限の追加整備や老朽施設の更新などを行っております。しかしながら、市内には交通安全上、ロードヒーティングが望ましい箇所が依然として多く見られますし、市民要望も数多く寄せられており、これまでと同様、冬道の急坂対策は重要な課題であると認識しております。

このため、改めて市内各路線の交通安全上の重要性や交通量の実態などを調査するとともに、老朽施設の更新や維持費の増嵩等との関係も踏まえ、ロードヒーティングを含めた今後の路面管理のあり方について検討してまいりたいと考えております。

次に、病院統廃合に関連し、まず赤字解消の取り組みについてであります。公立病院は公営企業法の適用を受けており、1つには企業として経営されている以上、独立採算に徹すべきであります。同時に本来の目的である公共の福祉を増進させるよう運用しなければなりません。そのため、結核や精神などの採算性に合わない診療科の経費については、地方公営企業法の経費の負担の原則に基づき、一般会計からの繰り入れなどで運営しているところであります。

一方、経営改善のためには職員の意識改革が必要であり、「病院だより」の発行など、あらゆる機会を通して、さまざまな啓発を行っているところであります。御指摘のあった「病院だより」の連載の中での「かんたん経営教室」は、職員の啓発と意識改革のため、経営に関する特集など、病院を取り巻く情報を広く職員に周知しているところであります。

次に、第二病院のナースキャップ着用についてのお尋ねであります。手紙を寄せていただいた方には、第二病院においては、看護作業中に支障があるなどの問題から、試行的にナースキャップを着用せずに業務を行っており、アンケートを実施するなど、問題点を整理して、今年度中に結論を出すとの回答をいたしております。

第二病院においては、患者さん及び職員に対してアンケート調査を実施し、その結果を踏まえて、看護業務中は

着用しない方向で院内協議を行っており、今月中に結論が出るものと考えております。

次に、繰入金の根拠等についてであります。先ほどもお答えしましたが、地方公営企業法で一般会計と病院事業会計との適正な負担区分に基づき、一般会計から繰り入れをすることとされています。

また、来年以降の一般会計の負担についてであります。12年度病院会計の収支状況や市全体の財政状況の推移を見ながら判断してまいりたいと考えております。

次に、病院の新築についてであります。私としても、これまで新築の前提として単年度収支改善が必要であると考えております。なお、新築時期等については、ただいま申し上げました病院の収支の改善の状況に加え、今年度設置しました「市立病院新築検討懇話会」の報告などを総合的に検討し、一定の方向づけをしていかなければならないと考えております。

次に、中学校適正配置に関連して、校舎等の跡利用についてであります。教育委員会が1月に公表した適正配置計画実施計画案については、現在特別委員会において審議中であり、また各学校関係者や地域住民の方々への説明会の開催やアンケート調査を実施し、御意見を伺っていると承知しております。

校舎等の跡利用の検討については、適正配置計画の実施の見通しがつくことが優先しますことから、現段階においては、検討委員会の構成についての具体的な検討は行っておりません。また、有効活用の基本的考え方については、今後設置を予定する検討委員会の中で十分検討してまいりたいと考えております。

以上です。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 教育長。

○教育長（石田昌敏） 武井議員の御質問にお答えします。

初めに、小学校の適正配置計画における学級編制と標準規模についてですが、文部省の学級編制の標準は、12学級から18学級となっておりますので、現時点では、1学級40人、1学年2学級を標準として計画したいと考えております。

また、18学級を超える学校があった場合の新設校の考え方についてですが、現在、高島、桜、朝里の3小学校が18学級と、1年から6年までそうとなっておりますが、今後の児童数の推移を見ますと、学級数が18学級を超えることは見込まれないものと考えております。

次に、小学校の適正配置実施計画案の策定期間についてですが、現在中学校の実施計画案について、関係の皆様の御意見等を伺いながら、計画を取りまとめていく段階でありますので、この計画を取りまとめ、実施計画が具体的にになった後、小学校の実施計画案の検討に着手したいと考えております。

次に、一斉実施の場合の制服、ジャージの保護者の負担についてですが、今年入学する新1年生の制服等につきましては、統合される3校は学校内で協議をし、保護者の意向を尊重したいとのことで対処いたしましたので、新たな負担にはならないものと考えております。

次に、特殊学級の配置計画についてですが、石山、住吉の両中学校については、平成12年度においても各1学級を開設することとなります。従前から障害を持つ児童・生徒の就学については、就学指導委員会の判断を仰ぎ、保護者との話し合いを進めながら学校指定を行っているところであります。適正配置計画の実施に当たっては、これまでどおり通学距離も考慮し、新たな学校での設置も含め保護者や当該校との協議を行い、適切な対応に努めてま

いりたいと考えております。

また、施設整備につきましては、学校生活に支障のないよう、改善に努めてまいります。

次に、新しい学校に対する生徒の動揺や不安についてですが、特に 3 年生は、修学旅行や高校受験を控えておりますので、今年 4 月に設置する関連校連絡協議会において、学校行事、生徒指導や受験指導などについて十分協議をし、生徒の不安などの解消に適切に対応するよう指導してまいりたいと考えております。

次に、小規模校対策、特に北西部地区への対応についてですが、小規模校の教育条件の充実も大事なことであり、と考えており、将来計画の検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、アンケート調査についてですが、中学校適正配置計画の実施に当たっては、アンケートに寄せられた意見の分析の後、再度の関連校に対する説明会を予定しており、今後適正配置等調査特別委員会の御論議を踏まえ、適切に対処してまいりたいと考えております。

最後に、30 人学級の展望についてであります。自治体個々に学級編制の権限を移す方向で検討されていることを承知しておりますが、道都市教育長協議会では、国の負担により第 7 次改善計画の策定を求めており、その方向で改善されるよう要望活動をさらに進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

(「議長、23 番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 23 番、武井義恵議員。

○23 番(武井義恵議員) 2～3 再質問をさせていただきます。

まず、市長の政治姿勢の中で、モービルベイの問題なんですけれども、特定の艦船という定義といいますか、それが今回の文書回答の中にはないわけです。非常に明確でないわけなんです。特にこの特定の艦船について論議しないという中身ですが、これに対しての市長の御感想はいかがですか。これが 1 つです。

それから、手宮線の問題なんですけれども、当面は、これは調査のためだという御答弁でございますが、今後は全線を視野に入れて買い求めるという意味に理解していいのでしょうか。これが 2 点目です。

それから、占用料の問題なんです。全市を調査する必要があると思うという御答弁でございますけれども、これは時期などは、今年度から始めるという趣旨でしょうか。お答えください。

次に、教育関係でございますが、まず市長にお伺いしたいことは、跡地利用の場合、私は民間の売却対象にするのかという質問をしているんですが、今のお言葉では、検討委員会が今まだできていない。それにゆだねるという意味でこれを省いたのかどうなのか。売却の対象に民間も含めているのかどうか、その考え方がありましたらお聞かせください。

それから、教育長。

教育長には、小学校の適正配置のことなんです。現在計画を取りまとめている段階だという大まかな答弁でございますけれども、全部まとまる目途、それはどの辺に置いているのか。それに対して新年度中には入るのかどうか、それを明らかにしてください。

それから、もう 1 点は特殊学校の問題なんですけれども、具体案がどうも見えないんです。どうも私どもから見ると、はっきりしないので、あそこの健常児と - 要するに、一般の中学生と一緒に並行して論議を進めていくのか、その人たちは別の問題としてやるのか、ここのところが出ない。当然ゴールするところは一緒なんです。

ら、したがってどういうふうなこれからの話し合いをしていくのか。健常児は健常児、特殊学級は特殊学級の検討をやるんでしょうけれども、その時間的な問題は並行していくのかどうか。

以上。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市長。

○市長（山田勝麿） 占用料の問題につきましては、土木部長からお答えいたします。

初めに、モービルベイの関係でございますけれども、領事館からの回答でございますけれども、前段に米艦船には核は搭載しないと、これが一般のアメリカの海軍の考え方だと。それに引き続いて、特定の艦船については論議しないということで、多分戦略上の問題でそういうことがあるんだろうと思いますけれども、一般的には積んでいないんだというようなことを言っていますんで、それはそれで一応信用しなきゃいけないのかなと思っています。

それから、手宮線の問題につきましては、全線を買うのかということでございますけれども、手宮線の歴史的価値といいますか、市民の財産でもありますんで、財政的に許せば、そういう方向でいきたいと思いますが、なかなかそういう状況にはないんで。

それで、そういうことも含めて、それでは今鑑定をして、それからＪＲとどう協議を進めていくか。それにいろいろ手法もあると思いますんで、そういう１つの資料をもって、ＪＲといろいろと協議をしていきたいというのが考え方でございます。

それから、適配後の跡地の利用でございますけれども、現在適正配置という問題が大詰めを迎えていると、こういう段階で、今これを売るとか売らないかという話は、ちょっとこの場では差し控えてもらいます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 土木部長。

○土木部長（松村光男） 武井議員の再質問の中での占用料の関係についてお答えをいたします。

現時点で、まだ概略的といいますか、件数がどの程度あるのかという把握をしておりませんので、そこらあたりの把握をした上で、時期や扱い、さらには処理についての検討をしていきたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 教育長。

○教育長（石田昌敏） 再質問にお答えいたします。

小学校の実施計画案ですが、現在中学校の実施計画案は、平成13年度の4月1日実施を目途に努力を重ねております。それが発効いたしましたら、13年の秋ごろから14年の初めにかけて案をまとめ、小学校の場合は、先ほどお尋ねがありましたが、中心地区、周辺地区と校区事情がそれぞれ違いますので、どのように進めたらいいかも含めて検討をいたしたいと、検討を始めたいと考えております。

それから、特殊学級と健常児との関係ですが、特殊学級の入級を希望する子供については、それぞれ児童相談所、札幌の特殊教育センターなどの資料を得まして、就学指導委員会で判定をいたしますが、その中で、精神遅滞により小学校の特殊学級に就学することをよしとするという判定が出ましても、保護者において、健常児の学級に入級させてくれと、普通学級に入級させてくれという御意見も強いことから、その指導委員会の結果を待って、改めて保護者の御意向も伺い、保護者の意向に沿いながら決定をするという状況で進めております。

現在、石山と住吉、来年1学級ずつ残るわけですがけれども、その学校に限らず、例えば近隣の潮見台中学とか向陽中学にという求めがあれば、その要綱に沿って学級を設置していくのが通例の考え方となっております。御理解いただきます。

(「議長、23番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 武井義恵議員。

○23番(武井義恵議員) 市長にお伺いしたいんですが、跡地利用の問題なんですけれども、今は控えたいというお言葉でございますが、これはその検討委員会も今まだ決めていないので、検討委員会の中で論議をするから、今は控えたいと、こういう趣旨で理解していいんですか。それとも何かがあって、民間のことも頭の中に入っているから、ここでは言えないという趣旨なんでしょうか。どうなんですか。それだけです。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 市長。

○市長(山田勝麿) 校舎の跡地の関係でございますけれども、これは市だけの検討委員会だけで決められる問題でもありませんし、広く地域の皆さんの意見というものもあると思いますので、そういったものを総合的に考えてしなきゃいけない問題だろうというふうに思っております。

○議長(松田日出男) 武井議員の質疑並びに一般質問を終結し、この際暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 3時00分

○議長(松田日出男) 休憩前に引き続き会議を再開し、質疑並びに一般質問を続行いたします。

(「議長、35番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 35番、佐野治男議員。

(35番 佐野治男議員登壇)(拍手)

○35番(佐野治男議員) 平成12年、西暦2000年、今21世紀の新しい時代の開幕を間近に控えた今日、大きな変革の時代を迎えております。私たちのふるさと小樽が、そして小樽市民のすべての人々が希望と活力を持ちながら、幸せにして安心して暮らせる地域社会を築いていくことが、21世紀に向けての今行政に課せられた重要な役割であると思います。

しかしながら、地方自治体を取り巻く環境は大変に厳しいものがあり、まだまだ先行き不透明な状況が今後とも続くことが予測されるのであります。このことは、小樽市においても例外ではありません。引き続き人口減少、緊迫した行財政環境、全道主要都市に先駆けている高齢化社会などなど、どれ一つ見ても、21世紀への重要かつ緊急な行政課題が山積しているのであります。

しかしながら、どんな困難な状況にあろうとも、小樽の持つさまざまな可能性を信じ、市民と行政が一体となり、それぞれの役割と責任を果たしながらまちづくりに邁進するならば、21世紀の小樽が発展していくものと強く確信しながら、第1回定例会に当たり、公明党を代表して質問させていただきます。

なお、質問も2日目、4番目になり、重複する問題もたくさんございます。視点の違いもございますので、通告どおりの質問をさせていただきます。

まず最初に、新年度予算と行財政改革について市長の見解を求めておきたいと思います。

改めて申し上げるまでもなく、平成12年度予算案は、山田市長にとっては初めての通年予算であり、政策予算であります。小樽市の財政規模は、既に限界にきていると言われる財政状況の中、多様化する市民要求にいかにかたえていくのか。市長及び理事者においては、財政状況に照らしながら、また創意工夫をしながらの新年度予算編成であったものと推測しているところでございます。

14億 6,300万の財源不足を減債基金の取り崩しで賄った予算案であります。いわゆる一般会計、特別会計、企業会計を合わせて総額 1,570億 5,000万という、対前年度2定予算と比較して、総額 0.1%の減となる極めて緊縮型の予算編成であり、過去40年間で初めての前年度割れということが大きな特徴と言えるのであります。

一方、このような緊縮型の新年度予算ではありますが、随所に市民要望の高い施策の実現に努力がなされていることに対し、我が党としても率直に評価をしているところであります。

主な点を申し上げれば、教育関係予算では、小中学校の整備や社会教育や社会体育の整備充実が図られ、商業振興関係予算においても、魅力ある商店街づくりの支援事業など、また福祉関係では、介護保険関係や我が党が強く要望をしておりました乳幼児医療費助成の1歳拡大の実現を見ることができました。さらに、生活環境関係予算では、資源ごみの分別収集や除雪予算の充実など、特に市民要望の高かった融雪施設設置資金の融資制度の導入は、多くの市民に歓迎される施策であると考えているところであります。

その他、少子化対策臨時特例交付金事業によって、ゼロ歳保育や産休明け保育の実施、約60名程度と言われる待機児童の解消などが見込まれるなど、今回の予算案は、市民の要望に一定程度こたえたものと受けとめているわけであります。

減債基金を大きく取り崩して、収支の均等を図るという大変厳しい財政状況の中の予算編成であったと思いますが、山田市長の12年度予算案に対する率直な感想を、まず最初にお聞きしておきたいと、このように思います。

次に、12年度予算の細目について伺います。

新年度予算案では、今も申し上げたとおり、一般会計では14億 6,300万の財源不足を、減債基金から取り崩して収支を合わせております。また、一般財源で 380億 1,200万、特定財源では 337億 1,000万となっており、一般財源と特定財源の割合は53%対47%になっております。一般財源は、地方税や地方交付税などからなっており、使い道が自由な財源ではありますが、この伸び率が 2.8%と脆弱に推移する中、使い道としての一般財源は 3.3%と伸びており、この現象はさらに財政の圧迫化を招いている大きな要因の1つであります。そうした中での減債基金を大きく取り崩しての予算編成であります。

このような財政構造が続くならば、13年度以降の予算に大きな影響が出るのではないかと大変心配するものであります。したがって、減債基金を取り崩さなければならなかった構造的な理由と減債基金の今後の方向性について、見解を求めておきたいと思います。

あわせて、経常的経費においては、一般財源ベースで 260億 7,100万で、0.1%の増となっておりますが、行政改革の効果も含めて、見解を求めておきたいと思います。

次に、行政改革に関してお尋ねをいたします。

改めて申し上げるまでもなく、この行革は経常的収支比率が道内の主要都市の中で一番高く、財政構造が極めて硬直化していることから、その改革を求めて、平成9年度を初年度にして、平成12年までの4年間に於いて72項目

の改革目標を立てながら、今日に至っているところでございます。

その行革もいよいよ最終年度を迎えるに至りました。この間の財政効果は、9年、10年分を合わせて、累計で22億1,300万の効果があったと、このように認識しておりますが、11年度までの進行状況、達成率、財政効果についてはどのように押さえているのか、見解を求めておきたいと思います。

また、72項目の行革計画では、いまだに検討中や未実施も数多くあります。この行政改革の基本は、簡素で効率的な行政システムの再構築と、同時に財政改革への大きな比重を占める改革であります。したがって、13年度以降の行革計画について、どのようなスタンスをとるのでしょうか。策定の方向性や時期について、今から検討すべきであると思いますが、見解を求めておきたいと思います。

次に、財政健全化計画策定について伺います。

「厳しい小樽市の財政状況を何としても改善したい」このことは、山田市長も常々口にされ、またそのためにいろいろな御苦勞をされていることは十分承知をいたしております。我が党としても、財政健全化に向けてさまざまな角度から意見を申し上げてきたところであります。この健全化計画の策定は、将来の行政運営を考えると、極めて大きな課題の1つであります。

一方、小樽市の行政推進の指針である「21世紀プラン」の13年度以降の実施計画の策定の時期が迫ってきております。その計画策定に当たりましては、多くの市民要望を踏まえた中で、市長として積極的な施策の推進が期待されるところでありますが、その実施計画と財政健全化計画は密接不可分の関係になることからして、整合性のある財政健全化計画の必要性が求められると思いますが、見解を伺っておきたいと思います。

一方、13年度以降の行政改革の流れもございまして。いわゆる21世紀の小樽市の行政運営を考えると、行政改革と財政再建計画と「21世紀プラン」との整合性がなくては、真の改革はあり得ないということでもあります。

いずれにしても、「21世紀プラン」の着実な推進は、健全な財政基盤が前提となりますし、行政改革も財政状況の改善につながることを目的である以上、計画性のあるプロセスを示すべきであると思いますが、見解を求めておきたいと思います。

次に、次回の「21世紀プラン」実施計画に向けては、事務事業の評価システムを導入していくとのことですが、このことも財政健全化の視点からの発案なのかどうか、改めてそのシステム導入によって目指そうとしている効果についても、見解を求めておきたいと思います。

次に、新年度予算に関して、将来的に行政的な重点課題と思われる点について、2点お尋ねをしておきたいと思います。

まず最初に、旧手宮線跡地利用に関してであります。

この旧手宮線の活用論議は、民間ワーキンググループや議会などにおいて、相当長い間にわたって繰り広げられてまいりました。現段階での跡地活用策は、路面電車などを中心にした輸送系の可能性を残しながらも、当面は遊歩道などのオープンスペース系で整備する方針が示されているものと認識しているところであります。そのような中で、新年度予算で不動産鑑定額の100万円が計上されましたが、長年の懸案事項からの一歩前進ではないかと、このように受けとめているところであります。

一方、用地購入や施設整備には、まだまだ計画内容や財政的に問題があることも事実であります。しかしながら、今定例会で不動産鑑定に関する予算を計上する以上、旧手宮線へ向けての何らかの方向性があるのではないかと予

測しているのであります。将来の整備方針を明らかにする必要があると同時に、その前提となる用地購入と将来計画をあわせて示すべきときが来ているのではないかと思います。見解を求めておきたいと思います。

次に、新幹線（仮称）新小樽駅について伺いたいと思います。

市内天神地区の周辺整備や交通アクセスなどを検討する目的で、周辺地域振興計画策定費の 400 万円が計上されました。この新幹線問題は、長い間の念願でありましたが、昨年末に与党 3 党による新幹線建設促進協議会で、「北海道新幹線は新青森～札幌間の環境影響評価の上、着工する」と、このように明記され、いよいよ実現に向けた第一歩を歩み始めたものと受けとめております。

したがって、この大きな流れを受けて、このたびの小樽市の調査費計上であると思いますが、具体的な振興計画策定費の調査目的について明らかにしていただきたいと思います。

また、この地域の整備計画が明らかになるに伴い、同地域周辺の不動産に影響を与えることが想定されると思いますが、どのように考えるのでしょうか。さらに、新幹線計画と都市計画の整合性をどのように検討していくものなのか、見解を求めておきたいと思います。

この北海道新幹線は、むしろこれからであり、まだまだ多くの歳月を要するものであります。しかしながら、将来に向けての調査費計上という、小さくても第一歩を歩み出した以上、新幹線と小樽市のかかわりの中での将来構想、すなわち「まちづくりと新幹線」、「観光小樽と新幹線」、「経済と新幹線」などの優位性や将来性を今市民に示すことが大事なことはないかと、このように思いますが、見解を求めておきたいと思います。

次に、今定例会に提案されております地方分権一括法に関して幾つかお尋ねをいたします。

改めて申し上げるまでもなく、この地方分権一括法は、昨年 7 月 8 日に成立した法案であります。いわゆる政府の各省庁の地方自治に関する 475 条からなる法律改正を一括して定め、地方公共団体の役割と国の配慮に関する規定を設けることによって、国及び地方公共団体が分担すべき役割を明確にしたことがこの分権一括法の内容であります。

小樽市においても、この新たな事務区分の考え方にに基づき、今定例会に当面する関係条例 48 本の議案を提出しているところでございます。提案説明によりますと、今回の条例制定によって、とりあえず直接的に市民生活に影響を及ぼすことはないとの見解を示しておりますが、機関委任事務の廃止とそれに伴う事務区分の再編成という、いわば地方自治の権限の拡大になる法律改正であることを考え、将来的、大局的な観点に立って、何点かについて質問をさせていただきたいと思います。

まず最初に、自治事務及び法定受託事務についてお尋ねをいたします。

地方分権一括法による制度改正により、従前の地方公共団体の事務とされていた公共事務、行政事務、団体委任事務は自治事務となり、また従前の地方公共団体の長等の事務とされていた機関委任事務は、制度廃止によって法定受託事務及び自治事務となり、自治事務及び法定受託事務のいずれもが地方公共団体の事務とされました。

ここで、まず問題になるのは、従前の機関委任事務規則等の条例化であります。制度廃止によって、自治事務に整理された事務についてはもちろんのこと、法定受託事務についても「地方公共団体が処理する事務」とされていきます。ただし、「国が本来果たすべき役割にかかわるものであって、国において適正な処理を特に確保する必要がある」などの理由から、自治事務と異なった関与を受けると理解すべきであると考えます。

したがって、理論上、法定受託事務についても地方公共団体が処理する事務であることから、法律、政令に反し

ない限りにおいて条例が制定できるようになりました。しかし、第 249 条の 9 で、「各大臣は地方公共団体の長が事務を処理するに当たり、よるべき基準を定めることができる」とされており、この処理基準は、法や政令で定める必要がなく、従来の通達、通知等で行うこともできるということであり、法定受託事務の処理については拘束力を持ち、したがって地方自治が条例を制定する余地は極めて少ないものと考えられます。この点、地域の小樽市の実情に応じた事務の実施や事務の効率化にどのように取り組んでいくのかということが大事なことでありますので、見解を求めておきたいと思います。

次に、手数料等について伺います。

従前の機関委任事務から自治事務または法定受託事務となるものの、そのいずれについても地方公共団体の事務となることから、どちらの事務にかかわる手数料についても条例で定める必要があります。したがって、現行の地方公共団体手数料省令に基づく手数料を定める規則を廃止し、平成 11 年度中に新条例をしなければなりません。

手数料の額を定める一般的基準については、改正地方自治法第 228 条第 1 項後段で、「全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものについては、政令で定める金額を標準として条例を定めなければならない」とされており、「標準事務」以外の事務については、公共団体の判断で手数料の額を定める場合、当該事務に要する経費のすべてを手数料によって補てんするかどうかや、事務費用の精算、申請者の受益の程度の評価などについて、それぞれの手数料算定の根拠を何らかの形で示しておくことが、最もこれから大事な視点であると考えますので、根拠についてどう考えるか、見解を求めておきたいと思います。

最後に、分権一括法施行に伴う市職員の意識改革に関して伺います。

機関委任事務制度の廃止以外の分権一括法に伴う地方自治法の改正点は、国または都道府県の関与、国と地方自治体の係争処理、特例市制度または条例による事務処理特例などがあります。さらに、必置規制の見直し、議会定数の見直し、または監査員制度の強化などの住民参加システムの構築など、今後取り組む課題は山積しております。

このような課題に対して、根本的には、地域の自主性を生かした創意工夫による自主・自立の自治体行政、ひいては、その文化的、経済的潜在力を十分に引き出した個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に向けて、小樽としても積極的な取り組みが極めて大事なことになってまいります。

そのためには、これまでのように何か問題が起こったときや、あるいは市民団体からの政策提言などがあった場合、「国や道の所管で市には権限がない」などという、いわば責任逃れができなくなるということが、これからの大事な視点であります。したがって、理事者を含む市職員の意識改革をどうするのか、あわせて市民や団体からの政策提言を受け入れる体制をどうつくるのか。このことが極めて分権一括法に伴う大事な視点でありますので、市長の見解を求めておきたいと思います。

次に、介護保険に関して伺います。

いろいろと試行錯誤を繰り返しながらも、いよいよ 4 月実施に向けての最終局面を迎えております。この間、高齢社会対策室や介護保険課を中心に、事業実施に向けさまざまな準備をしてこられたことに、まず敬意を表しておきたいと思います。

今日までの介護保険導入の準備に当たり、特に中心的な議論の 1 つに、介護保険の料金の設定問題がありました。小樽市においても、1 号被保険者に対しては、基準月額 3,090 円と決定いたしました。しかしながら、65 歳以上の被保険者の負担は、まさに高齢者の生活を著しく圧迫することが想定されるのであります。さらに、この介護保険

制度は、保険料金以外にもさまざまな問題が内在し、むしろこれから大変になることが想定されるところであります。

このような中で、政府に対する我が党の強い主張が実って、65歳以上からの介護保険料の半年間の免除や、その後1年間にわたり半額の免除が決定され、一時的にせよ、高齢者の負担軽減が実現され、そのほかにもホームヘルプサービス利用者の負担の軽減や家族介護者への助成制度、また自立認定者に対しての生活支援事業など、制度の改善が図られてきたことは周知の事実であります。

そうした中で、何点かについてお尋ねをしたいと思います。

まず最初に、介護保険特別会計に関してであります。

1号被保険者の保険料は厚生省の試算に基づいて定められ、介護施設は現状のサービス内容を基本として、在宅介護は利用者を3,400人で試算しているのであります。しかし、将来的に施設や利用人数がさらに増加することが予測されることからして、将来的に収支のバランスが大きく崩れることになり、保険会計に大きな影響が出るものが予測されますが、この点についての見解を求めておきたいと思います。

次に、2号被保険者の国保加入者の介護保険料の徴収は、国保と併用して徴収することになりますが、今日的な社会経済情勢の中で、保険料の滞納が多く発生することが危惧されるところであります。したがって、この徴収体制に影響の出る国保会計に対する国や道の指導性を含めた対策についての見解を求めておきたいと思います。

次に、このたび公明党北海道本部として、小樽市内の認定者も含めた介護保険の問題を改善し、この制度の充実を推進する目的で、アンケート調査を行いました。調査方法は、介護認定を受けた利用者やその家族に対する面談方式で、質問項目は要介護認定のための訪問調査員の質問に対する満足度、調査方法、結果に対する利用者や家族の受けとめ方など9項目であります。

調査員の質問内容については、「満足」が75%、「不満足」は22%であります。不満の理由として、「質問が断定的である」「自尊心が傷つくような質問があった」などが挙げられました。また、認定のための聞き取り調査方法については、「適している」76%、「適してない」19%でありました。「不適」の理由は、「1時間ほどの調査ではわからない」「実際の日常生活を見る必要がある」「1回だけではすべてを表現できない」などであります。また、利用者に知らされない訪問調査結果を「知りたい」とした人は3人に2人の割合でありました。主治医の意見書と訪問調査の結果が異なる場合、その対処方法を「公表してほしい」と思う人も69%で、認定に当たっての情報公開を求める声も非常に多くございました。介護認定審査会の2次判定が予想したとおりに出たかどうかについては、「出た」が46%で、「ある程度」が36%で、「出なかった」人が8%ありました。審査結果に不服がある場合は、「関係機関との今後のサービスについて打ち合わせをする」が最も多くて38%、「何もしない」24%、「市町村に問い合わせる」21%、「不服申し立てをする」8%でございました。

これらのアンケート結果から見て、訪問調査員への対応、すなわち研修と調査方法にまだまだ検討する余地があるのではないか。我が党のこのような調査結果も踏まえた見解を求めておきたいと思います。

あわせて、認定者に対しての調査結果の公開も検討すべきであると思いますが、市長の見解を求めておきたいと思います。

また、審査結果に不服がある場合についても、道に対して「申し立てをする」というより、「身近なところで相談をしたい」との結果について、この介護保険制度に対して市民への再周知とともに、「不服申し立て」は小樽市

内にも窓口を設置することが必要と考えますが、見解を求めておきたいと思います。

次に、現時点での施設ごとと在宅の「自立」判定数と、現在、老人保健施設や療養型病床群に入院中の自立者への対応状況と、小樽市の自立者対策を示していただきたいと思います。

次に、介護保険の導入は、裏を返せば、いかにして健康的な高齢社会を築くかという大きな行政的な命題が課せられているのであります。ゆえに、65歳以上の元気な方に対して、健康維持と老化防止の予防対策が求められています。健康保険事業の今後の方向性についても、見解を求めておきたいと思います。

次に、環境対策について伺います。

環境対策、とりわけ緊急の課題でありますごみ処理に関して質問をいたします。

昨年から検討を進めてまいりましたごみ処理についての多くの課題が、新年度より順次具体化することが予算的に明らかになっております。山田市長が積極的に推進しようとする姿勢は、ごみ処理が毎日の市民生活にかかわる行政分野であるだけに、多くの市民が注目し期待をしているのであります。このことは、1月早々から開始された資源物分別収集の住民説明会が、どの会場も予想を超える市民が参加していることから明らかであります。

桃内の最終埋立処分場及び寅吉沢の建設残土処分地の供用開始、瓶・缶・ペットボトルなどの資源物分別収集の全市的展開、事業系一般廃棄物埋立処分有料化の導入、4月1日からの一般ごみの透明ごみ袋の採用、さらに7年ぶりの廃棄物処理条例の全面改正など、まさに西暦2000年の本市の環境・廃棄物行政の記憶されるべき、文字どおりのミレニアムイヤーになるのではないかと、このように考えている次第であります。

我が党は、これらの施策の確実、円滑な推進を期待をするという立場でお尋ねをいたしますが、まず最初に、これらの各施策の推進の基本的な考え方を総括的に盛り込んでおります条例改正に関して質問をいたします。

今回の改正で、条例の名称を従来の「処理及び清掃」から「減量及び処理」と改め、条項も現行条例が廃棄物処理についての実務規定11条のものが、条例が大幅に増加し、全49条となっております。この改正の意図するところの目的及び増強した考え方について、まず最初に、市長の見解を求めておきたいと思います。

次に、新年度予算に関して伺います。

桃内の埋立処分場建設事業が終了したことにより、清掃費の予算総額は前年度当初予算額の3分の1弱の金額になりましたが、新たにリサイクル推進事業費の科目が新設されるなど、積極的でメリ張りのあるわかりやすい予算編成となっており、これにより、我が党がかねてから要望してきた7月からの分別収集のスムーズな全市展開が実現するものと考えております。

そこで、このリサイクル推進費に関して質問いたしますが、第1に、これまで実施した住民説明会の概要と特徴的な事項について。第2に、当面は従来のモデル地区では月2回、新規実施地区は月1回の路線収集での収集見込み量はどの程度で、その分別収集量の増加に向けた取り組み等については、どのように考えていくのか。第3には、埋立処分量の減量という観点からするならば、容器包装廃棄物の範囲にとどまらない資源化対策が、次期国会に関連法案が提出される予定の循環型社会形成のためにも必要となりますが、この点についての考え方についても市長の見解を伺っておきたいと思います。

次に、このごみ処理課題の最後に、ダイオキシン対策との関連からも重点課題として推進すべき新焼却処理施設、清掃工場の更新について、また平成14年12月のダイオキシン第3次規制との関連、現天神焼却場との関連、北後志広域ごみ処理計画との関連などについて、既にこれまでの委員会等で明らかにされているものもたくさんあります

が、非常に大事な視点ばかりでございますので、今後の方向性について改めて整理する必要があると思いますが、市長の基本的な見解をお尋ねをしておきたいと思います。

次に、住宅政策に関してお尋ねをいたします。

12年度予算の中に、市営住宅（仮称）勝納住宅の建設に向けての用地取得するための予算3億9,000万が計上されました。この勝納住宅は、5階建て2棟で、2001年に工事着工をし、2002年度の入居開始を目指しております。建設予定地は築港ヤード開発地区に隣接し、利便性の高い地域だけに、相当の人気の出る住宅になるものと期待しております。

しかし、一方では、平成10年3月に策定された「公営住宅再生マスタープラン」に基づく小樽市全体の住宅建設政策に、大きなおくれが出ていることを指摘しておかなければなりません。市営住宅は、現在24地区に41団地が構成され、合計3,497戸の管理戸数があります。比較的近年に建設された居住環境のよい住宅は数多くあるものの、反対に老朽化が著しくて、建替え時期を迎えている住宅も数多くあるのが現状であります。少子・高齢化社会の到来や社会情勢の変化に対応した住宅の整備が急務であり、その目的達成のために、「小樽市公共賃貸住宅再生マスタープラン」として住宅審議会の意見を取り入れながら策定され、このプランに基づく住宅政策を推進していかなければなりません。

しかしながら、少しずつ計画に相違が出てきたのではないのでしょうか。確かに住宅の建設には莫大な建設資金を要することや、時間もかかることは重々承知の上であり、予算との整合性の中で判断されていくべきものであるということ、言うまでもないことであります。

しかし、小樽市の住宅の現状を見ると、耐用年限2分の1を超えている住宅が1,129戸で、完全に耐用年限を超えている住宅が719戸、全体で21%となっているのであります。一口に耐用年限が過ぎている住宅といっても、入居者の気持ちを考えると、狭くて生活環境も著しく悪い中、一日も早い建設を求めることは極めて当然のことであります。

このことを具体的に申し上げるならば、オタモイのAからG団地の場合、管理戸数が660戸ありますが、余りにも居住環境が悪く、緊急度Aランクに位置づけられ、さらに平成8年から政策的募集停止になっているのであります。裏を返せば、政策的募集停止をしなければならないほどひどいということでもあります。このオタモイ地区市営住宅の整備基本スケジュールは、平成14年からの建設開始であります。しかし、現実そのようなスケジュールになっているのでしょうか。勝納住宅も1年おくれがはっきりしました。オタモイ団地再生計画のスケジュールをはっきりと示していただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

また、公営住宅の整備課題として掲げている借地の解消対策、跡地利用及びまちづくりなどの観点に立った都市計画との整合性をどのように整理していくつもりなのか、このことについてもお答えを願いたいと思います。

次に、今年供用開始される入船住宅の入居概要と勝納住宅の土地取得にかかわる経過及び建設概要を示していただきたいと思います。そして、両住宅への他住宅からの住み替えの内容についても示していただきたいと思います。

このように、再生住宅整備の基本スケジュールに大きな変更のある場合は、当然のこととして、住宅審議会で再議論の必要があるのではないかと思います。見解を求めておきたいと思います。

次に、教育について質問いたします。

文部省は、国公立の小学校・中学校・高等学校の学校運営について、地域の有識者や保護者などが校長に助言を

する「学校評議員制度」の導入や、教員の免許がない民間人の登用を可能にする、いわゆる校長・教頭の資格要件の緩和などを柱とした学校教育法施行規則の一部改正を都道府県教育委員会に通知し、4月から実施するとなっております。この改正について、どのように認識されているのか、教育長の御見解を求めています。

また、今後の開かれた学校づくりの一環として、これらの具体的な実施をどのように進めていく予定であるか、この点についてもお答えください。

次に、21世紀を考える上で、地球全体に深刻な影響を及ぼしている環境問題について、子供たちが積極的に学習できる場づくりを推進し、地球温暖化問題やごみ問題、リサイクル、省エネルギーなどに関する環境教育、環境学習の充実や実践的な学習のシステムづくりに取り組んでいくことが急務であると思いますが、教育長はどのように認識されておられるのか、お尋ねをしておきたいと思います。

また、他の都市部では、総合的学習の中で、これからの環境問題の学習に積極的に取り組んでいく学校があると聞いておりますが、小樽市教育委員会として、どのように検討されているのか。また、計画されている学校があるかどうか、確認をしておきたいと思います。

あわせて、教師の環境問題に対する意識の向上に関する啓発や研修などは検討されているのかどうか、お答えください。

現在、小学校に学習教材の副読本として、環境部で作成している「みんなで考えよう、ごみとわたしのリサイクル」という本の活用についてであります。現状と今後の取り組みについてはどのように考えているのか、伺っておきたいと思います。

次に、国旗・国歌に関して伺います。

昨年の国会で、国旗国歌法が制定されました。いろいろと議論のある中で、法定後初めての小樽市内の小学校・中学校の卒業式と入学式を迎えている時期になりました。したがって、教育委員会として現段階における学校指導をどのように行っているのか。さらに、教育現場ではどのような対応をしようとしているのか、見解を求めています。

最後に、小樽市奨学基金が大変厳しい運用状況になっていると聞いておりますが、この奨学資金の現状と将来的な方向性について、見解を求めています。

質問の最後に、このたびの市職員の不幸事に関してお尋ねをいたします。

小樽市職員がその立場を利用し、多額の公金及び準公金を横領着服した事件は、関係者や市民に対して大きな衝撃と怒りをもって受けとめられております。絶対に起こしてはならないこのような事件が、なぜもたびたび起こるのでしょうか。使命感と責任感を持ちながら、まじめに行政に携わる職員にとっても、大変につらいことでもあります。

一方、市の対応は、この種の事件が発生するたびに、「再発防止を徹底した」という答えと関係者の処分で済ましてきたのではないかと印象はぬぐえないものがあります。現在、小樽市としては、職員服務規程がありますが、しかしどんな立派な規程があったとしても、職員1人1人の自覚の問題であることは当然なこととしても、まだまだ改革する必要があるのではないかと思います。国においても、国家公務員倫理法がこの4月から施行されるのに伴い、公務員が企業などの利害関係者とどうつき合うのかなどを明文化する「国家公務員倫理規程」の原案が明らかになっております。

もちろん国家公務員と地方公務員との職務的役割には、違いがあるのは当然のことです。しかし、国民や市民に対していかに信頼される行政マンになるかが問われているのであります。小樽市も国の規程に基づき、もっと厳密な職員倫理に関する規程を策定すべきであると思いますが、見解を求めておきたいと思います。

昨日、札幌市議会においても、市長がこの倫理規程の策定を検討する旨の答弁があったやに伺っております。あわせて、今回の不祥事の温床になった各団体などからの事務局を担当し、会計を預かっている部署に対する何らかの取扱規程を検討すべきであると思いますが、答弁を求めておきたいと思います。

先般、石狩市の幹部職員や釧路市の病院関係者の観光旅行が市民の批判を受けました。それ以上に大きな問題を引き起こした今回の不祥事に対して、市役所全体、職員全体が一日も早く信頼を取り戻すよう、懸命な努力を要請いたしまして、私の質問を終わります。

再質問はいたしませんので、親切な御答弁をお願いいたします。（拍手）

○議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市長。

（市長 山田勝麿登壇）

○市長（山田勝麿） 佐野議員の御質問にお答えいたします。

初めに、新年度予算に対する感想ということでありますが、退職手当や公債費等の増加により、最終的に11年度予算の減債基金を取り崩さなければならなくなり、大変厳しい予算編成であったと思っております。

しかしながら、「21世紀プラン」の着実な推進を基本として、緊急度や優先度、必要性などを見きわめ、特に市民要望の強い事業を中心に予算を措置いたしましたので、公約の一部は実現できたものと考えております。

具体的には、融雪施設設置資金の融資制度を創設し、また少子化対策としての乳幼児医療助成の拡大、さらには小中学校の大規模改造などの教育環境の整備充実を図るとともに、病院の新築・統合に向けた取り組みをぜひとも形のあるものにしたいと考え、一般会計からの繰り出しを大幅に増加する等の予算措置をいたしました。

次に、減債基金についてであります。ここ数年は、予算編成の段階では10億円以上の財源不足となっており、これを減債基金の取り崩しにより補てんをしてきております。この要因としては、税収に大きな伸びが期待できない中で、扶助費や公債費などが増加しており、経費の節減に努めても、なお不足する部分については、当面減債基金にその財源を求めざるを得ないといった本市の置かれた厳しい財政構造があると考えております。

また、減債基金の今後の方向性ということでありますが、ただいま申し上げましたとおり、当面は収支不足に対応する財源として活用していかざるを得ない状況にあります。本来は将来の市債の償還に充てるために、所要額を確保しておくべき基金でありますので、少しでも早くこの基金に頼らない財政運営ができるよう、今後とも収支の状況の改善に向けて努力をしてまいりたいと考えております。

次に、一般会計におきます経常的経費についてであります。退職手当や公債費が増加した反面、介護保険への移行などにより扶助費が大幅に減額となったため、総体としては、御質問にもありましたとおり0.1%の増加にとどまったところであります。行政改革との関連におきましては、正規職員の予算計上人員を、11年度に比べて全会計で32人、一般会計でも21人の減員としたほか、事務事業の見直しにより、およそ3,200万円の節減を図ることとしたところでありますが、今後とも行政組織のスリム化、効率化に努めながら、経常経費の一層の縮減に努力して

まいりたいと考えております。

次に、行政改革の進捗状況、達成率と財政効果についてであります。平成11年度において新たに「事務事業の見直し」では、「第二病院の診療報酬業務の民間委託」、「第二病院看護婦寄宿舍の廃止」、「保健所の試験検査業務の見直し」など、また、「時代に即応した組織・機構の見直し」では、「情報システム化の体制の見直し」、「介護保険制度の導入のための体制強化」など、また、「定員管理及び給与等の適正化」では「旅費の見直し」など、「経費の節減合理化と財政の健全化」では「職員独身寮の廃止」などをそれぞれ実施いたしました。全体の項目数を78としますと、平成9年度から現在までの実施済みのものと一部実施済みのものとを合わせた項目数は57項目となり、実施率は73.1%になります。

財政効果につきましては、11年度はまだ予算の執行中でありますので、10年度までの目標金額約22億 6,000万円に対し、実績は約22億 1,000万円で、達成率は98%となっております。11年度の財政効果につきましては、決算額が確定した段階で御報告したいと思います。

次に、平成13年度以降の行政改革の考え方についてであります。行政改革の目的は、市民サービスや福祉の向上を図るため、社会経済情勢の変化や多様化する行政需要に即応しながら、最小の経費で最大の効果が上げられるよう、行政の効率的運営に取り組むことであります。この理念は、今後とも継続していかなければならないものと考えておりますし、さらには地方分権により、行政に対する市民ニーズの質や内容も変化してくるものと思われます。このことから、現在の実施計画に掲げられている項目を早急に整理し、行政改革懇話会の意見もお聞きしながら、本年中に平成13年度以降の考え方を取りまとめてまいりたいと考えております。

次に、いわゆる財政健全化計画についてのお尋ねであります。12年度予算と今後の11年度の決算見通しなどを踏まえた上で、今年中に策定してまいりたいと考えております。

健全化計画策定の目的は、申すまでもなく現状の財政状況の改善にあるわけですが、御質問にもありましたとおり、12年度は「21世紀プラン」の新しい実施計画の策定の年ともなることから、どの程度の事業量を見込むかなど、今後調整すべき課題は多いと考えております。また、財政の健全化も新行政改革大綱の一項目であることから、当然のことながら、それとの整合性も必要となりますので、いずれにいたしましても、将来都市像を念頭に置きながら、その裏づけとなります財政の健全化について、全庁的に十分に議論を深め、健全化への中期計画を策定してまいりたいと考えております。

次に、事務事業評価システムについてであります。効率的な行政の推進を目指す制度として近年注目され、多くの自治体で取り組みがされております。本市におきましては、まずこのシステムを「21世紀プラン」の実施計画事業を対象に事業を分析し、その成果を順次把握して、適切に管理評価システムをつくり上げていこうとするものであります。

この制度を導入することにより、市民ニーズを把握しながら、事業の必要性やサービスの充足度などの分析を行い、市民が真に望む行政サービスの質の向上を目指すとともに、事業の見直しを図り、効率的、効果的に事業を推進していこうとするものであります。このことから、財政健全化にも効果が期待できるものと考えております。

次に、旧手宮線跡地利用についてであります。旧手宮線につきましては、本市の貴重な歴史的財産であることから都市の再生や観光の重要な資源として、全線を活用すべきであると考えております。

また、用地につきましては、当面イベント等での活用や中心市街地の魅力づくり等に期待される中央通から浅草

線までの用地処理の手法や時期等について、具体的にＪＲ北海道と協議するとともに、その他の区間につきましても、管理手法等について協議してまいりたいと考えております。

次に、新幹線（仮称）新小樽駅周辺地域振興計画策定についてであります。北海道新幹線については、平成 10 年 2 月、日本鉄道建設公団から北回りルート及び本市などへの新幹線駅設置が公表されました。また、同年 10 月には、沿線自治体で環境影響評価方法書の住民縦覧が行われ、その後の環境影響評価手続も順調に進められていると聞いております。

このような中で、新幹線駅を中心とした広域的な地域づくり、まちづくり計画の策定が必要となっており、新駅開業による波及効果や影響などを予測し、新たな交通システムとして北海道新幹線を本市の活性化に最大限生かすことのできるよう、広域的、中・長期的視点から新幹線駅を中心とした周辺地域の整備方針などを取りまとめるものであります。

次に、新駅周辺の不動産に与える影響についてであります。将来的には新幹線駅周辺の利便性の向上や開発事業の促進など、都市機能の充実が図られることから、土地などの価格への影響や付近住民へのさまざまな影響も想定されますので、それらの点も考慮に入れながら計画策定に当たってまいりたいと考えております。

また、都市計画との整合性についてであります。地域の振興や新幹線の利用促進を図るため、駐車場や周辺道路、駅前広場など、新幹線駅を中心とした周辺の都市基盤の整備が必要と考えられますので、庁内関係部局はもとより、北海道など関係機関と十分に連携を図りながら、検討を進めていかなければならないものと考えております。

次に、新幹線にかかわっての将来構想についてであります。新幹線の開業は、行動範囲の拡大や利便性の面ばかりでなく、観光など地域の特性を生かす好機ともなり、経済的効果はもとより、本市のイメージを高める大きな要因となるものと考えております。したがって、御指摘にありましたように、新幹線が本市のまちづくりや観光、経済などにもたらす優位性や将来性、有効性などを、さまざまな機会を通じて市民に示していくことは大切なことであり、新幹線の早期実現に大きな原動力ともなりますので、そういった面にも配慮した対応をしてまいりたいと考えております。

次に、自治事務と法定受託事務についてであります。御質問にもありましたように、法定受託事務につきましては、事務処理の方法につきましては、政令や省令で細かな部分についてまで規定しているのが一般的でありますので、自治事務と比較した場合、条例で制定することができる範囲は狭いものと思われます。また、国や都道府県が定める事務の処理基準にも拘束されますので、市町村の裁量は狭いものと考えます。

このようなことから、法定受託事務につきましては、なかなか難しい面があると思いますが、個々の法令や制度の内容を正確に理解し、可能な限り地域の実情に応じた事務の実施や事務の効率化について努めていかなければならないと考えております。

次に、標準事務以外の事務に係る手数料についてであります。これらにつきましては、今後当該事務に要する経費とその事務により特定の人が受ける利益等を考慮して、条例で定めることとされております。本市の対応であります。国の政令等の公布がおくれたこともあり、7 月 1 日施行予定の廃棄物処理関係の手数料の改正を除いては、当面 4 月以降も現行の手数料額と同額とすることとして、関連の条例案を提出させていただいているところであります。これらの手数料につきましては、今後それぞれの事務に要する経費を早急に精査するとともに、現行の手数料額や他都市の状況なども勘案しながら、その改正の有無を含めて慎重に判断をしてまいりたいと考えており

ます。

次に、地方分権一括法の施行に伴う職員の意識改革などについてであります。これまで長い間、国は都道府県を、都道府県は市町村を指導監督するという関係にあり、中にはその事務処理に当たって、国や道の指示に従わなければならないというものもありました。しかし、これからは国と地方団体とは、それぞれの役割分担のもと、国は国の事務を処理し、地域の事務は自治体が処理することになります。そして、その事務処理についても、法令に基づかない国や都道府県の関与は受けないということになって、自治体の自主性が尊重されることになるものと考えております。

反面、国や道に依存することはできないということになり、職員みずから自分で考え、責任を持って事務処理をするという意識の改革も当然必要になりますので、職員研修などを通じて指導してまいりたいと考えております。

なお、市民などからの政策提言を受けられる体制につきましては、現在、町会長と市との定例連絡会議、各種審議会や懇談会などのほか、「市長への手紙」や昨年 8 月から電子メールにより市への意見・要望を寄せていただくなど、多くの方から御意見や御提言をいただいているところでありますが、政策提言の受け入れ体制については、今後とも検討させていただきたいと考えております。

次に、介護保険に関し何点かお尋ねがりましたが、初めに、介護保険事業特別会計の収支見通しについてであります。保険料や介護費用は、国から示された手順に従って、平成12年度からの3年分について推計し算定

しております。将来的な収支予測については、制度上3年ごとに保険料を見直し、収支バランスを図ることになっておりますが、初めての制度でもありますので、施行後の状況を見ながら対応してまいりたいと考えております。

次に、2号被保険者の国保料の徴収体制等についてであります。介護保険法の施行により、2号被保険者の国保料については、従来の医療分に介護分が上乗せされることから、保険料の滞納額の増加が懸念されますが、保険料徴収部門の内部事務の改善を進め、外勤専任職員を増員するとともに、嘱託徴収員との連携を密にしながら粘り強く制度の啓発を図り、収納の確保に努めてまいりたいと考えております。

また、国等の対策についてであります。保険料を納期限から1年間の滞納者については、特別の事情がある場合を除いて被保険者証の返還を求め、資格証明書を交付することが義務化されるなど、納付を促進するための措置を講ずることになります。私どもとしては、被保険者がこのような事態に陥らないように早期の納付相談、納付指導に努めてまいりたいと考えております。

次に、訪問調査員に対する研修等についてであります。訪問調査の委託に当たっては、調査の趣旨を踏まえ適正かつ公平に行われるよう、また訪問した際には不快感を与えないよう研修を行っていますが、公明党のアンケート調査の結果も参考としながら、調査員の資質向上に向けて、なお一層の徹底を図ってまいりたいと考えております。

また、訪問調査結果につきましては、本人または家族からの申し出によって公開しておりますし、認定結果に不服や疑問がある場合には、介護保険課の相談窓口で認定経過を含め説明するとともに、不服申し立ての受け付けも行っております。

なお、制度の概要につきましては、2月下旬から住民説明会を実施しているほか、改めて小樽市広報で周知してまいります。

次に、自立判定者数等についてであります。2 月末現在で自立と判定された方は、施設で 5 人、在宅で 106 人となっております。老人保健施設や療養型病床群に入院中で、自立と認定された人には、施設の医師等との相談を勧めるとともに、ケアハウスや自立者支援対策事業の利用等についてお知らせしてまいりたいと考えております。また、自立と認定された人の手だてにつきましては、既存の保健福祉サービスを継続して実施するほか、新たにホームヘルパーを派遣して行う軽易な生活支援事業や生きがい対応型デイサービス、短期宿泊事業を実施してまいります。

次に、健康・保健事業の今後の方向性についてであります。御指摘のとおり、介護保険制度を成功させるためには、介護を必要としない健康な状態をいかにして継続させるかが大変重要なことと考えております。保健所では、従来から健康診査、健康相談などで生活習慣病の予防をするとともに、機能訓練、訪問指導で介護予防に取り組んでおり、さらに現在策定中の高齢者保健福祉計画におきましても、介護予防の立場から、これらの事業を盛り込みたいと考えております。

また、サービスの提供に当たっては、個々の対象者の需要に合ったものとなるよう、保健・医療・福祉が一体となって、総合的に提供できるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、環境対策についてであります。

初めに、小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例案についてであります。現行条例は、「廃棄物の処理と清掃に関する法律」の施行条例の性格でありましたが、改正条例案は、市としてのごみ処理についての基本的考え方を具体的に示す条例とするともに、平成 5 年以降の法改正や容器リサイクル法施行に対応させたものとしております。

なお、具体的に充実した条項の主な内容は、「減量と処理についての市民・事業者・市それぞれの責務を明確化」、「容器包装廃棄物の分別収集」、「大規模建物等のごみ保管場所整備や廃棄物管理者の届け出」、「空き缶のポイ捨て禁止等の公共の場所の清潔保持」、「不法投棄の監視」などとなっております。

次に、資源物分別収集についてであります。全市実施に向けた住民説明会については、当初 47 か所での開催を予定したところでありますが、多くの町会等から要請があり、2 月末までに 61 回の説明会を開催しております。今後も追加説明会の要請が見込まれ、最終的に、事業スタートまでには当初予定の倍近くになるのではないかと考えられます。

このように、市民の関心と意識は大変高く、各会場での参加者数も予想を大幅に超えているとの報告を受けており、大変心強く感じているところであります。質疑の内容も、分別収集についてはもちろんですが、その他日常のごみ処理についての話し合いも行われており、住民説明会の所期の目的は達成されるものと考えております。

次に、収集見込み量についてであります。平成 8 年度から取り組んでまいりましたモデル事業の回収率を参考にし、またモデル地区以外の地域については、月 1 回の収集であることから、平成 12 年度は 1,200 トンを見込んでおります。収集量の増加に向けましては、平成 12 年度の収集状況を見きわめながら、月 2 回の収集地区を逐次順次拡大し、収集量の増加を図ってまいりたいと考えております。

次に、埋立量とリサイクルの関係についてであります。限られた資源のリサイクルについては、容器や包装類に限らず、推進していくことが必要と考えております。現在のリサイクルセンターでは、対象品目や処理量はおのずと限界があることから、本格的な施設整備をすることにより、新聞・雑誌などの紙類や金属類などを回収し処理

できることとなりますので、そのことが埋立処分量の減量につながるものと考えております。

次に、焼却施設の更新に係るお尋ねですが、現天神焼却場については、平成14年12月の第3次ダイオキシン規制をクリアすることが難しいと判断しており、現段階では平成13年度末に用途廃止したいと考えております。

また、北後志広域処理との関係についてであります。国・道の広域化計画において、北後志ブロック1施設と明示されており、小樽市といたしましては、桃内処分場埋立計画期間を確保するためにも、新施設整備は急がれます。したがって、国・道の方針に沿った方向で、新施設の平成14年度着工に向け、北後志広域協議会での検討協議を精力的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、住宅行政に関して何点かお尋ねがありました。

まず、オタモイ地区の市営住宅の建替えスケジュールについてであります。本市の「公共賃貸住宅再生マスタープラン」では、オタモイ住宅の建替えにつきましては、平成12年度から事業着手する予定の勝納住宅等への住み替えを前提として、平成14年度から現地での建替えとなっております。移転先である勝納住宅の建設は、1期工事が平成14年度中の完成予定であり、その後2期工事に着手となることから、計画してまいりました平成14年度からのオタモイ住宅の建替えは、実質的に難しいものになっております。しかしながら、市の財政状況にもよりますが、オタモイ住宅の建替えにつきましては、勝納住宅の進捗状況なども見ながら、できる限り早期に着工に努めてまいりたいと考えております。

次に、オタモイ地区のまちづくりについてであります。この地区は、「21世紀プラン」にも示されているとおり、緑に囲まれ自然豊かな住宅地であり、その住環境を維持すべきものと考えております。このため、同地区の特性やまちづくりの観点から、不要となる公営住宅跡地を含めた土地利用や都市基盤施設等のあり方などについて、地区住民、地権者等の意向も踏まえながら、平成13年を目途に、具体的なまちづくり計画を策定してまいりたいと考えております。

次に、入船住宅の概要等についてであります。入船住宅につきましては、平成12年8月ごろに入居を予定しており、入居戸数、2LDK23戸で、60歳以上の高齢単身者向け住宅となっております。

一方、勝納住宅の土地取得の経過についてであります。計画上、平成11年度に取得予定となっておりますが、道道小樽港線の拡幅計画で、北海道と用地境界について協議を要することとなり、このたびこの協議が調う見通しとなったことから、平成12年度中に日本鉄道建設公団から取得するものであります。

勝納住宅の概要につきましては、中層耐火構造5階建て、2棟89戸に集会室1戸で、タイプ別では、現段階で1LDK20戸、2LDK24戸、3LDK43戸、車いす対応2戸を計画しておりますが、実施計画に際しましては、若干の変更もあるものと考えております。

また、入居者の住み替えについてであります。入船住宅と勝納住宅には、用途廃止を予定している長橋B住宅、天神住宅及び奥沢B住宅や、今後建てかえを予定しているオタモイ住宅の一部の移転先として、「再生マスタープラン」策定時の入居者意向調査をもとに、おおむね50世帯程度を考えているところであります。

次に、住宅行政審議会の対応についてであります。本市の「公共賃貸住宅再生マスタープラン」は平成10年3月に策定し、国の承認を受け、北海道と連携して同計画を推進しているところであります。今後この「再生マスタープラン」の内容に変更の必要が生じた場合には、同審議会に諮ってまいりたいと考えております。

次に、職員の倫理規程についてであります。ただいまいろいろと御指摘をいただきましたとおり、今回の不祥事は市民の信頼を裏切るものであり、まことに申しわけなく残念なことと考えております。

公務員の倫理規程については、既に国においては本年4月から施行される国家公務員倫理法に基づき、職員の倫理行動基準や規制、例外を盛り込んだ規程案を作成中であります。本市におきましても、こうした動向を踏まえ、国等の規程をも参考にしながら、制定に向け検討してまいりたいと考えております。

次に、団体等の会計処理に関してであります。先般、全庁的に調査しましたところ、およそ100団体になる見込みであります。現在、庁内に特別調査チームの設置を検討しており、このたびの不祥事の要因ともなりました関係書類、通帳、印鑑等の管理方法や事務手続上のチェック体制の見直しなどを行ってまいりたいと考えておりますが、この調査チームの中で、統一的な取扱規程についても検討してまいりたいと考えております。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 教育長。

○教育長(石田昌敏) 佐野議員の御質問にお答えいたします。

まず、学校教育法施行規則の一部改正にかかわって、「学校評議員制度」についてですが、学校評議員は子供の健やかな成長を図っていくためには、今後、一層地域に開かれた学校づくりが必要であるという観点から、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べてもらうため、教育に関する理解と識見を有する人の中から学校設置者が委嘱するものであり、現在、道教育委員会においてモデル校を選定し、モデル事業として来年度からの実施を目指しております。道内の公立小・中学校においては、道立のモデル校の実践を踏まえながら、順次学校評議員制度の導入を進めるものと考えております。

また、校長・教頭の資格要件の緩和については、現行、校長の登用に当たっては、教職員免許状を持ち、5年以上の教職員経験を有することを定めているが、改正に伴い、教員免許を持たなくても、10年以上教育に関する職にあった者を登用できることとしたもので、現行、私立学校の校長登用に当たって、教員免許がなくても5年以上の教育に関する職にあった者を登用できることとした制度を準用したものであり、民間人の登用による学校改革を推進しようとするものと考えられますが、任用に当たっての権限は道教育委員会が行うものとなっております。

次に、環境問題にかかわる環境教育の充実についてですが、児童・生徒に地球温暖化問題やごみ問題、リサイクルなど、環境問題について正しい理解と認識を身につけさせることは重要であると考えております。学校における環境教育は、これまで生活科や各教科等で児童・生徒の発達段階に応じて行われており、環境と人間とのかかわりについて課題意識を高める工夫や地域の自然環境を生かした体験的な活動を通して、環境問題に関心を持たせ、主体的に取り組むことのできる能力や態度の育成に努めております。

平成14年度完全実施の新学習指導要領で新たに創設された「総合的な学習の時間」では、文部省から学習活動の内容として、国際理解、情報、環境などが例示されており、来年度から移行期に入ります。現在、本市においても各学校で「総合的な学習の時間」の内容が検討されており、今後、環境問題への取り組みが多くなるものと思われます。

環境問題にかかわる教師の研修についても重要であると考えており、後志研修センターにおいては、現在講座の中に環境授業を置いており、来年度から総合的な学習の研修講座を設けることとしておりますので、これらの講座

への参加を通して、今後各学校における環境教育についても理解が進むものと考えております。

次に、本市環境部作成の小学校の学習教材「みんなで考えよう、ごみとわたしのリサイクル」の活用についてですが、多くの学校で社会科の授業やクラブ活動、施設見学の折に活用しております。今後も活用が図られるよう努めてまいります。

次に、国旗・国歌の指導に関してですが、昨年8月、国旗は日章旗、国歌は君が代とする「国旗及び国歌に関する法律」が制定されました。制定に伴い、文部省から学校における国旗及び国歌に関する指導について、この法律は、長年の慣行より国民の間に国旗及び国歌として定着していた「日章旗」及び「君が代」について、成文法でその根拠を定めたこと、この法律の施行に伴って、これまでの国旗及び国歌に関する指導の取り扱いを変えるものではないこと、国旗及び国歌に対する正しい理解が一層促進されることなどの通知があり、附属資料として、国会での質疑の内容、総理大臣談話、国旗・国歌の由来などの送付がありました。

そのことを受け、教育委員会としては、校長会議を通してその内容について説明し、教職員の理解を深める資料として活用するよう指導するとともに、行事等における取り扱いについて、学習指導要領に基づき児童・生徒に我が国の国旗と国歌の意義を理解させ、これを尊重する態度を育てるとともに、諸外国の国旗と国歌も同様に尊重する態度を育てるなど適切な指導を行い、国旗及び国歌に対する正しい理解が一層促進されるよう指導を重ねております。

また、各学校においては職員会議を開き、校長が教科としての社会科や音楽の授業などで国旗及び国歌の意義を踏まえること、また学校行事等において学習指導要領に基づき理解が一層深まるよう、教職員の指導に当たっております。

最後になりますが、小樽市奨学資金基金の現状と今後の方向についてお答えいたします。

御指摘のように、基金運用は大変厳しい状況となっておりますが、その大きな原因は、預金金利の低迷と考えております。基金残高は平成10年度決算で約2,800万円ですが、前年度比較で88万円の減となっております。当面は現行の奨学金制度で運用し、その財源確保に努力してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松田日出男） 以上をもって本日の質疑並びに一般質問を終結いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 4 時 2 8 分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 松 田 日 出 男

議 員 佐 々 木 勝 利

議 員 高 橋 克 幸

平成12年 第1回定例会会議録 第4日目
小樽市議会

平成12年3月8日

出席議員（33名）

1番	横	田	久	俊	2番	前	田	清	貴
3番	成	田	晃	司	4番	大	竹	秀	文
5番	松	本	光	世	6番	中	村	岩	雄
7番	松	本		聖	8番	斉	藤	裕	敬
9番	大	畠		護	10番	中	島	麗	子
11番	新	谷	と	し	12番	古	沢	勝	則
13番	見	楚	谷	登	15番	次	木	督	雄
16番	久	末	恵	子	17番	小	林	栄	治
19番	佐	藤	利	次	21番	佐	々	木	勝
22番	渡	部		智	23番	武	井	義	恵
24番	北	野	義	紀	25番	西	脇		清
26番	高	階	孝	次	27番	岡	本	一	美
28番	吹	田	三	則	29番	中	畑	恒	雄
30番	松	田	日	出	31番	佐	々	木	政
32番	高	橋	克	幸	33番	斎	藤	陽	一
34番	秋	山	京	子	35番	佐	野	治	男
36番	佐	藤	利	幸					

欠席議員（3名）

14番	新	野	紘	巳	18番	八	田	昭	二
20番	佐	久	間	潤					

出席説明員

市	長	山	田	勝	磨	監	査	委	員	木	野	下	智	哉
助	役	小	坂	康	平	収	入	役		中	松	義	治	
教	育	長	石	田	昌	水	道	局	長	須	貝	芳	雄	
総	務	部	長	佐	藤	企	画	部	長	高	橋	康	彦	
財	政	部	長	鈴	木	経	済	部	長	藤	島	豊		
市	民	部	長	木	谷	福	祉	部	長	田	中	昭	雄	

保 健 所 長 山 本 稔
 土 木 部 長 松 村 光 男
 港 湾 部 長 兵 藤 公 雄
 消 防 長 多 賀 俊 春
 社会教育部長 厚 谷 富 夫
 総務部総務課長 磯 谷 揚 一
 財務部財政課長 貞 原 正 夫

環 境 部 長 大 津 寅 彦
 建築都市部長 上 楽 喜久雄
 小 樽 病 院 高 木 成 一
 事 務 局 長 奥 村 誠
 学校教育部長 内 藤 洋
 監 査 委 員 長 川 修 三
 事 務 局 長
 総務部秘書課長

議事参与事務局職員

事 務 局 長 藤 田 喜 勝
 庶 務 係 長 片 岡 義 一
 調 査 係 長 渡 辺 章
 書 記 辻 英 明
 書 記 中 崎 岳 史

事 務 局 次 長 須 貝 則 彦
 議 事 係 長 佐 藤 誠 一
 書 記 木 谷 久美子
 書 記 笹 原 晶 子
 書 記 中津川 晃

開会 午後 1時00分

○議長（松田日出男） これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に松本聖議員、古沢勝則議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第98号」を一括議題とし、昨日に引き続き質疑並びに一般質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 8番、斉藤裕敬議員。

（8番 斉藤裕敬議員登壇）（拍手）

○8番（斉藤裕敬議員） 去る1月27日に発生した事故により、お亡くなりになった笠寺愛ちゃんに心から哀悼の意を表します。

本来、最も安全でなければならない町中の遊び場、グリーンロードでの事故は、同じ年ごろの子供を持つ親として、極めて残念であり、行き場のないやるせなさに心が裂かれる思いであります。私たちは、改めて「社会全体で子供を育てる」という原点に立ち戻り、子供を取り巻くすべての事項を見つめ直し改善することが必要と感じます。愛ちゃんの御冥福をお祈りし、市民クラブを代表し質問に入ります。

職員の綱紀粛正についてであります。

地公法第30条によると、「すべての職員は全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならない」、こう服務の基準を定めております。

また、同法第33条には、「信用失墜行為の禁止」が明記されているわけであります。地方公共団体の行政は住民からの信託を受けたものであって、この信託に基づく政策の実現をするために職員が雇用され、その職務遂行に当たっては住民全体に奉仕する。こういうことであります。

言うまでもなく、全体の奉仕者であるためには、一部の奉仕者となってはならないし、政治的には一党一派に偏ることがあってはならないと。しかし、現に数多い職員の一部には、奉仕観念が乏しい職員も見受けられます。このような職員が全体に悪影響を与えることはまことに重大であります。任命権者はもとより、職員を監督する管理職にあっては、常日ごろ厳正な姿勢で職員全体がサービス精神に徹し、全体として効率が向上するよう指揮監督されることを市民は期待し望んでおります。

このたびの観光課職員による多額の公金、補助金等の横領事件については、行政や市民を裏切る悪質な行為であり、憤りさえ感じるのであります。

市長は御承知のように、私たち市民クラブは、平成12年度政策要望の1項目に、「職員の綱紀粛正」を求めています。1月13日に市長に対する説明会においては、特に「公金の取り扱いと管理については、日ごろから職員に対し十分注意と指導をして、不正行為の防止に努めてほしい」と強く要望したところであります。

自治省の調査によりますと、不正または不祥事は一定のパターンがあると、こう言われております。人事の停滞、監督の不十分、特定職員への権限の集中、業務チェックの不備、会計公印等の管理不備、資質の欠如、業者との癒着、業界の競争による介入などが挙げられております。

このたびの多額横領事件についても、人事管理上の問題とされておりますが、市長は、今述べましたパターンに対してそれぞれどう対応するお考えなのか、お示し願いたいと思います。

監査委員にお尋ねいたしますが、昨年11月、銭函ドリームビーチ海水浴場の駐車場会計を含む観光課の監査を実施したようです。なぜその時点で不祥事が発見できなかったのか。監査方法にも問題があったのではないかとと思うのですが、いかがでしょうか。

また、今後の監査についてはどのような方法で実施するか、お考えをお答えください。

地場企業、特に零細企業に対する支援についてお尋ねいたします。

市長は、有識者による「地場産業振興会議」を立ち上げられ、本市経済の底上げに取り組まれました。官民を挙げて厳しい今の時代を乗り切ろうという姿勢は一定の評価をするものであります。この会議は、恐らく成長業種の分析や新たな商圈の確保、設備投資の誘発などを軸に本市経済の再生を願うもの。つまり前向きな色合いが強いものと想像されます。

しかし、現実として、新規設備投資がままならない多くの零細業者からは、「自分たちには手の届かない話」といった声が多く、「なるようになれ」といったような、半ばあきらめにも似た嘆きの声が聞こえるのであります。

「これ以上悪くならないでほしい」というのが本音ではないでしょうか。

私は、以前にも代表質問で、日銀法改正に関連し金融情勢は大きくさま変わりすること。そして、その延長線上には、地元金融機関が大変厳しい状況に追い込まれる旨、指摘してまいりました。ペイオフの1年延期、そして今回の金融再生委員長の「手心発言」は何を物語っているのか、市長の見解を賜りたく存じます。

市長は、これまで経済部において、金融情勢に対し注意を払う旨の考えを再三示されておりますが、一步踏み込んで、具体的に情報収集をすとか、関連法規の整理をすとか、具体的な指示をすべきであります。改めてお尋ねいたします。

拓銀の金融破綻のように、ひとたび激変が起きれば金融市場全体が混乱し、正常な企業でさえ資金調達に不安を抱えるのであります。ましてや、事業規模が小さくなればなるほど、この傾向は顕著であります。長い商いの経過の中で企業は借入金を起します。保証人、抵当権、特に共同担保などなど、その取り引き状況は十社十色、百社百色であるということは言うまでもありません。

金融機関とのかかわりあいを正常化させようとしても、複雑に絡み合ったこの抵当権を解くためには困難をきわめます。他行の債務を一時的に決裁し、担保力を有効に、それは上限までにということですが、利用するためにも、かねてから主張してまいりました直貸しによる資金導入の道を今から検討しておくべきであります。市長のお考えをお示し願います。

昨年、道から小樽商工信用組合に対して業務改善命令が出されました。このときの議論で市長は、十分相手側と話し合いを持ちながらできることをやっていくと。前向きに支援していく、こういうような御趣旨だったと思えますけれども御答弁をされております。今日までどのような対応をされてきたのか、お示し願いたいと思います。

花園銀座3丁目町会に関連してお尋ねいたします。

雨が降ると側溝がオーバーフローする。雪が降ると除雪が開店時に間に合わない。花園3丁目町会の皆さんはこういったことを乗り越え、また市にも相談し、何とか町会を盛り上げようと努力されていた。この矢先に松竹ボウリング場の閉鎖。核店舗を失った商店街に対し、市は緊急に対応を協議して支援すべきであります。市長の見解をお尋ねいたします。

桃内廃棄物最終処分場についてであります。

まず初めに、桃内処分場の7月1日の供用開始と旧焼却場、そして新焼却場及びリサイクルセンターについて、改めてスケジュールをお示しください。

特に、これからはさまざまなコンサル結果、調査等を重ねられると思いますけれども、それが市民に知らされるのはいつなのか、お示しください。

今回計上された桃内処分場の施設維持管理業務委託料 7,780万円についてであります。環境部が株式会社エコサービスに対して管理委託を打診し、あたかも決定したような話がある。随意契約とするならば資格条件を明らかにすべきと。こういった昨年4定予算委員会の自民党議員の指摘は的を射ており、私たちも同感であります。環境部長の答弁にある「エコサービスのグループ企業、核を構成している企業がノウハウを持っている」「エコサービスが資源リサイクル協同組合といった産業廃棄物関係の仕事をやっている方々を傘下に置いている」こういった認識は明らかに誤りであります。

このとき質疑がかみ合わなかったため、委員長の指示により、改めて整理した答弁が示されました。その中でエコサービスと随意契約を結ぼうとした根拠に、「エコサービスに参加あるいは株主になっている企業、あるいはグループ企業の中に実績を持つ会社がある」とのことでありました。非常にあいまいでわかりづらいものであります。エコサービスに参加というのは、法的に、または道徳的にどのような状態を指すのか。株主企業はどこで何社なのか。社歴はそう長いとは言えないエコサービスのグループ企業とは、どこでどんな関係なのか、御答弁を願いたいと思います。

環境部が、エコサービスありきの発想で委託作業を進めてしまったことで、ボタンのかけ違いが生じています。具体的に申し上げますと、新規設立法人並みの事業実績でもよいこと。関係者にノウハウがあればよいこと。技術者及び専門職員は、外注とも、再委託とも、出向ともつかないあいまいな身分でもよく、しかも本業との兼務が認められることなどであります。

本来、随意契約は競争入札にすると明らかな支障がある場合等、落札者がいない場合、または、これに準じ参加者そのものがない場合に行われるものであります。理事者は、入札参加者そのものがないであろうと、こう判断したのでしょうが、エコサービスに委託させるためには、今述べましたように、その委託内容の資格を甘くせざるを得ない。言うなればハードルを下げなければならなかったわけであります。委託への疑問がこれだけちまたの話題に上がり、問題視されているわけですから、市長は随意契約の方針を白紙に戻し、入札による委託をここで明言すべきであります。

具体的には、委託仕様書を示し、小樽市内で1年以上の廃棄物収集運搬の実績を有すると。この程度の入口を広くしてあげて、公募を行ない、入札参加者を絞り込む作業を次にすると。こうして競争入札をさせた方がいいと私たちは思います。市長のお考えをお伺いいたします。

福祉行政に関し、何点が伺います。

ノマド福祉会についてであります。

補助金不正受給問題の後始末として、不正額の確定を見てから市の正規な補助金額を算定し、過払い分を調整すると。市から示されたのはこういう内容であると思っております。実質的なペナルティはないこの方針は、地域の利用者への配慮が見え隠れし、市としては、誤解を恐れずに申し上げれば、利用者を入質に取られたようなもので、強力な指導力を示せないというのが本音ではないのでしょうか。この件に関する市長の政治的判断に対しては裁量で

あると、私たちも理解しますが、今後の取り扱いについては確認しておきます。

これまで支出された平成10年度から平成11年度、建設助成分約 4,959万円、利子補給分約 1,212万 9,000円、合計約 6,172万 9,000円、これは一度返還させ、再度、応分の資金援助を市長の裁量、振り出しに戻ってきちんとした形で市長が判断して出すと。こういう手続は必要ではないのか。また、これに当たって正規な金額で補助申請の計画書を出させる必要はないのか、御所見を賜ります。

ヘルパーの社協移管についてであります。

これまでの流れは極めてわかりづらいんですが、平成11年の当初予算で、社協委託分 4,830万円を計上したが、予算成立直後の4月1日に、社協から10数人全員が市職嘱に移管され、平成12年1月31日、今度は市から社協に67名を再移管したわけです。その間は、60人分の直営ヘルパーの予算、これは報酬ですが、1億6,805万円で増員分のヘルパーを含めた報酬を賄っていた、こういうことです。たまたま支払いができたからよかったものの、予定では再移管 - 再移管と呼んでいいんでしょうか。一度市に行った方が社協に戻る時期が平成11年10月を予定していたと。実際には1月31日なわけですから、4カ月間もずれ込んでおり、当初予算の成立からすると、10カ月間も委託料は宙に浮いていたことになります。

また、再移管が早くなったり遅くなったりすると、当然委託費と報酬費で流用が生じると、こういう仕組みになっております。この間、2定、3定、4定の3回の議会があったわけですから、社協に所属するヘルパーがいなくなった時点で、4,830万円は減額補正するべきではなかったのか。委託費を計上しながら、委託先にヘルパーがいない状況は極めて不自然。仮に予算執行上、節内での流用は予算執行職員の裁量だとしても、市ヘルパー報酬分1億6,000万円にがし、人件費が不足した場合、または流用せざるを得ないことや、社協委託分4,830万円の保留の理由、社協から市への移管の効果などを事前に説明すべきであります。

また、解説書では、流用は必要最小限に行うべきで余剰の生じるような流用はすべきでない。流用の額は予算執行の実務面における潤滑油的制度。節の流用は長の権限とされていますが、何らかの形で議会に説明しておくのが望ましいと、こうあります。今回のように流用の可能性の高い予算執行に関しては、手順をきちんと説明しておくべきだと思います。改めて御説明願いたいと思います。

今回、計上されている3,100万円に関してであります。収入を障害者ヘルパー分3,316万7,000円、自立者ヘルパー分3,092万7,000円、介護事業収入1億3,644万5,000円の計2億53万9,000円と見たと。これだけ入ってくると。そして、支出をヘルパー報酬分の1億8,608万1,000円、管理経費4,545万8,000円の合計2億3,153万9,000円とし、これらの差額が3,100万円ですと、こうしているわけです。

つまり、介護保険事業分で見込んでいるお金1億3,644万5,000円が、当初の見込みより落ち込んだ場合、事業としては、また社協としては同額の欠損が生じるわけです。さらなる資金注入が必要となり、追加補正が必要になるのではないかと、こう思うのであります。

お尋ねいたしますが、この社協等直営の月額報酬はそれぞれ幾らだったのか、それも含めて資金注入の可能性についてお示ください。

私たちは、今回の対応を百歩譲って介護保険導入時の激変緩和と考えたとしても、少なくとも補助の期間と補助額の上限を市長は示すべき、または示さなければ他の民間事業者に著しい不公平が生じると、こう思っております。御所見を賜りたいと思います。

平成11年10月1日より、全国一斉に地域福祉権利擁護事業がスタートいたしました。これを受け、北海道社会福祉協議会は「北海道地域福祉生活支援センター」を設けました。公共料金の支払い、年金受領の確認、福祉サービス利用のアドバイス、通帳、証書、こういったものの管理、生活支援計画に基づき広く日常生活を手助けするものであります。

しかし、この制度は、福祉サービスに対する国民の高まりに国が押し上げられて、あわてて設けたような印象を受けるのであります。サービスを受ける際、費用が結構かかることや、生活支援計画を作成する自立生活支援専門員は全道で15人。たった15人にもかかわらず利用者の範囲は、痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者、判断が十分でない方と極めて広く、失礼な言い方になってしまいますが、たった1人の自立生活支援専門員が、全く取り巻く環境が違った、それぞれの障害のプロであることは到底考えられないというのが家族の生の声であります。制度の周知、利用を含め、市としてはどう連携されたいとお考えか、お示ください。

精神障害者についてであります。

道社協のこの制度を利用するとしても、精神障害者の場合、成年後見制度との線引きのあいまいさがあることから、この事業のサービスを受けるにはしばらく時間が必要であると思われる。

そこで、知的、精神、身体など、それぞれの団体や親子会、ボランティアグループ、家族会を取りまとめ、将来的には小樽市独自の24時間生活支援センターを設けるべきと考えます。その中で、とりわけ精神障害者の家族

会の置かれている現状は社会環境的にも厳しく、早急に対策を講じなければなりません。授産施設やグループホーム、患者本人の社会に向けた主張、発言、やっと目に見える精神障害者の社会参加が進み出した矢先に起きた新潟の少女監禁事件であります。患者生活の実情を全く無視したようなマスコミ報道、「溺愛、甘やかし」論は、病氣と戦っている障害者本人は言うに及ばず、家族まで困り込みをしまっているものであります。ただでさえ偏見を受け、さまざまな人権の問題もあり、どこに同じ悩みを持つ仲間がいるかさえわからない。そういった閉じこもりの中で、横の連携を取り合うだけでも大変な苦勞であります。ここは、市が家族会に呼びかけて、市として専門機関設置に向けて協議を始めるべきと思いますが、いかがでしょうか。

稲北、株式会社アール・アイ貸付金についてであります。

去る12年2月24日、市街地活性化特別委員会資料によりますと、計画実績の収支計画書は、支出の面で一般管理費 174万 7,000円の経営努力が見られる一方、賃貸料収入が 138万 5,000円の減となり、この減の原因は売り床面積の減少、つまり当初見込んでいた面積よりも貸すフロアの面積が小さかったということであります。平米当たりの賃貸料を値上げでもしない限り、将来にわたりこれは満たされることがないと、こういうような性質の金額です。一体、この売り床減による影響は月額、年額それぞれ幾らなのか。20数年の長い収支ですから、現金フローで欠損を生じるのは何年目なのか、お答えください。

比較収支計算表は、当初利益が 4,961万 8,000円とあります。これは不動産取得経費、ほとんどが不動産取得税でありましょうけれども、これが次期に繰り越された。こういった原因のもので、この繰越分、来年は払わなければならない繰越分を差し引くと、当期利益は6万 9,000円となります。

また、かねてから指摘しておりますが、当初事業収支計画書、これは私たち議会が貸し付けのときに議論のもととなった計画書です。この計画書に載っている建物評価の基本的考えそのものが基本的に間違いがあると。取得諸経費の増額は予想されると、こういうことを私たちは指摘してまいりました。

これまでも本会議、委員会で申し上げてまいりましたので、その根拠を改めてここでは御説明申し上げませんけれども、そういう傾向はあらわであると。それは正しいものであると、こう思っています。今後、このような大きな差異が生じた場合はすみやかに議会に報告し、対応を協議すべきであると、これを市長に今ここでお約束していただきたいと、こう思います。

ジャパニーズオンリーに端を発した外国人入浴拒否問題に関して伺います。

人種差別、人権、国際交流といった大きなテーマをめぐり、さまざまな議論を呼んでおります。「差別撤廃へ条例制定を」とか、「人種差別の看板を掲げてまで営業を行う自由はない」といった主張は、一見総論賛成とも言えますけれども、もし自分が施設側であれば容認する自信はなく、この問題の根の深さ、難しさを物語っているのです。

ただ、外国人入浴問題が解決されれば、人種差別が解消されるがごとき短絡論は許されるわけもなく、飲食店や宿泊所に至るまで、市民個々に対し、またそれぞれの業界に対し公平な、また公正な市長の方針を示していただきたいと存じます。

人種差別を小樽市民全体の問題としてとらえるのか。新聞にありましたように、顧客として、消費者として外国人の権利を確保するのか、明確にしていきたいと思います。

施設側のアンケートによりますと、外国人入浴に対する市民の反応は極めて深刻であり、収入減は免れない様相を呈しております。当然、従業員の生活に直結することで、私企業の受認の限界を超えている、こう判断します。

そこで、テスト的に、市の責任で入浴施設を設けてみるのもいかがでしょうか。遊休入浴施設を有する家主は、「外国人を受け入れながら経営を成り立たせることが、現状の市民意識の中でどんなに大変なことかわかってほしい」と訴えております。人種差別撤廃を望む方が、「みずからの責任で市と協力しても構いませんけれども、運営するならば遊休施設の賃貸を検討してもよい」、そこまで言い切っております。この件に対する見解を伺います。

今回の一件に関連し、なぜ外国人ばかり取り上げられるのかと、少々疑問に感じます。広く差別問題を考えたとき、市民生活の中に存在する無意識の悪意なき差別が存在しております。こういった点は見直さなくていいのか、自問自答するところであります。

私は、小樽の子供たちが鬼ごっこのときに使う「エッタ」という言葉に不快感を覚えます。御承知のとおり、部落出身者をさげすむ言葉であります。この言葉が教育の現場で正々堂々と、当たり前のように教員が使っているのを知り、道外出身の父母に意見を求めました。「我々の生活していた県では考えられないことだと。信じられない」といった意見や、「違和感を覚え、学校に相談しようとしたが、そんなことを言ったら、部落出身者と間違えられると思ってやめた」ということでありました。私も委員会で何度か申し上げましたが、一向に改善される兆しは見えません。

また、小樽の公衆浴場には、いまだに「精神障害者の入浴を禁ずる」という表記が散見されます。残念ながら、私を含め差別に対する認識はまだまだと言えそうであります。外国人入浴拒否を、この問題を機に、腰を据えて差別問題を考えるのも必要だと思います。いかがでしょうか。これは、市長と教育長に所見をお聞かせ願いたいと思います。

中学校適正配置計画についてであります。

適正配置は、特に小規模校に見られるような専任免許の問題、言うなれば「教育の質」にその論拠を求めているように思います。「知らされていなかった」、「受験が心配」、「修学旅行は」、「友だち関係は大丈夫か」、さまざまな不安が叫ばれる一方、「もう決まったこと」、「2、3年生は影響ない」、「政治的問題にかかわりたくない」などなどの声も聞かれ、父母の動揺が広がっているのも事実であります。

私たちは、小中学校も選ばれる時代にきています。我が子は親の手のうちで育て、そしてその権利を守る。自分の子供は親が守るということですね。といった立場から、編入される石山、東山、住吉の通学区域に住む現中1、小6、小5の児童・生徒には、近隣中学を自由選択できるよう緩和措置を講ずるべきだと考えます。教育長はいかがお考えでしょうか。

また、自由選択の事例を参考までにお示し願いたいと思います。

父母の方の話を伺いますと、少々不可解なことがあります。それは、現場の教員が全く事情を知らされていないと主張し不満を訴える声があるということです。常識的に考えても、このような事例で、教職員組合と何の話し合いもなく抜き打ちで計画を発表することは考えづらく、まるで教員自身も子供と同様迷惑しているんだ、動揺しているんだ、被害者だのような口ぶりはいただけません。教育委員会はどのように教職員に周知されたか、経緯、経過をお示し願いたいと思います。あわせて小中学校の校長会との関係もお示しください。

関連して、クラス、児童・生徒数の問題も話題に上ります。この際、改めてお伺いすることになりますけれども、小中学校で30人学級を実施した場合の試算、人件費、施設整備費、これがどうなるのか。これもお示し願いたいと思います。

以上、再質問を留保して質問を終わります。（拍手）

○議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市長。

（市長 山田勝麿登壇）

○市長（山田勝麿） 斉藤議員の御質問にお答えいたします。

最初に、職員の綱紀粛正についてであります。このたびの不祥事の発生につきましては、市民の信頼を裏切る、あってはならないことであり、まことに申しわけなく残念なことと考えております。

このたびの件につきましては、さまざまな要因が重なって発生したものであります。最大の原因はチェック体制が全くなされていなかったことであります。御質問にありましたように、監督不十分、公印等の管理不備、職員としての資質の欠如など、公務員として当然遵守しなければならない最も基本的な事項がおろそかにされた結果であります。この改善策につきましては、管理監督する立場の管理職としての自覚を促すとともに、職員研修のほか、常日ごろから職員間の意思疎通が十分図られるよう徹底してまいりたいと考えております。

また、今後設置を予定しています特別調査チームにより、このたびの不祥事の発生の原因を解明するとともに、統一的な取り扱い規定についても検討し、あわせて、現在国で作成中であります「倫理行動基準」や規制、例外を盛り込んだ「倫理規定」を参考に、本市におきましても「職員の倫理規定の制定」に向け検討してまいりたいと考えております。

次に、地場企業支援について何点かお尋ねがありましたが、まず、バイオ解禁の延期と前金融再生委員長の発

言等についてであります。厳しい金融環境が続く中で、預金者保護の必要性や中小金融機関から大手金融機

関への預金のシフトの図が予想されることから、中小金融機関に与える影響の大きさに配慮したことが背景にあったものと考えております。

次に、いわゆる借りかえ資金についてであります。長引く景気の低迷や金融環境の変化の中で、中小企業が事業活動の円滑化や負担コストの軽減を図るため、借りかえや返済期間の延長などが行われているものと思われます。しかしながら、制度融資として借りかえのための資金を創設することにつきましては、従来から信用保証協会と協議を進めてきておりますが、どうしても銀行や信用保証協会の協力体制が不可欠でありますので、現時点では難しいものと考えております。

次に、小樽商工信用組合への対応についてであります。御質問にもありますように、昨年6月、北海道が同信組に対し早期是正措置を発動し、経営改善計画の提出と実行を求めたところであります。その後、同信組は自己資本の増強策などを軸とする経営改善に向けて積極的な取り組みを進めてきております。

市といたしましては、直ちに関係者との協議を重ね、早速7月から制度融資における預託利率と預託倍率の変更を実施しており、さらには預金を増額するなど配慮しているところであります。今後におきましても、同信組と十分相談しながら、適切な支援に努めてまいりたいと考えております。

次に、花園銀座3丁目商店会についてであります。当商店会は昭和26年に創立され、現在は40数店舗を有する商店街であります。このたび松竹ボウリング場が営業を終了したことは、当商店街にとって影響があるものと認識しております。市といたしましては、これまでも街路灯の設置など支援を行ってきたところでありますが、側溝の整備など環境整備を含め、当商店街の振興が図られるよう関係者の皆さんと協議してまいりたいと考えております。

次に、焼却場、リサイクルセンターのスケジュールについてであります。現天神焼却場については、現段階では平成13年度末に用途廃止したいと考えております。移転後の施設撤去や跡地利用については、同一敷地内にある清掃センター事務所等との関係を含め今後の検討課題と考えております。

新焼却施設等の施設整備のスケジュールにつきましては、建設予定地が決定した後に、環境影響評価等の事前調査や都市計画決定などを行ない、平成14年度着工、平成17年度供用開始の方向で、北後志広域処理連絡協議会において、広域処理の事業主体、施設建設適地、焼却処理の方式や機能、規模、全体事業費と、その分担等について協議を進めることとしております。なお、協議が整った段階で当然公表することになるものと考えております。

次に、エコサービスについてであります。「同社に参加」といったことの意味は、資本参加している意味で環境部長が申し上げたものであります。

また、同社の株主は道央エンジニアリング株式会社、樽栄環境整備株式会社、小樽資源リサイクル協同組合、株式会社興和産業の4社であります。

また、同社のグループ企業の関係についてであります。株式の所有、従業員の交流を行っているほか、マイカル小樽での廃棄物処理の業務を協力して取り扱っていると承知しております。

次に、桃内の廃棄物処理センター業務の委託についてであります。昨年の第4回定例会での質疑やその後の経過の中で、私としては、これまでの経過を踏まえ原点に戻って再検討を指示しておりましたが、その結果がまとまり、公募型指名競争入札により委託したいと考えております。

次に、福祉行政について何点かお尋ねがありました。初めに、ノマド福祉会の補助金についてであります。施設の存続や入所者、職員の不安の解消に配慮し、当面利息分のみの交付を予定しております。今後の補助金支出については、国や道の方針を見きわめた上で、補助申請を再提出させるかどうか判断し対応してまいりたいと考えております。

次に、ホームヘルプサービス事業の予算執行についてであります。平成11年度の予算編成時点では、移管の時期のめどが立っていなかったことから、12カ月分の社会福祉協議会への委託事業費を計上したところであります。その後、4月に社会福祉協議会のホームヘルパーを一たん市に移管し、10月をめどに社会福祉協議会へ再移管することとしたところでありますが、再移管の時期がおくれ、本年2月に移管したところであります。この間の予算につきましては、ホームヘルプサービス事業費総体の枠内ではありましたが、予算執行等に当たっては、前もって議会に説明すべきであったものと考えております。

次に、平成12年度の社会福祉協議会への補助金についてであります。介護保険は初めての制度でもあり、収入の見通しについては、事業開始後の推移を見なければなりませんので、現時点では、社会福祉協議会に対し、予算の範囲内におさまるよう要請しているところであります。

また、社会福祉協議会と市直営のホームヘルパーの月額報酬ですが、基礎額は同額ですが、社会福祉協議会は土曜日、日曜日、早朝、夜間勤務のため市より高くなっており、昨年3月時点では、市が月額21万4,600円に対し社会福祉協議会は22万2,600円となっております。しかし、昨年4月に市に移管された時点で、勤務形態を一元化したことにより市と同額の月額報酬にあわせたものであります。

なお、社会福祉協議会のホームヘルプサービス事業に対する助成期間等につきましては、ホームヘルプサービスの利用状況や、他事業者の賃金水準なども見ながら判断してまいりたいと考えております。

次に、北海道地域福祉生活支援センター事業についてであります。この事業は、北海道社会福祉協議会が実施主体となり、痴呆性高齢者、精神障害者などの判断能力が不十分な人が自立した地域生活を送ることができるよう、その自己決定と選択を支援していくものであります。

具体的には、福祉サービスの利用援助や、日常的な金銭管理などの支援計画を策定する「自立生活支援専門員」と、その支援計画により、利用者へのサービス提供に当たる「生活支援員」とで実施していくものであります。

また、この事業が適切に実施されるよう監視するため、「運営評価委員会」を設置するとともに、本人に契約を締結する能力があるかどうかを判断する、「契約締結審査会」が設置されることになっております。

市といたしましても、この事業は福祉分野における新しいサービスであり、地域福祉推進にとって有効な事業と思われる、実施主体である社会福祉協議会をはじめ関係機関、団体と連携し、周知・啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に、精神障害者に係る専門機関設置に向けた協議についての御提案であります。小樽市では、以前から小樽精神保健協会があって、精神障害者の医療・福祉などについて指導的役割を果たしており、また、北海道精神障害者家族連合会後志地域協議会に対しても協力をしているところであります。さらに保健所では、日常的に精神保健福祉相談を行っており、精神障害者や家族の方々の悩みを直接お聞きしております。したがって、当面は既存事業の中で、各家庭と精神・医療・福祉の専門家、支援者などとの連携を深めてまいりたいと考えております。

次に、株式会社アール・アイ貸付金についてであります。6期以降の賃貸料の減収は月額で24万7,000円、年

額 296万 5,000円になると見込まれております。また、現金フローで欠損が生じるのは、単に減収分のみをシミュレーションに反映した場合、20年後の25期になります。

次に、不動産取得税についてであります。土地と建物を合わせた不動産取得税の合計額は約 5,100万円となり、当初見込額より約 1,900万円多い額となる見込みであります。今後、収支計画等について大きな変更があった場合には、特別委員会に報告いたしたいと考えております。

次に、外国人入浴拒否問題についてであります。この問題は、一部の外国人による入浴マナーが悪かったことが発端であります。問題解決には、日本と外国の文化、習慣等のお互いの違いを理解することはもとより、人種差別することなく、社会生活を営む上でマナーやルールを守ることが大切なことと認識しております。そのためにも、小樽市民や小樽を訪れるいかなる人も、お互いに溶け込みあって快適に過ごせる街にしていきたいと考えております。

次に、市の責任で入浴施設を設けてみてはどうかということですが、小樽市内におきましては、入浴拒否の看板を掲げている2カ所の温泉施設を除きますと、外国の方々も普通に利用できる状況になっております。一番の課題は、この入浴拒否の看板でありますことから、これからも多くの方々の御意見もいただきながら、このことが一日も早く解決されるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、公衆浴場における精神障害者の入浴を禁ずる張り紙についてであります。昭和62年に精神衛生法等の一部改正があり、それに伴い公衆浴場法も一部改正となり、精神障害者に対する入浴拒否の事項が削除されることになりました。当時、小樽公衆浴場商業協同組合を通じて周知・指導していましたが、撤去されず、御指摘のように一部表示が残っていたものと考えられます。早急に各施設に入り、該当するものがあれば削除するよう指導してまいりたいと考えております。

次に、外国人入浴拒否問題を契機に差別問題を考えることが必要との点についてであります。人は人種、肌の色、民族などによってはもちろん、社会的身分や性別などによっても差別されることがあってはならないものと考えております。したがって、今回の外国人入浴拒否問題に限らず、日常生活の中においてもさまざまな偏見をなくし、社会に潜むあらゆる差別が解消されるよう今後とも努めてまいりたいと考えております。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 教育長。

○教育長(石田昌敏) 斉藤議員の御質問にお答えします。

初めに、差別語の使用についてですが、子供たちや教職員が、日常の遊びや教育の現場で差別語を使っていることについて、校長会議等で尋ねてみますと、部落出身者を意識した「エタ」という言葉を聞いたことがないが、追いかけていて、「捕まえた」というのを、短く「エタ」と言うことがあるとのことでした。しかし、ともすれば、ふとしたことから生活の違いや体の不自由さをからかい、いやしがたい傷を与えることがあると思われるので、教育委員会としては、道教委が平成11年3月に発行した人権啓発に関する資料、「人間尊重の心を育むために」などの活用を進める中で差別問題について指導してまいります。

次に、適正配置計画にかかわって「特別通学区域」の設定はどうかということについてですが、小樽市の場合、専任免許で教えることのできるような教育条件の整備を「実施方針」に掲げ、適正配置を進めているところであり

ますが、自由選択による通学許可を行った場合、各学年3学級とする標準規模の確保や教職員定数の維持が難しいものとなる恐れがあります。

学校を選ぶ権利を大切にするという自由選択の事例としては、東京都品川区が、小学校は平成12年度から、中学校は平成13年度から導入するとしております。同区には40の小学校があり、これを1ブロック8校から12校の4ブロックに分けての導入ですが、入学予定者1,792名のうち、13%である231名で従来の学区以外を選択し、一部の大規模校に児童が集中したり、逆に小規模校の人数が半減するなどの影響が出ていると聞いており、現時点で本市での活用は難しいものと考えております。

また、適正配置にかかわって教職員への周知ですが、基本方針、実施方針、実施計画案の各段階において、各校の校長が教職員に説明しておりますが、今後さらに周知するよう説明してまいりたいと考えております。

なお、教職員団体から要求、要望が寄せられておりますが、実施方針、実施計画案について、そのつど説明している状況にあります。

最後に、30人学級についてであります。平成10年度の児童・生徒数を例にとりて、30人学級を採用した場合の試算をいたしますと、1学年31人で15人と16人との2学級を要する状況になることから、学級数では102学級、指導員数では142名の増となり、現行の法令では国・道の支援を受けられないため、小樽市の単独事業として毎年約12億円の人件費が必要となります。

また、30人学級を想定した場合の施設整備、関係経費につきましては、具体的な試算はしておりませんが、各校が保有、活用している余裕教室がなくなり、さらに約40教室程度の不足が生ずるため整備が必要なものと考えております。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 監査委員事務局長。

○監査委員事務局長(内藤 洋) 斉藤議員の御質問にお答えします。

地方自治法第199条第4項に基づく定期監査を、平成11年度は44課等について実地監査をいたしました。

経済部観光課につきましては、昨年11月24日に実施し、事務執行状況を聴取するとともに、原課提出の帳票類を抽出により監査いたしました。この原課提出の書類は改ざんされたものであり、現行の監査方法では駐車場使用料の不正処理を発見することができませんでした。これについてはまことに遺憾であると考えております。

なお、観光課につきましては、もう一度資料に基づいて3月中に実地監査を再執行する予定であります。

今後の監査につきましては、財務処理の適正な執行に加え、今回のような不正行為が起らないように留意し、対象課、時期、監査方法などについて協議を行ない、監査計画を徹底してまいりたいと思っております。

以上です。

(「議長、8 番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 齊藤裕敬議員。

○8 番(齊藤裕敬議員) 再質問をいたします。

まず、直貸しの問題なんですけれども、これは保証協会や金融機関と話しても、色よい返事がもらえないからなかなか難しいんだと、こういう答弁に聞こえました。しかし、私が言っている、ちょっと複雑な仕組みなんですけれども、今度は中松収入役もおられますから、よく聞いて、相談していただきたいんですけれども、例えば金融機関の乗りかえをする場合、全乗りかえですね、ごろっと変わっちゃうという場合ですね。そういうときにはなかなか抵当権の解除、だれがはずすんだという問題が起きるわけですよ。それは受け入れ側が、わかりましたと、それは受け入れ側の責任で抵当権をはずす、無担保の状態、リスクを金融機関は数日間負うわけですね。それでも結構ですから、同時設定でいいですよと言ってくれる場合はいいです。ところが、中小、特に零細企業に

なりますと、行き当たりばったりでせつなく借りてしまった人たちもいるわけなんです。小額の借入れを何本もしてしまった人たち。そうすると、金融機関を乗りかえる、一本化するといっても、家、土地、建物はあったとしても、だれがはずすんだとなる。

ですから、受け入れ金融機関と、それこそ受け入れ金融機関は保証協会つきでしょうから、保証協会の保証を受けて窓口金融機関が決まった後は、一瞬ですよ。一瞬の間だけでも、小樽市が抵当権をはずしてあげたっていいのではないかと、こういうのが私の考えです。これは、直貸しを保証協会に相談したら、色よい返事をしなかったらだめと、こういうような話ではちょっとね。その辺は整理しておいていただきたいと思います。もう一度お考えを伺いたいと思います。

それと、稲北の問題、月額24万 7,000円、20年後には現金フローで欠損が生じると。そして、不動産の取得経費は 1,900万円ほど議会に提出して議論していたものより多くなって、その分も欠損が生じると。ダブルで生じるんだと、こういう答弁です。

20年間、25年間の事業ですから、私は、必ずしも20年後にこの事業が破綻するなんていう、そんな短絡的なことは言っていないです。恐らく企業努力の中で新たな資金導入をされたり、いろいろなことを考えて乗り切られると思います。しかし、私が問題視しているのは、今回、皆さんが1年たって、アール・アイの決算書を見て、ああやっぱりそうだった、こうでしたなんて言っているのは、実は一昨年の時点で議会で大いに議論されたことではないですか。議会がああ資料を見たら、それは得手不得手、わかる人もわからない人もいるかもしれないけれども、少なくとも、資料を読み込んでいくと、これは全くだめなんだと。理屈でも成立しないんだということを一昨年指摘したにもかかわらず、皆さんは一生懸命になって事業を進めた。そして、ほとぼり冷めた1年後、2年後に、やっぱりそうでしたと、こういうことはいけないと思いますよ。

建築都市部は、一昨年の議論の時点で私の指摘に反論できなかったんですよ。反論できなかったということは、自分たちの、少なくとも事業計画の間違いをそのものだとして認めてしまったわけですよ。これは大きな問題だと思いますよ。私たちも反省しなければならないけれども、理事者の皆さんはもっと反省してもらわないと困りますね。一度議会を通してしまえば、予算計上してしまえば、何が何でも通さなければならない。たとえ腹のうちに、ああそうか、自分の計算は間違っていたと思いつつも通してしまう。これは改めていただきたいと思います。答弁をお願いします。

それと、精神障害者の家族会の皆さんに対して、市が旗振りをして、どうか支援する機能を持たせてほしいと。

市長の答弁は既存事業、今までどおりの中で陳情とかやっていますよと、こういうような話です。私は、非常に深刻に思っているのは、今回の新潟の事件で、さらに精神障害者の方たちの関係が厳しくなったんです。ちょっと外出するからお願いねとお隣さんに言えなくなったんですよ。また何年か前の、自宅に自分の子供たちを隠すという状況が始まってくるわけです。市長は家族会の皆さんとお話になられたことがありますか。非常に高齢化されていますよ。そして、何とかあそこのおばあちゃん、あそこのおじいちゃんは息子さんの件で苦労されているから、私たちも応援してあげようという地域が少しずつ広がってきたんです。それを今回の事件は吹き飛ばしたんです。だれが手助けしてくれますか。市が今手助けをしなかったらならんですよ。

それと、もう一つの大きな問題というのは、一昨年、仙台で判決があったんです。それは御高齢の、たしか当時70歳の後半ですね。今は80代の方だと思いますけれども、息子さんが勤め先の社長さんを殺してしまったと。本人は病歴があることで不起訴です。会社側遺族は、その御高齢の親御さんを民事裁判で訴えました。本来、保護者責任というのは問われないというのが精神保健法の中にはある。ところが仙台の一審判決というのは、注意義務を怠ったということなんです。年老いたおじいさんが、子供といっても、もう40代、50代ですから、そぶりを察して速やかに保健所に連絡すれば事件は起こらなかったという、こういう裁判なんです。

市長の言われるように、現行の精神障害者に対する取り組みを続けていかれるというのだったら、それは裁判に照らしたら、小樽におられる家族会の人たちは、少しでも自分の子供の病状がおかしくなったら保健所へ連絡するんです。保健所に連絡すれば事件は起こらないというのがその判例なんですよ。そういうこともあって新たな体制をつくらなければならないんだと、こう言っています。これはもう一度お答え願いたいと思います。

教育長に再質問申し上げますけれども、特別学級を設けないというお考えですよ。ですけれども、これは特別学級を設けなくていいと思う教育長が校長先生の現職であられたころ、盛んにあのときは石狩特別学区の話で議論があったんじゃないですか。そのとき石田教育長だって、その議論を注意深く見守っていられたはずですよ。今、小樽市でその議論がわいたといっても、それは全くできませんよと、そういう話にはならないのではないですか。自由選択をさせた場合の支障というのは人の配置だけではないですか、一番大きいのは、子供の数がばらついて公平な、平等な教育ができないということもさることながら、一番皆さんが頭を悩めるのは人の配置ではないですか。品川の事例でも人の配置が大変苦労されたとおっしゃった。ですけれども、私たち一般人からすれば、人の配置といたって、何も北海道から沖縄に人事異動しろといっているわけではないわけですよ。小樽市内は小樽市に、広がったって後志教育部の中で回せばいいわけですよ。そんなことは余り問題にならないし、それを問題とするならば、学校と教職員の間の関係がゆがんでいるとしか言えないではないですか。必要な人がいるんだったら補充すればいいではないですか。これはルール化してということではないですよ。たった3年間だけやればいいと。そう思うんですけれども、いかがですか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市長。

○市長（山田勝麿） 再質問にお答えしますけれども、アール・アイの関係につきましては建築都市部長からお答えさせますし、それから、精神障害者の関係につきましては保健所長からお答えいたします。

初めに、事業所の関係ですけれども、以前にも御提言がありまして、私どもといたしましても、銀行なり保証協

会といろいろと協議してきたところでございます。これは先ほど申し上げました。新たな制度資金として制度化することについては、金融ベース上の課題といいますが、いろいろな課題があって、そういった問題がクリアされていないということで、現状での制度が難しいと、こういうふうにお答えしたわけございまして、この問題につきましては引き続き協議をしていきたいと思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 建築都市部長。

○建築都市部長（上梁喜久雄） 稲北に関する当初見積りについてでございますが、御指摘のとおり、当時の判断の甘さがあったかもしれないと考えているところではございます。しかしながら、経常収支が黒字となっておりますし、また、当面の繰り越し資金にも余裕がございますので、アール・アイの経営努力などによりまして、経営安定ができるよう指導してまいりたいと考えております。

以上でございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 保健所長。

○保健所長（山本 稔） 精神障害者の問題につきましては、ただいまお話にあったように、昨年5月の法改正のポイントの一つに、これからだんだん居宅の方が多くなる。そして、家族の負担というものをできるだけ軽減させようと、そういうことで、特に精神障害者の福祉面については、2年後、2002年から新規としてそれを十分に見ていくというような形になってございます。

したがって、従来から精神障害者のいろいろな悩みについては、保健所に1名おります精神保健福祉相談員がその相談に当たってございますし、また精神科救急の事態におきましては、警察あるいは私どものところに連絡が入り次第、24時間、365日の体制で十分に連絡をとってやっております。そして、昨年の春からスタートしました、北海道における精神科の病院の救急体制というものも補強されたような格好になって、医療と保健と福祉と警察というものが連携をとる形になっておりますが、しかし、これは十分ではございませんし、先ほど言ったように、精神障害者が病院からだんだん社会に出てくるという場合の環境づくりといいますが、そういうものはまだまだ足りないと思いますので、そういう全国的な動き、北海道の動きとともに、小樽市もやはり家族会の御意見を十分に入れた形で、だんだんそういうものをつくっていかなければいけないという趣旨でございまして、その必要性というものは十分にわかってございますけれども、現在そういう形で、先ほど申しましたように、この2年間というものは、やはり足腰づくりの期間であろうと、そういうふう思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 教育長。

○教育長（石田昌敏） 再質問にお答えいたします。

学校を選ぶ権利を尊重するという東京都品川区の平成12年度、13年度の小学校、中学校で実施するという方向は、注目すべきものと私は考えておりますけれども、現状の小樽市でそれを導入した場合に、その考え方がまだ熟知されていないという不安がありますことと、先ほど人事配置上のことをお話いただきましたが、そのほかにも一つ、それを進めることによって学校が序列化するのではないかという心配がささやかれておりまして、そのことについても考えなければいけないと思っております。

ただ、この問題については、お話がございましてから十分検討する時間もございませんでしたので、委員会なり、あるいは校長会その他関係者の意見も聞いてみたいと、そうっております。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 齊藤裕敬議員。

○8番（齊藤裕敬議員） 保健所長から御答弁いただきました。1名では足りないという気がします。家族会の方たちと話し合っていたきたい。これは約束していただけますか。保健所長、御専門なんですから、どうか家族会の代表の方たちと話し合っていたいて、今回の新潟の事件で、どのくらい家族の方たちの心が揺れ動いているかということを話し合っていたほしいと思います。

心のケアの問題については、予算的にも、行政的にも立ちおけているのではないかと、こう思うんです。交通事故死が1万人を超えたと。交通安全のためには各市町村は莫大な費用を使っているわけです。しかし、民間の自殺者の数はもう既に3万人を超えているんです。交通事故死よりも3倍の事故なんです。これは社会的現象ですから、今、小樽市として何をするのか、何ができるのかと。こういうことを考えていただきたいと思います。これは決してすぐにお金がかかることではないと思います。家族会だとか、ボランティアであるとか、横の連絡をとるだけで、同じ苦しみを持つ人たちが話し合うだけで心のケアになるのだらうと。この場を設けるべきです。私はそう思います。この辺は改めてお尋ねします。

建築都市部からの答弁でしたけれども、御自分たちが出したことが間違いだと、適切でなかったというふうな御発言でしたけれども、それなら、今ここで言うんだったら、2年前に言った方がもっと違っていたのではないかなと思います。それと、経営安定を指導するということでも、それはどんなことなのか。皆さんが民間事業者に対して経営指導する、しかも建築都市部が。少し言葉遊びの気がします。御答弁願いたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 保健所長。

○保健所長（山本 稔） 精神保健福祉相談員が1名で足りないのではないかということについてでございますが、年々相談件数がふえてきているといいますが、多くの人が、そういう窓口があるのだということを認識していることによると思いますので、これは仕事の内容を見ながら考えなければならない問題ではないかと。

御存じのように、平成10年に「小樽市障害者計画」というものが出ておりますけれども、その中でも、精神保健福祉相談の拡充ということで、「充実した相談回数の促進に務めます」ということをうたっておるものですから、そういうことから、これからの相談件数とか、そういうものに合わせながら考えていかなければならないと思います。

それから、精神障害者の問題にもっとお金をかけろということでございますが、先ほど申し上げましたように、これから居宅の方が多くなっていくと。その中で、国も言っていますけれども、精神障害者に対するショートステイとかあるいはホームヘルプとか、そういうようなものをこれから備えていかなければならないということでございますので、そういうことなんかも、これから計画的に進めることも考えに入れながらやっていかなければならないことは事実でございますので、十分にその辺はこれから考えていきたいというふうに思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 建築都市部長。

○建築都市部長（上楽喜久雄） 判断の甘さがあったということについては自覚しているところでございます。株式会社アール・アイの経営の安定につきましては、部としても、できる限りの努力を行っていきたいという趣旨でございますので、御理解願いたいと思います。

○議長（松田日出男） 斉藤議員の質疑並びに一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時26分

再開 午後 3時00分

○議長（松田日出男） 休憩前に引き続き会議を再開し、質疑並びに一般質問を続行いたします。

（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 11番、新谷とし議員。

（11番 新谷とし議員登壇）（拍手）

○11番（新谷とし議員） 日本共産党を代表して質問いたします。

質問も最終になり、重複するものがあると思いますが、よろしくお願いいたします。

初めに、介護保険について御質問いたします。

4月の制度スタートが目前になりました。日本共産党は昨年7月、介護保険についての緊急提案をし、新しい制度を発足させる以上は、介護サービスの確保や低所得者対策など最小限の条件整備が必要であること。それが実現できないのなら保険料徴収を延期するよう提案してきました。国もようやく事態の深刻さを認識し、11月初旬、特別対策を決定しましたが、一番肝心の介護サービス基盤の整備をどう進めるのか、低所得者が制度から排除されない制度上の措置をどうとるのか、依然として改善策が見られません。

国の制度として不十分でありますから、小樽市としても国に改善を強く求めるべきであります。一方で、「住民の福祉の増進を図る」という地方自治としての役割も、果たしていかなければなりません。我が党は、毎回の議会で制度の改善を求めてきました。また、市民団体からも強い要望が出されてきた中で、調査の民間丸投げの見直し、市独自の事業である高齢者福祉制度の継続など行われることになりました。

しかし、サービスの基盤となるデイサービス、訪問看護ステーションの整備状況は需要の6割にとどまっており、特養老人ホームは2月末現在待機者が331人もいます。そのうち在宅待機者が48人で、介護保険制度が始まるのに、本当に入所できるのか、不安を抱いている人が少なくありません。公的介護制度という以上は、すべての待機者が解消されるだけの施設の新增設がなければなりません。

また、老健施設や療養型病床群は個人負担が大きいため、これらの施設に入らない人が出ることも考えられます。この点からも特養老人ホーム建設が急がれるのではないのでしょうか。保険料徴収は強制、しかしサービスは不備というのであれば、「保健あって介護なし」の事態に何ら変わりはないのではないですか。公的介護にこたえるべく基盤整備をどう進めるのか、お答えください。

次に、保険料・利用料の減免制度についてお伺いいたします。

小樽市の第1号被保険者の76%は市民税非課税です。小樽市高齢者実態結果報告書によると、収入100万円未満が25%、生活保護基準以下で生活している実態があります。自公政府による年金改悪、医療改悪で生計費はますます圧迫されるでしょう。こういう中で「年寄り死ねということか」という怒りの声さえ聞こえています。

遺族年金や障害年金受給者で疾病を持っているため車代にもお金がかかり、ぎりぎりの生活を余儀なくされている方たちもいます。もともと生計費には課税しないというルールは、憲法第25条に定める生活保障に関する義務を税制上具体化したものです。それを非課税の高齢者から保険料・利用料を取るの、生存権を侵害することと同じではありませんか。今、各地の自治体で、低所得者に対し独自の減免・免除の制度がつくられています。小樽市でも保険料・利用料の減免・免除の制度をつくれるのではないのでしょうか。

現在、示されている第1号被保険者に対する減免制度は国が示している内容です。保険料は半年無料、その後1年間は半額ですが、その後は全額年金から天引きまたは徴収されることになります。市民税非課税世帯1人年額2万7,810円、非課税本人で3万7,080円は大きな負担になります。ましてや、老齢福祉年金受給者から1万8,540円も徴収するのは、余りにも過酷ではないのでしょうか。低所得者に対する保険料減免・免除の制度をつくるべきです。

利用料については、これまでホームヘルプを受けていた人の90%は無料でした。今までヘルパーに来てもらっていた人は、当面3年間は3%ですが、新規に利用する人は10%、法人が減免する場合は5%となり、不公平感は免れません。在宅介護は、新規利用者も含め所得税非課税者にはこれまでどおり免除とすべきです。

施設サービスについては、特養老人ホームに現在入所している人に限って経過措置を決定していますが、5年後は、また、大きな負担になります。新規に入所する人や老健施設を利用する人、いずれも市民税非課税者には減免制度を設けるべきと考えます。

以上、保険料・利用料の市民税非課税者に対する市独自の減免・免除制度について、見解をお示ください。

次に、財源はどうするのかという問題です。

制度スタートを前に起きているさまざまな財源措置の問題は、国が福祉予算を減らしたことによるものです。

介護保険制度は国民的事業ですから、だれもが安心して受けられるものにするためにも、保険料・利用料の減免・免除の財源は国の負担とする。そのことを国に要望すべきですが、いかがでしょうか。それまでの間は、小樽市としては石狩湾新港への負担金や築港駅周辺地区土地区画整理事業、その他の事業を見直して財源に充てることできると考えます。市長はどうお考えですか。

次は、自立者支援の問題です。

現在、市が示している施策では、軽度生活援助サービス、デイサービスは利用回数、料金ともこれまで行ってきたものより後退しています。ホームヘルプを受ける場合、平成11年度の受給者は週2回に対し新規は週1.5回、デイサービスは平成11年度受給者週1回に対し新規は2週に1回と、明らかに福祉の後退となっています。デイサービスの場合、料金も介護度、要支援に合わせるため前より確実に高くなります。介護保険導入による福祉の後退は認められません。従来どおりやるべきですが、いかがですか。

次は、第2号被保険者国民健康保険の介護保険料についてです。

第2号被保険者の介護保険料は年額1万4,000円とされました。国保料は1人平均8万4,100円ですから、1人当たり約10万円の負担となります。不景気による事業不振で倒産や失業から収入が減少、国保料を納めるのが困難になり、分割納入している世帯が834、未納世帯は第2号全体の15%もあります。こういう状態でさらに介護保険料が上乘せされれば、ますます支払いが困難になることは明らかです。収納率が下がり、ペナルティを負荷されるより払える制度をつくる方がよいのではないですか。介護保険料上乘せ分を減額した国保料にしては、いかが

でしょうか。

次に、保険証取り上げの問題です。

保険料を1年間滞納すると、保険証が交付されず医療も受けられなくなります。これは生存権を脅かすことですから、法律で定められたこととはいえ、市独自で救済対策を立てるべきではないでしょうか。いかがですか。

次は、民間依存の問題です。

民間業者の算入が相次ぎ、市場原理によりサービスはよくなるとしていますが、単価の高いサービス提供や限度額までサービス料をふやすなど経済実態に見合わないものになりかねません。利益追求のためサービス低下ということも、予測されることです。本来行われるべき自治体責任の実施部分が市場経済で行われるということは、公的介護の責任を放棄するのと同じことになりますから、常に事業者や受給者の実態をつかんでおく必要があります。市民の参加も保障する運営協議会をつくってはいかがでしょうか。

また、第三者機関としてのオンブズパーソン制度の確立も必要です。制度スタートを前に市民からいろいろな苦情が寄せられています。一例として、市内のある施設では、入居者に対し、食事の時間に「さあ、えさをやりに行くか」という乱暴な言葉を発し、家族の心を痛めているということが私たちのところへ報告されています。このような人権無視のことは許されないことです。今後は、さらにさまざまな人権問題が出ることは十分予想されることです。

厚生省は、オンブズパーソン制度を導入し、積極的な調査やチェックに当たる必要があるとし、市町村に設置する意向を示しています。小樽市としても公正・適正な介護制度となるよう、第三者機関としてのオンブズパーソン制度を確立すべきですが、いかがですか。

最後に、ノマド福祉会補助金不正問題についてお尋ねします。

複合福祉施設「はる」の建設に絡む補助金不正受給事件は、市民に大きな衝撃を与えました。福祉を食い物にすることはあってはならないことです。しかし、4月から介護保険制度も始まることでもあり、役割は果たしていかなければなりません。この事件がきっかけで従業員の首切りや労働条件改悪がないよう、ひいてはサービスの後退にならないよう、民間任せきりにせず、市として適切な対応をすべきです。また、二度とこのような事件が起きないよう、厳重なチェックも必要です。市としてどういう体制で臨むのか、お示してください。

次は、少子化の問題についてお尋ねいたします。

まず、児童手当についてです。

少子化対策の一環として、政府は公明党案の児童手当制度の見直しを決定し、就学前まで支給を拡大するとしました。児童手当は、「家庭における生活の安定」、また、「次代の社会を担う児童の健全な育成」という目的からいっても拡充は必要なことです。しかし、今度の児童手当では、拡充されるかわりに16歳未満の年少扶養控除が削減されるため、課税世帯ではすべて増税となります。子育て減税として引き上げられたばかりの年少扶養控除を、48万円から38万円に引き下げて、2,000億円もの増税を押しつけ、育ち盛りのいる家庭の経済を圧迫しては真の少子化対策とは言えないのではないのでしょうか。

大蔵省の試算では、給与収入が年500万円で、16歳未満の子供が2人いる家庭の場合、年1万6,000円の増税になります。こういう政策では、総選挙目当てのものとして受けとめられても仕方がないのではないのでしょうか。児童手当を拡大するならば年少扶養控除削減をやめるべきですが、市長はどうお考えでしょうか。

また、手当をもらったから子供を産むというものでもありません。少子化対策の一番の問題は、男女ともに働きながら子供を育てやすい環境をいかに作るかということです。労働条件、男女の賃金格差、子育て世帯の労働条件、子育てや教育の条件、これらすべてをよくしていかなければ、真の少子化対策とは言えません。

また、解雇、リストラで首を切られる状態も政治の力で押さえていかなかったら、安心して子供を産み、育てるわけにはいかないのではないのでしょうか、市長の見解を求めます。

次は、保育の充実についてです。

臨時特例交付金も満度に活用され、認可保育所の待機児童は、2月1日現在、70名のうち60名ほど解消される見込みと聞いていますが、依然として入れない状態が残ります。今度の交付金で児童の定員増を図る保育所は、公立、私立合計5カ所のみにとどまっています。解雇、リストラなどによる失業の増大、男性の実質賃金の低下、雇用の流動化などで経済的リスクに直面し、働く母親がふえているのに、保育所に預けることができないのであれば、ますます少子化が進むことになりかねません。市が責任を持ち、引き続き待機児童解消を図るべきですが、今後どのような計画をお持ちでしょうか。

現在、市内の4カ所の無認可保育所には、平成11年9月現在、150名の児童が入所しています。産休明け、一時保育、障害児保育など、認可保育所の収容人数で対応できない児童を受け入れると同時に、地域の保育ニーズにもこたえ、親と保育所が一緒に子育てするという共同の信頼関係をつくり上げてきています。平成11年度は、特例交付金で60万円ずつの助成はあったものの運営は厳しく、市の支援が必要です。しかし、無認可保育所に対しての補助金は、平成3年の改定より据え置かれています。認可保育所の補完的役割をしっかりと担っているのですから、補助金の増額をすべきであります。今議会に請願が出され、父母、関係者は実現に期待を寄せているところです。いかがでしょうか。

無認可保育所では、さきに述べたように障害児も受け入れています。健常児とともに地域で結びつきを強め、成長できるのは望ましいことから、少なくとも認可保育所並みの財政支援が要と考えます。いかがでしょうか。

次に、保育士についてです。

幼い子供の命を長時間にわたり預かる上で保育士の基準は現状に合いません。3歳児は20人に1人、4、5歳児は30人に1人では、現在の社会環境で児童の安全を守る上でも配置基準は合いません。欧米では、3歳児以上4、5歳児でも5人から8人、多くても10人に1人になっています。国に配置基準の見直しを求めると同時に、休日保育、延長保育など多様なニーズにこたえる上でも、小樽市として独自に保育士増員を図る必要があるのではないのでしょうか。いかがですか。

エンゼルプラン5カ年計画から、ようやく小樽市も、特例交付金を活用して子育て支援センター開設に向けての予算が計上されました。事業内容と運営、その担い手などはどのようにされますか。その際、行政だけではなく住民参加で進めるべきだと考えますが、いかがですか。

経済企画庁が行った「国民生活基礎調査」では、働く母親より家にいる母親の方が子育ての悩みが深いことが報告されています。1人で子育てに悩む親の仲間づくりとしても、地域に根ざした支援センターが求められています。今後の計画はいかがですか。

次は、高島保育所についてです。

昨年の2定で、市長は、住民とよく話し合うと表明したのに、3定では早くも赤岩と統合するとし、よく話し合

ったとは思えません。存続を求める訴えや署名がその後も提出されたのに、いずれも自民、民主、公明の 3 党は、高島地域の親たちの切実な願いを踏みにじり、理事者もバスで送迎するからと、存続運動をあきらめさせました。たった 2 年のバス運行で、後は知らん顔では余りにも無責任ではないでしょうか。

高島保育所廃止は、「小樽市新行政改革実施計画」の一環として取り組まれてきたものであります。我が党は赤岩の保育所を新築することには賛成ですが、高島地域から保育所をなくすることには反対なのです。保育所は地域にあってこそ、その役割を果たすものです。働く親や児童に新たな負担を強いる行革は認められません。少子化対策と言いながら、みずから少子化を招く要因をつくっているのではないのでしょうか。

国も、新エンゼルプランを策定し、保育所をふやす方向を打ち出しております。高島保育所廃止を見直すべきではないのでしょうか。お答えください。

最後に、新エンゼルプランについてお尋ねいたします。

国は、少子化対策推進基本方針を決定し、それを受けて新エンゼルプランを策定しました。内容は、保育所の低年齢児童受入枠を 58 万人から 68 万人へ拡大、延長保育を 3,000 力所ふやし 1 万力所に、休日保育は 3 倍増に、また、子育て支援センターは 3,000 力所増設するなど、新たな目標を設定しています。本市でも、国の施策を受けて、現エンゼルプランを見直す必要がないのでしょうか。お答えください。

次は、ごみ環境問題についてお尋ねします。

2000 年を迎えてすぐの新聞に、21 世紀最大の世界の不安は環境破壊だと報道されていたように、環境問題は大きな関心事です。同時に、ごみ問題は地方自治体が共通して抱える大きな問題となっています。我が党が指摘してきたように、政府は一貫して大企業の使い捨て商品の生産、使用を容認してきた結果、ごみがふえ続け、埋立地がほとんどなくなり、焼却中心のごみ減量政策がダイオキシン汚染を生み出す大きな問題となっています。

小樽市においては、ようやくことし 7 月から資源ごみの分別収集が開始されることになり、ごみ減量の第一歩を踏み出すことになりました。減量の出発点は、自治体のきめ細かな分別収集と住民参加です。各町内会での住民説明会には大勢の住民が参加し、関心の高さが伺われます。この点で、住民との共同で大きな成果を挙げている自治体に、大いに学ぶ必要があると思います。

埼玉県大井町では、92 年、焼却炉の老朽化で建替えが問題になり、住民参加で検討する中、大型炉はとても財政的につくりえないから、小型炉をつくり、ごみを減らそうということをきっかけに、21 分別の収集を始めて 20% のごみが減りました。東京都立川市では 13 分別で年間 3,000 トンのごみを減量、多摩地域では分別収集が広がり、リサイクル率は全国平均 10% に対し 21% になっています。

本市では、資源物を 4 品目 8 分別を月 1 回の収集にしていますが、これによるごみ減量の目標は幾らになりますか。新聞、ダンボールなどその他の資源物は集団資源回収を利用することにしていますが、各町会によって取り組み方も違うので、ごみになる恐れも出てきます。今後は分別収集の品目を大幅にふやすこと、また、現在活動している 310 の集団資源回収団体の回収回数をふやし、奨励するなどしてリサイクル量をふやすことが、ごみ減量につながることはないのでしょうか。いかがですか。

資源物回収を恒常的に発展させていく上でも、リサイクル推進を特別に位置づける必要があります。大井町では、資源物を新聞紙から白色発泡スチロールまで 15 品目を 2 週に 1 回収し、有価物として売った資金で資源リサイクル基金とし、回収箱やネットの費用などに運用していますが、この点でも創意と工夫が必要です。本市に

おいてのリサイクル推進のさらなる計画をどのように立てますか。

次に、ごみ処理施設整備計画についてお尋ねします。

焼却処理施設について、本年度実施計画策定としています。小樽市では、現焼却場を2002年3月に閉鎖し、北後志の広域化で対処するとのことですが、我が党は昨年の4定でも、広域化はごみ減量の施策に逆行するものとして見直しを求めました。余市町でも、ことし4月から資源物分別収集を開始し、余市、仁木、古平など5町村で構成する北後志衛生施設組合全体の資源物は、平成11年度比 232%の収集見込みとなり、ごみ減量に大きく動いています。

しかし、北後志各町村は、小樽につくるのであれば、それに便乗したいという意向だと聞いております。市長は、北後志地域廃棄物広域処理連絡協議会の会長として協議を進めていらっしゃるようですが、広域化で対応する場合、焼却場を小樽市内、とりわけ桃内地域に建設するつもりなのか、お答えください。

議会に対しては、桃内の住民には、他町村のごみを処理するとは説明していないので、桃内に建設するとすればハードルが高いと答えています。広域処理協議会でどういう話し合いをされているのか、説明してください。

次に、桃内の最終処分場の業務を民間委託にすることですが、これでごみ処理の責任は持てるのでしょうか。昨年12月には、日本の産業廃棄物業者がフィリピンに医療廃棄物などを輸出し、バーゼル法が発動されるという事件が起きました。こういうことはあってはならないことですが、全面民間委託に問題はないのか、チェック機能をどのようにするのか、お答えください。また、民間委託のメリットは何か、あわせてお答えください。

次は、ごみ問題の根本的解決方向についてです。

ごみ問題の根本はもとから減らすことです。国も2月に発生抑制、リユース、リサイクル、適正な処分と政策、優先順位を明確化する原案を出しました。既にごみ問題先進地であるヨーロッパでは、製造者にごみになるものをつくらせない。製造者、事業者にごみの回収、再利用、資源化を義務づける法律を設けています。

もともと企業には、ごみ減量や環境保全に果たす社会的義務があります。97年4月から容器リサイクル法が施行されました。もともとはごみを減らすことが目的であったのに、ペットボトルの生産量は8万トンもふえ、そのうちリサイクルは4万トン、差し引き4万トンものごみになるという事態を招いています。

小樽市において、ペットボトルは平成12年度潜在量 364トンに対し回収率30%、平成16年は 297トンに対し回収率50%の見込みで、半分以上はごみになる計算です。収集運搬費など自治体の負担になるわけですから、メーカーの責任で全量引き取ってもらってはいかがですか。また、もとから減らすための施策はどう進めるのか、お答えください。

最後に、ダイオキシン対策についてお尋ねします。

一番重要なことは、塩化ビニールの分別規制など、ダイオキシンの発生そのものを防ぐ手だてをとることです。原因物質の使用抑制をどう進めていくのか。また、市民に対する啓発もいまひとつ見えません。4月からは家庭用ごみ袋を透明か半透明にし、マナー違反には厳しく臨むとしていますが、それ以前に、子供から大人まで市民に対する環境教育が大事であります。住民説明会でも、燃えるごみ、燃やさないごみの質問が相次ぎました。市民もみずから燃やさないごみにする努力が必要です。それを支援する上で電動生ごみ処理機の助成など、検討すべきではないでしょうか。

以上の点から、未然防止対策をどのように取り組むか、お示してください。

学校適正配置についてお尋ねします。

この計画は平成9年6月に、新行政改革実施計画で行政改革の一環として打ち出されたものです。小・中学校児童・生徒は今後減少傾向をたどるものと推測されるから、早急に検討し実施計画を策定して平成13年度実施するとしています。

一方、平成8年3月の「広報おたる」では、「21世紀にはばたく新しい小樽のまちづくり」と題し、築港再開発事業について特集し、その中で、人口の定着と増加を図ると明確に述べています。一方で人口の定着・増加を言い、156億円という巨費をマイカル誘致に投じ、もう一方では、子供が減るから学校統廃合を進めるというのでは、全く相矛盾した施策で、道理も整合性もないということを指摘しておきます。このため、廃校の対象となる学校の改修は大部分放置され、子供たちは劣悪な環境のもとで学校生活を余儀なくされているのです。学校建設費は、平成8年は5億6,180万円ありましたが、築港再開発が決まってからは、平成9年度6,200万円、平成10年度は8,500万円と急降下で落ち込んでしまいました。

我が党は、老朽校舎を視察し改善を要求してきましたが、去年は2定で住吉中学校を取り上げました。その後、一部改修されたものの、依然としてコンクリートの塊が落下してきます。子供たちは雪が吹き込んでくる中、寒さをしのぎながら頑張っているのです。

先月、2月9日に行われた適正配置計画実施計画案の住民説明会では、「住中はもう見離されたのか。それでなければこんな状態を放っておくはずがない」と、悲痛な声が挙げられたのを、教育長をはじめ理事者の皆さんはお忘れではないでしょう。

市長にお尋ねします。学校建設予算を減らし続け、住吉中学や石山中学を改築してこなかったのは、廃校するためだったのではないですか。

次に、これまでの取り組み方の問題点です。父母、子供、地域住民の意見・要望は後回しにし、中心部、しかも中学校のみの統廃合では納得がいかない。不満が吹き出るのは当然です。2月24日の特別委員会では、これまでの意見集約の方法に大変問題があったことが浮き彫りにされました。ここで、提出された意見・要望を見ると、子供や保護者の意見を十分聞くこと。もっと時間をかけて話し合い検討すべきであるというのが大勢です。意見や要望を初めから取り入れずに作成した理由はなんですか。この間、石山中学PTA、東山中学校、石山中学校からそれぞれ要望書が上がり、同様の意見が述べられています。

子供たちもしっかりと意見表明し、大多数が「統廃合に反対」、「友だちと別れたくない」、「この学校で卒業したい」と切々と訴えています。陳情も5件挙げられて、「この計画にはとても賛成できない」としているのではありませんか。市教委は意見がまとまらないうち、早々と広報おたるに「学校適正配置のあらまし」を掲載

し、理解と協力を得るとしています。これを見て、もう決まってしまったのだから仕方がないのではないかと思っている市民もいます。しかし一方で、母校が廃止されることに対し、反対の同窓生や、地域に文化として根づいている学校の廃止に反対する住民の声は大きいです。子供の学習権や意見表明権、親の教育権、地域住民の意見は尊重されなければなりません。平成13年度実施を急ぐ理由は何か。また、父母、子供、地域の意見を尊重するのか、お答えください。

適正配置計画策定理由の1つに、教育条件の向上を図るとし、それを平成14年度から適用される新学習指導要領で対応するとしています。しかし、新学習指導要領はゆとりができると言いながら、実は子供たちにますます負担

をかける基本は変わっていません。

第1に、詰め込みがますますひどくなることです。詰め込みの両横綱ともいうべき漢字や九九は基本が変わらず、乗数については、3年生は3桁×2桁を3桁×1桁に改善しただけです。漢字の教え方は、小学校1年生で教える字数は80字で変わりなく、「この漢字を読み、その大体を書ける」となっているのを、漸次「書くようにする」と変えただけです。この程度の改善で、新学習指導要領が子供たちにゆとりをもたらすことにならないのは明白です。

さらに今度は、総合的な学習の時間がふえ、ずっと窮屈になった教科の中から、さらに総合の時間数だけ余計に削減されるため、教科に割り当てられる時間数が減らされ、その分詰め込まなければならなくなります。

問題の第2は、日程上の詰め込みがひどくなり6時間授業がふえることです。学校週5日制では、現在3時間ある土曜日の授業が全部なくなり、本来140時間減らさなければならないのに105時間しか減らされないため、残りの35時間分が5日間にかけられ、6時間授業が多くなり負担が大きくなります。

第3は、中学校では、3年生に限定されていた全教科対象の選択教科制が全学年に拡大され、現行の2倍にまでなっていることです。これは子供の能力、適性に依るとしながら、実は子供の振分け、選別強化につながることで、

教育基本法、学校教育法では、子供が人間として発達するためには、子供の発達段階に見合った内容と方法で、どの子にも等しく普通教育を保障しています。小・中学校ではしっかりと基礎学力を身につけることが大切なのではないでしょうか。差別、選別では真の教育の活性化にはならないのではないですか。

以上の点から、新学習指導要領では、教育条件の向上は期待できないどころか、かえって悪くするものではないでしょうか、いかがですか。

また、統廃合して、新学習指導要領の受皿をつくるのですか、お答えください。

この適正配置計画案には、北教組小樽支部は2001年4月実施は、学校現場の実態を無視したものであり、断念することとする方針を打ち出しています。

以上述べたように、計画案は行政改革による子供犠牲の計画であること。父母の教育権、子供の学習権、意見表明権を無視したものであること。新学習指導要領では教育の活性化は図れないこと。教員組合の同意を得ていないことなどを総合して、計画案は白紙撤回すべきであります。見解を求めます。

白紙に戻して、改めて子供たちが通って楽しいと言える学校づくりへ、市民の知恵と創意を集めて進めるべきです。文部省の調査では、授業がよくわかるという子供は、小学校3年生で22%、中学2年生ではわずか4.7%しかいません。このようなことから、国連の子どもの権利に関する委員会では、日本政府へ「高度に競争的な教育制度」が子供の発達障害を引き起こしているとして、その改善を求める異例の厳しい勧告を出しました。これに対し、学校教育を立て直そうという国民的な取り組みがさまざまな形で全国に広がっています。

また、30人学級を目指す運動は、各地で保守の人々を含めて共同の発展となり、全国自治体の40%を超える地域で意見書が採択されています。国に30人学級を求めると同時に、今、免許外教員が問題となっているのであれば、統廃合せず、40人学級でも非常勤講師を採用するなど自治体の裁量でできることがあるのではありませんか。この際、教師、保護者、地域住民、子供の参加も含めて、小樽の子供たちの幸せを守る教育の全体像を、総意と合意で作り進めていってはいかがですか、お答えください。

以上、再質問を留保して質問を終わります。(拍手)

○議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市長。

（市長 山田勝麿登壇）

○市長（山田勝麿） 新谷議員の御質問にお答えいたします。

初めに、介護保険の基盤整備についてであります。国から示された手順により算定した各サービスの必要量や供給量をもとに、今後お示します高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の中で位置づけることとしております。平成16年度までの計画期間中に、特別養護老人ホーム1カ所などの整備を盛り込む予定としており、この計画に沿って必要な基盤整備を着実に推進してまいりたいと考えております。

次に、低所得者に対する保険料や利用料の減免についてであります。保険料は所得段階別に軽減されているほか、特別対策による半年間徴収しないなどの軽減措置も実施することとしております。

また、ホームヘルプサービスの利用料の軽減や、社会福祉法人によるデイサービスなどの利用料の減免も予定しているほか、利用料が一定額を超えた場合には、所得状況に応じて、高額介護サービス費として払い戻しを行う制度も設けられております。いずれにいたしましても、法定減免以外は市の負担となりますので、市独自の減免制度は現時点では難しいものと考えております。

次に、市独自の減免の財源を国に要望すべきとのことでありますが、国としても、特別対策として保険料の軽減や低所得者に対する利用料の軽減を決めたところでありますので、今後、全道市長会や全国市長会の場で必要に応じて協議してまいりたいと考えております。

また、石狩湾新港の整備の見直しなどで、その財源を充てるべきとのことでありますが、これらにつきましては、これまでも申し上げてきておりますとおり、小樽経済の底上げを何とか図りたいという観点で取り組んできたものであり、今後ともその実施に当たりましては、財政状況も見きわめながら、慎重にその事業内容について検討してまいりたいと考えております。

次に、自立者への支援についてであります。利用回数につきましては、現在のサービス利用者の多くが介護保険に移行しますので、対象とならない軽度の人を利用するおおむねの回数を示したものであります。具体的な運用に当たっては、個々の実態を調査して利用回数を決めていきたいと考えております。

また、利用料金につきましては、介護保険サービスとの整合性を勘案して決めたものであります。

介護保険料上乘せ分の減額をととのことでありますが、御存じのとおり、各医療保険者は、国から指定した額の「介護給付費納付金」を全額納付しなければなりません。その財源として介護分保険料を賦課することになっております。これを減額した場合、その分が国保特会にとって赤字の要因となるため、減額することは難しいものと考えております。

滞納者に対する市独自の救済対策をとのことでありますが、このたびの国民健康保険法の改正により、納期限から1年間の滞納者については、特別の事情がある場合を除き、被保険者証の返還及び資格証明書の交付が義務づけられたため、保険者として法の趣旨と異なる措置をとることができないことから、現時点では市独自の救済対策は難しいものと考えております。市といたしましては、被保険者がこのような事態に陥らないように、早期の納付相談、納付指導に努めてまいりたいと考えております。

次に、運営協議会についてであります。介護保険制度の運営に当たりましては、市民の意見を反映させることがより大切でありますので、制度施行後の状況を見きわめながら検討してまいりたいと考えております。

また、オンブズパーソン制度についてであります。利用者からの苦情に速やかに対応するとともに、できるだけ苦情が生じないよう指導機関である北海道と連携を図ってまいりますが、制度施行後の状況や国の動向も見ながら検討してまいりたいと考えております。

次に、ノマド福祉会の補助金不正受給についてであります。市としても重大に受けとめると同時に、大変残念に思っております。この施設は、本市の老人福祉を推進する上で必要不可欠なものであることから、従来どおりの運営が維持されるよう要請するとともに、道が法人に対して行う運営指導に基づき、適正な運営が行われるよう指示してまいりたいと考えています。

また、再発防止についてであります。今後、道と相談して対応してまいりたいと考えております。

次に、少子化について何点かお尋ねがありました。

まず、児童手当についてであります。このたび国が総合的な少子化対策を推進する一環として、子育て家庭への経済的負担の軽減を図る観点から、当分の間の措置として、就学前までの支給拡大を行うということです。この支給拡大は、税制の調整によって得られる財源により行われると聞いておりますが、このことにつきましては、国会において十分議論がなされて決定されるものと考えております。

次に、子育てのための環境整備についてであります。仕事と育児の両立のための環境整備や労働条件等は、少子化対策として大変重要な課題であると認識しております。御指摘のことにつきましては、福祉、教育、経済等各分野にまたがる課題でありますので、関係機関との連携を図り、それぞれの施策の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、待機児童の解消についてであります。少子化対策臨時特例交付金の活用により、保育所の増改築等を行い、その解消を図る計画でありまして、事業の実施によりおおむね待機児が解消されるものであります。今後の計画につきましては、地域の待機児童の発生状況を見ながら、増改築や定員の弾力的運用により、その解消に努めてまいりたいと考えております。

次に、無認可保育所の助成についてであります。これまで保育に欠ける不特定多数の乳幼児を受け入れ、延長保育や乳児保育等の実施など、認可保育所の補完的役割を果たしているとの認識から助成を行っているところであります。

平成10年度には、これまでの運営費の助成に加え、子供の安全や保育環境の改善を図る目的で、施設整備に対する助成を行い、さらに平成11年度には、新たな認可外保育所への助成の拡大を図ったところであります。

また、現在、市は障害児保育や延長保育等を含めた運営費全体に対して助成を行っているところであり、補助金の増額等については難しいものと考えております。

次に、保育士の配置基準の見直しについてであります。全国市長会を通じて国に要望しているところであります。

また、多様な保育サービスに対応する保育士の増員については、実施する保育サービスの内容により検討してまいりたいと考えております。

次に、子育て支援センターについてであります。事業内容につきましては、育児相談、育児サークルの支援、

また、親や子供同士の交流事業等を計画しているところでありますが、御要望の住民参加につきましては、今後、育児ボランティアの参加などについて検討してまいりたいと考えております。

今後の設置計画についてであります。少子化対策に関する他の政策課題等もありますので、これらの優先順位等を考慮しながら検討してまいりたいと考えております。

高島・赤岩保育所の統合・新築についてであります。これまで平成10年8月から保護者との話し合いを行ってきましたが、最終的に御理解をいただいたところであります。

また、これにより、保育環境の整備が図られるとともに、定員増や市民要望の高いゼロ歳児及び産休明け保育の実施が図られることとなりますので、御理解をお願いしたいと思います。

次に、エンゼルプランについてであります。国はこのたび、今後5年間に重点的に推進する少子化対策の具体的実施計画として、新たなエンゼルプランを策定したところであります。この具体的な内容は、小樽市が平成11年3月に策定したエンゼルプランにおおむね位置づけされており、今すぐ見直すことは考えておりませんが、国の新エンゼルプランの策定趣旨を考慮しながら、事業の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、ごみ環境問題について何点か御質問がありました。

最初に、資源物収集によるごみ減量の目標ですが、平成12年度においては、4月から6月のモデル事業での収集量も含め1,200トンを見込んでいます。全市実施が平年度化する平成13年度においては約1,400トン、その後は回収率の年5%ずつの増加を見込み、約150トン前後の増量を目指しております。

次に、分別収集品目の増加等についてであります。収集対象品目は、天神のリサイクルセンターの選別等の処理能力や収集体制との関係から4品目8分別が限度であります。

また、集団資源回収の団体数については、町内会のほとんどが既に取り組んでいること等から、頭打ちの状況にあります。実施回数をふやすことにより減量につながることから、今後、何らかの検討が必要であると考えております。

次に、今後の計画についてであります。選別等の能力と機能を拡充した本格的な資源リサイクル施設を整備し、容器包装リサイクル法に定められている全品目のほか、新聞、雑誌等、さらには事業系廃棄物に含まれる資源物の回収も視野に入れた計画を検討していかなければならないと考えております。

次に、ごみの広域処理施設整備の適地についてであります。北後志廃棄物広域処理連絡協議会の幹事会において、ごみ処理経費の相当部分を占める収集・運搬経費との関連から検討を行っていますが、具体的には来年度に予定している実施計画で方向づけをすることとしております。

次に、新最終処分場業務の民間委託についてであります。委託に際しては、事前に受託業者の業務遂行能力等の審査を行い、また、業務内容についての詳細にわたる業務仕様書の提示や現場説明などにより、受託者の受託能力等を見きわめた上で適格者に委託する考えであります。

市としても、環境部に施設担当の職員2名を配置し、供用開始当初からの相当期間は常駐体制のもとで管理に万全を期すことにしております。

なお、委託のメリットとしては、処理経費の軽減が図られるものと考えております。

次に、事業者責任におけるごみ処理についてであります。一般に、ごみ処理責任は排出者責任が原則とされていますが、容器包装については排出者責任だけでは対応が不十分でありますので、関係省庁の協議により、容器包

装リサイクル法が制定され、その中で製造者や利用事業者などの責任について具体的に規定されたと理解しております。

なお、自治体負担の軽減については、全国市長会や全国都市清掃会議を通じて国に対し要請を行っております。

次に、発生抑制に関してであります。発生を抑制するためには、製造者は、使用後にごみとなるような資材等を使用せず、消費者も、例えば一例であります、ビール瓶のような再利用が可能な容器の使用を徹底することなどが考えられますことから、市としてはこれらの啓発活動を行ってまいりたいと考えております。

次に、電動生ごみ処理機への助成についてであります。助成による普及の程度からすると、ごみの減量効果やごみ処理費用の軽減等について見きわめる必要がありますので、他都市の状況なども参考にしながら研究してまいりたいと考えております。

次に、ダイオキシン対策についてであります。天神焼却場の供用開始当初から、塩化ビニール系ごみを不燃物ごみとして分別することの徹底を働きかけてきております。最近では、ダイオキシン発生と塩化ビニール系ごみや生ごみの焼却処理との関係について、わかりやすく解説した資料を配布したり、小樽市民ニュース等でお知らせしております。

今後も透明ごみ袋の使用の周知や、資源物分別収集の全市実施のための啓発活動、さらには環境にやさしい小樽市民ルールの実践活動の中で、その徹底を図ってまいります。

最後に、学校適正配置にかかわって学校の改築についてですが、住吉中学校と石山中学校につきましては、これまでも必要な補修工事を行ってきており、特に住吉中学校については、昨年は外壁の剥落防止の工事のほか、給食配膳室の整備などを行ったところであります。

また、平成12年度においては、新たに大規模改修工事を2校予定するなど、学校建設費の大幅な増額措置を行ったところであり、今後も建築年度、老朽化等を考慮し、整備を進めていきたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 教育長。

○教育長(石田昌敏) 新谷議員の御質問にお答えします。

初めに、意見、要望を初めから取り入れず、適正配置計画案を作成したのではないかということについてですが、小・中学校の通学区域を見直し、学校配置について検討すべきであるという要望は、平成9年1月に、行政改革懇話会から市民要望として提言され、平成9年6月、市の新行政改革実施計画の中で検討することが必要であるとされております。当初、平成10年から12年の中で実施すべきものとされておりましたが、教職員、父母を初め教育関係者への説明が必要とされたことから、平成11年3月に基本方針、8月に実施方針を作成し、本年1月実施計画案を市議会特別委員会に説明したところであります。

次に、平成13年度実施を目途にしているのは、中学校の学習内容が平成14年度から一新され、総合的学習や選択履修科目の大幅な導入が見込まれ、各学校の教育課程編成作業が進行する状況にあることから定めたものであります。

また、保護者や子供、地域の意見につきましては、学校や説明会を通じて伺っておりますし、現在、これらの御意見を踏まえ、実施方法などについてのアンケート調査を実施しているところであり、今後、再度の関連校に対する説明会を予定しております。

次に、新学習指導要領と適正配置とのかかわりについてであります。新しい学習指導要領は平成12年、13年の2カ年が移行期間とされており、その間に改定の目指す方向や望ましい教科時間の設定などについて、各学校で検討が進められることになっており、御指摘の総合的な学習時間の設定や選択教科科目への対応に当たっては、基本教科の学力の充実あってこそということとは大切なことと認識しており、教育委員会としても、そのための条件整備に努力してまいりたいと考えています。

また、このたびの学校の適正配置計画は、学校の活性化に資するなど教育条件の向上を目指すものと考えております。

次に、白紙に戻してはということについてですが、教育委員会としては、基本方針、実施方針、実施計画案の策定と手順を踏んで進めてきていること。また、現在も父母・児童・生徒に対するアンケート調査を実施し、その意見の集約を進めたいと考えており、今後とも市議会特別委員会の御論議をいただきながら検討を進めてまいりたいと考えており、アンケート集約後、再度学校関係者、PTAなどに説明し、理解をいただきながら、平成13年度実施に向けて努力してまいりたいと考えております。

最後に、子供たちの幸せを守る教育についてであります。この実施計画案につきましては、将来を担う子供たちのために、早期に教育環境の整備が必要であると考えておりました。今後とも保護者、児童・生徒、地域住民、教職員など、多くの関係者の御意見を伺いながら、計画を取りまとめ進めてまいりたいと考えております。

また、30人学級を求める要望については、国において早急に第7次改善計画を作成するよう今後とも強く要望してまいります。

以上です。

(「議長、11番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 新谷とし議員。

○11番(新谷とし議員) 何点かお伺いします。

介護保険の基盤整備についてですけれども、特別養護老人ホームのことですが、330人の待機者のうちに在宅が48人、老健施設で待っている方が127人、それから病院が147人となっています。これらの方々がなぜ特養老人ホームに入所希望を出しているのか。それは、一つには自己負担が高いというせいもあるのではないですか。特養と老健、また特養と療養型での利用料金の差額はどれぐらいですか。

次に、特養老人ホームを、初日の自民党の質問に対して、平成16年度までに1カ所建てるということでしたが、これは何床ですか。待機者解消になるだけの分なんでしょうか。

それから、2点目ですが、第1号被保険者の保険料と利用料の減免制度についてです。一例を挙げますが、両方とも第1号被保険者の夫婦です。妻が要介護4と認定されました。妻の年金が月3万円、夫は月9万円、合計

年にしたら144万円しかありません。この夫婦の場合、保険料は、今年の10月から来年3月までは2人で1万3,900円。利用料は、介護度4の平均利用額から高額サービスの払い戻しを受けたとしても29万5,200円もかかります。保険料・利用料の合計30万9,100円ですから大変な負担になります。そのほか国民健康保険の負担金や医療費など合わせると生計費はとても苦しいと訴えています。

とりわけ生活保護基準以下の方、また老齢福祉年金受給者は、市の資料によりますと、前にいただいた資料では、老齢福祉年金が40万円です。こういう方から保険料を取るというのは余りにも酷じゃないでしょうか。遺族年金や

障害年金で疾病を持って生計が苦しいという人などに対しては保険料や利用料の減免、また免除の制度をぜひつくるべきだと思います。

それから、他都市の例ですが、東京都狛江市では老齢年金、福祉年金受給者に対して、保険料・利用料は全額市が助成しています。認定からはずれた低所得者に対するホームヘルプの利用料は、3%で済むよう助成しています。川崎市は政令都市であります、生活保護基準以下で生活困窮者には、第1号被保険者は半分またはゼロにしているんです。小樽市においても国がするまでは、独自で減免制度を前向きに検討していただきたいと思います。

それから、自立者支援についてです。今までホームヘルプやデイ・サービスを利用する場合、申し込みだけで認定制度がなかったですから、この中には当然自立の人がいたわけです。これまではホームヘルパー利用者の90%が無料、デイ・サービスは330円でした。それが、デイ・サービスの場合1,000円以上にもなる場合がある、大体なると聞いています。本当のところ幾らになるかわからないと説明されていますけれども、これでは安心して利用できない。明らかに福祉の後退になるのではないですか。これまでどおりすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

それから、4点目は無認可保育所に補助増額についてです。いろいろ平成10年度にも支援したとか言っていますが、市は無認可保育所に保育を任せていた部分も大きいのではないのでしょうか。延長保育や障害児保育、あるいは地域外の子供たちの保育で大きな役割を果たしてきたのですから補助金の増額をすべきです。今度の補助金の増額に対しては7,711筆も署名が集まっているんです。それだけ期待が大きいということですから、ぜひこたえてあげていただきたいと思います。

それから、適正配置の問題です。自民党の新野議員の質問で、「校舎の改修は老朽度を見ながら行う」と答えていました。そうすると、住吉中、石山中の老朽度は何番目ですか。

それから、適正配置を行っても、潮見台中学では平成15年度には8クラスになるんです。この場合、また専任免許の配置の問題など出てくると思います。小規模校では活性化を図れないと盛んにおっしゃいますけれども、学校はしっかりした学力を身につけ人格形成をする場だと思います。例えば、塩谷と朝里中学校ではどんな差があり、また社会へ出たら、その学校の人たちは何か問題があるのでしょうか。

これは市長にお伺いしますが、これまでは手順を踏んできていると言っていますけれども、大変急いだ手順です。そのために今大変不満が起きているわけですね。この際、平成13年度実施を延ばして、小樽の子供の教育をどうするのか。何が一番よいのか。行政だけでなく市民参加で取り組んでいくべきではないのでしょうか。少なくとも1年間延ばしてじっくりと検討してはいかがですか。

○議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市長。

○市長（山田勝麿） 初めに、介護保険の関係でございますけれども、細かい部分もございますので、福祉部長からお答えしますけれども、1つは、減免制度の関係でございますけれども、法定減免以外は今のところ想定しておりませんけれども、制度改正後のいろいろな状況というものもあるかと思いますので、今直ちに何を減免するとかしないとかということは、ちょっと今の段階では申し上げられませんが、制度スタート後にどういった問題があるのかよく調べた上で、市独自ではなくて、国なり道なりにまたお願いすることもあろうかと思いま

すので、そういった面で御理解願いたいと思います。

それから、自立者の関係のホームヘルパーなりデイ・サービスセンターの利用ですけれども、介護保険で利用されても利用料があるわけですから、介護保険適用者が自己負担があつて、自立者が自己負担がないというわけにもいかないのです。そういった面で両者整合性をとった形で進めていきたいというふうに思っております。

それから、無認可保育所の関係、市の補助金の増額ですけれども、確かにお話がありましたように、大変大きな役割を果たしてきたと。こういうことはそのとおりだと思いますけれども、今直ちに補助金を増額するというような状況でもございませんので、もうしばらくお待ちいただきたいと思ひますし、ただ国の方の保育所の認可制度の規制緩和といひますか、今度は民間の方でも認可保育所ができるという、そういった動きもございますので、そういったものを見ながら対応してまいりたいと思ひています。

それから、適正配置の関係、手順を踏んできたものと私は思ひておりまして、ぜひ関係の皆さん方の御理解をお願いしたいと思ひております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 教育長。

○教育長(石田昌敏) 再質問で住吉と石山の老朽度については学校教育部長に答えさせます。

また、大きな学校と小さな学校の教育内容、方法について違いはあるかということでございますが、各学校においては学習指導要領に基づいて実施しております。ただ教職員の配置の中で教職員の負担が、例えば複数教科であったり、3教科であったりということで難しさがありますので、私どもは教育条件の向上を考えて、その検討を進めたいと考えており、その中でおのずからなる教育効果も上がるものと考えております。しかし、児童・生徒が、大きな学校と小さい学校でそれぞれ目標が違うとか条件が違うということは考えておりません。

また、潮見台中学校が将来8学級になる場合どうするかということでございますが、まだそこまでは考えておりませんが、例えば学区の見直しで、すぐお隣に大きな中学校がございますので、その辺との関連もといったようなことも想定されるのかと思ひますけれども、そこまでは実際のところまだ考えておりません。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 学校教育部長。

○学校教育部長(奥村 誠) 石山中学校と住吉中学校の老朽度は何番目かという御質問でございましたが、これにつきましては、何番目ということはなかなか申し上げづらいのでございますけれども、ただ言えることは、平成8年度以降、大規模改修に限定して申し上げますと、桜小学校、それから朝里中学校、さらにはことし幸小学校、潮見台中学校を予定しているわけでございますけれども、それとの比較の中では、ただいまの学校を優先させたと、こういうことでございます。

なお、両校につきましては、必要な補修工事につきましては、例えば平成10年度につきましては、2階の水道工事の直圧方式に、そういったこともやっておりますし、さらには屋体のガラスブロックにつきましても、そういったことにつきましても、安全柵を設けるなど必要な補修工事についてはやっておりますと考えてございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 福祉部長。

○福祉部長(田中昭雄) 基盤整備についてのお尋ねでございますけれども、最初に、利用料金との差額が幾

らかというお尋ねでございましたけれども、これについては、申しわけありませんけれども、現在承知しておりません。

それから、何床かというお尋ねでございますけれども、これは後志支庁との広域調整はまだ終わっておりませんけれども、70床をめどというふうに考えております。

以上でございます。

（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 新谷とし議員。

○11番（新谷とし議員） 今の特養老人ホームですが、70床ということでは330人に対して本当に少ない数ですよね。長い間待ち望んでいる人もいますわけですから、少なくとも在宅で待っている人の分ぐらいは入れるようなホームを、平成16年を待たないで建てていただきたいと思いますけれども、いかがですか。

それから、減免の制度ですけれども、先ほども言いましたけれども、小樽市で調べた生活実態調査では100万円未満が25%ですね。そういう方々からも天引きするというのですから、本当にこの制度自体過酷だと思うんですが、市長は血も涙もある方だと思いますから、ぜひ検討していただきたいと思います。

それから、適正配置なんですけれども、老朽危険校舎ということで、私たちは実際に調べまして、調べに行ってから、住中はいろいろと直しましたよね。先ほどおっしゃったガラスブロックの問題なんかもそうです。ほかの学校を直すのは一向に構わないことで、大変いいことなんですけれども、対象になっている学校が大変古いのに、なぜこういうことを放置しているのかということがまだ答えられてないと思うんです。

それと、潮見台中学が平成8年に8クラスになるということはまだ考えてないということでしたけれども、いずれ、30人学級になれば別ですけれども、40人のままでいくとすると、どうしても先生の配置というのが必要だと思うんです。ですから、今の学校に対しても、移転がまとまっていなくて無理やりしないで、適切な非常勤講師、そういう方々を配置してやればいいことではないかなと思うんです。その点はいかがでしょう。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市長。

○市長（山田勝麿） 今の特養の70床ですけれども、この計画につきましては、公共でやる場合もありますし、民間もありますので、そういった状況を見ながら対応していきたいと思っています。

それから、減免の関係は、4月から始まりますけれども、半年間は保険料が要らないと。その後2分の1ですか、そういったことでございますので、これは小樽ばかりではなくて全国同じ基準ですから、いろいろな都市の状況もありますので、全額保険料が徴収されるまでの間にいろいろな状況も生まれると思いますので、そういった状況を見ながら対応していきたいと思っています。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 教育長。

○教育長（石田昌敏） 老朽度、改修の問題については学校教育部長に答えさせます。

潮見台中学校の問題ですが、平成15年に確かに8学級になりますが、平成13年度に実施する学校が1学年3クラス、中学区規模になりますので、それらの環境の変化とか教育条件の変化が、市民の目に、学校が実施されている中がわかると思いますので、その間の様子も見ながら潮見台中学校については対応していきたい。現在潮見台中学

に全然言及しておりませんし、具体的に検討しておりませんので、その点で御了解いただきたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 学校教育部長。

○学校教育部長（奥村 誠） 住吉中学校の改修問題でございますけれども、先ほどもお答えしたんでございますけれども、桜小学校ですとか、あるいは潮見台中学校と住吉中学校の老朽度の比較の中では、桜小学校や、あるいは今年度は潮見台中学校ですけれども、そちらの方を優先させたと、こういうことでございますので御理解を願いたいと思います。

○議長（松田日出男） 以上をもって質疑並びに一般質問を終結いたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第98号について先議いたします。

本件につきましては、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

原案どおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、お諮りいたします。ただいま上程中の案件のうち、議案第1号ないし第36号、第38号ないし第44号、第46号ないし第69号、第71号ないし第74号、第76号ないし第90号及び第93号ないし第95号につきましては、議長指名による12名の委員をもって構成する予算及び地方分権に関する特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することとしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、予算及び地方分権に関する特別委員を御指名いたします。

前 田 清 貴 議員	中 村 岩 雄 議員	斉 藤 裕 敬 議員
古 沢 勝 則 議員	見 楚 谷 登 志 議員	小 林 栄 治 議員
渡 部 智 議員	武 井 義 恵 議員	北 野 義 紀 議員
吹 田 三 則 議員	斉 藤 陽一良 議員	佐 野 治 男 議員

以上であります。

なお、委員中事故ある場合は所属会派において補充することといたします。

次に、議案第37号、第75号、第91号、第92号及び第96号は総務常任委員会に、議案第70号は経常任委員会に、議案第45号は厚生常任委員会に、議案第97号は建設常任委員会にそれぞれ付託いたします。

日程第2「請願・陳情」を議題といたします。

お諮りいたします。陳情第32号ないし第36号につきましては、学校適正配置等調査特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、その他の請願及び陳情につきましては、別紙お手元に配付の議事事件一覧表のとおり、それぞれ付託いた

します。

日程第 3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。委員会審査のため、明 3 月 9 日から 3 月 23 日まで 15 日間休会いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 御異議なしと認め、さように決しました。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 4 時 19 分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 松 田 日 出 男

議 員 松 本 聖

議 員 古 沢 勝 則

平成12年 第1回定例会会議録 第5日目
小樽市議会

平成11年3月24日

出席議員（35名）

1番	横	田	久	俊	2番	前	田	清	貴
3番	成	田	晃	司	4番	大	竹	秀	文
5番	松	本	光	世	6番	中	村	岩	雄
7番	松	本		聖	8番	斉	藤	裕	敬
9番	大	畠		護	10番	中	島	麗	子
11番	新	谷	と	し	12番	古	沢	勝	則
13番	見	楚谷	登	志	14番	新	野	紘	巳
15番	次	木	督	雄	16番	久	末	恵	子
17番	小	林	栄	治	18番	八	田	昭	二
19番	佐	藤	利	次	21番	佐々木	勝	利	
22番	渡	部		智	23番	武	井	義	恵
24番	北	野	義	紀	25番	西	脇		清
26番	高	階	孝	次	27番	岡	本	一	美
28番	吹	田	三	則	29番	中	畑	恒	雄
30番	松	田	日出	男	31番	佐々木	政	美	
32番	高	橋	克	幸	33番	斉	藤	陽一	良
34番	秋	山	京	子	35番	佐	野	治	男
36番	佐	藤	利	幸					

欠席議員（1名）

20番 佐久間 潤 子

出席説明員

市	長	山	田	勝	磨	助	役	小	坂	康	平				
収	入	役	中	松	義	治	教	育	長	石	田	昌	敏		
水	道	局	長	須	貝	芳	雄	総	務	部	長	佐	藤	眞	
企	画	部	長	高	橋	康	彦	財	政	部	長	鈴	木	忠	昭
経	済	部	長	藤	島	豊	市	民	部	長	木	谷	洋	司	

福 祉 部 長	田 中 昭 雄
環 境 部 長	大 津 寅 彦
建 築 都 市 部 長	上 楽 喜久雄
小 樽 病 院 事 務 局 長	高 木 成 一
学 校 教 育 部 長	奥 村 誠
監 査 委 員 事 務 局 長	内 藤 洋
総 務 部 秘 書 課 長	長 川 修 三

保 健 所 長	山 本 稔
土 木 部 長	松 村 光 男
港 湾 部 長	兵 藤 公 雄
消 防 長	多 賀 俊 春
社 会 教 育 部 長	厚 谷 富 夫
総 務 部 総 務 課 長	磯 谷 揚 一
財 政 部 財 政 課 長	貞 原 正 夫

議事参与事務局職員

事 務 局 長	藤 田 喜 勝
庶 務 係 長	片 岡 義 一
調 査 係 長	渡 辺 章
書 記	辻 英 明
書 記	中 崎 岳 史

事 務 局 次 長	須 貝 則 彦
議 事 係 長	佐 藤 誠 一
書 記	木 谷 久美子
書 記	斉 藤 繁 幸
書 記	中津川 晃

開議 午後 2 時 40 分

○議長（松田日出男） これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に新野紘巳議員、齊藤陽一良議員を御指名いたします。

日程第 1「議案第 1 号ないし第 97 号及び第 100 号並びに請願、陳情、調査」を一括議題とし、順次、委員長の報告を求めます。

まず、予算及び地方分権に関する特別委員長の報告を求めます。

（「議長、28 番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 28 番、吹田三則議員。

（28 番 吹田三則議員登壇）（拍手）

○28 番（吹田三則議員） 予算及び地方分権に関する特別委員会の報告をいたします。

当委員会の質疑・質問の概要は次のとおりであります。

地方分権に伴い、地方自治を推進するに当たっては、市民の理解と合意形成が重要であると認識するが、それとともに、行政にも高度な資質と能力が求められる。小樽の個性や特性を生かした政策決定を行うためにも、職員の意識改革が当然に必要となると思うがどうか。

知事から市長に委任されていた児童福祉法に基づく身体及び知的障害児に対する補装具や日常生活用具の給付事務が、地方分権に伴い、自治事務となる。これまで全額国庫補助金や道負担金で措置されていたものが、新たに市が 2 分の 1 の負担を強いられる結果となり、いまだ事務の見直しに応じた税財源の配分が手つかずである以上、真の地方分権の実現にはほど遠い内容ではないのか。

また、自治事務についての関係法律の解釈・運用に当たっては、改正地方自治法第 245 条の 3 第 1 項の規定からすれば、たとえ所管省庁の見解が出されたとしても、原則、自治体を直接的に拘束するものではないと思うがどうか。

今後、地方分権が進むにつれ、自治体の自主・自立が一層求められることから、法律の解釈・運用に疑義が生じたからといって、直ちに国に照会するという従前型の姿勢ではなく、自前でデータの収集・分析を行い、自主的に解決する処理能力が求められると思うがどうか。

小樽市開発指導要綱については、良好な宅地開発を行うことを目的に、事業者への行政指導を定めたものである。当該要綱は地域環境の維持保全等に果たすべき役割はあるものの、法的拘束力が確実に担保されるものではなく、あくまで事業者の同意と協力が前提という極めて限界のある内容と言わざるを得ない。

しかしながら、要綱第 22 条では「市長は従わない事業者に対し、必要な措置をとることができる」とあり、また、この 20 年余りの間、表立ったトラブルがないことからしても、この規定により事実上の強制力が働いていることは明白である。改正地方自治法第 14 条第 2 項では、「義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない」と規定されることから、正規に条例化する必要があると思うがどうか。

発覚した観光課職員の不祥事については、雪あかりの路における予算積算方法のあいまいさや、銭函 3 丁目駐車場における使用料のずさんな入金体制等が要因の 1 つであると思うがどうか。

再発防止対策としては、資金管理方法の見直し、チェック体制の確立を急ぐとともに、職員が初心を忘れること

なく職務を遂行できるよう職員研修をきちんと制度化し、全庁挙げて市民の信頼回復を図っていくべきではないか。

観光課職員による着服事件を受けて、全庁的に会計事務を再点検した結果、土地開発公社における職員の新たな着服が明らかになったが、財務規定では、月例の監査報告が義務づけられていながら、なぜ、その時点で不正を発見できなかったのか。これは当時の公社内部のチェック体制が極めてずさんであったと言わざるを得ないが、今後、再発防止に向けた特別調査チームを設置するといのであれば、一刻も早く市民の行政に対する信頼を取り戻せるよう、早急に調査を進めるとともに、実効性あるチェック体制の確立に向け努めてほしいがどうか。財務規定により行うべき月例監査報告が長らく行われていなかったことは重大な問題である。現在は実施しているというが、その時点で企画部としては疑問に感じなかったのか。

相次ぐ不正の発覚の裏には、『当時の行政執行者がだれも責任を問われない』という市政の根本にある緩みが見える。こうしたケースでは訓示が出されることが常だが、それだけでは実効性があるとは言えない。再発防止のためには、やはり職員 1 人 1 人がみずからの倫理問題として自覚して、全職員の責任意識が連帯してこそ、意味があると思うがどうか。

今回の件では、公社理事長名義の通帳と印鑑を、担当職員が容易に持ち出せたことに根本的な問題がある。管理職が事務を十分把握するとともに、部下の管理・監督に対する認識を相当に引き締めていくべきと思うがどうか。

また、会計帳簿の保管書庫はふだんから施錠されておらず、その大半が破棄されたにもかかわらず、当時は既に部外者であった当該職員に自宅で決算書類の作成を任せていたことが明らかになった。このことは決算書類の取り扱いに関する民間の感覚とは大きく乖離するものであり、公文書の管理が余りにもずさんと言わざるを得ない。こうした業務のあり方は問題外であり、市民の疑念を払拭すべく徹底的な調査を行うとともに、原因の解明に向けて全力を尽くすべきではないのか。

平成 7 年度と 8 年度に議会に提出された土地開発公社の経営状況報告書を改めて見ると、その繰越金の数字にも不自然さがあらわれている。議会としてのチェック機能に反省すべき点があるとしても、今後、理事者側も率先して十分審議に供し得る資料の提出に努めるべきと思うがどうか。

当該職員をはじめとし、関係職員を一斉に処分すれば問題が解決するわけではなく、再発防止を図ることが最善の策である。行革推進中の現在、今後のチェック体制を強化するというが、非常勤監査委員のみの体制で、果たして十分に行き届いたチェックが行えるのか。今後、現金を取り扱うセクションに重点を置くのは必然であるが、今後とも主査 3 人の配置のままで大量の監査事務をこなしていくのであれば、全体の細部にわたり目が行き届かないとの不安がある。常勤監査委員体制に移行するまでの間、スタッフの増員を真剣に検討すべきではないか。

小中学校の入学式・卒業式における国旗掲揚・国歌斉唱の実施率は、全国平均と比較して著しく低い。最高裁判決でも学習指導要領の法的拘束力が認められており、同要領に基づく適切な指導をさらに徹底して行うべきではないのか。

教師の中でも意見が分かれることは理解するが、国旗・国歌に反対という個人的な考えを、子供や学校に押しつけることの方がむしろ憲法の保障する思想・信条の自由に抵触すると思うがどうか。政治闘争を教育の場に持ち込むのではなく、学習指導要領の趣旨に沿った指導を行っていくべきではないのか。

現行の学習指導要領においても、新学習指導要領においても、小中学校における国旗・国歌については「指導するものとする」とされており、決して強制ではない。国旗・国歌として「日の丸」「君が代」が法制化されたが、

教育現場における指導とは、あくまで学習指導要領の範囲を超えるものではなく、国旗・国歌の掲揚・斉唱を行わない学校関係者に圧力をかけるような指導は厳に慎むべきと思うがどうか。

入学式や卒業式はだれのためのものかという根本の議論がほとんどなされていない。子供たちの気持ちをなおざりにして、国旗・国歌を強制することのないよう、十分に配慮すべきと思うがどうか。

市内の学校においても、授業が成立しないクラスが見受けられるが、これは児童・生徒に問題があるというより、特定の教員の指導力不足や資質に問題があるのではないか。これまでも教育委員会は、教員に対する研修を行っているというが、全体を対象とするものではなく、問題ある個々の教員に向けた特別プログラムが必要ではないのか。子供たちには教師を選ぶ権利はなく、本来、楽しいはずの学校生活が台なしになってしまう。市教委としては、その教員の将来も見据える中で、今こそ適切なアドバイスを施していくべきと思うがどうか。

小・中学生の就学援助申請が増加していることや、家庭の経済的事情から高校中退を余儀なくされる学生もいるなど、長引く不況の影響を受けて、明らかに保護者負担は重くなっている。反面、奨学金は、給与する額と貸与する額とを合計しても、いまだ月額7,000円にすぎず、授業料にさえ満たない場合もあるが、現状、申込者が増加する一方で、受入枠は依然として狭い。自治体が地域の教育に果たすべき役割、責任を全うするためにも、受入枠の拡大のみならず、奨学金の額についても増額していくべきではないのか。

新年度予算で計上される体育協会補助金の額は、わずか45万円であり、近隣市町村と比較しても極めて低いと思うがどうか。射撃協会を例にとれば、練習の場である民間射撃場の老朽化は著しく、もはや使用に耐えられない中での活動を強いられている。仮にこのようなスポーツ団体から補助申請があった場合には、実態を十分に勘案の上、真剣に補助を検討していく考えはあるのか。

平和事業について、平成8年度には100万円の予算が措置されていたが、毎年度予算額が縮小し、新年度は40万円しか計上されておらず、また、参加者数も年々減少の一途をたどっている。戦争の悲惨さや平和の大切さを若い世代に伝えていくことは重要であり、市民の要望を取り入れた中で、もっと多くの参加者が集まるような事業内容を工夫するとともに、それに見合った予算の増額が必要と思うがどうか。

土地開発公社が長期に保有する土地の約40%については、市の買い戻しのめどが立たないまま、一般会計が金利を負担し続けている現状である。公共用地の先行取得という目的が既に破綻している土地については、早急に適正な売却を検討すべきと思うがどうか。

また、同公社の土地の売買について、議会にはほとんど資料も示されておらず、価格が適正か否か判断する材料がない。少なくとも公社が土地を買い取る前に議会に価格を提示する、あるいは公社に議会選出の監事を置くなど、何らかのチェック体制を検討すべきと思うがどうか。

地方交付税で措置されるといっては、市債の借り上げをし、その結果、残高はふえ続けてきたが、国の交付税特会は破綻寸前であり、今後は期待薄である。さらに国保や病院会計に一時借入金80億円を貸し付けているが、例年これを続けていくことは長期借り入れと同様の結果ではないのか。財政の健全化を目指すとして力説しているが、もはや石狩湾新港や築港再開発に巨費を投じる姿勢を完全に転換すべき時期と思うがどうか。

本社が会社更生法の適用を申請中の長崎屋小樽店については、駅前の核店舗であり、大きなショックを受けているが、年度末を間近に控え、納入業者から市への融資をはじめとした相談件数の増加が予想される。積極的な情報収集のもと、十分な対応が図られる体制づくりを行うべきと思うがどうか。

また、2 月末をもって丸井今井アネックス館が閉館となり、今後は集客の見込める業者がテナントとして入居することを望むところだが、一方、市は 21 世紀プランにおいて、老朽化し手狭な美術館の新築を予定している。仮にこの場所に移転が可能となれば、多額の建設費の節減が図られるとともに、優れた立地条件からして、中心商店街の空洞化を防ぐためにも前向きに検討してはどうか。

低迷する小樽経済を打開すべく、昨年末に発足した地場産業振興会議については、市の経済政策における重要な指針になり得る機関として、関係方面からも大いに期待されている。現状、市内業者の大半は小規模だが、その産品には個性的なものも多い反面、経営戦略上の横のつながりが薄いように思われる。したがって、同会議が果たすべき役割としては、一般的な産業振興策の提言にとどまることなく、地元のシンクタンクとして、原料の調達から需要予測、商品の輸送面などの情報の共有化・共同化ができるような、より具体的な条件整備を行っていくことが重要な責務と思うがどうか。

朝里川温泉センター跡地については、既に朝里川総合開発から前田建設に所有権が移転されたと聞くが、前所有者のリゾートホテルを建てるという約束が 10 年間も履行されないまま、利用目的もはっきりせずに転売されたのであれば、極めて問題である。市が買い取りを行い、温泉を利用した福祉施設を建てるなど、市民の福祉向上につながる施設の建設に向けて検討すべきではないか。

祝津マリーナは、以前から道の使用許可を受けて祝津副港のホイストを利用していたが、水産庁から民間業者への護岸・水域の占用許可は不適切との行政指導がなされ、平成 9 年度以降は、道との間で合意が得られないまま、占用許可が保留されている。業者の不安を払拭するためにも、早急に解決策を提示するよう道に対して要請すべきと思うがどうか。

老人保健福祉計画に盛り込まれる各種サービス事業には、目標未達成のものが多い。財政事情や社会情勢、市民ニーズの変化によるものというが、達成に向けた真摯な努力もせず、必要な体制の充実も図らぬまま、こうした結果を招いた市の責任はどう考えているのか。また、何ら具体的な検証も行うことなく、未達成分をもとにして新たな「高齢者保健福祉計画」を策定したということではないのか。

介護保険の開始により、現状、リハビリやホームヘルプサービス等を利用する側、それらを提供する側の双方に新たな負担を強いる結果となつてはならない。スタートからの 1 年間は、現在と同一のサービスが維持されるよう、市としても配慮すべきではないか。

介護保険制度において、要介護状態との認定を受けた利用者は、ケアマネジャーと相談の上、作成したケアプランに基づき、介護サービスの提供を受けることとなる。現状ではケアマネジャーを雇用する居宅介護支援事業者とサービス提供者とはグループ企業に属することが多く、利用者の自由意思で複数の事業者を比較検討することは難しい。果たして適切なサービスの提供を受けられるのか危惧するところであり、制度スタートの今こそ、認定後は民間任せという態度ではなく、十分な行政のチェック体制、追跡調査が必要ではないのか。

4 月以降、介護保険がスタートすれば、市民から制度全般にわたる苦情や相談が持ち込まれることが十分に予想される。市として、これらの苦情等を解決するシステムを構築する考えはないか。利用者とのトラブルが生じた場合に、事業者に対し是正勧告まで行えるといった、市民参画型の附属機関の設置を検討してはどうか。

保険料の滞納者に対する取り扱いについてだが、これまでは分納相談に応じれば、被保険者証を取り上げることにはなかったが、4 月 1 日以降は、介護保険法施行に伴い、納期限から 1 年間滞納した場合には、被保険者証の返還

を求め、それにより資格証明証を交付することが義務づけられることになる。しかしながら、40歳から64歳の第2号被保険者にとっては、今後、国保料と介護保険料の一括納入に加え、昨今の景気低迷による収入減、リストラが広がる中、これら潜在的な滞納者の増加が予想される。地方分権一括法により、国保事業は団体委任事務から自治事務となるのだから、自治体として、市民の生活実態を十分に掌握し、低所得者への減免制度を国に求めていくべきではないのか。また、市独自の第2号被保険者に対する介護保険料の免除規定を創設していくべきと思うがどうか。

介護保険の住民説明会に参加した高齢者の中には、「保険料の支払いだけで、健康な自分には関係ない」との声がある。こうした不満を取り去るためにも、「高齢者保健福祉計画」に盛り込まれる健康づくり・生きがいづくり事業を積極的に推進する中で、制度の理解と協力を求めていくべきと思うがどうか。

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」が一部改正され、平成14年から施行されることに伴い、精神障害者の社会参加に向けた行政のバックアップ体制が一層求められることになる。しかしながら、現状、市の精神保健相談員は1名しかおらず、日常的なカウンセリング業務等の処理だけで手いっぱいという。また、市内に4つある家族会会員の高齢化もあり、活動が停滞しがちである。これではますます閉じこもりがちな障害者本人や家族にとって、横の連携を取り持つ体制づくりなど、極めて困難と言わざるを得ない。

今後、市としては、早急にスタッフの充実を図るとともに、まずはそれぞれの家族会に呼びかけ、取りまとめていく中で、バックアップ体制を確立していくべきではないか。将来的には24時間生活支援センター設置を目指してほしいと思うがどうか。

過度の飲酒はアルコール依存症などの健康被害だけではなく、医療費の増大、自動車事故や犯罪など、さまざまな社会問題を引き起こしている。WHOはアルコール飲料の入手に関する法規制の検討や健康教育の推進など14項目にわたる勧告を行っているが、市としても同勧告の趣旨を十分に尊重し、青少年が時間や場所を問わず簡単に酒が手に入る現状に対して、何らかの手段を講じることはできないのか。

小樽市を含めた北後志6市町村が、平成17年度供用開始を目指し、ごみ処理の広域化に向けた基本計画を策定中だが、これが実現すれば、同年度に稼働予定の桃内の新焼却施設は取りやめという。

本年供用開始の新埋め立て処分場も、現行のペースで推移すれば、6年半で施設が満杯になると言われており、いずれにせよ供用開始年度が決まっている以上、早急に方向性を示すとともに、それぞれの事業について具体的な検討を進めなければ間に合わないと思うがどうか。

依然として廃棄物の不法投棄は後を絶たず、平成12年度は新たに不法投棄対策経費として200万円を計上し強化を図るというが、本年7月から事業系一般廃棄物のごみ埋め立て処分手数料が有料化されることに伴い、不法投棄が一層増大する可能性はないか。市としても専門のパトロール班を結成するなど、不法投棄防止に向け万全の対策を講じていくべきと思うがどうか。

除雪費については2億4,900万円の増額補正が先議されたが、今後の降雪に伴い再度の補正が必要となることはないのか。仮に補正をしないと、生活関連道路などの除排雪がなおざりにされ、市民生活に影響の生

じないよう十分に配慮すべきではないか。また、除排雪の直後に、沿線住民による雪出しが行われているが、ルールの確立と啓発活動により、これらが抑制できるとなれば、除排雪体制の一層の充実・強化につながると思うがどうか。

ロードヒーティングの新設については、これまで財政難を理由に見送られてきたが、市内には依然として勾配8%以上の急坂な市道は多い。既設箇所の維持補修費等を勘案の上、財源に余裕が生じた場合には、緊急度を含め、敷設する意思はあるということだが、そのためには交通量を含め、危険度を把握するための綿密な調査を実施する必要があると思うがどうか。

株式会社アール・アイへの貸付金に関連して、かねてから建物評価額の基本的な考え方に誤りがあり、不動産取得税の課税標準が過小であると指摘してきたが、このたび当初見込みより約1,900万円増額になることが明らかになった。一度立てた方針はかたくなに変更しないという姿勢ではなく、疑わしい点があれば再度原点に立ち返って見直すという真摯な態度が欠けていたのではないか。

中央通の拡幅に伴い、本市にとってかけがえのない財産である歴史的建造物が失われることは非常に残念である。ハード事業に偏ることのないまちづくりが求められる中、市内に点在する歴史的建造物は、小樽の顔として個性豊かな街並みを形成するとともに、本市の歴史と文化そのものである。このことから、市は解体となる建物所有者の理解と協力を得ながら、確実に復元を担保できる手だて、方策を積極的に講じていくべきではないのか。

手宮線の中央通から浅草橋間における不動産鑑定料が予算計上されているが、手宮線を分断し一部区間のみの購入を考えているということなのか。将来展望やこれまでの経緯、経過を踏まえ、全線購入に向け積極的に検討し、早期にJRに明確な意向を示すべきと思うがどうか。

公営住宅の「再生マスタープラン」の基本スケジュールの中で、平成14年度現地建替えが予定されているオタモイ住宅は、その住み替え先となる勝納住宅のおくれに伴い、建設年次が大幅にずれ込むという。劣悪な環境の中、一日も早い建替えを心待ちにしているオタモイ住宅の入居者に対して、市は何ら説明を行っていないが、早急に現状を知らせるとともに、おおよその建設年次を示していくことが、責任ある行政の態度と思うがどうか。

オタモイ地区の総合的なまちづくり計画を検討する中で、今後、明らかにしていきたいとのことだが、それも13年度という。その時点で、再度、オタモイ住宅の建替えスケジュールを練り直すということなのか。

「再生マスタープラン」の基本スケジュールに、入り口の段階で狂いが生じた最大の理由が、逼迫した市財政にあるとすれば、必然的に前期の整備プログラム全体に大きな影響が出るおそれはないのか。

水道料金の収納については、口座振替と納入通知書による方法があるが、近年のライフスタイルの変化に伴い、コンビニエンスストアでの払い込み方式が注目されている。既に札幌市をはじめ、道内数都市で導入されているが、市民サービスの観点からも、むしろ利便性の向上につながり、あわせて収納率の向上も期待できる。収納委託手数料がデメリットとして挙げられているが、単価の設定は契約次第であり、他都市の状況を調査の上、積極的に導入を検討する考えはないか。などであります。

付託案件の結果は次のとおりであります。

まず、議案第1号、第68号、第69号につきましては、北野、西脇両委員から修正案が提出されましたが、採決の結果、修正案はいずれも賛成少数により否決、原案は、いずれも賛成多数により可決と決定いたしました。

次に、議案第2号ないし第5号、第7号ないし第14号、第17号ないし第21号、第25号、第29号、第30号、第46号、第65号につきましては、いずれも賛成多数により可決と決定いたしました。

次に、その他の案件につきましては、いずれも全会一致により原案可決と決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。(拍手)

○議長（松田日出男） 次に、議案第1号、第68号及び第69号に対し、中島議員ほか5名から修正案が提出されておりますので、これに関連して提出された議案第100号とあわせ、一括、提出者から趣旨の説明を求めます。

（「議長、25番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 25番、西脇清議員。

（25番 西脇 清議員登壇）（拍手）

○25番（西脇 清議員） 日本共産党を代表いたしまして、議案第1号 平成12年度一般会計予算に対する修正案、これに関連する議案第68号、第69号の条例の改正案並びに議案第100号の改正案について、提案趣旨の説明を行います。

国と地方自治体の平成11年度財政は、総収入が95兆円、借金の返済に36兆円、残って使えるお金は59兆円、使えるお金が59兆円しかないのに、実際の支出は110兆円、不足分の50兆円は、また借金で賄うサラ金財政でありました。

3月17日成立した国の来年度予算は、財政再建の展望を一切示さず、借金を急増させて財政危機を一層深刻にする予算となっています。当初予算で史上最高の32兆6,000億円の国債を発行、歳入の4割近くを借金に頼るという異常なものとなり、その結果、12年度末の国と地方の長期債務残高は645兆円、債務残高がGDPの1.3倍に上る国は、世界の主要国の中で例がありません。このままでは近い将来、深刻な財政破綻を来し、大增税か悪性インフレという重大事態となることは必至であります。

このような財政危機をもたらした最大の原因は、国と地方合わせて年間50兆円の不要不急のゼネコン向け浪費型の公共事業推進にあることは明確です。自自公・小渕内閣は、こうしたみずからつくり出した財政危機を、国民を犠牲、収奪によって乗り切るため、医療、年金制度のたび重なる改悪をはじめ、地方分権の名のもと、自治体に行行政改革の名によるリストラを押しつける一層の住民犠牲をもたらしています。こうした悪政から住民の安全と健康、福祉を守るのが自治体本来の役割です。

こうした立場から、我が党は、市長提案の一般会計予算に最小限の修正を加えました。

修正の主な内容は、介護保険制度の実施に伴い、新たに負担となる国民健康保険料に上乗せされる第2号被保険者の介護保険料相当額分を軽減する。65歳以上の第1号被保険者の低所得者利用者負担の免除を行う。老人医療費自己負担分2分の1の助成、中小零細企業及び生活弱者への市の直貸し、バス通学助成事業は通年助成として父母負担を軽減する。こういう政策を行う一方、過大二重投資の石狩湾新港管理組合負担金、マイカルのための小樽港縦貫線整備事業、子育て支援の中心をなす高島保育所、赤岩保育所を双方新築、存続する立場から、高島保育所廃止を前提とする新赤岩保育所建設費などを削減、土地開発公社が抱えている保有地のうち、目的がな

くなった一部を処分するなどして財源を生み出し、なお不足する財源は約2億7,000万円、これは減債基金をもって措置します。こうした修正により、原案に対し住民の暮らしに直結する民生費は16億1,594万円増、8.9%の増額となります。また、市の借金である市債は5億3,470万円、15.5%軽くすることができます。修正案は、この小樽で子育ても老後も安心して暮らせることを願い、さらに市の財政再建にも一歩踏み出すことを目指したものであります。

皆さんの賛成をお願いし、提案説明を終わります。（拍手）

○議長（松田日出男） これより修正案を含め一括討論に入ります。

（「議長、24番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 24番、北野義紀議員。

（24番 北野義紀議員登壇）（拍手）

○24番（北野義紀議員） 日本共産党を代表し、委員長報告に反対し、ただいま提案された議案第1号一般会計補正予算に対する修正案と、これに関連する条例第68号、第69号の修正案に賛成、原案反対、議案第100号小樽市老人医療助成条例の一部を改正する条例案に賛成、その他の議案については、議案第2号ないし第5号、第7号ないし第14号、第17号ないし第21号、第25号、第29号、第30号、第46号、第65号について反対の討論をいたします。

介護保険のケアプランの作成が進む中で、利用料が明らかとなり、多くの方々からこういう利用料では負担が重くて利用できないとの声が上がっています。最近、我が党に多くの市民から訴えが寄せられています。その1つに、奥さんが要介護3と認定され、70歳近い自分が家事一切を仕切っているという方からの電話です。「これまで1回490円であったものが1,400円余りの負担となり、とても介護は受けられない。特別養護老人ホームに入所を希望したが3年以上かかると言われ、暗たんたる気持ちになった。こんなことを一体だれが決めたんだ」、こういう切々たる訴えでした。こういうケースはこれからさらにふえるものと思われます。我が党の修正案は65歳以上の方で本人が非課税などの場合、利用料の全額を免除しようというのは、憲法の生存権の保障であって、最低限のことです。

また、国民健康保険に加入している2号被保険者の介護保険料上乘せも大きな問題です。現在、国民健康保険加入の3万余りの世帯のうち3,279世帯、実に11%が何らかの形で保険料を滞納していることは、特別委員会の

理事者側の資料でも明らかであります。いわば1年間これから滞納する可能性のある潜在的予備軍ともいえる方々です。この4月から保険料を1年間滞納したら保健証の返還が義務づけられることになりました。ここにあるのは介護保険被保険者証です。この被保険者証を手にしたとしても、1年間保険料を滞納していたら、介護認定を申請する際にこの保険者証の給付制限という欄がここにあります。ここに給付制限の欄に「償還払い」と記入されます。こういうふうに書き込まれた場合、仮に給付を申し出ても全額払わなければならないということになるわけです。だから、こうなると後で3割払い戻しになるといっても、保険料を払いたくても、1年間にわたって払えないという方が介護保険の給付の係る利用料の全額を払うなどということはありません。結局保険の給付は受けられないということになってしまいます。せめて介護保険料の分を保険料の減額で新年度から負担増にならないようにしようというのが我が党の修正案です。

なお、65歳以上の保険料についてですが、特別対策があるとはいえ、半年後からは半額、さらに1年後からは全額、年金から天引きされます。この4月から1割の利用料を払えない人は保険の給付を受けられません。まして天引きされるようになったら一気に怒りが高まるでしょう。我が党は、第3回定例会には保険料が半額とはいえ、天引きされる事態に対応した修正案を提出する予定であることを申し添えておきます。

介護保険の実施に当たって、山田市政はこういう低所得者が窮地に立たされても、小樽市独自として低所得者に対する対応策をとろうとしません。新谷市政の後継者をうたい文句に市長に当選したけれども、引き継ぐのは不祥事、ということでは、山田カラーとして福祉、医療に配慮した市民の負託にこたえることを打ち出そうとはしな

い、まことに冷たい市政であることは特徴です。

次に、市政執行にかかわって指摘しておくことがあります。朝里川温泉総合開発が覚書に反してリゾートホテルを建設しないで、この1月31日で会社を精算し、旧朝里川温泉センター跡地を前田建設に売却いたしました。これ自体、第三者への転売を禁止した違反行為ではありますが、特別委員会での説明は、前田建設が購入したことしか説明がありませんでした。ところが我が党がその後調査したら、前田建設が購入したこの土地は、既に第三

者に転売することが決まっているというではありませんか。だから、前田建設が市と新たに覚書を交わす段になって、第三者に転売禁止条項を盛り込むことを渋ったというわけがわかりました。この問題では、これらを含め、理事者が押さえている事実すべてを正確に議会に説明するのではなくて、都合の悪いことは隠し通すということが、こういう事態では議会で正確な審議ができないということになります。事実を隠し続けるという態度を改めることを、この際、指摘をしておきます。

最後に、国旗・国歌に関して、自民党の中村岩雄委員が、特別委員会で市教委に、政府の方針をも超えた強制を小中学校に押しつけることを要求した問題で一言触れておかなければなりません。我が党は、学校教育を文部省の定める学習指導要領で行うことには賛成はしていません。しかし、この学習指導要領でさえ、入学式や卒業式に国旗の掲揚、国歌の斉唱をするように「指導するものとする」と書かれているだけであります。国旗の掲揚や国歌を斉唱しなかったからといって、その理由の報告を義務づけたり、何が何でもやれとは書かれていません。

まして罰則などありません。ところが、自民党は、小樽の小中学校の入学式や卒業式での掲揚や斉唱が全道や全国と比べて少ないということから、この比率を高めようということ - これは中村委員の言ったことですよ - あらゆる秩序というものは、必然的に強制を伴うものだとか、民主主義秩序のもとで思想や信条の自由を侵していると言えないとまで言っています。これは政府でさえ、国旗・国歌を法制化するとき、これを強制しないと答弁していることに反するだけではなくて、国旗の掲揚や国歌の斉唱を強制するのは、憲法第19条「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」との条文の明白な侵犯です。国旗・国歌の強制が、昨年の広島県の公立高校の校長が自殺する事件の原因であったことは広く知られているとおりです。自民党の特別委員会での要望は、小樽市の教育現場に混乱をもたらすものであり、厳しく批判されなければならないことを申し添え、討論を終わります。

(拍手)

(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 2番、前田清貴議員。

(2番 前田清貴議員登壇)(拍手)

○2番(前田清貴議員) 平成12年第1回定例市議会に当たり、自由民主党を代表し、共産党提出の議案第1号、議案第68号、議案第69号の修正案及びこれに関する議案第100号に反対し、委員長報告に賛成の討論を行います。

まず、市長提案の平成12年度予算及び関連条例案につきましては、我が党の新野議員の代表質問にもありましたとおり、乳幼児医療助成拡大の4月実施や融雪施設設置資金の融資制度の創設、学校施設の整備充実やごみの分別収集の拡大に加えて、懸案でありました病院問題の新たな展開が期待される財政支援など、山田市長が市民に公約した幾つかの事業が実現されたものであり、今後の市の発展に対する強い意思がうかがえ、現状の厳しい財政環境にあって、精いっぱい努力をされたものであり、率直に評価すべきものと考えております。

共産党と我が党は、国政段階を含めて、その主張を大きく異にするものでありますが、本市においても、象徴的なものは経済政策でありましょう。我が党は、経済の活性化を図るためには、一定程度の公共投資は必要と考えており、都市基盤の整備もまだまだ進めなくてはならないと考えております。もちろん市内企業を中心に、これらの公共事業が進められることが最良であります、一部の特殊な大型事業においては、必要に応じ大手の技術指導を受けながら、市内企業も適切に参加し実施するものもあると考えております。

一方、従来型ではない公共事業の創出も重要なことでありますが、いずれにしても労働者を広範に受け入れることのできる公共事業は、今後とも適切に確保されるべきものと考えております。

また、福祉施策についても主張が異なる部分があります。修正案にある上下水道料金の老人世帯などの減免拡大や老人医療自己負担分の助成などの高齢者向けの施策であります。我が党は、決して高齢者に対する現状の国や市の政策が十分であるとは考えておりません。社会的・経済的弱者に対する助成は必要でありましょう。しかし、申し上げたいのは、当然のことながら、市民にはさまざまな年齢、さまざまな職業、さまざまな生活環境があり、行政サービスの向上を求めるのは高齢者ばかりではありません。高齢者もいろいろな意味で、一定の負担をすべきとの意見もあります。そのような意味で、ただ、高齢者世帯の上下水道料金の減免を拡大するということは、多くの市民の理解は得られないと考えるのであります。

我が党は、責任与党としての自負を持ち、市民生活の一層の向上につながるよう、これからも建設的な意見を市長に対して申し上げてまいります。また、この市長提案の平成12年度予算を基本として、今後、何を市として見直すべきなのか、そして行政改革を積極的に進め、管理経費の削減を図ることはもとより、現在、進められております事業評価システムの結果などを踏まえ、事業の見直しも視野に入れながら、市民の意見を十分に聞き、市政の発展に努めていく所存であります。

以上、このたびの修正案には、このほかにもいろいろな変更が掲げられておりますが、先ほど申し上げましたとおり、基本政策には大きな差異がありますので、我が党といたしましては修正案に反対し、委員長報告に賛成することを申し上げます。

なお、ただいま北野議員が国旗・国歌に触れた部分がありましたので、我が党といたしましても一言申し上げておきます。小樽市の小中学校における卒業式、入学式の国旗掲揚・国歌斉唱の実施率は、全国平均に比較しま

すと特別な状態にあると言わざるを得ません。余りにも低過ぎるその実施率、特に国歌斉唱については、ゼロパーセントであります。その原因は何か、打開の糸口はあるのかなど、議会として可能な限りの努力をするのは当然のことです。親としても子供たちが国旗・国歌を学ぶ機会を妨げられないことを願わずにいられます。交換留学などで外国の子供たちと接する際、お互いの国の歴史や文化を語り合うことがあると思います。そのようなときに、みずからの国のことや、国旗・国歌について何も話せずに日本の子供たちが笑い者になっている現実があります。日本の歴史に誇りを持ち、同時に外国の歴史にも理解を示せるような素養も必要であります。日本の過去を殊さら暗く描き、先祖をおとしめ、非をあげつらうような教え方はもうやめるべきであります。今、求められているのは、日本人としての自覚のある国民をどう育てるかということです。すなわち道徳、倫理をどうはぐくむかであり、他人を思いやる心、正義感、家族愛、郷土愛、地域愛、国を愛する心、地球環境を大切にする心を持った、バランスのある健全な人格を身につけた人材の育成であります。我が国の文化、歴史、伝統や師弟愛、教育、家庭教育、人との出会い、仲間同士の切磋琢磨、そういうものを蓄積し、その上で人格が形成、陶冶さ

れてこそ、真の健全な国家社会になると確信いたします。これこそ我が党の掲げる富国徳の国家社会、すなわち経済的な富に加え、物と心のバランスがとれ、しかも活力にあふれ、品格や徳のある健全な国家、健全な社会、健全な家庭をつくることになっていくのであります。

最後に、今定例会の一連の審議を通して感じたことでありますが、我が党の委員に対する再三にわたる誹謗中傷であります。にらみつける、恫喝する、最後は人の党の判断にまで口を出す、口を挟んでくる始末であり、その態度は目に余るものがありました。横にいる議員もまた制止するでもなし、議員としての品位に著しく欠けるものであり、良識、常識を疑わざるを得ません。多少のやじは、どんな党にでも、どんな議会でも見受けられますが、このたびのものは看過できるものではありません。スマイリングコミュニストが泣くではありませんか。猛省を促し、強く抗議し、討論を終わります。(拍手)

(「議長、議事進行」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 24番、北野義紀議員。

○24番(北野義紀議員) 今、前田議員の討論の中で、我が党が、なぜ自民党に誹謗中傷したのか、そのくだりについてのみ議事録を精査して、不適切であれば、議長において適切な処理をしていただきたい。

以上です。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) ただいまの議事進行でございますけれども、今日の予定の中で、後ほど休憩がございますので、その時点で精査して片づけるということにしたいと思います、今日中に。

ちょっとお伺いしますが、今の誹謗したということについては、今の討論のことですね、わかりました。

(「議長、23番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 23番、武井義恵議員。

(23番 武井義恵議員登壇)(拍手)

○23番(武井義恵議員) 民主党市民連合を代表し、委員長報告に賛成し、共産党提案の修正案に反対の討論を行います。

まず、市長提案の議案第1号から第95号までの予算及び分権に関する議案は、市長が初めて組まれた通年予算であります。全会計約1,500の歳出項目中、約400項目に及ぶ内容で節約し、総額7,000万円をコストダウンされた、血のにじむような努力をされたあとが見られる点を評価し賛成いたします。

また、地方分権に関する48本の条例も、マスコミによれば、町村では民間委託または民間と共同で条例化したところが73%にもなっているにもかかわらず、本市においては独自で調査し、分権の趣旨が生かされるよう努力されたとのこと、財源乏しき本市としては評価をいたしたいと思います。

次に、共産党提案の修正案ですが、まず一般会計予算修正案中、歳入面で増額すべきものとして減債基金より2億7,070万1,000円を繰り入れておりますが、減債基金から既に14億6,300万円を繰り出している市財政上では、これ以上は無理だと思います。その他、(仮称)新赤岩保育所建設事業費の4,600万円、企業誘致対策事業費の200万円、さらに小樽港縦貫線整備事業費の5億2,418万5,000円等が全額削除されておりますが、中には工事進行中のものもあります。したがって、高齢者対策に関連する修正案などについて、一部精神的には同調できる部分もありますが、財政上の見地から見て賛成しかねる点が見られますので反対せざるを得ません。

また、今議会で職員による不正事件について、市長は再三にわたって職員の倫理規定を確立して、再事故防止を進めてチェック体制を強化したいとお答えになっておられましたが、一日も早く監査体制などの強化を確立され、市民に信頼される市役所にしていただきますよう強く要望いたします。

なお、3月17日の予算及び地方分権に関する特別委員会の総括質疑の中で、自民党の委員による国旗・国歌の発言をめぐり、同理事会で議事録精査なども行い、大変時間がおくれたことに関し、一言付言いたしたいと思います。

議員の発言を尊重すべきであることは、私ども憲法を守る立場の党といたしましては、言論の自由を保障することは当然であります。しかし、その発言が良識ある市民や発言者の同調者以外は非とするかのような主張は、言論の自由以前の問題であります。例えば自民党委員発言中「許容される範囲の中での強制が必ず存在するものだ」と述べております。もちろんここで述べている許容される範囲の中での強制とは、発言内容からして新学習指導要領を指しているものと思います。したがって、「その新学習指導要領による指導を強制などと不満を抱くような人たち、こういう人たちはどういう国旗・国歌であろうが、また法制化されていようがいまいが、教育の場に限らず、国旗に対して敬意を表したり、斉唱を求めることではあってはならないと主張しているんじゃないですか」と述べて、教育長に迫って意をただしております。ここで述べる教育の場に限らずとは、何を指しているのでしょうか。教育の場以外に教育長の指導の範疇はあるのでしょうか。すなわち一般市民生活の場にまで及んだ発言ではないかと思うのであります。だとすれば、いかに言論の自由とはいえ、一般市民生活にまで統一した思想、信条を押しつけることこそ、市民的自由を抹殺するファシズムと言わざるを得ません。

以上の観点から、私は予算及び地方分権に関する特別委員会最終日の総括の中での自民党委員発言中より「教育の場に限らず」などの文言は極めて不適切であることを表明し、討論を終わります。

なお、討論の終わりに当たり、最近の新聞に投稿されました時事川柳を参考までに申して添えます。

「強制はないと強要旗と歌」「右向かせ国旗国歌をせき立てる」「昭和の日国旗国歌につく重み」

十分かみしめていただきたいと思います。

以上で終わります。(拍手)

○議長(松田日出男) 討論を終結し、これより順次採決いたします。

まず、議案第1号、第68号、第69号に対する修正案及び議案第100号について一括採決いたします。

修正案及び議案第100号を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松田日出男) 起立少数。

よって、否決されました。

次に、議案第1号ないし第5号、第7号ないし第14号、第17号ないし第21号、第25号、第29号、第30号、第46号、第65号、第68号、第69号について一括採決いたします。

委員長報告は、いずれも可決であります。

委員長報告どおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松田日出男) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

(「議長、15番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 15番、次木督雄議員。

(15番 次木督雄議員登壇)(拍手)

○15番(次木督雄議員) 総務常任委員会の報告をいたします。

当委員会の質疑・質問の概要は次のとおりであります。

職員による不祥事が相次いで発覚したため、市は特別調査チームを結成し、再発防止と原因の徹底究明を図ることであるが、一定の整理がついた段階で、広報等を通じて市民に全容やチェック体制等を明らかにすべきと思うがどうか。

「小樽市職員の再就職に関する取り扱い要領」により定められている在職期間や年齢等について、守られていないケースがある。天下り批判の声もある中、同要領を守らせるという強い決意で望まなければ市民の不信感は消えないと思うがどうか。

高齢者の急な体調悪化をペンダント型の通報器で知らせる「緊急通報システム」について、従来の民間警備会社経由の通報を、消防本部直結に変更する予定というが、その時期は未定である。迅速な対応が可能になることから、早急に実現を図るべきと思うがどうか。

また、現在、同システムの対象は高齢者のごく一部となっているが、移行に当たり、ナンバーディスプレイの活用等も含め、システムを見直すことにより費用を軽減することができれば、対象範囲の拡大も可能ではないか。

冬期間の消防水利の確保に関して、消火栓がほとんど雪に埋没している箇所も散見される。市民の安全と財産を守るという立場からも、必要な人員を配置し、パトロール強化に努めるべきと思うがどうか。

日本が「子供の権利条約」を批准して久しいが、いまだにそれを受けた具体的な取り組みが見えてこない。意見表明権を行使し、学校運営に参加するなど、子供の意見が積極的に取り入れられる場づくりに努めるべきと思うがどうか。また、学校の適正配置に当たっても、子供の意見を聞いて合意を得ながら進めてほしいがどうか。

本年4月1日から、学校長の要請により、学校評議員を置くことができることとなる。市は道のモデル校の推移を見ながら検討したいというが、開かれた学校づくりを目指す意味でも、活用方法や地域の協力体制等について、事前に準備や調査を進めておく必要があると思うがどうか。

新年度予算の中学校費に情報教育等設備整備費が800万円計上されており、インターネットに接続するための環境整備を行うとのことであるが、現在、デジタル通信技術は過渡期にあり、一度整備しても、またすぐに更新を余儀なくされることも懸念される。光ファイバー等の新技術も視野に入れながら環境整備を進めるべきと思うがどうか。

まだインターネットに接続できる環境にある学校は非常に少ないが、子供たちがパソコンになれ親しめるよう、全校的に環境を整備するとともに、教える側である教師の研修も充実させる必要があると思うがどうか。

また、費用軽減を図るためにも、市独自にサーバを立ち上げることなども研究してはどうか。

花園グリーンロードの雪山での児童死亡事故は大変痛ましいできごとであります。小樽市においては、子供の遊び場所が雪捨て場になっているケースも多いが、市教委はこれを教訓に、子供の遊ぶ環境を把握するとともに、学校、家庭、地域が連携をとり、児童・生徒への安全指導を徹底できる体制づくりに努めるべきと思うがどうか。

中学校の適正配置に伴い、菁園中学校の全面改築を行うとのことであるが、グラウンド等については、文部省の面積基準に合致する形で整備すべきではないのか。もし合致しないのであれば、その旨を父母や関係者に説明する必要があると思うがどうか。

現在、量徳小学校と稲穂小学校の 2 校で、学校開放事業として空き教室が文化・芸術等のサークル活動の場として利用されているが、中心部以外でも学校開放の要望は非常に多い。各地域へのコミュニティセンター設置が叫ばれている中、地域住民のニーズに積極的にこたえ、文化・芸術活動を促進するためにも、学校開放事業の拡大を図るべきと思うがどうか。

市立図書館の利用率は年々低下しているが、図書費が他都市と比較して極めて低く、蔵書が少ないことも図書館離れの原因の 1 つとなっているのではないか。大学図書館や道立図書館との相互貸し出しにより、蔵書不足をカバーするというのであれば、それらについて、市民にもっと P R すべきと思うがどうか。

また、現在、図書館の平日の閉館時間は午後 6 時であり、仕事や部活の帰りに気軽に利用できる状況にはない。アンケート調査等により、市民ニーズを十分把握し、夜間閉館について積極的に検討する必要があると思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は次のとおりであります。

まず、陳情第 31 号につきましては、採決の結果、不採択と決定いたしました。

次に、請願第 7 号、陳情第 1 号、陳情第 2 号、第 30 号につきましては、賛成多数により継続審査と決定いたしました。

次に、議案第 37 号、第 75 号、第 91 号、第 92 号、第 96 号につきましては原案可決と、いずれも全会一致で決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。(拍手)

○議長(松田日出男) これより一括討論に入ります。

(「議長、11 番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 11 番、新谷とし議員。

(11 番 新谷とし議員登壇)(拍手)

○11 番(新谷とし議員) 日本共産党を代表して、委員長報告に反対し、陳情第 30 号並びに継続中の案件、請願第 7 号及び陳情第 1 号、第 2 号については、願意妥当、採択を主張します。

なお、陳情第 31 号については、全会一致で不採択ですが、内容について、我が党に対し誹謗中傷がありますので、日本共産党の見解を述べておきます。

まず、陳情第 30 号は人種差別撤廃のための条例制定方についてです。事例として、小樽市において幾つかの温泉で外国人入浴拒否の問題が挙げられています。残念なことに、このほか中国はじめアジアの人たち、ロシア人などの外国人に対する差別や偏見が存在し、訴えることもできず、つらい思いをして暮らしている方たちも少なからず

おります。かつて日本人が渡米した際、有色人種として扱われ、トイレまで差別されたことがありました。それを喜んだ日本人はいなかったのではないのでしょうか。人種や国籍による差別をはじめ、あらゆる差別は地球上から根絶されなければなりません。近年は経済の発展により交通網も発達、ボーダーレス化、グローバル化が進み、日本にもより多くの外国人が居住することが予想されます。政府は人種差別撤廃条約を批准し発行しています。小樽市としても、21世紀プランには、交流つながりプログラムとして「人の交流や文化、経済交流の拡大などに向けた取り組みを展開し、世界と結ぶ国際性豊かな都市づくりを目指す」とうたっています。同じ人間として、外国人の人格や人権を尊重し、差別行為をなくさなければなりません。小樽市に人種差別撤廃のための条例制定を求める陳情は正当なものであり、願意は妥当、採択を主張いたします。

次は、継続審査中の案件、請願第7号 30人学級の早期実現を求める意見書提出方についてです。少人数学級を求める運動は各地で大きくなり、自治体独自の裁量で、常勤や非常勤の講師、あるいは指導助手などを配置する施策が全国に広がっています。群馬県のサクラプランはよく知られたところですが、このほかに山形県では、99年10月から小学校1、2年生の36人以上学級に非常勤講師を配置、福島県では、2000年度から1学年2学級以上の小中学校全校360校にチームティーチング講師70人を配置、千葉県浦安市では、2000年度から小中学校で25人授業、50人から60人の非常勤講師を配置しています。同じく柏市では、99年から12学級以下の小規模校にフレッシュ教員派遣事業を行っています。そのほか茨城県総和町や東海村、長野県、新潟県など、村から県に至るまで、さまざまな努力がされています。

小樽市では、適正配置の問題で、保護者や子供の意見が賛否真っ二つに分かれている中、学校を統廃合しようとしています。たとえ強行されたとしても、現行制度では、いじめや不登校、学級崩壊などの問題が解決されるわけではありません。適正配置計画実施方針に対する意見要望でも、PTA連合会から30人から35人学級について、関係機関へ働きかけを一層強めるよう要望が出されています。少人数学級は今や市民合意となっているのではないのでしょうか。30人学級を国に求める意見書採択は、昨年11月には全国自治体の40%を超え、保守を含めた自治体の市町の賛同が広がっています。北海道や国に対し30人学級を求める意見書の願意は妥当であり、採択を求めます。

次は、陳情第1号 星野町における公的避難所設置方についてです。星野町は札幌に隣接しているから、小樽では人口がふえる地域だとして、平成5年、住民の反対を押し切り、貴重なミズバショウの群生する自然を破壊して宅地開発が進められました。このような泥炭地層やシルト層の上に住宅があり、住宅と密接した10メートル以上の盛り土は崩壊の危険性はないとは言えません。平成10年9月にはキライチ川の護岸崩壊もあり、星野町住民は災害の恐怖にさらされました。住民の反対を押し切り開発を許可、人口増を図ってきた地域に公的避難所を建設するのは、市としての責務ではないのでしょうか。陳情の願意は妥当、採択とすべきです。

次に、陳情第2号は、銭函地区における教育環境の整備方についてです。星野町の開発を進める際、学校が建つということで家を新築した人もいます。市の都合で振り回されている地域であります。子供たちは遠い銭函小中学校に通学しなければならず、低学年は片道30分もかかり、交通量も多く大変危険です。学校新設の要望、また学校ができるまでは無償のスクールバスの運行及び通学定期代の通年支給、また給食センターを銭函地区に新設してほしいという陳情の願意は妥当であります。採択を求めます。

なお、陳情第31号は、村山訪朝団を弾劾する意見書提出方について、大阪市の堀氏から出されたものです。北朝鮮の日本漁船銃撃事件、ラングーン事件、大韓航空機爆破事件はじめ、拉致事件やテロリズム、テポドン発射など

は許されないことであり、これらの暴力は日本共産党も断じて認めないところです。しかし、それを理由に軍事的対応をすることは事態の解決にはならないことです。我が党は平和的外交を通じて国交回復を目指し、拉致事件なども別途話し合うことを提唱、交渉ルートは開かれました。日朝赤十字会談も開かれ、直近の会談では拉致問題に関して北朝鮮が調査を再開したことが表明されています。堀氏は「食糧援助をするな」と述べていますが、人道上援助は必要なことです。

また、堀氏は昭和34年の日本共産党の幹部会声明を非難していますが、当時、日本共産党は党の分裂から統一を図っていたところで、一方の勢力がソ連の圧力に屈し、ソ連を美化する過ちを犯したということもありますが、この問題は現綱領のもとでは精算解決済みのことであります。国民を弾圧、粛清を行ってきたソ連は、とても社会主義とはいえないものであり、崩壊したときはもろ手を挙げて歓迎したものです。日本共産党は国民の合意を得ながら、議会制民主主義を通じ、資本主義の枠内での民主的改革を段階的に発展させていく党であり、「国民が主人公」をモットーにしている党だということを申し添え、討論を終わります。(拍手)

○議長(松田日出男) 討論を終結し、これより順次採決いたします。

まず、請願第7号について採決いたします。

委員長報告は、継続審査であります。

委員長報告どおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松田日出男) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第1号、第2号、第30号について一括採決いたします。

委員長報告は継続審査であります。

委員長報告どおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松田日出男) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、経済常任委員長の報告を求めます。

(「議長、35番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 35番、佐野治男議員。

(35 番 佐野治男議員登壇)(拍手)

○ 35 番 (佐野治男議員) 経済常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は次のとおりであります。

平成 2 年、市が朝里川総合開発に対して 3 億 4,600 万円で売却した旧朝里川温泉センター跡地については、このたび前田建設へ 2 億 4,700 万円で転売されていた。当該売却価額は鑑定評価の結果に基づき算定されたというが、近傍類地の公示価格に大きな変動がないことからすれば、本不動産鑑定には大いに疑問を抱かざるを得ない。これまで朝里川総合開発との間で交わしてきた覚書によれば、第三者への転売に際しては、市の承認を条件としていたが、今般、締結した前田建設との覚書では「市と話し合いの上」と内容が変更されており、従前の転売を制限する効果が非常に希薄となっている。これは前田建設が覚書の締結を渋った姿勢を如実に物語るものであり、このままでは目的に沿わない、さらなる転売の可能性が強まったのではないかと。市はリゾートホテルを建設するという当初の目的に立ち返るとともに、安易な転売の防止に向けて早急に従来の内容で覚書を再締結すべきであると思うがどうか。

フィッシュミールの施設使用損失補てん金約 1 億 5,780 万円の未収問題については、来年 3 月に第 1 回目の消滅時効を迎えることとなる。市はこれまで連帯保証人との交渉を粘り強く続けると繰り返し主張してきたが、その後、進展はあったのか。このまま推移すれば、市長は「法的措置を講ずるか、あきらめるかのどちらかの選択しかない」と言うが、仮に前者とした場合には、連帯保証人の死亡や返済能力がないことにより、全く回収の見込みがないのではないかと。フィッシュミールの債権は、既に 5 年以上経過しており、市としては時効成立前の民事債権と言わざるを得ない。市長の言う「あきらめた」場合、議会の議決等の措置が必要と思うがどうか。いずれにしても、実質的に回収不能の見通しが甘い直貸しを行ったものと同じ結果ではないのか。

保証協会の保証が取りつけられず、市の制度融資を受けられない中小・零細企業者が多く、また妙見市場をはじめとする中心商店街の売り上げが激減する中で、せっかく市が新たな制度を創出したとしても、利用実績は伸びていない。この状況を打開し、各種制度を実効あるものとするためには、保証協会にかわり、市みずからが責任を持って保証することを証明して、金融機関が無条件で貸し付けを行えるよう、積極的に働きかけるべきではないかと。

一般的に多くの事業者は、所有する不動産に抵当権を設定し融資を受けている。長年にわたる事業の経緯の中で、複雑な抵当権設定も散見され、今後、予想される地場金融機関の環境変化に対応できるかが懸念される。金融激変時には国や道の政策的救済が必要であるが、その際、特に政府系金融機関による債務一本化が効果的なものとして期待される。一時的な抵当権整理を可能にする直貸し制度が必要ではないのか。

小樽の観光については、順調に推移をしておられ喜ばしい限りであるが、多くの市民のおもてなしの心とは裏腹に、アンチ観光派というべき市民も散見される。市はこれら市民に対してどのように理解を求めているのか。観光客の増加により駐車場や道路交通などにさまざまな問題が生じているが、それら 1 つ 1 つの解決を図り、何度も訪れてみたい街小樽にすることが、観光行政に課せられた使命、役割と思うがどうか。

社会教育施設と集客施設の二面性を持った交通記念館は、今まさに観光施設としての再建を目指している。業績低迷の原因をどのように分析しているのか。また、今後の再建案はどのようなになっているのか。

外国貿易港である小樽港にとって、対岸貿易の相手方であるロシアとの関係は大切にしていかなければならない。一昨年のルーブル切り下げ以降、経済の冷え込みに拍車がかかり、ロシア船の入港数は減少しており、また滞在日

数も短期化してきているというが、平成10年には小樽郵便局における外貨両替の取扱高が全国一を示した実績からも、潜在的経済効果ははかり知れない。今後、主にロシア人を対象とした総合レジャー施設などが建設されるとなれば、長期逗留や滞在が十分見込まれ、市内経済に対する効果に一層期待が持てると思うがどうか。

港湾輸送体系のあり方については、臨港道路小樽港縦貫線平磯岬ルートを当面2車線で供用開始し、将来的に4車線化する計画であるが、先行して港町埠頭が供用開始されるとなれば、2車線では40フィートコンテナなど大型車の通行により危険性の増大が危惧される。道路整備はポートセールスにおける条件整備の重要な課題であり、将来のことも大事な問題であるが、並行して当面の手だても考えていかなければならない。このことから、市は札幌バイパスの無料化などについて、道路公団と折衝したことはあるのか。

「石狩湾新港の家畜伝染病予防法に基づく港指定についての経過報告」は、現状を十分把握していないかのような印象を与えるものであった。小樽港にとっては重要な問題であり、単に情報不足では片づけられない。石狩湾新港管理組合や道に条件を付して同意した経緯は尊重すべきであり、それに沿った指定となるよう、鋭意情報収集の上、それらの機関に働きかけるべきと思うがどうか。

また、同意における条件が満たされない場合には、港湾関連業界の意向次第とは思いますが、同意は無効であるとし、知事に対して撤回を求めることはできるのか。などであります。

なお、閉会中の2月10日に開催されました当委員会におきましては、石狩湾新港管理組合一般会計の平成11年度補正予算案、平成12年度予算案並びに小樽雪あかりの路実行委員会経費の着服について、それぞれ報告がなされ、質疑が交わされております。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、請願第10号につきましては、採択と継続審査に意見が分かれ、採決の結果、採択と決定いたしました。

次に、陳情第17号につきましては、採決の結果、継続審査と賛成多数で決定いたしました。

次に、議案第70号につきましては原案可決と、所管事項の調査につきましては継続審査と全会一致で決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。(拍手)

○議長(松田日出男) これより一括討論に入ります。

(「議長、25番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 25番、西脇清議員。

(25番 西脇 清議員登壇)(拍手)

○25番(西脇 清議員) 日本共産党を代表して、委員長報告のうち陳情第17号について採択の主張を行います。

陳情第17号は、雇用の創出と失業者の生活保障を求めるものです。今年1月の小樽職安管内の有効求人倍率は0.32倍、全道が0.35倍、総務庁の2月1日発表の全国ブロック別完全失業率は、北海道では5.3%、15万人となっています。調査開始以来最悪の記録を更新しています。

陳情は、政府が推し進めている産業再生法によって大企業のリストラ、首切り支援をやめる。大企業の利益最優先の首切り解雇の規制を求めることをはじめ、雇用拡大策として30人学級、介護保険制度スタートに当たり、ホームヘルパー、特別養護老人ホームの拡充を求めています。生活道路、保育所、危険校舎の改築など、生活密着型の

公共事業の拡充を求めています。願意は事宜にかなったもので、継続審議として先送りせず、採択し、関係方面に緊急に要請すべきです。

なお、請願第10号は、妙見市場の活性化と駐車場確保について、委員会では自民党以外の賛成で採択となりました。これは妙見市場で苦勞されている協同組合の皆さんを大いに励ますものであります。採択に賛成された諸党に敬意を表するものであります。

一方、自民党の態度は理解ができません。妙見市場の活性化のため、協同組合と議会理事者がスクラムを組んで請願の趣旨の実現を図る、このことが今最も求められています。自民党は昨年9月の3定の経済常任委員会で「現代は車社会であり、妙見市場としても駐車場の確保が課題の1つではないか。そこで、A、B、C、3棟あるうち、1棟を駐車場にできないか」と質問しているんです。これは請願の願意と全く一致しているものです。採択することによってどんな不都合があるのか、聞かせてもらいたいものです。みずからの発言に責任を持つことは、政党として守るべき最低のルール、今回の自民党の態度は強く強く批判されてしかるべきことを指摘し、討論を終わります。

(拍手)

(「議長、4番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 4番、大竹秀文議員。

(4番 大竹秀文議員登壇)(拍手)

○4番(大竹秀文議員) 自民党を代表して、継続審査中の請願第10号 於古弐川店舗、妙見市場の活性化と駐車場確保方について、継続審査を主張する討論を行います。

バブル崩壊後の低迷する日本経済は、市内の市場を取り巻く情勢にも影響を及ぼしており、昨年、第4回定例会に出されたこの請願も商いを存続するための一方策として駐車場の確保が挙げられております。しかし、我々自民党として、請願者が強く望んでいるのは妙見市場全体の活性化であり、その対策を求めているものと考えております。2月10日の経済常任委員会終了後、私も含め、理事が妙見市場の現状を視察してまいりましたが、空き店舗も見受けられ、小樽市が管理するこの市場に対し、総体的な対策を立てなければならないと感じた次第であります。請願や陳情の取り扱いについて、願意が妥当であれば採択し、あとは行政がやることだと片づけられてしまうことは、本当の意味で市民は望んでいないはずであります。実現可能な具体的政策を官民知恵を出し合い、お互い汗をかきながら実行していくことが、今求められております。

このたびの請願は、市場の3棟を2棟に集約して駐車場を確保することが記されておりますが、現実の問題として財政上、現行法上、難しい点があります。単に期待感だけを請願者に抱かせることなく、少しでもその思いに近づけることを議論し実行するのが、市民と行政のパイプ役である我々議員の役目と考えております。これらを考え合わせるとき、我々自民党は、もっと具体的な実現可能な議論が必要であると考え、請願第10号を継続審査とすることが妥当と判断した次第であります。

以上をもって討論といたします。(拍手)

○議長(松田日出男) 討論を終結し、これより順次採決いたします。

まず、請願第10号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（松田日出男） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第17号について採決いたします。

委員長報告は継続審査であります。

委員長報告どおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（松田日出男） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、厚生常任委員長の報告を求めます。

（「議長、26番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 26番、高階孝次議員。

（26番 高階孝次議員登壇）（拍手）

○26番（高階孝次議員） 厚生常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は次のとおりであります。

ノマド福祉会に対する、これまでに市が支出した助成金の総額は6,172万円余りに上るが、このたびの不正受給発覚により、市に対する不正額は3,600万円と推計されている。この分については、どのような返済方法を求める考えなのか。

同法人による社会福祉事業は、市民にとって重要であるとはいえ、今回の不正については補助金カットも含めた毅然とした態度をとるべきではないか。当面は、3月、4月の利息分のみ交付予定というが、そうであれば11年度の未執行額約1,700万円が残る。それを高齢で低所得者である方々の介護保険料及び利用料免除の財源に充てることができると思うがどうか。

国保会計で当初から見込まれる赤字については、保険料の収納率低下に対する国からのペナルティーとしてカットされる調整交付金であるが、今後、介護保険料との一括納入が実施されることにより、ますます収納率の低下が懸念される。国からもこの点に関して収納対策特別給付金が交付され、それを収納強化に充てたとしても、なお残る部分については、介護保険導入による老人医療費の一部減額分とともに、国の制度責任による赤字補てんに回すのではなく、市民の負担軽減を図るべく、国保料の引き下げに充てるべきではないか。

特別養護老人ホーム入所希望待機者について、要介護度の高い人から優先して入所させるような「点数方式」の導入が道から通知されているが、従来、長期間在宅で待機していた方々にとっては、非常に不公平な方式で、これでは事業者中心の進め方ではないのか。制度スタートも目の今、多くの市民が民間事業者が営利追求を優先しないかと心配している。民間のサービス提供に当たり、行政とは独立し、ある程度の調査権を持った市民参加型のオンブズマン制度の導入を積極的に検討すべきではないか。

ホームヘルパーの社会福祉協議会移管に伴い、市として当面は運営費補助を行いながら、推移を見守りたいとのことだが、補助金の算定はあくまでヘルパーがフル稼働したケースを想定したものという。しかしながら、4月以降、民間との競合により社協ヘルパーの利用率が落ち込んだ場合には、運営費に不足が生じることになる。市は社協に対し、介護保険の一事業者としての健全な運営を求めているべきであり、今後は補助額の上限や補助期間など、市としての将来的な方針を明確に打ち出すべきではないのか。

介護保険対象サービスの一つであるグループホームは、要介護者で痴呆の方を対象にしたものだが、1施設の受け入れ人数は9名程度であり、果たして民間事業者が参入しても採算が合うのか。このままでは市内に施設が不足することも心配されるが、利用者に対するサービス向上のためにも、行政として介護ビジネスの需給バランスの調整に努めてほしいがどうか。

未来を担う子供たちを大切に保育していくことは、保護者のみならず、社会や行政の責務であり、子供が通う保育所により保育条件が大きく異なることには問題がある。

認可外保育所は、認可保育所の補完とはいえ、その役割は決して小さくなく、既に確固とした位置を占めている。今後は、公立、私立の認可保育所と認可外保育所が、それぞれの特色を生かしながら連携を図るべきであり、認可外からの補助金増額要望についても、まずは当該保育所とのコミュニケーションをとる必要があるのではないかと。

認可外保育所への補助金は、その運営費に対するものというが、決算書を見ると、建設資金に充当される等、不適切な面が見受けられる。認可保育所の補完的役割を果たしており、手当てすべきところへ補助することは大切だが、公金を支出するのであるから、支出先の団体に対し、目的に則した使い方をしよう、また明瞭な決算書を提出しよう指導することも必要ではないのか。

児童虐待は、社会問題として日を追うごとに深刻化している。虐待の発見は通報によるしかなく、水面下では小樽市内でも多数発生している可能性があるが、行政としての相談等の受入体制は不十分である。教育・福祉・保健・警察・地域等の各担当がそれぞれ縦割りではなく、ネットワーク化を図り、早急に連絡協議会をつくるとともに、市民にわかりやすい窓口を設けるべきではないかと。

今年7月から桃内の新ごみ処分場が供用開始されるが、接続道路については、一部用地買収が完了していないため拡幅されていない部分がある。頻繁に大型トラックが往来し、近隣住民も利用する道路であるが、交通障害発生の懸念はないのか。また、カラスやカモメ等の鳥獣の飛来による農作物への被害も心配される。こうした問題に対して、事前に付近住民と話し合い、対策を講ずるべきと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第37号につきましては、採決の結果、賛成少数により不採択と決定いたしました。

次に、請願第12号及び第14号につきましては、採決の結果、賛成多数により継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、採決の結果、賛成多数により議案は原案可決と、請願・陳情は継続審査とすることに決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。(拍手)

○議長(松田日出男) これより一括討論に入ります。

(「議長、10番」と呼ぶ者あり)

○議長（松田日出男） 10番、中島麗子議員。

（ 10 番 中島麗子議員登壇 ）（拍手）

○ 10 番（中島麗子議員） 日本共産党を代表して、委員長報告に反対し、議案第45号に反対、請願第12号、第14号、陳情第37号は採択、継続審査中の請願第 5 号、陳情第23号については、採択を主張します。

議案第45号は、介護保険の導入に当たり、小樽市特別養護老人ホーム条例案の改正案です。介護保険の施行による利用対象者の変更は問題ありませんが、利用料金制の導入には反対です。現在、特養ホームに入所中の方の料金は措置制度によって決められていますが、今度は介護保険によって、介護度によって変更されます。厚生省の基準では、例えばこれまで措置費として 6,600円払っていた方が、介護度 3 と認定されたとき、自己負担額は介護費用で 2 万 7,140円、食費で 1 日 760円、1 カ月にすると 2 万 2,800円、合計 4 万 9,940円、このような大幅な負担が問題になり、経過措置としてほぼ現行どおりの負担額の設定、そして低所得者への食事代減額がされることになりました。しかし、利用料金制度の導入により、日用品費、教養娯楽費、洗濯代が毎日支払うことになります。たとえばそれがそれぞれ 1 日 100円としても、1 日 300円、1 カ月 9,000円の負担となり、これまでの6,600 円の支払いの方は、利用料金だけで大きな負担増になります。利用料金制を設定しないと施設運営ができないというなら、利用者負担にはせず、国や自治体の運営補助としての資金を出すのが本当です。道内では、大樹町が特養ホームへの補助金を町として出すことを決めています。利用者負担を増加させる利用料金制の導入には賛成できません。

請願第12号は、介護保険における移送サービス実施方についてですが、人工透析患者の会である小樽後志地方腎友会の提出で、高齢者の生活支援事業として通院、買い物、保健福祉サービス施設への送迎などを保障する内容で、透析患者の通院保障も求める障害者支援策でもあります。中央省庁では、この事業に対して意見が統一されていない点もあるようですが、なかなか外出できない高齢者のために、福祉施策として実施するためには、採択を主張いたします。

請願第14号は、認可外保育所の補助金増額方です。認可外保育所が小樽に開所して既に27年になります。産休明け一時保育、障害児保育なども取り組み、常に待機児童を抱えていた小樽の保育行政に補完的役割以上のものを果たしてきたことは明かです。民間の運営困難は、父母の保育料負担に直接反映します。公立、認可の保育所に入りたくても入れないため、認可外保育所を利用せざるを得ない場合もあります。市の責任で公平な保育料を保障すべきです。署名も 7,711筆も集まり、期待の大きさがうかがわれます。現在の 4 つの認可外保育所は、約 150人の子供たちの保育に責任を持っています。よりよい保育を小樽の子供たちに平等に実施するためにも、採択に賛成願います。

陳情第37号は、国民健康保険料の大幅引き下げ方です。介護保険の実施により、第 2 号被保険者の国民健康保険料が、年間平均 1 人 1 万 4,000円増額になり、最高の方は 7 万円です。モデル計算では、1 人世帯、資産割なしで 12%台、2 人世帯では13%台の値上げになります。現在でも国保未納者の年代別では45歳から50歳が一番多く、教育費を初めとする生活費の嵩む世代です。小樽市はこの 5 年から 6 年間、市民の負担能力を超える国保料を付加できない。こうして国保料の引き上げを据え置いてきました。高過ぎる国保料を払い切れない被保険者は年々ふえています。既に国は収納率低下を見込んで、収納対策金を本市に対して 4,200万円交付される予定です。また介護保険の実施により療養型病床群、老人保健施設等に、これまで国保で負担してきた部分約 3 億 4,000万円が介護保険に移行します。この分で大幅な国保料減額を図り、払える国保料にするために採択を主張します。

継続審査中の請願第5号は、朝里振興地域におけるコミュニティセンター設置方です。この地域には公的な会館がないために、町内会館を利用していますが、使用料金が高く、葬儀のために使用できなくなることも少なくありません。町民会館もありますが、狭い部屋が2つしかなく、水洗トイレも設置されておりません。この中で幼児サークルをはじめとした市民の集まりが行われています。この地域は人口減の進む小樽の中でも人口増加地域です。市民が利用できるコミュニティセンターの建設の必要性は明らかです。早期に建設することを求め住民署名も届いています。願意妥当、採択を求めます。

同じく継続審査中の陳情第23号は、保育所最低基準職員配置の改善を求める意見書提出方についてです。厚生省は新エンゼルプランとして、平成12年から16年度までの重点的に推進すべき少子化対策の具体的計画を示しています。内容は保育サービス等、子育て支援サービスの充実、仕事と子育ての両立のための雇用環境の整備のほかに、母子保健医療体制や子育ての地域教育環境整備等に及びます。とりわけ保育サービスでは、ゼロ歳から2歳までの受入枠の拡大、延長保育や休日保育、一時預かり、多機能保育の整備などの強化が予定されており保育士の役割は一層大きくなります。現在の最低基準の職員配置では、保育士は3歳児を20人に1人、4歳から5歳児では30人に1人という大変低い基準です。3歳以上の子供に対する配置基準を大幅に引き上げるよう改善を求める内容です。少子化対策の重要性を認めるすべての皆さんの賛成をお願いして、討論を終わります。(拍手)

○議長(松田日出男) 討論を終結し、これより順次採決いたします。

まず、請願第14号について採決いたします。

委員長報告は、継続審査であります。

委員長報告どおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松田日出男) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、請願第12号について採決いたします。

委員長報告は、継続審査であります。

委員長報告どおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松田日出男) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について一括採決いたします。

委員長報告は、議案については可決、請願・陳情については継続審査であります。

委員長報告どおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松田日出男) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

○議長（松田日出男） 16番、久末恵子議員。

（16番 久末恵子議員登壇）（拍手）

○16番（久末恵子議員） 建設常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は次のとおりであります。

市の除雪対象路線であるにもかかわらず、狭隘な道路状況や地域の事情から市の除雪が全くなされていない地域があり、これらの地区住民は、町内会費とは別に相当な除雪費用を負担している現状がある。しかし、道路整備が進み、除雪条件が変化してきた地区も見られることから、改めて、市は積極的に関係団体と協議し、平成12年度に向けてこの改善を図るべきと考えるがどうか。

地方分権一括法の制定に伴い、新年度から道路占用に係る施設等に許可標識票等を表示することが条例で義務づけられる。この目的は、占用許可の徹底を図るものであるが、実施に当たっては無許可占用物件の把握や占用料の徴収に関する対応等、事前に協議、検討を要する問題等が多いことから、庁内に対策会議等を早急に設置し、適切な指導に努めるべきではないか。

また、占用許可を行う場合については、初年度からすべての物件を対象に行うことは作業上困難であるため、その範囲を段階的に拡大していくことにより、スムーズに業務を行うことができると思うがどうか。

近年、地球温暖化などによる環境問題に対する関心の高まりとともに、緑化に対する市民ニーズが増大しているため、都市緑地保全法が改正され、緑の基本計画が制度化された。

このことにより、21世紀プランにおいて、この基本計画の策定が位置づけられたところであるが、都市における総合的で計画的な緑地の保全及び緑地対策が急務であることから、広く市民の理解を得て早急に基本計画を策定すべきと考えるがどうか。

また、策定に当たっては、この対象施策が都市公園の整備や緑地保全地区の決定などの都市計画事業のみならず、道路、河川、港湾、学校などの公共公益施設の緑化推進など広範で多岐にわたるため、検討チームを組織し、全庁的な取り組みが必要ではないか。

祝津山手線については、平成12年度に道道小樽海岸公園線と接続するクランク部分を整備することになった。計画では、その後も同路線を順次整備していくとしていたが、市内全体の未整備路線との緊急度、優先度比較において、この計画を変更するとのことである。当初計画から見て、同路線の交通状況も変化したが、説明が十分なされていないため、地域住民は引き続き整備が行われるものと認識している。

このような中で、当該路線は交通量が多い上に狭隘で、さらに信号機も設置されていない横断歩道を多くの小中学生が通学に利用している。また、冬期間は大型車両の交差もままならず、雪山の上でバス待ちをしている状況にもあり、毎年、接触事故が起きているとのことである。人命にかかわる大きな問題であり、この路線の再調査を行い、その上で地域の要望を取り入れながら、関係機関とも連携を図り、この整備について積極的に取り組むべきと思うがどうか。

札幌市が当別ダムからの受水を大幅に減量する考えを明らかにしたことから、本市を含む3市町のダム建設費の負担金割合がふえると危惧されている。これに対して、札幌市は3市町の負担増額分を肩代わりする方針と聞くが、本市としてもこれに賛意を示し、関係市町と連携をとりながら、今後も円滑に事業を推し進めるべきと考えるがどうか。

今月末に、ほしみ駅南口とあわせてほしみ駅南通が供用開始となる。これにより従来、札幌市側の北口からしか利用できなかった駅が、小樽市側からも利用可能となるが、さらに利用者に配慮し、国道5号の横断を可能とするため、信号機設置を早急に実現するよう市民部と連携を図りながら、公安委員会に強く要望してはどうか。などがあります。

付託案件の結果は次のとおりであります。

まず、請願第11号、第13号、第15号、陳情第3号ないし第5号、第7号ないし第10号、第12号、第13号、第21号、第24号、第25号、第29号につきましては、採決の結果、賛成多数により継続審査と決定いたしました。

次に、議案第97号につきましては、採決の結果、原案可決と全会一致で決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。(拍手)

○議長(松田日出男) これより一括討論に入ります。

(「議長、12番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 12番、古沢勝則議員。

(12番 古沢勝則議員登壇)(拍手)

○12番(古沢勝則議員) 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、請願第13号、第15号、陳情第29号並びに継続審査中の案件、請願第11号、陳情第3号ないし第5号、第7号ないし第10号、第12号、第13号、第21号、第24号、第25号については、いずれも願意妥当、採択を求めます。

以下、その理由を述べます。

請願第13号、第15号については、ロードヒーティングの敷設方を求めたものでありますが、過日、いずれも現地調査をしてまいりました。市道桜1号線の敷設要望箇所は、望洋台に向かう桜台線を左折、ほどなく日本海が眼下に広がる道路勾配14%の急な坂道であります。当該道路沿線は住宅が立ち並び、市営のA団地86戸、桜東団地120戸、道営桜東団地40戸、民営のサーム桜三丁目50戸などがあわせ建ち並び、付近住民にとっては国道5号線と桜ロータリー方面を結ぶ唯一といっていい生活幹線であります。市道桜2号線の敷設要望箇所は、道路勾配16%にもなる急坂、この道路は毎朝夕、子供たちの通学路であり、また高齢者も足元に気を使いながら行き来しなければならない生活道路であります。この冬も既に数件の交通事故が発生し、かねてから道路整備が強く

望まれていたところでありますが、本件請願に添えられた449名の署名がその切実さをさらに証明するものになっています。堺学校下通線の敷設要望箇所は、花園公園通を左折、一方通行で妙見橋につながる交通量の大変多い道路であります。道路勾配は一部10%にもなり、毎冬、路肩に自動車がつっ込むなどの事故が後を絶ちません。

陳情第29号は、市道桜17号線の除排雪方を求め、署名55名を添えた陳情であります。3月中旬過ぎ、現地を見させていただいたときには、当該道路はまさに雪の山でありました。わずかに踏み固めた通路部分が、この署名に寄せた付近住民の思いを伝えています。

以上のように、請願・陳情案件の願意は、いずれも切実にして極めて妥当であります。

継続審査中の各案件についてであります。いずれも願意妥当であり、我が党は引き続き採択を主張します。特に13件の請願及び陳情案件のうち9件がロードヒーティング敷設を求めるものであります。既設施設の点検、更新を重点とした市の整備方針が、こうした市民の願いにこたえるものになっていないこと、見直しをしてヒーティング敷設の第3期計画の立案、実施をこれまでも強く主張してきました。「歩行者量、車の交通量、道路の勾配、幅

員など、もろもろのファクターを入れた中で、どういう基準のところまでできるのか新年度の中でまとめていきたい、本定例会建設常任委員会における土木部長の答弁であります。行政が動こうとしているのであれば、議会は一体何をなすべきか。これまで継続審査という名の事実上棚上げを主張してきた会派、議員各位に心から呼びかけたい。冬の季節、雪の街を安心して暮らしたい、このように願う市民の期待に今度こそ議会がこたえるべきであります。そのことを切に要望して、私の討論といたします。(拍手)

○議長(松田日出男) 討論を終結し、これより順次採決いたします。

まず、請願第11号、第13号、第15号、陳情第3号ないし第5号、第7号ないし第10号、第12号、第13号、第21号、第24号、第25号、第29号について、一括採決いたします。

委員長報告は、請願・陳情は、いずれも継続審査であります。

委員長報告どおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松田日出男) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の案件について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、学校適正配置等調査特別委員長の報告を求めます。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 22番、渡部智議員。

(22番 渡部 智議員登壇)(拍手)

○22番(渡部 智議員) 学校適正配置等調査特別委員会の報告をいたします。

当委員会の質疑・質問の概要は次のとおりであります。

小規模校では、科目数に応じた教員が確保できず、いわゆる免許外教員がふえている。市教委は、学校の統廃合により教育環境の向上を図ると言うが、保護者や生徒、教職員の合意も得られないまま実施計画を推し進めるべきではない。ベテランの退職教員を臨時に雇うことで免許外教員を減らすなど、小規模校のメリットを生かしながら、市独自の施策により教育環境は改善できると思うがどうか。

現在、文部省の「スクールカウンセラー活用調査研究委託事業」として、1名のスクールカウンセラーが教育研究所に配置されているが、同事業は平成12年度で終了予定となっている。今後、適正配置を実施するとなれば、今まで以上に児童・生徒の心のケアが必要になるのではないかと。同事業の継続を図るとともに、スクールカウンセラーの増員についても積極的に検討すべきと思うがどうか。

児童・生徒や保護者を対象にアンケート調査を実施しているが、その中での質問項目については「全学年一斉」「学年進行」「3年生は母校で卒業」の三者択一方式であり、あくまでも平成13年度実施が大前提となっている。以前から実施時期の延期や適正配置の実施そのものに反対する声は多く、それらの意見も反映できる形でのアンケート内容とすべきではなかったのか。

また、このように誘導的に行われたアンケート結果を見ても、適正配置の平成13年度実施について合意が得られていないのは明らかであり、保護者や児童・生徒の意見を無視した同計画は白紙撤回すべきと思うがどうか。

今回、実施されたようなアンケートでは、児童・生徒の本当の声は届いてこない。積極的に意見を聞くというのであれば、適正配置をテーマに子供同士での議論や意見交換の場づくりなど、早急に子供の意見集約を図るべき必要があると思うがどうか。

今回のアンケート結果をもとに、実施方法を「3年生は母校で卒業する」という形に変更したことは評価に値する。今後とも教育環境の向上に鋭意努めるとともに、通学区域についても弾力的な検討を行ってほしいがどうか。

市教委は、今後、「3年生は母校で卒業」する形で適正配置を進めるというが、その場合に不安視される学校行事等の問題については、何の解決策も示されていない。教育条件の向上を目的に適正配置を進めるのであれば、具体的な解決策を早急に検討の上、教育条件の確保に努めるべきと思うがどうか。

実施時期をおくらせれば、新たな問題も発生し、複雑化するというが、児童・生徒や保護者との話し合いが十分なまま、実施方法だけ変更して場当たりに推し進めるやり方は乱暴である。もっと十分に意見を聞き、合意を得ながら進めるといった弾力的な考え方を持つ必要があるのではないか。

既に方針が固まりつつある時期のアンケート調査には疑問の声も多い。ある程度対象校が絞り込まれた早い段階で「素案」という形で提示し、アンケート調査を行ったとすれば、児童・生徒や保護者との合意は得やすかったのではないか。

菁園中学校の改築については、平成13年度の適正配置により、東山、住吉両中学校の生徒を受け入れてから着手することだが、生徒は工事中の騒音、振動といった落ちつかない環境下での勉強を余儀なくされることになる。教育環境の向上を理由に適正配置を進めるのであれば、適正配置実施前に受入れ校の改築をすべきではないのか。

今後、小学校の適正配置に取り組む際には、今回の経験を教訓とし、当事者と早い時期から話し合いを進める中で、スムーズな意見集約を図っていくべきではないか。

適正配置については、非常に大きな事業であり、当然に市が一丸となって取り組むべき必要があると思うが、現在の体制は専門のスタッフ1名のみの配置である。今後、スムーズな事業進行を図っていく上でも、スタッフの増員は急務と思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第32号ないし第34号、第36号につきましては、継続審査、採択及び不採択に意見が分かれ、採決の結果、賛成少数により不採択と決定いたしました。

次に、陳情第35号につきましては、継続審査と採択に意見が分かれ、採決の結果、賛成多数により採択と決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。(拍手)

○議長(松田日出男) これより一括討論に入ります。

(「議長、24番」と呼ぶ者あり)

○議長（松田日出男） 24番、北野義紀議員。

（24番 北野義紀議員登壇）（拍手）

○24番（北野義紀議員） 日本共産党を代表し、委員長報告に反対し、陳情第32号ないし第34号、第36号は採択、第35号は継続の討論をいたします。

我が党は、今回出されている学校適正配置計画については白紙撤回を求めています。教育委員会は小規模校の弊害のみをあげつらって、そして中央部における中学校の統廃合を行うということでもあります。それならば、郊外にある小規模校に対して、教育委員会が指摘している弊害をどのようにしてなくしていくか、このことについては何も対策がありません。だから、多くの関係者から、これは不公平ではないかという声が当初から上がっているのは当然のことです。

我が党は、小規模校のことを問題にするのであれば、統廃合ということで、いわゆる行政改革の名のもとに始められた、こういうやり方ではなくて、まず無免許教員をなくすために、市独自で退職された直後の元気のいい先生方を採用して、子供たちの教育に当たるということは最小限のことであると考えています。

こういう不十分なことを持ったまま、中学校を強行し、それから小学校に手をつけるという、まさに市教委の態度というのは、小樽の教育問題で統廃合しか頭にないのかということを言わざるを得ないわけであります。

我が党は、この適正配置計画を基本方針も含めて撤回し、小樽の教育をどうするかということで総合的な対策を立てること、そしてそれらを教師はもとより、父母にも広く明らかにして討論を行って、総意で事を進めることが必要であると考えています。

付託された5件の学校適正配置に関する陳情は、それぞれ子供の教育や小樽の教育をどうしたらよいかを真剣に願う立場からの陳情であります。議会として陳情の願意をつかみ、妥当なものは実現させなければなりません。

まず、陳情第32号、第34号ですが、これは平成13年度実施は延期してほしいというのが中心点です。教育委員会が来年度実施に向けて実施方針や計画を二転三転させたことから、父母に対する本格的説明が大幅にずれ込んだことが、父母や地域の関係者から、時間が足りない、なぜ急にこういうことをやるのか、時間をとって自分たちの意見を聞いてほしいし取り入れてほしいということが続出したわけで、この責任は挙げて教育委員会にあるわけです。意見の違いを超えて多くの方々が来年度実施は延期してほしいというのは最小限の要望です。この願意を踏みにじて不採択というのは、教育委員会の落ち度から父母に迷惑をかけても、これは仕方がないということになるわけです。

陳情第35号について、我が党は継続を主張しました。この2項目目に最良の案をつくってほしいとあります。これを自民党はアンケートの第3案が、この最良案だと勝手に解釈して採択といたしました。しかし、その後で出てくる4項目目に、事実上の第3案が要望として書かれているわけです。最良案と第3案は同一でないということは、陳情の各項目からも明らかであります。したがって、陳情を継続にして最良案とは何かを陳情者から意見を聞くということは議会として当然のことです。

公明党の皆さんは、前回の特別委員会でも、今回の議会の特別委員会でも、適正配置は合意のもとでと主張されています。ただいまの委員長報告にありました部分ですが、「既に方針が固まりつつあるこの時期のアンケート調査には疑問の声も多い。ある程度対象校が絞り込まれた早い段階で素案という形で提示し、アンケート調査を行ったとすれば、児童・生徒や保護者との合意は得やすかったのではないかと」と委員長報告は述べていますが、このく

だりは公明党の方の主張であったわけです。加えて市教委の行ったアンケートを客観的に見れば、関係者の合意を得られていないということは明かです。マスコミでもこのことは指摘をしているところです。公明党が平成13年度実施を延期してほしいとの願いを不採択にしたことは、みずからの主張と矛盾する態度であることを指摘しておきます。

最後に、我が党は、学校特別委員会で自民党が採決に当たって討論しないことは、議会活性化に反すると批判し、本会議ではぜひ討論すべきと我が党の意見を申し上げ要望しました。この我が党の要望を聞き入れ、自民党が討論をすることになったのは結構なことであります。学校特別委員会はすべての会派が討論するというようになって、議会活性化では、この限りでは第一歩だと歓迎するわけです。もとより議会の活性化の重要な中身は、各党が付託案件に対し、どういう態度をとったのか、その理由を有権者にわかるようにすることです。とりわけ市民から提出された請願・陳情については、なぜ採択か、あるいは不採択か、また継続審査にしたのか、これらの理由をそれぞれ明らかにすることは、有権者に対する政党、会派、議員としての責務であることを申し添え、討論いたします。
(拍手)

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 5番、松本光世議員。

(5番 松本光世議員登壇)(拍手)

○5番(松本光世議員) 自民党として、委員長報告に賛成の討論をいたします。

ただいまの討論もしかりであります。今議会での学校適正配置等調査特別委員会の共産党の討論の中で、「陳情者の真意を勝手に解釈し、数を頼んでの態度は一体何なんだ」と、自民党を批判する部分がありましたが、我が党は委員会審議中に、理事者に対する質問の中で願意を図り、態度を明かしながら、付託された案件について我が党なりの見解で対処しております。したがって、共産党からの討論を利用した批判は当たらないということを申し述べ、ただいま提出されております陳情第35号は、教育環境の向上という観点からも願意妥当であり採択、第32号ないし第34号、第36号については、平成13年度実施反対、白紙撤回、学年進行などであり、不採択とする委員長報告に賛成をして討論いたします。(拍手)

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 21番、佐々木勝利議員。

(21番 佐々木勝利議員登壇)(拍手)

○21番(佐々木勝利議員) 民主党市民連合を代表し、陳情第32号ないし第36号について、委員長報告に反対し、継続審査を求める討論を行います。

現在、学校現場では、いわゆるいじめ、不登校など、課題が山積みしており、40人学級の弊害が指摘されております。教育条件や子供や保護者、教職員が求める30人以下学級の早期実現、父母負担の解消など、教育行政は対応し切れないでいるのが現状ではないでしょうか。小樽市教育委員会は、地方分権の流れの中で、すべての子供たちに豊かでゆとりある教育を保障するため、教育諸条件を整備する責務があると思います。今回の学校配置の見直しは、教育にはなじまない小樽市の新行政改革実施計画に基づく学校統廃合に端を発していますが、あくまでも教育諸条件の改善を目的とすべきであります。安易な統廃合はすべきではありません。

また、標準を定め、機械的に行うべきでもありません。しかし、今回の実施計画案は、学校教育法施行規則をそ

のまま標準学級とした結果、最大で往復4キロメートル以上の通学距離を子供に強いることになり、山坂が多いという小樽の地形的特殊性や冬期間の降雪などを考えたとき、子供たちに多大な犠牲を強いるものと言わざるを得ない。また、適正配置計画に当たっては、地域住民、保護者、教職員の意見や要望を十分尊重するとともに、子供の意見表明権など、子供の権利条約の精神を最大限に尊重し、民主的で公正公平に進められるべきであります。しかし、現状は実施方法や実施時期については、関係者間の十分な理解を得ておらず、理解を得られるよう鋭意努力すべきではないでしょうか。

このたび、指摘される問題を含んだアンケート集約をする中で、実施方法の全学年一斉をやめて、方針変更をしましたが、これは部分的に手直したにすぎないと思います。今回、提出された陳情のうち、陳情第33号は、小樽市中学校適正配置実施計画案白紙撤回方についてであります。陳情第32号、第34号ないし第36号は、小樽市中学校適正配置実施計画案見直し方についてであります。いずれも陳情内容を見ますと、適正配置の方法をめぐる問題、通学区の問題、提示から実施までの短さからくる実施時期の問題、生徒の気持ち、心のケア、受験など、生徒に関する問題、さらに受入れ校側の問題などに関連した内容になっております。さらに市民から寄せられているさまざまな意見、要望などは、生徒、父母の不安を考えると、まだまだ議論しなければならない問題が提起されています。

市教委は、これらの声に誠実にこたえていかなければならないと思います。与えられた課題に市民合意のもと、公平公正に進めるために、さらに継続して慎重に議論を深めるべきだと考えます。教育の地方分権、手づくりの小樽の教育をつくり上げていく重要性を強く訴えて、討論を終わります。

なお、継続審査をすることが否決され、賛否の態度を問われた場合は、自席にて棄権とさせていただきます。

以上で討論を終わります。(拍手)

(「議長、33番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 33番、斉藤陽一良議員。

(33番 斉藤陽一良議員登壇)(拍手)

○33番(斉藤陽一良議員) ただいまの委員長報告に対し、公明党を代表して賛成の討論をいたします。

陳情第35号については採択を、陳情第32号ないし第34号及び第36号については不採択を主張します。

我が党は、今回の学校適正配置計画について、21世紀の小樽市の学校教育の基本条件を整え、その質的向上を促すために極めて重要な課題と受けとめ、本委員会においても真摯な検討を行ってまいりました。昭和50年代までは人口稠密だった市内中心部に、比較的近接して存在するかつての大規模校は、現在、少子化と郊外の住宅地への人口流出、さらに本市人口そのものの減少などによって、生徒数の極端な減少を来しております。この傾向は短期間に改善する可能性は極めて少なく、むしろ、さらに進むおそれが大であります。生徒数の少ない学校の利点は認められるにもかかわらず、現状の弊害は放置できないものと考えます。学校配置の適正化を図ることにより、将来的により根本的な教育条件の向上が得られるならば、あえて改革を行うべきであります。現時点で痛みを伴うとしても、将来にわたってよりよい教育環境を実現するために、十分な説明の努力と誠実な対応策を実施し、問題点は問題点として明確にしながら、衆知を集めて検討する中で、関係者の理解は必ず得られるものと考えます。痛みを避けようとする余り改革そのものを先送りすることは、むしろ教育行政の怠慢のそしりを免れ得ないものと考えます。

本市教育委員会は、平成12年1月17日、石山中学校、東山中学校及び住吉中学校を対象校とし、その通学区域を隣接校がそれぞれ吸収する小樽市中学校適正配置計画実施計画案を発表し、これをもとに関係者への説明や意見聴

取を行いました。しかし、対象となった学校の保護者などから多くの意見や要望が寄せられたため、教育委員会はさらに関係者全体の意見を総合的に把握する必要を認め、対象校及び受入れ校の関係学年の児童・生徒及びその保護者全員に対してアンケート調査を行いました。その結果、意見要望が多く出され、議論の焦点となっていた実施方法について、学年進行と全学年一斉との折衷的な案として、平成13年4月に2年生のみ別の学校に移り、3年生は現学校で卒業できるよう配慮した案が、対象校においては約60%、全体でも約43%と最も支持される結果となりました。このアンケート調査は、調査用紙のほかに、各案の内容とそれぞれの主な長所、短所が具体的に明示された参考資料が添付されており、また回収率も対象校では82.4%、受入れ5校で70.2%、関係小学校8校でも68.6%と高く、調査結果は客観的に見て十分信頼に足るものであり、そこに示された児童・生徒及び保護者の意向は最大限に尊重されるべきであります。

このような経過を振り返ってみたとき、本市教育委員会は当初、説明の不十分な点や意見集約に不手際が見られたにもかかわらず、一貫して関係者の意見要望に真摯に耳を傾けようとする姿勢を崩さず、柔軟に対応している点は高く評価すべきものと考えます。新しい時代の潮流は、利害や主義主張の対立や衝突の時代から、それらを乗り越えた人間的な触れ合いと他者への愛情を基調とした時代へと変化しています。21世紀を担う小樽の子供たちに、広い国際的視野と豊かな人格をはぐくんでいくために、今こそ広範な市民の協力と建設的な知恵を結集すべきときと考えます。

以上の総括を踏まえて、陳情第32号ないし第36号について、陳情の趣旨及び文言を精査したところ、個々の陳情項目においては願意妥当と考えられる内容を含むにもかかわらず、以下の理由により第32号ないし第34号及び36号については、不採択を主張します。

第32号及び第34号は、実施時期について、平成13年4月に反対するとしていること。これはアンケート調査により明示的に了解された多数意見に合致しません。また実施計画案そのものの白紙撤回を求める第33号についても同様合致しません。また第36号については、陳情項目の2で学年進行を求めている点が多数意見と合致しません。陳情第35号は、詳細については陳情者の意向を確認すべき点もありますが、おおむね願意は妥当であり、採択を主張します。

以上、態度を明らかにし、討論いたします。(拍手)

(「議長、9番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 9番、大畠護議員。

(9番 大畠 護議員登壇)(拍手)

○9番(大畠 護議員) 市民クラブを代表いたしまして、ただいまの委員長報告に反対し、陳情第32号ないし第36号の継続を主張し、討論いたします。

全学年一斉、学年進行、3年生は母校での卒業と、この3案に揺れ動いた小樽の教育界、修学旅行、部活、そして高校受験などなど、個別具体の問題をめぐっては、児童・生徒、父母の不安を懸念する声が多く、その微震はまだ続いております。私たち市民クラブは、適正配置そのものは専任免許の問題など、教育の質を維持するためにも必要なことだと考えております。また、文部省の校舎改築予算の査定が在籍生徒数により算出されるという市教委の制度的ジレンマも理解できるものであります。しかし、今回の議会での質疑でも明らかなように、計画案の周知、意見の集約、父母に対する説明など、反省すべき点が多々あったと認識しております。私たちは適正配置により特

別な学校環境のもと、通学をせざるを得ない児童・生徒に対しては手厚い心配りが必要という立場から、学年進行プラス特別学区制による学校の自由選択を求めてまいりました。私たちの主張は実現しなかったものの、市教委は、全学年一斉方式を3年生は母校で卒業方式へ方向転換をされ、一応の評価はいたします。しかし、今後の対策としては、チームティーチングなど、より具体的に教育現場の変化と対策を関係者に周知させるべきとあり、同時にもうしばらく議論を重ねるべきと考え、継続を改めて主張いたします。

市教委、子供、親が一步立ちどまって深呼吸するくらいの間を持ってもいいのではないのでしょうか。

以上、申し上げまして討論といたします。(拍手)

○議長(松田日出男) 討論を終結し、これより一括採決いたします。

委員長報告は、陳情第32号ないし第34号、第36号については不採択、陳情第35号については採択であります。

委員長報告どおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松田日出男) 起立多数。

よって、さように決しました。

日程第2「議案第99号、第101号及び第102号」を一括議題とし、議案第99号について、市長から提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 市長。

(市長 山田勝磨登壇)

○市長(山田勝磨) ただいま追加上程されました議案第99号について、提案理由の説明を申し上げます。

特別職に属する職員の給与の特例に関する条例案につきましては、元観光課職員による一連の不祥事の責任を明らかにする措置として、市長の平成12年4月分の給料月額を10%減額するものであります。何とぞ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

この場をおかりいたしまして、一連の不祥事に関し、議員の皆さんはじめ、市民の皆さんに対しまして、おわびと今後の対応について申し述べたいと思います。

元観光課職員の一連の不祥事後、職員一丸となり、市民の皆さんに対する信頼回復に努めようとした矢先に、元財政部市民税課職員が企画部に在籍中、平成7年度から8年度の2カ年にわたり、小樽市土地開発公社の事業資金約3,280万円を着服し、さらにその事実を隠すため、会計帳簿類を破棄していたことにつきましては、全く弁解の余地もなく、連続する不祥事に対し、議員の皆さんをはじめ、市民の皆さんに深くおわびをいたします。

こうした一連の不祥事に共通していることは、本人の公務員としての資質の欠如は言うまでもありませんが、管理監督の立場にある職員が長期間にわたり、そのチェックを怠るなど、まことにずさんな状況であったことが最大の原因であります。一部職員のこうした不祥事が市役所全体に対して市民の不信感を招いていると同時に、職員全体の士気に少なからず影響を与えております。こうしたことから、3月14日、議事堂において係長以上の管理監督職員に対し、信頼回復に向けて職員1人1人が危機感を持って仕事に取り組み、全力を挙げて市民サービスに徹するよう強く訴えました。今後とも管理監督者に対して指導を強化するとともに、早期に職員倫理規定を制定したいと考えております。

さらに、特別調査チームを設置し、不祥事の発生原因の解明とチェック機能の見直しを図り、適正な事務執行に最善を尽くしてまいりたいと考えております。

なお、当時の関係職員については、早い時期に厳正に処分したいと考えております。たび重なる不祥事に対し、まことに申しわけなく、議員並びに市民の皆さんに重ねて心からおわびを申し上げます。

○議長（松田日出男） この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 5時51分

再開 午後 8時15分

○議長（松田日出男） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

この際、休憩前の北野議員の議事進行についてお答えいたします。

予算及び地方分権に関する特別委員長報告に対する前田議員の討論における発言は、休憩中にテープを反読いたしました結果、不穏当な発言でございましたが、今後、議員各位におかれましては、お互いに誤解の生ずることのないよう、発言に十分留意願います。

以上であります。

（「議長、24番、議事進行について」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 24番、北野義紀議員。

（24番 北野義紀議員登壇）

○24番（北野義紀議員） 休憩中に、前田議員が先ほどの討論で、我が党が自民党を誹謗中傷していると述べたことに対し、「我が党が、委員会であれがどのように述べた部分が誹謗中傷に当たるか示してほしい」と自民党に要望いたしました。返事は「委員会の討論のことではない」と具体的根拠を何一つ示すことができませんでした。それにもかかわらず、本会議での我が党をそれこそ誹謗中傷したくんだり、「自民党として変更しないし削除もしない」との返事でした。このことは先ほどの前田議員の討論は何の根拠もなく、我が党を誹謗中傷したということを裏づけただけで、先ほどの討論で我が党に対して述べられた「猛省を促し、強く抗議し」との部分は、そっくり自民党にお返しいたします。

以上です。

○議長（松田日出男） ただいま北野議員の議事進行に関連いたしまして一言申し上げます。

休憩中に当事者の会派間で話し合われた経過もございますので、本会議においてこれ以上の議論は避けてまいりたいと考えております。御了承願います。

これより議案第99号について質疑を行います。

通告がありますので、発言を許します。

（「議長、26番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 26番、高階孝次議員。

（26番 高階孝次議員登壇）

○26番（高階孝次議員） 日本共産党を代表し、ただいま上程されました議案第99号に関連して質問します。この問題については、今議会代表質問、そしてまた特別委員会でも質問をさせていただきましたが、またせっか

くの第99号の提案でありますので、また違った角度からお尋ねをしたいと思います。

第1は、今回、明らかになった2件の不祥事にかかわる被害額についてです。現在までに判明している段階でどのくらいになるのか、それぞれお答えください。市民から我が党にも大変厳しい手紙や電話が来ております。これは私あてに来た手紙なんです、匿名なんですけれども大変厳しいものがあります。今の共産党は余りにもだらしがないと、こういうことや、共産党は今まで何していたんだと。高階さんは私どもの味方だと思っておりましたが、残念で仕方がない。今度の選挙は考えなきゃならないと、こういう趣旨の手紙が来ております。この際、徹底的にうみを出していただきたいと思います。なぜこんなふうに不祥事が続くのか、市長が最後は責任とる以外にないのではないのかと。チェックする役目の議員は一体何をやっているんだと、我々も同罪であると言わんばかりの手紙であります。

2つ目にお聞きしたいのは、なぜ再発を防ぐことができなかったのかと、こういう問題です。今回の不祥事に先立って、新しいところでは、二病の職員の問題、ケースワーカーの弱者につけ込んだ大変悪質な事件がありました。このときも徹底的に原因を調査する、再発を防ぐんだと、こう言われて調べる担当者も決まって取り組んだはずなんです。何かそこで学んだんじゃないかと思うんですが、その教訓が何も生かされていない。なぜこうなのかと、このことについてお尋ねいたします。

次は、無力な監査機能についてです。この議会でも代表質問でもありましたけれども、質問を受けました監査委員は、監査はしたんだけど見つけれなかったと。自分たちもだまされたと、こういう言い方をされておりました。監査機能が十分発揮できないというのは、これは小樽市政にとってゆゆしき問題だと私は思います。監査委員は言うまでもなく、市長や私たち議会から独立した機関として厳正中立な監査を行うと、こういうことができるように我が党は、監査委員というのは、市のOB職員がその職につく、こういうことではなくて、外から第三者的な立場で監査できる人をと、山田市長になって外部監査ということになりましたが、議会から選ばれる監査委員というのは野党から出すべきだと、我が党はずっとこう言っているんですけれども、これもなかなか取り入れられないと。何でもかんでも与党が独占して、そこからくるおごり、甘え、これに大きなかわりがあるんじゃないかと我が党は考えます。市長は一体、この無力というか、無能というか、監査機能体制の強化に当たって、今後どうしていくのか、お答えいただきたいと思います。

次は、再発防止に当たり、市長は職員の倫理規定をつくるということを再三言われております。職員に関しては地方公務員法があるほかに、市にも職員の任免に関して職務に関する条例があります。さらに服務の規定もあります。その上、今度は職員の倫理規定と言います。規定をつくれれば不祥事はなくなるとでもお考えなのでしょうか。どんな内容で、どのように実効を上げるつもりなのか、倫理規定についてお答えください。せっかく規定をつくれるんですから、市の職員と業者の癒着、このことはよく倫理規定にどこでもうたわれているわけですが、私は特に、市のOB職員が天下りするなんていうようなことは、この規定になじむかどうか分かりませんが、現に要綱はありますが、実際これが余り効果を発揮していないと、こういう点もきちんとしていただきたいと、このように思います。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。(拍手)

○議長(松田日出男) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（松田日出男） 市長。

（市長 山田勝磨登壇）

○市長（山田勝磨） 高階議員の御質問にお答えします。

まず、被害額についてであります。元観光課職員による銭函3丁目駐車場使用料の横領事件については、被害額が1,558万2,800円と確定しております。この額をもって被害届けを提出しております。

次に、元市民税課職員の小樽市土地開発公社事業資金の横領事件につきましては、本人の供述と私どもの調査では、平成7年度と平成8年度の事業資金のうち約3,280万円を着服していたことが判明しております。なお、今後、警察による捜査により被害額が確定するものと考えております。

次に、過去の教訓が生かされていなかったのではないかと、こういう御指摘がありますが、今回の一連の不祥事に共通していることは、本人の公務員としての資質の欠如は言うまでもありませんが、管理監督の立場にある職員が、長期間にわたりそのチェックを怠るなど、まことにずさんな状況であったことが最大の原因であります。これまでも機会あるごとに綱紀の保持や職員の倫理について喚起してきたところでありますが、このことが徹底されていなかったものと考えており、結果的に議会や市民の皆さんに大変御迷惑をおかけし、まことに申しわけなく思っております。

次に、監査体制についてであります。監査委員としましても、このたびのことを踏まえて、監査業務の見直しをされるやに聞いておりますので、今後、監査委員事務局の体制も含めて、監査委員とも十分協議してまいりたいと考えております。

次に、職員の倫理規定についてであります。まず倫理規定の内容につきましては、国や道の規定も参考にしながら、全体の奉仕者としての基本的な行動基準や利害関係者との規制など、具体性のあるものを規定してまいりたいと考えております。また、その効果についてであります。倫理規定を制定し、職員に十分周知することにより、職員の意識改革が進み、職場の改善にも結びつくものと考えており、より一層、綱紀の保持が徹底されるものと考えております。

さらに、退職者の再就職につきましては、個人の職業選択の自由とか、社会全体としての人材活用といった面にも留意する必要がありますので、一律に禁止することは難しいものと考えております。今後、小樽市職員の再就職に関する取り扱い要領の見直しの中で検討してまいりたいと考えております。

以上です。

（「議長、26番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 26番、高階孝次議員。

○26番（高階孝次議員） 今、被害額を聞きましたけれども、両方合わせますと4,700万円を超えるということになります。これからおふえるのかもしれませんが、そこら辺はわかりませんが、ざっと聞いたところでは、そういう額であります。これは大変な大きな額ですね、よく間違いがあったというふうにして、数字が知らさせることがありますけれども、ちょっとけたが違うんじゃないかと思われるように感じます。

ちなみに、今度の新年度予算で、市長が目玉として実行された乳幼児の医療費の1歳拡大、これはたしか4,400万円ぐらいだったと思います。そういう市長の目玉ともいえる政策に要する予算にも匹敵するということで、これは軽視できないのではないかと、こういうふうに思います。

このことを質問するつもりはありませんが、次に質問に入りますけれども、特別調査チーム、プロジェクトチームみたいなものをつくって、もう一回調べ直すと、こういうことでありますが、こんな種のことは事故が起きますと、よくこれまでもあったわけですし、やるというふうに言われておりますし、この間の生保ケースワーカーでしたか、あの件についても担当者がそれ専門につけて調べたというからには、こういうことが問題であって、これはこれ、直さなきゃならないとか、何か出てくるんじゃないかなと、そういう報告は受けておりませんけれども、理事者としてはつかんでいるのではないかと思うんですが、そういうものが教訓にできなかったということが、こんなことにまたつながっていくのではないのかと、そういうことを心配するわけですが、今度は違って、もっと徹底してやるんだとか、あるいは別なやり方をするんだとかということであれば、その調査チームについてお話ししたいと、こういうふうに思います。

それから、監査の問題ですが、これは私は軽視できないと。この議会でも特別委員会で、市の財政のことをお尋ねしましたときに、監査委員の見解と、それから市長の見解とが大きく食い違っていると。これは代表質問のところでも触れたわけですが、市長はもう財政事情が悪化しているということを再三に言われるんですが、監査委員の方は、10年度の決算でしたか、3億ぐらゐの実質収入があるということで、JRに駅をただでつくってくれてやるというのも、これはできるんだと、余裕があるんだと言わんばかりの言い方なんです。しかし、実際にはこの議会でもやりとりされましたけれども、市の財政というのは、国保や病院についていえば、ああいう大変な額の一借をしてしのいでいると。それを繰出金でもってきますと、すぐ実質収支なんていうのは赤になっちゃうんですよ。それを避けるために、ああいう一つの便法をとっているにすぎない、これはもういつも解決できないで、また翌年、翌年、翌年と、こうなっているわけですね。それが市の財政の実態なんですけれども、そのことについても、どうもきちんとした認識がないというのであれば、これはゆゆしき問題で、こんな程度の監査では、お任せできるのかなと、こういうふうに思います。その監査委員の中には与党の議員さんもおられますので、よく聞いてもらいたいと思うんですが、これはいかがかと。監査委員として見直しを図るんだというお答えですが、相当本腰入れて、これは考えてもらわなきゃならないということで、もう一度お答えをお願いしたいと思います。

それから、いま一つは、この事故に関して、土地開発公社のことが出てまいりました。これはバブルのときに、どんどん地価が上がるときに、市の公有地を先行投資して先に確保しておかなきゃならないなんていうようなことで始まった仕組みなんです。ところが、もうそういう時代じゃないと。今日の新聞を見ますと、地価がまた一斉に下落でしょう。こんなものを抱えていると、ますますひどいことになるんですよ。こういうことにかかわって今度事故が出てくるわけですから、この土地開発公社というのは、もう縮小とか、あるいはできるだけもう廃止だとか、そういうことを見通しながら、抜本的な見直しを行うべきだと、こう思いますが、その点についてお答えください。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市長。

○市長（山田勝麿） 最初に、特別調査チームの関係でございますけれども、まだメンバー構成は決めておりませんが、一応、助役をキャップに、関係部長、関係次長、課長のメンバーで、前にお答えしましたけれども、関係団体百ちょっとありますから、そういった団体の経理状況のチェック、こんなものもしていきたいと思っておりますし、一般の公会計の方の会計処理については収入役機関がありますので、そっちの方でもまた別途やっていただきたいと思っておりますけれども、そのようなことで、特別調査チームの内容については、これから少し詰めていきたいと、こう思っています。

それから、監査委員との見解の違いといいますか、財政状況についての関係でございますけれども、私どもは予算を執行する立場、監査委員は、また別の見方があるのかなという感じがしますけれども、厳しい状況には変わりないと、こういうふうに思っております。

それから、監査体制でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、監査委員の方としても、業務体制、業務の状況について、今後の執行についての見直しをするというふうに聞いておりますので、その辺はまたよく監査委員とも協議したいと思います。

それから、土地開発公社につきましては、道路とか、あるいは公園などの、いわゆる公共事業を進めるための土地の先行取得といいますか、こういうことを事業目的にしておりますので、またこの公社によります取得については、国の補助制度なんかもありますので、当面はやっぱり存続していかなければならないだろうと、こういうふうに思っています。

（「議長、26番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 26番、高階孝次議員。

○26番（高階孝次議員） 最後の質問をさせていただきます。

議会の問題としては、こういうことがなかなか改められないで繰り返されるということであれば、百条の調査権を持った特別委員会なんていうようなものも、各会派の皆さんと話をしましてつくらなきゃならないなんていうことにもなりかねないわけなので、私たちもきちんとしなきゃならないと、こういうふうに思っておりますが、最後は総括的にちょっとお伺いします。

今度の事件は、新谷前市長の時代に起こっていると。それから先ほど例に挙げたのも、そのときですね。新しい山田市長の時代には、あるいは銭函の駐車場のことがかわるのかなと思ったりしているんですけども、ともかく前の市長の時代のことだというふうに甘くは見れないのかなと、こういうふうに思っております。先ほど我が党の北野議員も指摘しておりましたとおり、市民のためになることについて、新谷さんもいろいろやられているわけですから、そういうことを大いに踏襲されるというのは、これは結構ですけども、こんなうまくないことを、自分は継承するのが公約だったなんていうようなことで、けじめをつけられないで続けるなんていうことになると、これは市民がとんでもない迷惑するわけです。ですから団の中では、かつて道知事をやっておられた横路さんが、いろんな問題を起こしまして、退職金が何かの一部を道義的な責任を感じたのか、道に戻したなんていうような話もありましたけれども、新谷前市長はそのことを考えておられるかどうか知りませんが、新しい山田市長におかれましては、こんなことは二度と起こらないと思いますけれども、本当に御自分の出处進退をかけて、絶対に今度は再発防止と、全力を尽くすんだと、こういう受け継いでおられると思いますけれども、総括的に最後に市長の決意を伺って、私の質問を終わります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 市長。

○市長（山田勝麿） 今の御指摘のとおり、土地開発公社の件につきましては、前市長時代の在職中の問題でありますけれども、横路知事の例のように、前任者、退任した方の責任を問えるかどうか、ちょっとこの段階ではわかりませんけれども、明確にはちょっとお答えしづらいと思いますけれども、ただ、こういった事件というのは、本当に大変な事件でございますから、それは何回か委員会なりでお答えしましたけれども、本当に私としても、今この小樽の街の活性化のために、いろんな手を尽くしている最中の事件でございます。本当にはわたしの煮えくり返る思いをしているということで表現をさせてもらいましたけれども、二度と起きないように、とにかく万全を期していきたいと思っております。

○議長（松田日出男） 高階議員の質疑を終結いたします。

これより議案第99号について、採決いたします。

原案どおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、議案第 101号及び第 102号につきましては、提案理由の説明を省略し、これより採決いたします。

両件とも原案どおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「意見書案第1号ないし第6号及び決議案第1号」を一括議題といたします。

意見書案第3号ないし第6号及び決議案第1号につきましては、提案説明等を省略し、意見書案第1号、第2号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 12番、古沢勝則議員。

○12番（古沢勝則議員） 提出議員を代表して、意見書案第1号、第2号の提案趣旨について説明いたします。

御承知のように、今国会では、財政も景気も破綻へと導く2000年度予算の成立に引き続いて、一昨日、与党3党は年金改悪法案を強行採決いたしました。国民から広く意見を聞き、それを審議に反映するための広聴会が開催されている、まさにその日、年金制度を大改悪する法案の強行採決をするという暴挙に強く抗議するものであります。政府予算は、これまで最高という国債の発行、歳入の4割近くが借金で、その結果、2000年度末には、国、地方の長期債務残高は実に645兆円に膨れ上がってしまいます。このままでは近い将来、深刻な財政破綻を来し、重大事態となることは必至であります。

加えて、国会審議の中では、政府が言う経済成長が仮に達成されたとしても、税収の伸びが国債費の伸びに到底追いつかず、七、八年後の債務残高では、実に1,000兆円を超すことになるであろうということも明らかにされています。危機感を全く持たず、財政再建の見通しさえ示さない。しかもその危機の最大の理由である浪費型公共事業、大手銀行への公的資金投入などに相も変わらずのばらまき予算であります。その上に年金制度の改悪、介護保

険制度のスタート、医療費自己負担の増額などにより 2 兆円もの新たな負担増、給付減が国民に押しつけられようとしています。断じて認められるものではありません。

提案している意見書案を御参照ください。

第 1 号、年金改正法案の撤回と国庫負担増を求める意見書案についてであります。

法案どおりに実施された場合、どのように改悪されるのか。

第 1 に、報酬比例部分の支給開始年齢が繰り延べされること、第 2 に、賃金スライド制が凍結されること、第 3 に、報酬比例部分の給付額が 5 % カットされること、こうした制度改悪により、年金の生涯給付削減額は、厚生省試算によっても、現在、20 歳の男性と 18 歳の女性が夫婦の場合で 1,200 万円、男性が 70 歳、女性が 68 歳の夫婦の場合でも 300 万円に及ぶことになります。つまり若い人たちにとどまらず、現在、年金の支給を受けている人たちを含め、国民多数の将来設計が根底から破壊される制度改悪であります。

こうした一方、94 年の年金改定の際、基礎年金の国庫負担 2 分の 1 引き上げが、国会の附帯決議として全会一致で確認され、法律の附則とされていたにもかかわらず今回は先送りにされてしまいました。これは明らかに国民に対する重大な約束違反であります。極めて遺憾なことに、政府・与党から、責任ある説明は皆無であります。ちなみに、この国庫負担の引き上げにより、厚生年金では月 1 %、国民年金で月 3,000 円の保険料を下げるができる。こうした厚生省試算のあることを申し添えておきます。

意見書案第 2 号 介護保険制度の緊急改善を求める意見書案であります。

4 月からの介護保険制度スタートが目前になった今、介護サービス、高い利用料などへの不安、不満が多数寄せられています。また、介護認定を受けたが、ケアプランの作成は申し込んでいないというケースが大変多いことも明らかになっています。介護制度の仕組みがよく知られていない。さらに深刻なことは、利用料の負担に耐えられないから申し込めない。こうした実態が把握、承知されているのでしょうか。中にはケアプランを作成する際、内容を変更してサービスを減らすお年寄りもいる。こうした事態に独自で低所得者の利用料免除に踏み切る自治体もふえていますが、これは本来、国の制度として、少なくとも住民税非課税の世帯、本人に対しては利用料は免除すべきであります。保険料徴収の半年間延期、低所得者のホームヘルプサービス利用料の軽減など、政府は極めて不十分な対策しか講じていません。本意見書案は、介護サービスの基盤整備の促進をはじめ、国庫負担の増額など、政府の責任において早急な改善策を講じるよう求めるものであります。

以上、意見書案第 1 号、第 2 号の提案に当たっての補足的説明といたします。

本意見書案について、議員各位の賛同をお願いして終わります。(拍手)

○議長(松田日出男) これより意見書案第 1 号、第 2 号について、一括討論に入ります。

(「議長、11 番」と呼ぶ者あり)

○議長(松田日出男) 11 番、新谷とし議員。

(11 番 新谷とし議員登壇)(拍手)

○11 番(新谷とし議員) 日本共産党を代表して、年金改正法案の撤回と国庫負担増を求める意見書案第 1 号及び介護保険制度の緊急改善を求める意見書案第 2 号について、賛成の討論をします。

まず、意見書案第 1 号についてです。

提案で述べたように、年金支給開始を 65 歳まで繰り延べ、国民の生涯設計を揺るがす年金改悪法案が参議院本会

議で強行可決されました。公的年金は全国民の生活設計にかかわる重大問題です。改悪案は、厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢を段階的におくらせ、現在、38歳以下の男性、33歳以下の女性は、65歳まで年金を1円も支給しないものです。この4月以降に、新たに年金を受ける人は、報酬比例部分の支給額が5%削減されます。その上、現在、年金を受けている人も、ほぼ5年に1回、現役労働者の賃金上昇に合わせて支給額を上げてきた賃金スライドが廃止されます。これにより全世代にわたり、数百万円から1,000万円以上の大幅な給付削減になることは提案説明で述べたとおりです。現在、失業率が戦後最悪を記録し、深刻な雇用状態が続いています。年金は老後の生活を支える大きな支えです。それが大幅に削減されたら、どうやって暮らしていけばいいのでしょうか。不安は募るばかりです。こうした雇用不安のもとで、支給繰り延べと給付額の大幅削減を強行することは、命と暮らしを削減することにほかならず、憲法の生存権を事実上、否定することに等しいものです。1994年の年金改悪の際、基礎年金への国庫負担割合を3分の1から2分の1に引き上げることが決議されました。今やるべきことは、この国民への約束を実行することであり、給付の大幅削減をする改悪ではありません。改悪によって公的年金に対する国民の不信が広がり、将来の不安を拡大し、景気回復にも逆行します。また、小樽は高齢者が多く、年金改悪に不満の声は大きいものがあります。市民の代表である自民党、公明党並びに市民クラブの皆さんは賛成して、市民の声を国会に届けるべきではありませんか。意見書案は妥当であり、採択すべきであります。

次に、意見書案第2号は、介護保険制度の緊急改善を求める意見書です。国も小樽市も介護保険開始を目前にして、介護認定を受けたお年寄りの半数が介護計画の作成を申し込んでいないことが明らかになりました。この背景には、制度自体がわからないというだけでなく、幾らお金がかかるのかわからないという不安があります。これまでホームヘルプ事業は、利用者の約八、九割は無料でした。今度は30分未満の利用で230円、これは身体介護の場合ですが、かかります。2時間なら920円にもなります。肝心のサービス基盤も、小樽市で6割程度の達成率、特別養護老人ホームの待機者は2月末で331人です。このままではサービスが受けられないことになり、保険あって介護なしの事態に変わりはないことになるのではないのでしょうか。高齢者の保険料徴収凍結後の対策をどうするのか。2号被保険者の保険料、とりわけ国保料の負担軽減対策、保険証取り上げの問題、政府が何の具体策も示さないまま、大きな不安、問題点を抱えたまま4月1日を迎えようとしています。政府は自治体や福祉現場の声をくみ上げ、財政上の緊急措置をはじめ、必要な改善策を即刻実施すべきです。意見書はこの点を具体的に提案したものであり、採択が妥当であることを申し上げて討論いたします。（拍手）

○議長（松田日出男） 討論を終結し、これより順次採決いたします。

まず、意見書案第1号、第2号について、一括採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（松田日出男） 起立少数。

よって、否決されました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について一括採決いたします。

原案どおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松田日出男） 御異議なしと認め、さように決しました。

以上をもって、本定例会に付託されました案件は、すべて議了いたしました。

第 1 回定例会はこれをもって閉会いたします。

閉会 午後 8 時 51 分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 松 田 日 出 男

議 員 新 野 紘 巳

議 員 斉 藤 陽 一 良

○ 諸 般 の 報 告

○ 今 定 例 会 に 提 出 さ れ た 意 見 書 案 、 決 議 案

○ 平 成 1 2 年 小 樽 市 議 会 第 1 回 定 例 会 議 決 結 果 表

○ 請 願 ・ 陳 情 議 決 結 果 表

○諸般の報告（招集日印刷配付分）

- 1 木野下智哉、佐藤利幸両監査委員から、平成１１年１０月～１２月分の各会計例月出納検査について報告があった。
- 2 平成１１年第４回定例会において採択と決定し、関係先に送付した請願、陳情の処理経過について次のとおり報告があった。

陳情第２０号「桜・望洋台・新光・朝里地区への循環路線バス開設要請方について」は、平成１２年１月３１日に北海道中央バス株式会社小樽事業部に要望書を提出しました。中央バスにおいては、バスの運行経路の決定、これに伴う道路の状況、利用者数、収支の見通し等課題があるので慎重に検討させて欲しいとの回答を得ております。

陳情第２２号「ＪＲライナー便の銭函駅停車と山側乗降口の設置要請方について」は平成１２年２月４日に北海道旅客鉄道株式会社に要望書を提出いたしました。ライナー便の停車については平成４年から継続的に要望しているところであり、本年３月のダイヤ改正ではライナー便の一部を停車させることとなり停車本数の増加で改善され则认为しております。また、山側乗降口の設置については、敷地、現道路とホームの接続方法、駅員の配置、利用見込者数の状況を考慮すると現状では困難な状況にあるとの回答を得ているところであります。

以 上

○ 今定例会に提出された意見書案、決議案

平成 12 年
小樽市議会 第 1 回定例会 意見書案第 1 号

「年金改正法案」の撤回と国庫負担増を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	中 島 麗 子
	同	新 谷 と し
	同	古 沢 勝 則
	同	武 井 義 恵
	同	北 野 義 紀

昨年の臨時国会に提出され継続審議となっている「年金改正法案」は、年金の支給開始を 65 歳まで繰り延べ、報酬比例部分の給付率の 5 %削減と賃金スライドの凍結などがもりこまれています。

この法律が実施されると現在の年齢が女性で 33 歳以下、男性で 38 歳以下の人は 65 歳まで年金をもらえなくなります。いま、リストラ・合理化などで中高年の雇用はきびしく、退職後 65 歳までの生活の見通しがたたなくなってしまう。また、給付の削減によりモデルケースで 1,200 万円もの減額になると試算されています。このように国民の生涯設計をゆるがす年金法案は撤回すべきです。平成 6 年の年金制度の改定の際、基礎年金部分の 3 分の 1 の国庫負担を 2 分の 1 にひき上げることが衆参両院で全会一致で国会決議となり、法律の附則にもりこまれました。ところが、こんどの年金法案ではその国民にたいする国会の約束が先送りされようとしています。

また、国民年金の保険料の滞納は 23 %に増加し、「年金制度の空洞化」がすすんでいます。国庫負担をすみやかに 2 分の 1 にひきあげ、年金制度の充実を図ることを強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条第 2 項の規定により意見書を提出します。

平成 12 年 3 月 24 日

小 樽 市 議 会

（議決結果 平成 12 年 3 月 24 日 否決）

平成 12 年
小樽市議会 第 1 回定例会 意見書案第 2 号

介護保険制度の緊急改善を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 中 島 麗 子
同 新 谷 と し
同 古 沢 勝 則
同 佐々木 勝 利
同 北 野 義 紀

4 月からはじまる介護保険の実施を目前にして、「保険料や利用料が払えるだろうか」「ヘルパーの訪問が減ったら暮らしていけない」「自立でもサービスを続けてくれるのか」など、高齢者や家族の不安が広がっています。

しかし、政府は 65 才以上の保険料徴収の半年間延期、低所得者のホームヘルプサービス利用料の軽減など、きわめて不十分な対策を講じたにすぎません。

また、現時点においても、短期入所サービスの限度枠拡大や、ホームヘルプの「身体介護」と「家事援助」の中間型である「複合型」の新設など、制度そのものの不十分さの訂正が続き、大幅なおくれと混乱が続いています。

このような実態のまま介護保険をスタートさせることは国民に一層の不安をもたらすものであり、介護保険導入初年度として、下記の点について緊急に施策を講じられるよう要望します。

記

- 1 特養老人ホームの増設や 24 時間ヘルパーなどの最低限必要なサービスの整備を集中的にすすめること。
- 2 住民税非課税の高齢者、低所得者の利用料を免除し、そのため国の負担を 2 分の 1 に引き上げること。
- 3 介護サービス基盤整備をすすめるため、当面 1 年間は保険料の徴収を行わないこと。
- 4 介護の必要度をきめる介護認定は高齢者の生活実態が反映できるよう改善すること。
- 5 以上の施策の整備にともなう財源は、負担増や増税によらず、今の予算の枠内で財政支出のきりかえでまかなうこと。

以上、地方自治法第 99 条第 2 項の規定により意見書を提出します。

平成 12 年 3 月 24 日
小 樽 市 議 会

（議決結果 平成 12 年 3 月 24 日 否決）

平成12年
小樽市議会 第1回定例会 意見書案第3号

季節労働者の雇用と生活安定を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 松 本 光 世
同 齊 藤 裕 敬
同 武 井 義 恵
同 北 野 義 紀
同 高 橋 克 幸

北海道は積雪寒冷という気象条件から、冬期間の産業活動に著しい制約を受けることにより、季節的に循環雇用を繰り返す季節労働者が、建設業とその関連産業を中心に、今なお、約18万8,000人に及び、北海道の雇用労働者の9.0%を占めています。

そのほとんどが冬期間に離職を余儀なくされる専業型季節労働者ですが、これら季節労働者については、冬期間においても継続して就労することを強く望んでいます。

しかし、12月からは工事量が減少、特に1月から3月の冬期間就業者は極端に減少し建設業に働く季節労働者のほとんどが冬期間に離職を余儀なくされています。

冬期間における季節労働者は離職後、特例一時金50日分と冬期雇用援護制度を活用し細々と生活を維持している現況にあります。

しかも現行実施している冬期雇用援護制度は平成12年度をもって期限切れを迎えます。

この制度は季節労働者の通年雇用化を促進する上で、極めて重要な役割を果たしてきています。このため今後とも季節労働者の社会的なセーフティネットとするために、下記の事項について実現されるよう強く要望いたします。

記

- 1 季節労働者の通年雇用化をさらに促進させるため、冬期雇用援護制度を存続・延長するとともに、暫定措置期間を中・長期的なものとし、より実効があがるよう強化すること。
- 2 制度の存続を前提に、季節労働者の雇用と生活の安定に資するよう、制度の整備・拡充をはかること。
- 3 地元の建設業者などの仕事を確保するため、生活・福祉関連の公共事業の拡大を図ること。
- 4 冬期における雇用機会を拡大すること。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出します。

平成12年3月24日

小 樽 市 議 会

（議決結果 平成12年3月24日 全会一致可決）

平成 12 年
小樽市議会 第 1 回定例会 意見書案第 4 号

アレルギー性疾患対策の早期確立を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 中 村 岩 雄
同 松 本 聖
同 中 島 麗 子
同 渡 部 智
同 佐 野 治 男

近年において、アトピー性皮膚炎、気管支喘息、アレルギー性結膜炎及び花粉症等アレルギー性疾患に悩む患者・国民の数は増加の一途をたどり、いまや『国民病』となりつつあります。平成 7 年度の厚生省の調査によれば、罹患率は乳児の 29%、幼児の 39%、小児の 35%、成人においては 21% に上っております。

その要因としては、大気汚染や近年の食生活や住環境の変化における人工化学物質の多用や細菌（ダニ、カビ等）の繁殖、ストレスの増加など、さまざまなものが関与し、複雑に絡み合っていると言われています。これらの疾患に悩む患者・国民は、効果的な治療法や的確な情報のないままに、深刻な苦痛から不快な症状に至るまで、さまざまな症状に悩まされ、日常生活や社会生活にも深刻な影響がもたらされております。

こうした深刻な状況を打開するためには、アレルギー性疾患発生の仕組みの解明と、より効果的な治療法の確立が一層強く求められております。

政府においては、総合的なアレルギー性疾患対策の推進を図るために、下記の事項について、より強力な対策の実現を求めるものであります。

記

- 1 乳幼児検診においてアレルギー検査が促進されるよう予算等の充実を図ること。
- 2 アレルギー性疾患の病態・原因の解明、効果的な治療法の開発促進のため、研究費の大幅増額を図ること。
- 3 アレルギー性疾患の研究拠点として、国立アレルギー総合センターを設置するとともにアレルギー専門医の養成を図り、主要医療機関への『アレルギー科』の設置の拡充を促進すること。
- 4 人体に有害な食品添加物等の使用を減らすとともに、食品にかかわる原材料・添加物の成分、遺伝子組み換え作物の使用の有無等について、消費者に分かりやすい表示の徹底を図ること。
- 5 人体に有害な作用をもたらす化学物質などの住宅等への使用を止め、安全なものに転換するようにすること。
- 6 SOX（硫黄酸化物）、NOX（窒素酸化物）及び浮遊粒子状物質等の大気汚染物質の削減対策を強化すること。
- 7 花粉症等をもたらす杉などの樹種から花粉症の少ない樹種への転換を進めること。

以上、地方自治法第 99 条第 2 項の規定により意見書を提出します。

平成 12 年 3 月 24 日
小 樽 市 議 会

（議決結果 平成 12 年 3 月 24 日 全会一致可決）

平成 12 年
小樽市議会 第 1 回定例会 意見書案第 5 号

老人医療費の負担増などの撤回を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	中 村 岩 雄
	同	松 本 聖
	同	中 島 麗 子
	同	佐々木 勝 利
	同	秋 山 京 子

70 歳以上のお年寄りの医療費に一割の定率負担を導入するなど患者負担をひき上げる法案を政府は通常国会に提出し、7 月から実施しようとしています。

その内容は 70 歳以上のお年寄りに対し、現行の外来診療 1 回当たり 530 円（月 4 回、2,120 円まで負担）の定額制から、上限を設けたうえで一割の定率負担にしようとしています。入院の場合は、一日 1,200 円の定額制をやめ、定率一割負担（上限あり）となります。70 歳未満の人も患者負担の限度額がひき上げられようとしています。一割の定率負担になると、患者負担がふえ、また、定率制の導入によって次々と値上げされていくのではないかと危惧も出されています。さらに、実際に病院に行くまで負担がいくらになるかわからないという不安も出されています。

したがって、患者負担をふやすことなく医療制度の充実をはかることを求めます。

以上、地方自治法第 99 条第 2 項の規定により意見書を提出します。

平成 12 年 3 月 24 日
小 樽 市 議 会

（議決結果 平成 12 年 3 月 24 日 全会一致可決）

平成 12 年
小樽市議会 第 1 回定例会 意見書案第 6 号

酒類販売業免許制度等に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	前	田	清	貴
	同		松	本	聖
	同		渡	部	智
	同		西	脇	清
	同		斉	藤	陽一良

戦後、国民所得の増加や生活様式の変化等を背景に、我が国のアルコール消費量は急激な増加を示し、とりわけ、これまで飲酒機会の少なかった女性や未成年者層で増加の傾向にあり、かつ、大量飲酒者の数も増加するなど、アルコール消費量が横ばいしないしは減少傾向を示す欧米先進国の実情と比較した場合に、際立った対照を見せています。

過度の飲酒は、アルコール依存症などの健康被害は言うに及ばず、医療費の増大、作業能率の低下、自動車事故や犯罪の発生など、多岐にわたる社会問題を引き起こしています。

平成 3 年、WHO（世界保健機関）が、加盟各国に対してアルコール飲料の入手に関する規制の検討、健康教育の推進など 14 項目にわたる勧告を行ったところではありますが、その中でいくつかの法規制がアルコール関連問題を減少させる上で有効であるとされております。しかしながら、我が国では、永年堅持されてきた酒類販売業免許制度の要件が緩和されつつあるなど、これは正に WHO の勧告に逆行しているものと言わざるを得ません。

したがって、我が国においては、飲酒に関する自己管理等の認識を高め、良好な飲酒環境の形成に向けて、欧米諸国の例に見られる法規制が必要不可欠です。

よって、本市議会は、政府に対し、次の施策を講じるよう強く要請します。

- 1 公共の福祉を目的とした酒類の販売を管理する新しい法律の整備等を行うこと。
- 2 WHO 勧告が示す政策及びプログラムを着実に実行すること。
- 3 規制緩和による酒販免許制度の形骸化、販売規制の後退を抑えること。

以上、地方自治法第 99 条第 2 項の規定により意見書を提出します。

平成 12 年 3 月 24 日
小 樽 市 議 会

（議決結果 平成 12 年 3 月 24 日 全会一致可決）

平成 1 2 年
小樽市議会 第 1 回定例会 決議案第 1 号

職員の不祥事再発防止と綱紀肅正を求める決議（案）

提出者	小樽市議会議員	大 畠 護
	同	八 田 昭 二
	同	武 井 義 恵
	同	高 階 孝 次
	同	佐 藤 利 幸

この度の雪あかりの路、銭函市営駐車場及び土地開発公社における職員による業務上横領事件があいついで発覚したことは市民の信頼を著しく失墜し、また市政全般に与えた影響は計り知れないものであります。

この様な不祥事が連続して発生した状況は、市の財務等の会計処理全般に不審をいだかざるを得なく、通り一遍の調査では到底市民の理解を得られることはできません。

この際市長は、市の監査体制の充実と会計処理全般の現況を悉皆調査し原因を究明したうえで、速やかに再発防止策と職員倫理規程を制定し、綱紀肅正と市政への信頼回復に最大の努力を傾注することを強く要請するものであります。

以上、決議します。

平成 1 2 年 3 月 2 4 日
小 樽 市 議 会

（議決結果 平成 1 2 年 3 月 2 4 日 全会一致可決）

平成 1 2 年小樽市議会第 1 回定例会議決結果表

○会 期 平成12年2月28日～平成12年3月24日(26日間)

議 案 番 号	件 名	提 出 年 月 日	提 出 者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 年 月 日	付 託 委 員 会	議 決 年 月 日	議 決 結 果	議 決 年 月 日	議 決 結 果
第 1 号	平成12年度小樽市一般会計算	12. 2. 28	市 長	12. 3. 8	予・分	12. 3. 17	可 決	12. 3. 24	可 決
第 2 号	平成12年度小樽市港湾整理事業特別 会計算	12. 2. 28	市 長	12. 3. 8	予・分	12. 3. 17	可 決	12. 3. 24	可 決
第 3 号	平成12年度小樽市青果批发市场事業 特別会計算	12. 2. 28	市 長	12. 3. 8	予・分	12. 3. 17	可 決	12. 3. 24	可 決
第 4 号	平成12年度小樽市水産批发市场事業 特別会計算	12. 2. 28	市 長	12. 3. 8	予・分	12. 3. 17	可 決	12. 3. 24	可 決
第 5 号	平成12年度小樽市国民健康保険事業 特別会計算	12. 2. 28	市 長	12. 3. 8	予・分	12. 3. 17	可 決	12. 3. 24	可 決
第 6 号	平成12年度小樽市交通共済事業 特別会計算	12. 2. 28	市 長	12. 3. 8	予・分	12. 3. 17	可 決	12. 3. 24	可 決
第 7 号	平成12年度小樽市土地取得事業特別 会計算	12. 2. 28	市 長	12. 3. 8	予・分	12. 3. 17	可 決	12. 3. 24	可 決
第 8 号	平成12年度小樽市車庫事業特別会 計算	12. 2. 28	市 長	12. 3. 8	予・分	12. 3. 17	可 決	12. 3. 24	可 決
第 9 号	平成12年度小樽市老人保健事業特別 会計算	12. 2. 28	市 長	12. 3. 8	予・分	12. 3. 17	可 決	12. 3. 24	可 決
第10号	平成12年度小樽市住宅事業特別会計 算	12. 2. 28	市 長	12. 3. 8	予・分	12. 3. 17	可 決	12. 3. 24	可 決
第11号	平成12年度小樽市簡易水道事業特別 会計算	12. 2. 28	市 長	12. 3. 8	予・分	12. 3. 17	可 決	12. 3. 24	可 決
第12号	平成12年度小樽市中央通地区地区 画整理事業特別会計算	12. 2. 28	市 長	12. 3. 8	予・分	12. 3. 17	可 決	12. 3. 24	可 決
第13号	平成12年度小樽市小樽港周辺地 区土地画整理事業特別会計算	12. 2. 28	市 長	12. 3. 8	予・分	12. 3. 17	可 決	12. 3. 24	可 決
第14号	平成12年度小樽市介護保険事業特別 会計算	12. 2. 28	市 長	12. 3. 8	予・分	12. 3. 17	可 決	12. 3. 24	可 決
第15号	平成12年度小樽市福祉施設運営資金 貸付事業特別会計算	12. 2. 28	市 長	12. 3. 8	予・分	12. 3. 17	可 決	12. 3. 24	可 決

議案 番 号	件 名	提 出 年 月 日	提出者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 年 月 日	付 託 委 員 会	議 決 年 月 日	議 決 結 果	議 決 年 月 日	議 決 結 果
第16号	平成12年度小樽市物品調査特別会計 予算	12. 2.28	市 長	12. 3.8	予・分	12. 3.17	可 決	12. 3.24	可 決
第17号	平成12年度小樽市病室事業会計 予算	12. 2.28	市 長	12. 3.8	予・分	12. 3.17	可 決	12. 3.24	可 決
第18号	平成12年度小樽市水道事業会計 予算	12. 2.28	市 長	12. 3.8	予・分	12. 3.17	可 決	12. 3.24	可 決
第19号	平成12年度小樽市下水道事業会計 予算	12. 2.28	市 長	12. 3.8	予・分	12. 3.17	可 決	12. 3.24	可 決
第20号	平成12年度小樽市産業廃棄物処分 事業会計 予算	12. 2.28	市 長	12. 3.8	予・分	12. 3.17	可 決	12. 3.24	可 決
第21号	平成11年度小樽市一般会計補正 予算	12. 2.28	市 長	12. 3.8	予・分	12. 3.17	可 決	12. 3.24	可 決
第22号	平成11年度小樽市港湾整備事業特別 会計補正 予算	12. 2.28	市 長	12. 3.8	予・分	12. 3.17	可 決	12. 3.24	可 決
第23号	平成11年度小樽市青果卸売市場事 業特別会計補正 予算	12. 2.28	市 長	12. 3.8	予・分	12. 3.17	可 決	12. 3.24	可 決
第24号	平成11年度小樽市水産卸売市場事 業特別会計補正 予算	12. 2.28	市 長	12. 3.8	予・分	12. 3.17	可 決	12. 3.24	可 決
第25号	平成11年度小樽市国民健康保険業 特別会計補正 予算	12. 2.28	市 長	12. 3.8	予・分	12. 3.17	可 決	12. 3.24	可 決
第26号	平成11年度小樽市福祉事業特別会 計補正 予算	12. 2.28	市 長	12. 3.8	予・分	12. 3.17	可 決	12. 3.24	可 決
第27号	平成11年度小樽市老人保健事業特別 会計補正 予算	12. 2.28	市 長	12. 3.8	予・分	12. 3.17	可 決	12. 3.24	可 決
第28号	平成11年度小樽市住宅事業特別会計 補正 予算	12. 2.28	市 長	12. 3.8	予・分	12. 3.17	可 決	12. 3.24	可 決
第29号	平成11年度小樽市中央地区・地区 画整理事業特別会計補正 予算	12. 2.28	市 長	12. 3.8	予・分	12. 3.17	可 決	12. 3.24	可 決
第30号	平成11年度小樽市小樽港周辺地 区・地区画整理事業特別会計補正 予算	12. 2.28	市 長	12. 3.8	予・分	12. 3.17	可 決	12. 3.24	可 決
第31号	平成11年度小樽市病室事業補正 予算	12. 2.28	市 長	12. 3.8	予・分	12. 3.17	可 決	12. 3.24	可 決
第32号	平成11年度小樽市水道事業補正 予算	12. 2.28	市 長	12. 3.8	予・分	12. 3.17	可 決	12. 3.24	可 決

議 案 番 号	件 名	提 出 年 月 日	提出者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 年 月 日	付 託 委 員 会	議 決 年 月 日	議 決 結 果	議 決 年 月 日	議 決 結 果
第33号	小樽市行政手続条例の一部を改正する 条例案	12. 2. 28	市 長	12. 3. 8	予・分	12. 3. 17	可 決	12. 3. 24	可 決
第34号	小樽市食品衛生優良店舗等審査会条例 案	12. 2. 28	市 長	12. 3. 8	予・分	12. 3. 17	可 決	12. 3. 24	可 決
第35号	小樽市都市計画審議会条例案	12. 2. 28	市 長	12. 3. 8	予・分	12. 3. 17	可 決	12. 3. 24	可 決
第36号	小樽市森林公開条例の一部を改正する 条例案	12. 2. 28	市 長	12. 3. 8	予・分	12. 3. 17	可 決	12. 3. 24	可 決
第37号	小樽市電子情報機器処理に係る個人情報 の保護に関する条例の一部を改正する 条例案	12. 2. 28	市 長	12. 3. 8	総 務	12. 3. 22	可 決	12. 3. 24	可 決
第38号	小樽市職員定数条例の一部を改正する 条例案	12. 2. 28	市 長	12. 3. 8	予・分	12. 3. 17	可 決	12. 3. 24	可 決
第39号	小樽市職員給与条例の一部を改正する 条例案	12. 2. 28	市 長	12. 3. 8	予・分	12. 3. 17	可 決	12. 3. 24	可 決
第40号	小樽市介護保険交付金導入基金条例案	12. 2. 28	市 長	12. 3. 8	予・分	12. 3. 17	可 決	12. 3. 24	可 決
第41号	小樽市介護交付金準備基金条例案	12. 2. 28	市 長	12. 3. 8	予・分	12. 3. 17	可 決	12. 3. 24	可 決
第42号	小樽市手数料条例の一部を改正する条 例案	12. 2. 28	市 長	12. 3. 8	予・分	12. 3. 17	可 決	12. 3. 24	可 決
第43号	小樽市特別給付金設置条例の一部を改正 する条例案	12. 2. 28	市 長	12. 3. 8	予・分	12. 3. 17	可 決	12. 3. 24	可 決
第44号	小樽市福祉に関する事務所設置条例の 一部を改正する条例案	12. 2. 28	市 長	12. 3. 8	予・分	12. 3. 17	可 決	12. 3. 24	可 決
第45号	小樽市特別養老ホーム条例案	12. 2. 28	市 長	12. 3. 8	厚 生	12. 3. 22	可 決	12. 3. 24	可 決
第46号	小樽市老人デイサービスセンター条例 案	12. 2. 28	市 長	12. 3. 8	予・分	12. 3. 17	可 決	12. 3. 24	可 決
第47号	小樽市福祉施設増設条例の一部を改正 する条例案	12. 2. 28	市 長	12. 3. 8	予・分	12. 3. 17	可 決	12. 3. 24	可 決
第48号	小樽市福祉施設整備資金貸付条例案	12. 2. 28	市 長	12. 3. 8	予・分	12. 3. 17	可 決	12. 3. 24	可 決
第49号	小樽市福祉施設整備条例案	12. 2. 28	市 長	12. 3. 8	予・分	12. 3. 17	可 決	12. 3. 24	可 決
第50号	小樽市公衆浴場整備条例案	12. 2. 28	市 長	12. 3. 8	予・分	12. 3. 17	可 決	12. 3. 24	可 決
第51号	小樽市興行場整備条例案	12. 2. 28	市 長	12. 3. 8	予・分	12. 3. 17	可 決	12. 3. 24	可 決

議 案 番 号	件 名	提 出 年 月 日	提出者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 年 月 日	付 託 委員会	議 決 年 月 日	議 決 結 果	議 決 年 月 日	議 決 結 果
第52号	小樽市食品衛生法施行条例案	12. 2.28	市 長	12. 3.8	予・分	12. 3.17	可 決	12. 3.24	可 決
第53号	小樽市温泉法施行条例案	12. 2.28	市 長	12. 3.8	予・分	12. 3.17	可 決	12. 3.24	可 決
第54号	小樽市医療法施行条例案	12. 2.28	市 長	12. 3.8	予・分	12. 3.17	可 決	12. 3.24	可 決
第55号	小樽市歯科技工士法施行条例案	12. 2.28	市 長	12. 3.8	予・分	12. 3.17	可 決	12. 3.24	可 決
第56号	小樽市あん摩マサージ師 はり師 きゅう師等に関する法施行条例案	12. 2.28	市 長	12. 3.8	予・分	12. 3.17	可 決	12. 3.24	可 決
第57号	小樽市柔道整復師法施行条例案	12. 2.28	市 長	12. 3.8	予・分	12. 3.17	可 決	12. 3.24	可 決
第58号	小樽市臨床検査技師 衛生検査技師等に関する法施行条例案	12. 2.28	市 長	12. 3.8	予・分	12. 3.17	可 決	12. 3.24	可 決
第59号	小樽市漢事法施行条例案	12. 2.28	市 長	12. 3.8	予・分	12. 3.17	可 決	12. 3.24	可 決
第60号	小樽市理容師法施行条例案	12. 2.28	市 長	12. 3.8	予・分	12. 3.17	可 決	12. 3.24	可 決
第61号	小樽市美容師法施行条例案	12. 2.28	市 長	12. 3.8	予・分	12. 3.17	可 決	12. 3.24	可 決
第62号	小樽市クリーニング業法施行条例案	12. 2.28	市 長	12. 3.8	予・分	12. 3.17	可 決	12. 3.24	可 決
第63号	小樽市炭竈改善法施行条例案	12. 2.28	市 長	12. 3.8	予・分	12. 3.17	可 決	12. 3.24	可 決
第64号	小樽市墓及び埋葬条例の一部を改正する条例案	12. 2.28	市 長	12. 3.8	予・分	12. 3.17	可 決	12. 3.24	可 決
第65号	小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例案	12. 2.28	市 長	12. 3.8	予・分	12. 3.17	可 決	12. 3.24	可 決
第66号	小樽市産業廃棄物処分事業設置条例の一部を改正する条例案	12. 2.28	市 長	12. 3.8	予・分	12. 3.17	可 決	12. 3.24	可 決
第67号	小樽市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例案	12. 2.28	市 長	12. 3.8	予・分	12. 3.17	可 決	12. 3.24	可 決
第68号	小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案	12. 2.28	市 長	12. 3.8	予・分	12. 3.17	可 決	12. 3.24	可 決
第69号	小樽市介護保険条例案	12. 2.28	市 長	12. 3.8	予・分	12. 3.17	可 決	12. 3.24	可 決
第70号	小樽市中小企業等振興条例の一部を改正する条例案	12. 2.28	市 長	12. 3.8	経 済	12. 3.22	可 決	12. 3.24	可 決
第71号	小樽市火入れに関する条例の一部を改正する条例案	12. 2.28	市 長	12. 3.8	予・分	12. 3.17	可 決	12. 3.24	可 決

議 案 番 号	件 名	提 出 年 月 日	提出者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 年 月 日	付 託 委員会	議 決 年 月 日	議 決 結 果	議 決 年 月 日	議 決 結 果
第72号	小樽市計画特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案	12. 2. 28	市 長	12. 3. 8	予・分	12. 3. 17	可 決	12. 3. 24	可 決
第73号	小樽市地区個性等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案	12. 2. 28	市 長	12. 3. 8	予・分	12. 3. 17	可 決	12. 3. 24	可 決
第74号	小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例の一部を改正する条例案	12. 2. 28	市 長	12. 3. 8	予・分	12. 3. 17	可 決	12. 3. 24	可 決
第75号	小樽交通記念館条例の一部を改正する条例案	12. 2. 28	市 長	12. 3. 8	総 務	12. 3. 22	可 決	12. 3. 24	可 決
第76号	小樽市道路占用法条例の一部を改正する条例案	12. 2. 28	市 長	12. 3. 8	予・分	12. 3. 17	可 決	12. 3. 24	可 決
第77号	小樽市準用可 管理条例案	12. 2. 28	市 長	12. 3. 8	予・分	12. 3. 17	可 決	12. 3. 24	可 決
第78号	小樽市普通可 管理条例案	12. 2. 28	市 長	12. 3. 8	予・分	12. 3. 17	可 決	12. 3. 24	可 決
第79号	小樽市都市公園条例の一部を改正する条例案	12. 2. 28	市 長	12. 3. 8	予・分	12. 3. 17	可 決	12. 3. 24	可 決
第80号	小樽市建築物における耳栓施設の設置に関する条例の一部を改正する条例案	12. 2. 28	市 長	12. 3. 8	予・分	12. 3. 17	可 決	12. 3. 24	可 決
第81号	小樽市建築基準法施行条例の一部を改正する条例案	12. 2. 28	市 長	12. 3. 8	予・分	12. 3. 17	可 決	12. 3. 24	可 決
第82号	小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案	12. 2. 28	市 長	12. 3. 8	予・分	12. 3. 17	可 決	12. 3. 24	可 決
第83号	小樽市港湾施設管理利用条例の一部を改正する条例案	12. 2. 28	市 長	12. 3. 8	予・分	12. 3. 17	可 決	12. 3. 24	可 決
第84号	小樽市入港条例の一部を改正する条例案	12. 2. 28	市 長	12. 3. 8	予・分	12. 3. 17	可 決	12. 3. 24	可 決
第85号	小樽市の臨港地区内の分区分けにおける構造物の規制に関する条例の一部を改正する条例案	12. 2. 28	市 長	12. 3. 8	予・分	12. 3. 17	可 決	12. 3. 24	可 決
第86号	小樽市港湾区域内の水汲み池区域利用条例の一部を改正する条例案	12. 2. 28	市 長	12. 3. 8	予・分	12. 3. 17	可 決	12. 3. 24	可 決

議 案 番 号	件 名	提 出 年 月 日	提出者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 年 月 日	付 託 委員会	議 決 年 月 日	議 決 結 果	議 決 年 月 日	議 決 結 果
第87号	小樽巷内区域内の工事に関する条例の一部を改正する条例案	12. 2.28	市 長	12. 3.8	予・分	12. 3.17	可 決	12. 3.24	可 決
第88号	小樽市水道事業合水条例の一部を改正する条例案	12. 2.28	市 長	12. 3.8	予・分	12. 3.17	可 決	12. 3.24	可 決
第89号	小樽市下水道条例の一部を改正する条例案	12. 2.28	市 長	12. 3.8	予・分	12. 3.17	可 決	12. 3.24	可 決
第90号	小樽市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例案	12. 2.28	市 長	12. 3.8	予・分	12. 3.17	可 決	12. 3.24	可 決
第91号	小樽市消防団条例の一部を改正する条例案	12. 2.28	市 長	12. 3.8	総 務	12. 3.22	可 決	12. 3.24	可 決
第92号	小樽市火災予防条例の一部を改正する条例案	12. 2.28	市 長	12. 3.8	総 務	12. 3.22	可 決	12. 3.24	可 決
第93号	小樽市消防団数条例案	12. 2.28	市 長	12. 3.8	予・分	12. 3.17	可 決	12. 3.24	可 決
第94号	小樽市危険物の規制に関する条例案	12. 2.28	市 長	12. 3.8	予・分	12. 3.17	可 決	12. 3.24	可 決
第95号	小樽市防災会議条例の一部を改正する条例案	12. 2.28	市 長	12. 3.8	予・分	12. 3.17	可 決	12. 3.24	可 決
第96号	工事請負契約について	12. 2.28	市 長	12. 3.8	総 務	12. 3.22	可 決	12. 3.24	可 決
第97号	市道路線の変更について	12. 2.28	市 長	12. 3.8	建 設	12. 3.22	可 決	12. 3.24	可 決
第98号	平成11年度小樽市一般会計補正予算	12. 3.6	市 長	——	——	——	——	12. 3.8	可 決
第99号	小樽市特別職に属する職員の給与の特例に関する条例案	12. 3.24	市 長	——	——	——	——	12. 3.24	可 決
第100号	小樽市老人福祉条例の一部を改正する条例案	12. 3.24	議 員	——	——	——	——	12. 3.24	否 決
第101号	小樽市議会委員会条例の一部を改正する条例案	12. 3.24	議 員	——	——	——	——	12. 3.24	可 決
第102号	小樽市議会会議規則の一部を改正する規則案	12. 3.24	議 員	——	——	——	——	12. 3.24	可 決
報 告 第 1 号	専決処分報告(交通事故に係る損害賠償額)	12. 2.28	市 長	——	——	——	——	——	——
報 告 第 2 号	専決処分報告(交通事故に係る損害賠償額)	12. 2.28	市 長	——	——	——	——	——	——

議 案 番 号	件 名	提 出 年 月 日	提出者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 年 月 日	付 託 委員会	議 決 年 月 日	議 決 結 果	議 決 年 月 日	議 決 結 果
修 正 案 第 1 号	「平成12年度」樽市一般会計算 修正案	12. 3.24	議 員	——	(予・分)	(12. 3.17)	(否決)	12. 3.24	否 決
修 正 案 第68号	「小樽市国民健康保険条例の一部を改 正する条例案」修正案	12. 3.24	議 員	——	(予・分)	(12. 3.17)	(否決)	12. 3.24	否 決
修 正 案 第69号	「小樽市介護保険条例案」修正案	12. 3.24	議 員	——	(予・分)	(12. 3.17)	(否決)	12. 3.24	否 決
意見書案 第 1 号	「年金改正案」の撤回と国庫負担増 を求める意見書(案)	12. 3.24	議 員	——	——	——	——	12. 3.24	否 決
意見書案 第 2 号	介護保険制度の緊急改善を求める意見 書(案)	12. 3.24	議 員	——	——	——	——	12. 3.24	否 決
意見書案 第 3 号	季節労働者の雇用と生活安定を求める 意見書(案)	12. 3.24	議 員	——	——	——	——	12. 3.24	可 決
意見書案 第 4 号	アレルギー性疾患対策の早期確立を求 める意見書(案)	12. 3.24	議 員	——	——	——	——	12. 3.24	可 決
意見書案 第 5 号	老人医療費の負担増などの撤回を求め る意見書(案)	12. 3.24	議 員	——	——	——	——	12. 3.24	可 決
意見書案 第 6 号	酒類販売営業簿制度等に関する意見書 (案)	12. 3.24	議 員	——	——	——	——	12. 3.24	可 決
決 議 案 第 1 号	職員の不祥事再発防止と綱紀粛正を求 める決議(案)	12. 3.24	議 員	——	——	——	——	12. 3.24	可 決
そ の 他 会 議 に 付 し た 事 件	経済の活性化について(経済常任委員 会所管事項)	——	——	——	経 済	12. 3.22	継 続 審 査	12.3.24	継 続 審 査

請 願 ・ 陳 情 議 決 結 果 表 （ 本 会 議 ）

総務常任委員会

○ 請 願

番 号	件 名	提 出 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議決年月日	結 果	議決年月日	結 果
7	30人学級の早期実現を求める意見書提出方について	11. 9. 9	12. 3. 22	継続審査	12. 3. 24	継続審査

○ 陳 情

番 号	件 名	提 出 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議決年月日	結 果	議決年月日	結 果
1	星野町における公的避難所設置方について	11. 5. 19	12. 3. 22	継続審査	12. 3. 24	継続審査
2	銭函地区における教育環境の整備方について	11. 5. 19	12. 3. 22	継続審査	12. 3. 24	継続審査
30	人種差別撤廃のための条例制定方について	12. 1. 13	12. 3. 22	継続審査	12. 3. 24	継続審査
31	村山訪朝団を弾劾する意見書提出方について	12. 1. 17	12. 3. 22	不 採 択	12. 3. 24	不 採 択

経常常任委員会

○ 請 願

番 号	件 名	提 出 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議決年月日	結 果	議決年月日	結 果
10	於古発川店舗（妙見市場）の活性化と駐車場確保方について	11. 12. 10	12. 3. 22	採 択	12. 3. 24	採 択

○ 陳 情

番 号	件 名	提 出 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議決年月日	結 果	議決年月日	結 果
17	雇用の創出と失業者の生活保障を求める意見書提出方等について	11. 9. 8	12. 3. 22	継続審査	12. 3. 24	継続審査

厚生常任委員会

○請 願

番 号	件 名	提 出 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議決年月日	結 果	議決年月日	結 果
5	朝里・新光地域におけるコミュニティセンター設置方について	11. 6. 30	12. 3. 22	継続審査	12. 3. 24	継続審査
1 2	介護保険における「移送サービス」実施方等について	12. 2. 21	12. 3. 22	継続審査	12. 3. 24	継続審査
1 4	認可外保育所の補助金増額方等について	12. 3. 2	12. 3. 22	継続審査	12. 3. 24	継続審査

○陳 情

番 号	件 名	提 出 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議決年月日	結 果	議決年月日	結 果
2 3	保育所「最低基準」職員配置の改善を求める意見書提出方について	11. 12. 9	12. 3. 22	継続審査	12. 3. 24	継続審査
3 7	国民健康保険料の大幅な引き下げ方について	12. 3. 7	12. 3. 22	不 採 択	12. 3. 24	不 採 択

建設常任委員会

○請 願

番 号	件 名	提 出 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議決年月日	結 果	議決年月日	結 果
1 1	市道豊ヶ丘通線及び市道豊ヶ丘小路線のロードヒーティング敷設方について	11. 12. 13	12. 3. 22	継続審査	12. 3. 24	継続審査
1 3	市道桜 1 号線及び 2 号線のロードヒーティング敷設方について	12. 2. 23	12. 3. 22	継続審査	12. 3. 24	継続審査
1 5	市道堺学校下通線のロードヒーティング敷設方等について	12. 3. 7	12. 3. 22	継続審査	12. 3. 24	継続審査

○陳 情

番 号	件 名	提 出 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議決年月日	結 果	議決年月日	結 果
3	キライチ川における魚道の設置方について	11 . 5 . 19	12 . 3 . 22	継続審査	12 . 3 . 24	継続審査
4	市道豊川第1線のロードヒーティング敷設方について	11 . 5 . 28	12 . 3 . 22	継続審査	12 . 3 . 24	継続審査
5	市道清風ヶ丘本通線のロードヒーティング敷設方について	11 . 6 . 1	12 . 3 . 22	継続審査	12 . 3 . 24	継続審査
7	見晴町11番市管理道路のロードヒーティング敷設及び側溝の蓋設置方について	11 . 6 . 23	12 . 3 . 22	継続審査	12 . 3 . 24	継続審査
8	市道潮見台川沿線ロードヒーティング敷設方について	11 . 6 . 23	12 . 3 . 22	継続審査	12 . 3 . 24	継続審査
9	市道銭函1丁目新通線の急坂区間のロードヒーティング敷設方について	11 . 6 . 24	12 . 3 . 22	継続審査	12 . 3 . 24	継続審査
10	市道潮栄線の一部ロードヒーティング敷設方について	11 . 6 . 25	12 . 3 . 22	継続審査	12 . 3 . 24	継続審査
12	市道松泉学院通分線のロードヒーティング敷設方について	11 . 6 . 29	12 . 3 . 22	継続審査	12 . 3 . 24	継続審査
13	長橋3丁目21番・22番付近道路の整備方等について	11 . 6 . 29	12 . 3 . 22	継続審査	12 . 3 . 24	継続審査
21	JR函館本線榎里沢踏切の拡幅改良要請方等について	11 . 12 . 7	12 . 3 . 22	継続審査	12 . 3 . 24	継続審査
24	市道天狗山登山分線ロードヒーティング敷設方について	11 . 12 . 10	12 . 3 . 22	継続審査	12 . 3 . 24	継続審査
25	オタモイ3丁目陸橋通線の側溝整備方について	11 . 12 . 10	12 . 3 . 22	継続審査	12 . 3 . 24	継続審査
29	市道桜17号線の除排雪方について	12 . 1 . 11	12 . 3 . 22	継続審査	12 . 3 . 24	継続審査

学校適正配置等調査特別委員会

○陳 情

番 号	件 名	提 出 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議決年月日	結 果	議決年月日	結 果
3 2	「小樽市中学校適正配置計画実施計画（案）」見直し方について	12 . 2 . 24	12 . 3 . 21	不 採 択	12 . 3 . 24	不 採 択
3 3	「小樽市中学校適正配置計画実施計画（案）」白紙撤回方について	12 . 2 . 25	12 . 3 . 21	不 採 択	12 . 3 . 24	不 採 択
3 4	「小樽市中学校適正配置計画実施計画（案）」見直し方について	12 . 2 . 25	12 . 3 . 21	不 採 択	12 . 3 . 24	不 採 択
3 5	「小樽市中学校適正配置計画実施計画（案）」見直し方について	12 . 2 . 25	12 . 3 . 21	採 択	12 . 3 . 24	採 択
3 6	「小樽市中学校適正配置計画実施計画（案）」見直し方について	12 . 2 . 25	12 . 3 . 21	不 採 択	12 . 3 . 24	不 採 択